

博士学位論文

市民社会における平和博物館の社会的役割  
—戦争記憶の継承による平和創造の主体形成と公共性の創出—

井上 力 省

京都府立大学大学院 公共政策学研究科  
博士後期課程 福祉社会学専攻

## 【博士學位論文 要旨】

本論文は、戦後設立されてきた平和博物館を、戦争記憶の継承を通して市民性の形成につながる施設の社会的役割を明らかにすることを目的とする。すなわち、戦争記憶の継承を活動の核心とする平和博物館が、平和創造の主体形成と公共性を創出し、個人の尊厳と民主主義の価値に覚醒する市民を形成することを解明する。

論文は、序章と終章、および6つの章から構成されている。論文の前半、第1章、第2章で平和博物館の現状と課題を浮き彫りにし、第3章、第4章で市民参加と平和創造の主体形成に接近する。後半の第5章、第6章は、戦争遺跡と平和博物館を射程に入れ公共性の創出に関連する部分を構成している。

序章では、戦後の日本が保持してきた平和主義の背景と課題を提示し、平和主義が絶対平和の志向から価値選択的志向となっている現状を「平和主義の揺らぎ」として認識し、その原因を市民性の未成熟にあるという仮説に基づき、戦争と平和の問題を直接扱っている社会教育施設として、平和博物館の重要性を指摘した。

研究の背景として、本論文は日本の平和主義を支えてきた主たる要因として3点着目している。1点目は、戦後政治が法の支配に基づく平和主義をすすめてきた政治的要因である。2点目は、戦争を絶対悪とした戦争体験者による語りと証言による社会的要因である。3点目は、学校教育における平和学習などの教育的要因である。

しかし、今日では、すべての戦争を否定する絶対平和そのものが価値選択的な課題となり、先に述べた3つの要因の脆弱化が、戦後構築してきた平和主義の土台を揺るがしている。本研究の問題意識は、その揺らぎの背景を、個人の尊厳と民主主義の価値に覚醒する市民性の未成熟にあるととらえており、戦後日本の平和主義の現状分析と課題認識にある。

学校教育を離れた市民が、労働組合、協同組合、サークルでの学習の他に、戦争と平和の問題を主体的に学び思考できる公共空間は多いとはいえない。市民が人権と平和の問題に直接接近し、自由な意見交換による公論を形成する場として機能する社会教育施設の平和博物館は、市民性の形成の観点から着目されてよい。平和博物館は、市民の学習権を保障し平和主義を遵守する社会的役割を有し、平和創造の主体を形成する。それは、市民性を醸成する平和のための公共空間であり、地域における記憶の文化、平和の文化を創造する社会教育施設である。本論文が平和博物館を研究対象とする理由である。

第1章は、日本の平和博物館の全体的傾向を分析し、施設の現状と課題を導き出すことで、研究課題につながる枠組みを構成している。日本の平和博物館を研究対象とする際、平和博物館の設置主体、設立状況、展示や活動内容を最初に明らかにしなければならないが、これまでの研究では、地域、活動、展示などを対象とした個々の施設を事例に挙げた

個別研究が多く、平和博物館の全体像を把握した研究や、主体形成、公共性、記憶、市民性の観点から論じた理論的研究は途上にあるといえる。そこで施設の全貌を解明するために、平和博物館の定義と選定からはじめ、国内にある施設数を把握して全体的な傾向と性格を探究した。

その結果、日本の平和博物館の機能は、戦争体験の継承による、戦争の実態と加害・抵抗を含む戦争の実相、平和創造の主体形成に関連する平和の価値の発信が確かめられた。加えて、平和博物館の機能の土台を形成する主たるものが、戦争体験者の語り、証言、記録を含む「戦争記憶の継承」であることが判明した。

第2章では、平和博物館がこれまでの活動を通じて、抱えてきた課題を明らかにし、その解決のために市民が積極的に関わっていることを論究した。1955年広島と長崎に平和博物館が誕生して以来65年、各地の平和博物館における社会教育実践は、戦争体験の継承を中心にし、体験は記録化され非体験者による継承活動に普及して「戦争記憶の継承」という広がりを見せた。これらの活動から、平和博物館が市民参加を促進し、市民参加型の第三世代博物館として発展している現状が見て取れる。

学芸員配置など博物館としての機能が弱いという課題は、設立当初から指摘はあるものの、それらに加えて、2000年以降、戦場体験者は少なくなり、語り部活動の縮小という課題が現れている。また近年では、戦争記憶の風化を伴う新たな課題（政治的中立性、争点回避、トラウマに関わる予防的措置など）に平和博物館は直面している。

一方、1998年のNPO法制定以降に設立された「NPOによる平和博物館」11館の活動を調査した結果、市民参加が課題克服への期待に沿うことがわかった。設置主体がNPOであり、市民の主体的参加がある場合は、課題解決に立ち向かう運動としての平和博物館が看取できると共に、戦争記憶の継承が課題解決に向かう市民による主体形成に寄与することが確かめられた。

第3章は、平和博物館における教育普及に関わる市民に着目し、恒常的に平和博物館で活動するボランティアである平和ガイドを分析視角として、その実態を考察している。平和博物館に参加する市民は、施設運営者を除くと見学者である。来館者は一過性の行動をとり、長期にわたって施設に関わるものではない。日常的に博物館活動に参加する代表がボランティアであり、社会教育調査においても参加人数は多いことがわかる。その多くは展示ガイドであり、平和博物館もまた同様である。ボランティアは、博物館の教育普及を支える活動が主で、調査研究に関わる参加は少ないため、施設は市民参画型とはいえないのが現状である。

平和博物館の場合、平和ガイドの中心的活動は平和学習への協力であり、展示物を説明する継承活動である。地域ごとに戦争記憶は多様であるため、継承活動には様々な実践があることが認められる。

第4章では、平和創造の主体形成を平和ガイドの具体的な実践例をふまえて検討してい

る。平和博物館における市民参加は、学習活動を伴い平和ガイドの主体形成を導くと仮定している。立命館大学国際平和ミュージアムのボランティアガイドで設立された「平和友の会」の活動を手がかりに、平和博物館の活動が平和創造の主体形成を醸成させることを例証した。平和ガイドは展示物を通して客観的事実を説明する必要がある。その必要性から、学習活動がさらに拡充することが認識できた。

平和博物館における戦争記憶の継承は、施設の機能である教育普及に参加する市民の手で行われていることが、ボランティアの活動実態から判明した。第3章と第4章は、平和ガイド活動の実態を取り上げ、社会学的方法によって平和創造の主体形成を現状から明らかにした部分である。

今後、戦争体験者による語りや証言はアーカイブズに依拠し、モノを活用した継承が普及すると予想できる。その際、展示物や戦争遺跡の保存と活用は将来に向かって欠くことはできない。そこで、戦争記憶の継承を理論的に分析する必要があるため、第5章では、集合的記憶の概念を整理し、戦争記憶が公共的価値を有すこと、その価値が意味することを論じている。その結果、戦争記憶の公共性が戦争責任、戦後責任という問題に接近すると共に当事者性を発現することを明らかにした。戦争記憶の公共性は、地域に残存する戦争遺構に公共的価値をもたらし戦争遺跡として発見していく。それは、戦跡保存運動の理論的根拠となり、具体化な社会教育実践を導き出す。

さらに、戦争体験者の減少は、語り部による継承活動を困難とすることから、モノによる継承が今後重要となろう。そこで第6章では、これまでの平和博物館が、展示物の基礎を構成する「戦争を伝える手がかり」としての遺物（遺品）・遺構・戦争遺跡等をどのようにとらえてきたかを考究している。その結果、平和博物館における「戦争を伝える手がかり」の概念整理を試みた。また、戦争記憶の形成と継承方法を分析した。第6章の前半は、平和博物館内の展示物に関わる部分、後半は館外にある戦争遺跡についての定義と課題を検討している。

主体形成と公共性との社会的相互作用は、戦跡と平和博物館をつなぐことになり、市民の協働による平和博物館を展開する。戦跡保存と平和博物館の連携が、地域の文化、平和の文化を創造することを、豊川海軍工廠跡地保存の市民運動を事例に挙げて検証した。第5章と第6章は、平和博物館における戦争記憶の継承が、公共性を創出することを実証するところであり、今後の継承活動のあり方を示す部分である。

終章は、序章での問題提起に対する応答と各章の研究成果をまとめ、本論文の帰結として平和博物館の3つの社会的役割を浮き彫りにしている。1つは戦争記憶の継承、2つは平和創造の主体形成、3つは公共性の創出である。

特に平和博物館の社会的役割の核心は戦争記憶の継承である。それは、平和創造の主体形成や、個人の尊厳と民主主義の価値を発現する公共性を創造する。さらに加えて、主体形成と公共性の社会的相互作用は、それらの価値に覚醒する市民を登場させ市民社会を支

える。平和博物館は、責任性の発現から当事者性の形成を促し、個人の尊厳と民主主義の価値を発信する性格を有しているのである。

本研究は、平和博物館を俎上に挙げているとはいえ、市民形成の基盤をつくる普遍的価値の発信という意味では、社会教育施設全般に通じる内容と意義があろう。

以上の検討内容が、市民社会との関連性において論述した本論文の論理構成であり、平和博物館の社会的役割と施設の存在意義である。「市民の協働による平和博物館」や「平和のための博物館」を、市民性の形成と関連づけた理論的な分析については、今後の研究課題としている。

## 【目次】

序 章 戦後日本と平和博物館	1
第1節 研究の背景	(1)
第2節 研究の目的と対象	(5)
第3節 先行研究の検討	(7)
第4節 研究課題の設定	(11)
第5節 研究の観点と論文の構成	(13)
第1章 日本の平和博物館	16
第1節 平和博物館の定義	(17)
第2節 平和博物館の実態	(20)
第3節 平和博物館の類型と機能	(22)
第4節 平和博物館の機能の展開	(28)
第2章 市民参加による平和博物館	31
第1節 平和博物館の位置と市民参加	(32)
第2節 平和博物館の課題と取り組み	(36)
第3節 NPOによる平和博物館	(42)
第3章 平和博物館の教育普及における平和ガイド	47
第1節 博物館におけるボランティアと平和ガイド	(49)
第2節 平和ガイドの活動	(52)
第3節 平和ガイドの動向と課題	(56)

<b>第4章 市民参加と主体形成</b>	59
第1節 ボランティアガイド「平和友の会」の設立と活動	(60)
第2節 「平和友の会」の学習活動	(64)
第3節 見学者からみた平和ガイドの活動	(69)
第4節 平和ガイドの主体形成	(71)
<b>第5章 戦争記憶の公共性</b>	74
第1節 戦争記憶の形成と形態	(76)
第2節 戦争体験の記録化における公共性	(80)
第3節 戦争記憶における公共性の再帰	(86)
<b>第6章 戦争の痕跡から記憶の場所へ</b>	91
第1節 戦争遺跡研究と平和博物館	(91)
第2節 戦争を伝える手がかりから記憶の継承へ	(97)
第3節 戦争遺跡による記憶の形成と継承	(106)
第4節 戦争遺跡保存の課題	(109)
第5節 戦争遺跡と平和博物館の連携	(112)
<b>終章 市民の協働による平和博物館をめざして</b>	126
第1節 各章における研究成果	(127)
第2節 平和博物館研究における本論文の位置	(130)
第3節 今後の課題と展望—市民性の形成に向けて	(134)
<b>参考文献</b>	142
資料1 日本の平和博物館	I
資料2 平和博物館と平和ガイドに関する調査	VI

# 序章 戦後日本と平和博物館

## 第1節 研究の背景

### 1. 戦後75年の平和

1945年8月敗戦の75年前、1870年は、欧米列強が金融資本主義と第2次産業革命を背景に、海外植民地建設を開始した帝国主義時代の幕開けであった。日本は帝国主義国の一員となり、75年間を戦争の時代としたが、敗戦後は戦争否定の道を選択し現在に至っていることは周知の通りである。1945年から今日まで、戦争放棄という意味において日本の平和は一応保持されてきた。しかし、なぜ戦後75年間の平和は保たれてきたのであろうか。この問いに対する応答として3つの要因に着目したい。

1つは、日本国憲法の平和主義が武力保持も交戦権も容認せず戦争そのものを否定していることである。「あんな戦争は二度といかん」と<sup>1</sup>、憲法の条文に規定された枠内で、戦後政治が継続されてきたからではないだろうか。

2つは、全国各地に存在した戦争体験者が、「どんなことがあっても戦争はよくない、戦争はしてはいけない」と子や孫に戦争の悲惨さを伝えてきたことである。庶民の生活の中に、戦争否定の絶対平和主義の倫理観が育まれていたと思われる。

3つは、戦後日本の学校教育において、平和教育がすすめられたことである。自己の内面的良心に忠実である絶対平和主義の価値観が、児童・生徒の心に響いたことも背景にあるろう<sup>2</sup>。平和教育に着目すると、「国を守るよい戦争（正義の戦争）がある」という意見についての中学生比較調査の結果では、英国2007年調査は賛成（思う＋少し思う）が44.5%、ドイツ2009年調査は32.9%、反対（反対＋少し反対）が英国36.4%、ドイツ43.9%で拮抗しているが、日本2006年調査では、賛成が13.1%、反対が54.2%と開きがあり、日本のほうが「正義の戦争」に対して否定的である。

また、「どのような戦争も行うべきではない」とする意見についての英国2007年調査では、賛成が48.8%、ドイツ2009年調査では54.2%、反対は英国が34.5%であり、ドイツは28.2%である。日本2006年調査では、賛成が86.3%、反対が8.3%と、比較調査結果は大きな隔たりがある<sup>3</sup>。日本の中学生は平和主義的傾向が強いことが分かる。

---

<sup>1</sup> 伊藤智永「長期政権を作ったふたり」『毎日新聞』2019年12月7日。憲法改正をすすめる政党の中においても、戦争体験者の声は護憲にあった。

<sup>2</sup> 松元雅和『平和主義とは何か—政治哲学で考える戦争と平和—』中央公論社、2013年、26頁。

<sup>3</sup> 村上登司文「平和形成方法の教育についての考察（その2）—日英中学生の平和意識調査の比



以上のことから、戦後の日本において平和が保たれてきた要因は、日本国憲法の理念に基づいた戦後政治と市民による戦争体験の継承、そして平和教育にあると考えたい。

## 2. 平和主義の揺らぎ

現代の国際社会を鑑みると、生態系の危機、世界的な金融危機、同時多発テロ以降の国境を超えたテロネットワークの3つの次元からなるリスクを伴う構造となっている<sup>4</sup>。平和主義も絶対的な価値とは見なされず選択的な価値となっていることから、戦争体験の風化に伴って、「平和主義の揺らぎ」が日本の社会にも浸透しているように見受けられる<sup>5</sup>。

次世代を形成する中学生の平和意識を調べると、「平和主義の揺らぎ」については、朝日中学生ウィークリーの平和意識調査からも読み取ることができる。「日本はいま平和だと思いますか」の質問に対し「はい」と答える割合は、1990年の74%から2000年の39%まで、25ポイントも急減している。「いいえ」と答えた中学生の回答理由は、事件や事故の多さ、政治腐敗、環境破壊があるからが多く、リスク社会に生きる中学生が平和の概念を戦争だけでなく多様な暴力的環境も視野に入れていることが理解できる<sup>6</sup>。

しかし、その後の中学生比較調査では、日本が平和だとする生徒の割合は、2006年調査では「はい」が42.0%、2016年調査では59.0%と増加傾向にある。一方、世界が平和かという質問に対しては、2006年調査は「はい」が12.3%、「いいえ」が87.7%、2016年調査は「はい」15.3%、「いいえ」84.7%で大きな変化はない<sup>7</sup>。

日本の中学生の平和意識の特徴は、世界は平和ではないが、日本は戦争がないということから平和であると認識しながらも、震災や津波などで社会的被害を受けたとき、平和への意識は変化することである。戦後75年の平和を風化させる、これら「平和主義の揺らぎ」の要因として考えられることを3点指摘しておきたい。

1点目は、戦後政治の枠組みであった憲法の解釈変更などの政治的要因である。政党に

---

較から」『広島平和科学』29、広島大学平和科学研究センター、2007年、27-46頁。同『戦後日本の平和教育の社会学的研究』学術出版会、2009年、351-353頁。同「ドイツの平和教育の考察—ギムナジウムの調査を中心に—」『広島平和科学』35、広島大学平和科学研究センター、2013年、55頁。

<sup>4</sup> ウルリッヒ・ベック（島村賢一訳）『世界リスク社会論』筑摩書房、2010年、29頁。「気候行動サミット グレタさん国連演説 要旨」『毎日新聞』2019年9月25日。最近では、高校生のグレタ・トゥンベリ（16）が気候変動に伴う生態系の危機を訴えている。米誌 TIME は2019年の「PERSON of the YEAR」に彼女を選出している。

<sup>5</sup> 碓井広義「2019年を振り返る 戦争を伝えなかった夏の民放」『毎日新聞』2019年12月14日。8月のテレビ番組で民放はほとんど戦争関連番組を流さなかった。マスメディアは、「伝えること」だけにあるのではなく、「伝えないこと」による影響もあること、戦争や平和を考えることを奪うことになると記事は伝えている。

<sup>6</sup> 村上、前掲、2009年、317-324頁。

<sup>7</sup> 村上登司文「戦争体験継承が平和意識の形成に及ぼす影響—中学生に対する平和意識調査の時系列分析—」『広島平和科学』38、広島大学平和科学研究センター、2016年、15-39頁。

よる憲法改正論議と平行して政府が平和主義に対する解釈を変更したことが平和への不安を増長していることである<sup>8</sup>。

2点目は、戦争体験者の減少により戦争記憶の継承を困難にしていることである。1945年敗戦時に20歳から30歳だった戦争体験者は、2000年の段階では75歳から85歳であり、親や祖父母として戦争体験を家族に語る事ができた。現在では、戦争の記憶をたどることができるのは、多くが国民学校（1941-1945）の体験者となっており、従軍兵士としての体験を知る人はほとんどいない。体験者の語りは、聞き手の当事者性を醸成させる可能性をもつが、語り部の活動は2000年を境に減少し、戦争記憶の継承の課題は、非体験者に及んでいる。

3点目は、学校以外の平和学習の場が少なく、平和の価値を創造する市民的公共性が未だ成熟していないことである。このことから公民館、図書館、博物館など社会教育施設の取り組みは着目されてよい。これら3つの要因が、戦争体験の風化・忘却をもたらす「平和主義の揺らぎ」を誘引していると示唆できる。

修学旅行で南城市にある糸数アブチラガマを見学した小学生、金子采未（11歳）さんは「今回の修学旅行で、平和の大切さや戦争は二度としてはならないことを学びました。戦争を体験された方が高齢になり、実際に話を聞く機会が減ってきています。私たちが次の世代の人へ、平和の大切さをつないでいかなければならないと強く思いました<sup>9</sup>」と、感想を書いている。また、小学生、尾関泰和（12歳）さんは「私は、昨年秋の校外学習で『戦争と平和の資料館ピースあいち』へ行った。ピースあいちには『命の壁』がある。戦争のむごさを伝える、思わず目をそむけなくなる写真ばかりが展示されているが、それが戦争の真実なのだと感じた。（中略）戦後75年。戦争を語れる方が少なくなっている今、あの戦争を私たちが次の世代へと語り継がねばならないと思った」と、平和博物館を見学した体験を語っている<sup>10</sup>。次世代を担う小学生の思いに応えるためにも、戦争体験の継承と平和教育の危機を見過ごすことはできず、平和博物館という場所の意味するところは極めて大きい。

「平和主義の揺らぎ」からは、平和創造の主体を形成する市民が公共性を醸成しておらず、平和の文化を創造するエンパワメントを充たしていないことが看取できよう。田中秀夫は、危機や変革期に社会が直面した場合にだけ、ボランティアが活動するのではなく、

---

<sup>8</sup> 「集団的自衛権閣議決定」『毎日新聞』2014年7月2日。同年7月1日、内閣（首相安倍晋三）は従来日本政府が認めてこなかった集団的自衛権を認める変更を行う閣議決定をした。「安保法案反対、全国で一斉抗議 国会前でも廃案訴え」『朝日新聞』2015年8月30日。安全保障法関連法案の決定に対して市民12万人の抗議運動が広がった。「中東派遣、駆け込み決定」『朝日新聞』2019年12月28日。同年12月27日、内閣（首相安倍晋三）は海上自衛隊護衛艦を米国主導の有志連合による活動の本格化に合わせるため、アラビア半島南部地域への派遣を閣議決定している。

<sup>9</sup> 金子采未「沖縄で平和の大切さ学ぶ」『毎日新聞』2019年6月19日。

<sup>10</sup> 尾関泰和「戦争を語りついでいく」『毎日新聞』2020年3月6日。

日常から市民活動や社会運動にボランティアを組織する伝統がつけられることが、市民社会を形成すると述べている<sup>11</sup>。

平和を保持するためには、戦争記憶の継承と平和の文化を創造する平和博物館は重要な意味を持つ。平和博物館に参加し協働する市民は、人権と平和の価値に覚醒するだろう。市民的公共性からなる自発的・主体的な市民の意志が社会に反映することで、平和な社会が維持できるのではないだろうか。

### 3. 平和博物館

近年、平和博物館の団体見学者の多くは、前述した金子さんや尾関さんのような小学生の他、中高生であるが、日本の戦争を詳しく知らない生徒は多い。アメリカとの戦争を知っている小学生が、平和ガイドの説明を聞いて、はじめて日中戦争を知る場合もある<sup>12</sup>。また、広島、長崎への原爆投下以外に、全国の中小都市が米軍の戦略爆撃によって空襲被害を受けた事実を、中高生も多くは知らない<sup>13</sup>。日本の戦争被害についての歴史認識が希薄である現状をみれば、児童や生徒だけでなく大人もアジア・太平洋戦争における日本の戦争加害の歴史に触れてこなかったという国民的課題がある。

南京事件や慰安婦問題などは、メディアの報道によって話題になることもあるが、学校教育以外で歴史事実を正確に知る機会は少ない。学校から離れた成人の学びの場として公民館などの社会教育施設があるとはいえ。直接平和教育につながる施設は平和博物館以外に見当たらないだろう。子どもや生徒たちが戦争と平和の問題を知る機会は、両親や祖父母からではなく学校やメディアからが多いという現状を考慮すると<sup>14</sup>、博学連携によって平和学習をカリキュラムに補完する点においても、平和博物館の役割に期するところは大きいのではないだろうか。戦争体験者の減少に伴う戦争記憶の継承の問題や、非体験者による継承活動のあり方、戦争遺跡の保存運動による記憶の文化の創造に、平和博物館は社会教育施設として期待されるのである。

以上のことから、平和博物館は、市民の学習権を保障し平和主義を遵守する社会的役割を有し、平和創造の主体を形成する。市民性を醸成する平和のための公共空間であり、地

---

<sup>11</sup> 田中秀夫『啓蒙の対話と思想家の旅』未来社、2013年、141頁。田中は、ベトナム反戦運動、反公害運動、阪神淡路大震災の被災者救援などを挙げ日本人にボランティアな社会活動が無縁ではなかったと指摘している。

<sup>12</sup> 筆者は、立命館大学国際平和ミュージアムでボランティアガイドに登録し、平和ガイドとして活動している。詳細は第4章で述べる。

<sup>13</sup> 奥住喜重『中小都市空襲』三省堂、1988年、38-42頁。松浦総三『天皇裕仁と地方都市空襲』大月書店、1995年、224-226頁。米軍は180の都市を候補に挙げ、1945年8月15日までに66都市を戦略爆撃した。臨機目標となって爆撃された都市を含めると100都市以上といわれる。

<sup>14</sup> 村上登司文「広島学習を行う平和教育の評価—附属桃山小学校の2011年度調査を事例にして」『京都教育大学紀要』No.122、2013年、59頁。

域における記憶の文化、平和の文化を創造する社会教育施設であると仮定する。

## 第2節 研究の目的と対象

社会教育施設として平和博物館を研究するにあたって、まず本論文で扱う市民社会を形成する主体としての市民と、関係性から創出される公共性の概念に触れておく。

市民社会に不可欠な存在が、個人の尊厳と民主主義の価値に覚醒し不断の努力によって、それらの価値を求める社会的存在としての市民である。社会の構成員としての市民の主体形成にとって人権の保障と平和創造は2つの土台である。人権の保障は平和創造とつながり、平和創造は人権を保障する。これら2つの価値は不可分であり個人の尊厳を支える。市民社会は、個人の尊厳を基盤とした自己と他者とのコミュニケーションから成立すると考える。

そのためには自由に自己の意見が公共の場で尊重されるべき空間が必要である。公民館、図書館、博物館などの社会教育施設は、本来その場を提供する機能を有し、学びの公共空間としての役割を果たしているのである<sup>15</sup>。そこで展開される人間同士の諸活動が市民社会において公共性を創出し、市民社会を支えているものと考えたい。

平和博物館の博物館機能の核心は、戦争体験者の語りや証言、記録に加え、遺物、遺構、戦跡等の戦争を伝える手がかりを収集、保管、展示・教育普及、調査研究によって、戦争記憶を継承することである。平和博物館の活動に参加する市民は、戦争記憶の継承により戦争の実相を掴みとり、戦争等の暴力・不条理に抗すると共に、個人の尊厳と民主主義の価値に覚醒する。その結果、市民は、現在に連続する戦争責任、戦後責任の問題に向き合うことで、自己の責任性と当事者性を醸成するものと思われる。

そこで本研究は、平和博物館が、戦争記憶の継承活動に市民が参加することで、平和創造の主体形成と公共性を創出し、それらの社会的相互作用が、戦争等暴力の不条理に抗し、個人の尊厳と民主主義の価値に覚醒する市民を形成することを明らかにする。その帰結として平和博物館が、市民社会において市民性の形成に寄与する社会的役割を担っていることを探究する。すなわち、平和博物館は市民と協働することによって平和創造の主体形成をもたらし、戦争記憶の公共性を創出し人権と平和の価値を発信する役割を有す社会教育施設として存在することを解明する。

本研究の意義は次の通りである。まず、平和博物館の全体的な傾向を量的な把握により、平和博物館研究のフレームワークに資することができる。また、平和博物館の課題解決、平和創造の主体形成には、ボランティアなど市民参加が有効であると指摘できる。平和博

---

<sup>15</sup> 佐藤一子『「学びの公共空間」としての公民館—九条俳句訴訟が問いかけるもの—』岩波書店、2018年、162-163頁。

博物館は、平和主義を保持し、地域における記憶の文化、平和の文化を創造する市民形成の公共空間として期待できるのである。そして、戦争記憶の風化や「平和主義の揺らぎ」を克服し、人権と平和の価値に覚醒する市民像と市民社会における社会教育施設の役割を提供できよう。

以上の目的と意義をふまえ平和博物館を研究対象とする。特に、教育普及の枠組みに着目し、平和ガイドの学習活動による主体形成と、戦争記憶の継承における公共性の創出を射程に入れる。研究方法は文献調査と施設数とアンケートによる量的調査、事例研究、参与観察による質的調査を採る。

文部科学省による「社会教育調査」の区分には、博物館と博物館類似施設はあるものの、平和博物館という区分はない<sup>16</sup>。平和博物館の中には、博物館学芸員を置いた博物館類似施設も存在することから、歴史博物館に属するのであろうが、本論文では、博物館における施設自体の統計的区分には深入りせず、まずは戦争の遺物を展示する施設等を平和博物館という集合に帰属させて論じる。

戦争に関する資料館には軍事博物館、自衛隊の関連施設を含む戦争資料館、戦争博物館、平和資料館、平和記念館、平和祈念資料館等という名称の施設があり、各施設は展示内容の固有性を保持している。この点を、岩垂弘は、平和博物館・資料館の展示内容は設置者の戦争観が問われることになる。1995年に開館を目指した戦没者追悼平和祈念館をめぐる論争は重大な問題を投げかけていると指摘している<sup>17</sup>。戦争展示から何を伝えるかは施設側の理念、方針、使命が反映する。追悼や顕彰を重視した施設、自衛隊の広報活動に尽くす施設、地域の戦争被害や軍隊との関わり、戦争加害や戦争責任を含む戦争の実相を伝えようとする施設というように、施設側の意図が展示内容を創るのである。ここに施設の主体性、自立性の課題が浮上する。

【表一序】 戦争に関する資料館

軍事博物館	軍事に関する展示。軍隊が発展するために有利に機能。運営主体が軍隊や民間		
戦争資料館	平和志向性が未整理もの。自衛隊広報施設を含む		
平和博物館	平和のための博物館	平和関連博物館（博物館、美術館、図書館を含む多様な施設）	平和的条件による平和構築を希求する平和志向性、構造的暴力に対して平和的価値を発信する、平和創造の主体形成のための公共空間
戦争博物館	平和博物館 (狭義の平和博物館)	施設全体が、戦争と平和を扱う平和博物館	

(注) 先行研究を参考に筆者作成。

<sup>16</sup> 文部科学省『平成30年度社会教育統計の公表について』2020年3月23日。博物館は1286施設、博物館類似施設は4452施設あり、社会体育施設、公民館に次いで多い。

<sup>17</sup> 岩垂弘「日本の平和博物館の動向とその役割」『月刊社会教育』1994年3月、16-22頁。

本論文では、軍隊の広報を兼ねた施設や、自衛隊関連施設を除外し、狭義の平和博物館を研究対象としている。戦争に関する資料館には、戦争博物館や平和博物館と呼ばれ、平和的条件による紛争の解決や平和創造をめざす施設がある。博物館や美術館などにおいても平和志向性を有す施設を「平和のための博物館」とする主張もあるが、分析の射程を明確にするために対象としていない【表一序】。

### 第3節 先行研究の検討

これまでの研究は平和博物館の何に着眼したのであろうか。平和博物館研究は、隣接領域が多種多様であるため、多くの分野から研究課題を発見する特性を持つ。歴史学だけでなく、社会学、社会教育学、平和学、博物館学、平和教育などに研究の蓄積をみる。

近年では、歴史社会学において記憶の継承の研究がすすんでいる。立命館大学国際平和ミュージアム名誉館長の安斎育郎は、放射線防護学が専門であるため、都立第五福竜丸記念館の活動や福島原発事故の地域調査に関わっている。展示には核兵器や放射能に関する内容もあることから無関係とはいえないわけである。展示内容は多岐にわたるため各分野からの接近が認められる。平和博物館を研究対象としその役割を論証

する研究は各分野で議論されている。しかし、このことは研究の焦点を曖昧にし、体系的な平和博物館研究をすすめるべくしてきた。平和博物館の定義や選定方法を共有することができず、今日まで課題が残ってきた要因でもあった。

社会教育では、伊藤寿朗の第三世代博物館の議論を見込んだ上で平和学習の観点から論じた研究<sup>18</sup>、施設の活動を社会教育活動と位置づけ実践を検討したもの<sup>19</sup>、平和博物館の役割などを探究した研究がみられる<sup>20</sup>。平和学では、戦後日本の戦争責任の問題を浮上させる役割と関連させた平和博物館研究も発表されている。加害展示の難しさは現在も議論が続いている。平和博物館を公共空間として認識し、関与と交流の場、政治と距離を置きつつなお政治を無視しない場、個人や集団の表現の場、過去に関するあらたな形の合意形成を生み出す一過程という見方もある<sup>21</sup>。

近年、博物館と学校の連携（博学連携）がすすめられ、子どもや生徒、教員が平和教育

---

<sup>18</sup> 栗山究「日本の社会教育研究における平和博物館研究の前史に関する一考察—藤田秀雄の平和博物館の議論と伊藤寿朗の博物館論に即して—」『早稲田教育評論』第27巻第1号、2013年、119-129頁。

<sup>19</sup> 栗山究・阿知良洋平・日高昭子「平和博物館実践への社会教育的アプローチ—住民の学習に根ざす平和博物館実践の再定位—」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第15号、2014年、33-49頁。

<sup>20</sup> 岩垂、前掲、1994年。

<sup>21</sup> ダニエル・セルツ 松尾雅嗣「戦争責任と原爆をめぐる：現代日本における議論と平和博物館の役割」『広島平和科学』21、1998年、273-301頁。

の活用のために平和博物館を訪れている。特に長崎原爆資料館や広島平和記念資料館ではボランティアの活動が普及しており、戦争非体験者による継承のあり方を含め、平和教育実践の課題が浮かび上がっている。

平和教育の分野では、平和ガイドの活動を視野に入れた個別の事例研究などが現れている。非体験世代である福西加代子は、自らのガイド実践を通じた参与観察と、立命館大学国際平和ミュージアムのボランティアガイドへのインタビューによる調査、展示室内で行われているガイド実践から、新たな「戦争と平和を語り継ぐこと」の意味を見出した。福西は、平和ガイドと見学者のコンタクトゾーンの間として平和博物館をとらえている。平和博物館ではボランティア活動が拡大し、見学者への案内だけではなくガイド同士の学習や市民による「戦争展」で施設を活用するケースもあり、生涯学習の空間として機能している。

博物館学からは、フォーラムによる教育普及が論じられているが<sup>22</sup>、来館者のリピーターをどう育てるのか、伊藤寿朗が記述した『市民のなかの博物館』は平和博物館においても該当するの<sup>23</sup>、平和学習の効果についての議論は深められているわけではない。

最近では、対象施設の分類を通して、反戦平和の市民運動によって設立された施設から、国が設置した戦没者等の労苦を伝える施設まで、その動向を紹介した論考があるが<sup>24</sup>、博物館学からとらえた平和博物館研究は管見の限りあまり見当たらない。博物館法では、水族館、動物園、自然史系博物館など多様な施設を包摂することから、平和博物館の位置づけが不明であり、そのことから平和博物館研究への接近が容易ではないのであろう。

しかし、歴史博物館では近現代史や郷土史において戦前の生活等の展示は行われている。国立歴史民俗博物館の場合は、一国主義にとらわれないアジア全体を見渡した現代展示を行っており<sup>25</sup>、平和博物館の課題を共有する。ただし、未だ充分ではない戦争展示の現状を、吉田憲司は「他の博物館の展示、さらには美術館における美術作品の展示もまた、こうした歴史性や政治性とけっして無縁ではない」と述べ、日本の博物館の歴史展示における戦争被害と加害のありようを「被害の記憶と加害の忘却」と表現している<sup>26</sup>。被害に偏った展示から戦争の実相にせまる展示を創造する際、戦争加害の問題は避けて通ることはできない。平和博物館に言及した先行研究を整理すると4つの傾向が確かめられる。

---

<sup>22</sup> 福島在行「『フォーラム』としての平和博物館は可能か？～吉田憲司の提言から考える～」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第7号、2006年、1-10頁。

<sup>23</sup> 伊藤寿朗『市民のなかの博物館』吉川弘文館、1993年。

<sup>24</sup> 有元修一「平和博物館をめぐる近年の動向」『國學院雑誌』第115巻第8号、2014年、19-24頁。

<sup>25</sup> 安田常雄「展示『戦争と平和』の基本的視点」国立歴史民俗博物館編『歴博フォーラム戦争と平和—総合展示第6室〈現代〉の世界1』東京堂出版、2010年、2-19頁。

<sup>26</sup> 吉田憲司「博物館の営みと歴史—その問題性と可能性」国立歴史民俗博物館編『歴史展示とは何か—歴博フォーラム歴史系博物館の現在・未来』アム・プロモーション、2003年、25-46頁。

1 つは、平和博物館の目的や定義に関連する研究である。波田永実「戦争博物館（war memorial）と呼ぶものは、いわゆる平和博物館（peace museum）と同じものを意味する」、「本来、戦争博物館とは、戦争の悲惨さを学び伝えることによって平和を願い、二度と戦争を起こさないことを心に刻むための施設であろう」と目的に視点を合わせている<sup>27</sup>。坪井主税は、「平和博物館そのものは建物である、実質は設立した者や運営している者がその平和に対する思いを来館者に伝えていく運動である」と説明している<sup>28</sup>。坪井の指摘は、展示物によって戦争の実相を紹介し、平和の思いを来館者に伝える平和ガイドの主体形成や、平和博物館の教育普及、戦争遺跡保存運動の研究を受け継ぐ上で重要である。

村上登司文は、国内外の平和博物館の比較研究によって、外国の軍事博物館が国防意識の啓発、愛国心を涵養する機能をもつものに対して、日本の平和博物館は、戦争に関する集合的記憶の保存・活性化する機能、反省の意識と平和希求の意志を形成する機能を有していると論じている。また、安齋育郎は、ヨハン・ガルトゥングの構造的暴力の平和概念を基に広くとらえ、美術館や資料館の活動も視野に入れ、平和博物館を「平和のための博物館」として考察している<sup>29</sup>。定義や役割に関する問題は、各国においても関心をよび、国際平和博物館会議でも議論がなされている<sup>30</sup>。

2 つは、平和博物館における平和教育や展示内容に関する研究である。平和博物館を平和のための行動者となる平和学習の拠点とする藤田秀雄の指摘がある。平和学習そのものを行動のための準備学習ととらえた藤田の主張は<sup>31</sup>、坪井が平和博物館を施設だけで論じるのではなく、運動的側面からとらえることを提案した内容と結びつく。これらの指摘は、市民参加型の平和博物館の機能と役割を研究する上で着目されよう。

山根和代は地域と学校の間として平和博物館の平和教育における個人や集団に照準を合

---

<sup>27</sup> 波田永実「戦争博物館に望まれるもの」荒井信一編『戦争博物館』岩波書店、1994年、32-40頁。

<sup>28</sup> 坪井主税「平和博物館：その定義と類別化に関する若干の考察」『札幌学院大学人文学会紀要』第64号、1998年、41-52頁。

<sup>29</sup> 村上登司文「平和博物館と軍事博物館の比較—比較社会的考察—」『広島平和科学』、第25号、広島大学平和科学研究センター、2003年、123-143頁。安齋育郎「平和、平和博物館、平和のための博物館の定義」『第6回国際平和博物館会議報告集』第6回国際平和博物館会議組織委員会、2009年、33-25頁。

<sup>30</sup> 山辺昌彦「第3回世界平和博物館会議について」『博物館問題研究』No.26、博物館問題研究会、1999年、33-37頁。山根和代「日本の平和博物館におけるNGOの役割—大阪国際平和センターの場合—」『第6回国際平和博物館会議報告集』第6回国際平和博物館会議組織委員会、2009年。兼清順子「第8回国際平和博物館会議報告『2010年代の立命館大学国際平和ミュージアムの活動—大学立の平和博物館としての役割—』」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第16号、2015年、69-76頁。

<sup>31</sup> 藤田秀雄「行動する人間こそ—平和博物館の課題—」『軍縮問題資料』No.305、軍縮市民の会・軍縮研究室、2006年、38-43頁。同「平和博物館の方向」『平和のための博物館市民ネットワーク通信『ミューズ』No.10』、2003年、8-10頁。同「平和の文化と平和システム」『日本の科学者』Vol.39No.4、日本科学者会議編、2004年、22-23頁。



わせている<sup>32</sup>。太田満・田淵五十生らは、「国家主義的な『歴史認識』を作り出さないためにも、『戦争・平和博物館』の展示は、戦争被害の実態について自国民・他国民を問わず全体的に取り上げていくことが求められる」と指摘し、平和博物館には相互理解と平和の価値を共有する機能があるとしている<sup>33</sup>。安斎は、運動的機能だけでなく、施設が研究的機能をもつことの重要性を説明し、博物館固有の機能に目配りしている<sup>34</sup>。

これらの研究は、展示内容に対する政治性の問題を浮き彫りにし、平和博物館の設立当初からの課題として議論されてきたことであった。また、設置主体は何を発信すべきかという、施設の主体性の問題や、平和学習の内容に迫る研究である。

3つは、戦争記憶の継承をすすめる場として平和博物館に期待した研究である。普天間朝佳は戦争と平和運動の記憶を次世代に引き継ぐ場所として平和博物館をとらえている<sup>35</sup>。桂良太郎は、地域の負の遺産を過去に引き継ぐ機能をもつととらえ、平和博物館には地域社会の平和の創造のための中心的センターという役割があると説明した<sup>36</sup>。二人の研究は、平和創造を地域からとらえる分析視角を有しており、戦争遺跡と記憶の文化の関係を探究する上においても、平和博物館を地域博物館としてとらえ直すことにおいても重要性をもつ。

4つは、平和博物館の教育普及に焦点を絞った、ボランティアガイドの活動に関する研究である。ガイドの心理面やガイドスキルを考察した教育方法論的な内容も現れている。平和ガイドがカウンセリング機能をもち、コミュニケーション形成や平和学習の組織者であることを分析した研究や<sup>37</sup>、戦争非体験者の継承活動の意味と平和ガイドの取り組みからその役割やガイド方法を分析し、来館者への配慮やガイドの意見表明を調査した研究がある<sup>38</sup>。「非体験者がおこなうことのできる被爆の語りとは何をどのように伝達するものであるか」という問いから、新しい語りの兆候とその可能性を指摘する研究がある。

富永佐登美、葉柳和則は、その際の理論として歴史の物語論、すなわち出来事が、物語

---

<sup>32</sup> 山根和代「平和博物館における平和教育—広島と長崎への旅—」『立命館国際研究』27(1)、2014年、117-128頁。同「平和ミュージアムと平和教育」『住民と自治』664号、自治体問題研究所、2018年8月、8-12頁。

<sup>33</sup> 太田満・田淵五十生『『戦争・平和博物館』展示と国際理解—平和の祈りに隠された問題—』『奈良教育大学紀要』第52巻第1号、2003年、17-31頁。

<sup>34</sup> 安斎育郎「日本平和学会と平和博物館の連携と可能性」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第15号、2014年。

<sup>35</sup> 普天間朝佳「ひめゆり平和祈念資料館開館20周年—ひめゆり同窓会の平和運動の軌跡と次世代への継承の取り組み—」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要』第10号、2009年、81-86頁。

<sup>36</sup> 桂良太郎『『地域創造』と平和博物館—平和博物館の新たな役割と課題—』『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第9号、2008年、49-54頁。

<sup>37</sup> 杉田宏宏「沖縄・平和ガイドの平和心理学的考察」『心理科学』第26巻第2号、2006年、30-47頁。

<sup>38</sup> 源氏田憲一「平和ガイドの平和教育的実践活動—ヒロシマピースボランティアの事例研究—」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第15号、2014年、69-80頁。

り行為を通して歴史的出来事として主観的に共有されることに着目している<sup>39</sup>。富永らの研究は、ガイド自身が構成する語りが見学者の共感を増幅させることにつながると解釈しており、ガイド技術の研究に示唆を与えている。

一方、平和ガイドは自身の解釈や感情の表明が抑圧され、自己疎外を招来して違和感を感じるケースがある。そのため、富永は、非体験者の表象の可能性を見出しながら、継承活動実践の場における問題点をあぶり出し<sup>40</sup>、「語り継ぎの困難さ」と語りの形式に着目している<sup>41</sup>。これらの研究は平和ガイドによる継承活動が当事者性を導くことを示す方法論的研究として意味をもつ。その他には、日本の平和ガイド活動を例に挙げ、平和博物館における平和教育モデルを世界に紹介した研究があり<sup>42</sup>、国際平和博物館会議の動向を視野に入れた比較研究の必要性を示している。

以上述べた先行研究は、平和博物館の展示内容と活動実践、広島、長崎、沖縄という地域研究を主とした研究が多く、平和博物館の全体像を明らかにした研究、戦争記憶の継承の意味を見出す研究などの主体形成と公共性の観点から論じた理論的研究は途上にあると思われる。

## 第4節 研究課題の設定

先行研究の多くは「何をもち平和博物館とするのか」という定義の問題や、研究対象となる平和博物館の選定方法を十分に論じたとはいえず、個々具体的な施設の活動事例を通して施設の意味を見出す傾向にあった。近年の課題である、非体験者による戦争体験継承のあり方をめぐる研究、政治的争点の回避やトラウマなどの発達課題、加害展示の自粛という予防的措置の課題に迫る研究は多くはない。特に、市民参加型の博物館から見た平和博物館の位置づけや、市民と地域の協働の観点から分析した研究、施設の社会的役割を主体形成と公共性の観点からとらえ市民性との関係を理論的に明らかにする研究などは進展しているとはいえない。

本論文で扱う平和博物館（狭義の平和博物館）の設立は、平和のための「戦争展」や戦争の悲惨さを次世代に伝えるや戦争体験の継承運動、「東京空襲を記録する会」に始まる各

<sup>39</sup> 富永佐登美・葉柳和則「非体験者にとっての継承活動の現状—長崎・元平和案内人への聞き取りからの考察—」『長崎大学総合環境研究』第12巻第1号、2010年、29-40頁。

<sup>40</sup> 富永佐登美「非体験者による被爆をめぐる語りの課題と可能性—平和案内人の実践を手がかりに—」『文化環境研究』第6号、2012年、16-25頁。

<sup>41</sup> 同「非体験者による被爆をめぐる新しい語り—ピースバトンナガサキの実践を手がかりに—」『文化環境研究』第7号、2014年、19-29頁。

<sup>42</sup> Yoshiko.Tanigawa,The promotion of peace education through guides in peace museums.A case study of kyoto Museum for World Peace, Ritsumeikan University,Journal of Peace Education, vol.12,No.3, 2015,247-262.

地の「空襲・戦災を記録する会」の調査活動<sup>43</sup>、原爆裁判や戦後補償をめぐる訴訟等<sup>44</sup>に見られる市民運動が展開されていたことが背景にある。戦争被害と平和博物館の設立には相互関係があることを、山辺昌彦は「平和博物館は、個人補償をする代わりにつくられたという面をもつ場合があることも事実である。しかし、戦争体験継承や平和のための社会教育において大きな役割を果たしてきたことも事実である」と指摘している<sup>45</sup>。展示内容が戦争被害に収斂している一つの理由を山辺の研究に見つけることができよう。ここに戦争加害の展示をどうするかという課題が表出する。

広島と長崎に初めて登場して以来、今日 65 年の歴史をもつ平和博物館は、今や世界の 3 分の 1 を占めるともいわれる。特に 1980 年代、アジア・太平洋戦争での日本の侵略を進出と表現した教科書が近隣諸国から批判を招いた。教科書問題によって戦争加害への関心は拡大し 1990 年代の平和博物館ブームが到来した。

平和教育と平和博物館が着目された当初は、沖縄戦の体験者である元女学生の「ひめゆり同窓会」による「ひめゆり平和祈念資料館」の設立や、「平和のための戦争展」運動から派生した平和博物館の活動が広がっていた<sup>46</sup>。戦争体験者の語り部活動や「戦争展」は平和教育に寄与してきた<sup>47</sup>。しかし、戦争体験者の減少と高齢化が語り部活動の継続をより困難な状況に追い込んでいる<sup>48</sup>。市民のボランティアによる非体験者の継承活動に移行せざるを得ない。このことから戦争体験の継承の課題がみえてくる。

以上述べたことを考慮して研究課題を以下の通り設定する。まず日本の平和博物館の現状と課題を明らかにするために、平和博物館の定義を再確認し、その上で当該施設の全体的傾向を把握し、施設の機能と性格を検討する。平和博物館は、加害展示・政治的中立性・トラウマ予防など、争点となりそうな問題を予め避ける傾向がある（予防的措置）。この問題は、施設の主体性と関係し、課題解決には市民が力となるという仮説の下で、NPO による平和博物館 11 館の活動内容から分析する。次に、平和創造の主体形成を考究するために、

---

<sup>43</sup> 『空襲通信—空襲・戦災を記録する会全国連絡会議会報—』創刊号・第 2 号合併号、空襲会報委員会、2003 年、45-54 頁。1970 年「東京空襲を記録する会」が設立されて以来、全国各地で空襲と戦災を記録する市民運動が広がった。

<sup>44</sup> 児玉勇二『戦争裁判と平和憲法—戦争しない／させないために—』明石書店、2019 年、42-47 頁、87 頁。

<sup>45</sup> 山辺昌彦「東京大空襲をめぐる研究と運動について」『歴史評論』No.787、2015 年、76 頁。

<sup>46</sup> 福島在行「平和博物館と／の来歴の問い方—立命館大学国際平和ミュージアムが背負い込んだもの—」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』8 号、2007 年、29-38 頁。

<sup>47</sup> 立命館大学国際平和ミュージアムでは、1992 年から平和ガイドが活動している。戦争体験者が語り部としてガイドに参加しているが、近年は戦争体験者の大半は従軍者ではなく国民学校世代である。

<sup>48</sup> 社説「ひめゆり講話終了 引き継ぐ努力を最大限に」『琉球新報』2015 年 3 月 25 日、<https://ryukyushimpo.jp/editorial/preentry-240836.html> (2020 年 6 月 6 日取得) 1989 年の開館以来続けてきたひめゆり学徒の生存者による館内講話が終了した。館外講話は 2013 年に終了している。

博物館の教育普及が市民ボランティアを促進する実態を把握する。平和博物館では、戦争体験の継承活動がボランティアの学習活動を拡充し、平和ガイドの主体形成を育てることを分析する。さらに、戦争体験者の減少は、展示物を活用した非体験者の継承活動をすすめるため、展示物を構成する戦争の痕跡と戦争遺跡保存を探究することにつながる。戦跡保存運動と平和博物館との連携が公共性を創出することを追究し、平和博物館の活動が市民社会において社会的な役割があることを示す。

藤田は平和博物館の社会的責任について、「平和のために何をしたかということ」を問わねばならないとし、「平和博物館は、現実と戦争の問題に関して、適切な貢献をおこなう社会的責任がある」と考察している<sup>49</sup>。また、山辺も「平和博物館は、現実の戦争と平和の問題に関して、適切な貢献をおこなう社会的責任がある」、「現実の問題にコミットできないならば、平和博物館の今後の方向について根源的な検討を行う必要がある」と明言している。社会的役割は、現代の課題に立ち向かうべき社会的責任を包摂しており、平和博物館の核心をなす重要な性格といえよう。以上の研究課題を明らかにし、本研究の目的を達成したい。

## 第5節 研究の観点と論文の構成

研究の観点は4つある。1つは日本の平和博物館の全体像を浮き彫りにする。2つは市民参加の視角からとらえる。3つは主体形成と公共性の観点から平和博物館を研究する。4つは平和博物館の役割を権利と義務の立ち位置からとらえ社会的役割を捉える。権利とは平和博物館に集う市民の学習権であり、義務とは設置主体が国や自治体の公立施設における憲法擁護義務である。

山辺は平和博物館に義務があると次のように述べている。「平和博物館では、戦争の悲しさ、日本の戦争の問題点、平和の尊さ、平和維持のうえでの民主主義の大切さなどを組織的に問題提起すべきである。この点において価値中立的であってはならない。戦争の反省のうえにたった平和と民主主義の重要性を強調することは当然である。この平和と民主主義は、日本国憲法の立場であり、国・自治体など公的な博物館は、その尊重の義務がある」<sup>50</sup>。山辺は、平和博物館の設置者や学芸員の自立性と主体性の問題を示している。以上の観点から、市民社会における平和博物館の社会的役割と存在意義を考究ができる。

そこで本論文の前半、第1章、第2章で平和博物館の現状と課題を明らかにし、第3章、

---

<sup>49</sup> 藤田秀雄「平和博物館の方向」『平和のための博物館市民ネットワーク通信「ミューズ」』No. 10、平和のための博物館市民ネットワーク、2003年、8頁。

<sup>50</sup> 山辺昌彦「日本の平和博物館の到達点と課題」歴史教育者協議会編『増補 平和博物館・戦争資料館』青木書店、2004年、274頁。

第4章で市民参加と平和創造の主体形成に接近する。後半の第5章、第6章は、戦争の痕跡と戦争遺跡に着目し、平和博物館がそれらとつながることで公共性が創出することを検討する。特に、第1章から第5章までは、学会・研究会で発表した論文、研究ノートを修正、加筆し各章を構成している<sup>51</sup>。

第1章では、本論文の基本的な研究枠組みを示す部分である。日本における平和博物館が持つ機能とその展開を、量的な観点から実態の類型化によって全体的傾向を分析する。その際、平和博物館研究の前提条件である定義と施設の選定方法に関する課題を示すと共に、平和博物館の成果と今後の役割についても展望する。

第2章では、前章で整理した平和博物館に共通する課題を抽出し、その解決策として設置主体に着目する。NPOによる平和博物館に焦点を絞り、NPOの活動と平和博物館の活動に親和性があることを述べる。平和博物館の運動的側面に着目し、博物館の教育普及と市民参加がNPOの理念と一致していることを明らかにする。

第3章では、博物館全体の教育普及における市民参加の実態をボランティアの参加状況からとらえ、各施設で普及するボランティア活動を考察する。平和博物館における戦争体験継承の取り組みが、平和ガイドの参加を促進し多様に展開している実態を明らかにする。展示物と来館者をつなぐ平和ガイドは、見学者の知識を構成する支援者であることを説明する。

第4章では、平和博物館の市民参加が学習活動を伴うことを例証する。立命館大学国際平和ミュージアムのボランティアガイドで設立された「平和友の会」の活動を事例に挙げる。量的調査と参与観察を取り入れ、学習活動が平和創造の主体形成につながることを検討する。第3章と第4章は、教育普及と市民参加をボランティアに着目して主体形成を論じ、平和博物館の存在意義に迫る部分である。戦争記憶の継承は市民の参加を促し平和創造の主体形成をもたらすことを示す。

第5章では、戦争記憶が公共的価値をもつことを解明する。平和博物館における戦争記憶の継承が、公共性をもつことで集会的記憶である遺構は戦争遺跡として保存される。市民による戦跡保存運動が公共性を創出し戦跡とされること、平和博物館が地域に平和の文化を創造する役割があることを指摘する。戦争記憶の継承が公共性を創出することを理論的に論じる。

---

<sup>51</sup> 第1章は、井上力省「日本における平和博物館の機能とその展開—実態の類型化を手がかりに—」『福祉社会研究』第19号、京都府立大学公共政策学部福祉社会研究会、2019年、99-113頁。第2章は、同「NPOによる平和博物館の位置と運動—平和博物館の現代的課題とNPOの活動に着目して—」『福祉社会研究』第20号、京都府立大学公共政策学部福祉社会研究会、2020年、113-127頁。第3章は、同「平和博物館のボランティアに関する一考察—平和ガイドの活動に着目して—」『関西教育学会年報』第42号、関西教育学会、2018年、126-130頁。第4章は、同「平和博物館におけるボランティアガイドの学習活動—『平和友の会』の活動に着目して—」『博物館学雑誌』第45巻第1号、全日本博物館学会、2019年、121-129頁。第5章は、同「戦争記憶の公共性—平和博物館における戦争記憶の継承を射程に入れて—」『福祉社会研究』第21号、京都府立大学公共政策学部福祉社会研究会、2021年、131-146頁。

第6章では、平和博物館の収集、保管、展示・教育普及、調査研究の根幹となる展示物である「戦争を伝える手がかり」を分類し、これまでの戦争記憶の継承方法の実態をとらえる。戦争体験者の減少は、今後モノによる継承を深化させられると思われる。そこで、遺物、遺構を包摂する戦争遺跡の定義、戦争遺跡による記憶の形成と継承を考察し、戦争遺跡保存の現状と課題について調査を加えて検討する。

戦争遺跡と平和博物館をつなぐ具体的事例として「豊川海軍工廠跡地保存をすすめる会」と豊川市平和交流館を取り上げ、戦争遺跡の保存運動と平和博物館の協働が公共性を担保することを検証し、第5章を補完する。戦争遺跡と平和博物館の社会的相互作用が、市民による協働をつくりだし、主体形成と公共性の醸成に連関することを事例から解明する。

終章では、本論文全体を通して得られた知見と今後の検討課題を提示する。「平和主義の揺らぎ」を立て直すために、絶対平和を保持することが今後の市民社会にとって肝要であることを示す。個人の尊厳と民主主義を支える平和の価値の醸成は、平和博物館に関わる市民の学習活動と地域との協働による。平和博物館は公論の場を提供し、市民参加による協働と学習活動による市民性の形成に資する社会的役割があることを明示したい。

## 第1章 日本の平和博物館

近年、戦争体験者が減少し集合的記憶の継承や平和に関わる学習は難しくなっているとはいえ、平和博物館は1955年の広島平和記念資料館と長崎原爆資料館に始まって以来、現在70館以上設立されてきた。しかし、社会教育施設である平和博物館の定義については、施設のリストアップを含め個々の解釈に委ねられているのが現状である。また収集、保管、展示・教育普及、調査研究など博物館固有の機能は拡大し、戦争の実相を伝える平和学習やボランティアの活動等、平和創造の主体形成に寄与する機能へと展開している。

本章では、これまでの平和博物館の定義に関する共通認識を浮き彫りにし、再定義を試みたうえで、戦後、平和博物館が培ってきた機能を類型化し、それらの機能がさらに展開していることを明らかにする。平和博物館の社会的役割を導き出すために、平和博物館の全体的傾向を掴み取ることで、研究対象の把握を試みる。

戦後75年を経た今日、戦争体験者の高齢化によって戦争について体験者から直接話を聴く機会は極めて少なくなり、子どもたちが平和を学ぶ手段は、家庭や地域、新聞・テレビではなく、インターネットなどの媒体や学校になっている。現在では、教育課程にある「特別活動」や「総合的な学習の時間」の中で、学習主体を重視した平和学習を校内で実施する学校もあるが、一方で平和博物館を活用した平和学習を実践する学校も少なからず存在する。平和博物館は、学校だけでなく市民にとっても戦争と平和の問題を直接学ぶことができる社会教育施設として、その役割は大きい。

「平和のための教育は、根本的には民主主義的な人間教育そのものにほかならぬ」と指摘した宮原誠一以来<sup>52</sup>、社会教育においても平和の問題は早くから取り上げられてきた。藤田秀雄は、平和学習とは平和な世界創造の主体になるための学習であり、ユネスコの「学習権宣言」でいう歴史創造者となる学習であると規定し、日本の社会教育に期待するものとして第五福竜丸展示館、東京大空襲・戦災資料センター、高麗博物館などの平和博物館に着目していた。さらに平和博物館が地域の平和・人権センターとして「平和の文化」を創造すると期待していた<sup>53</sup>。藤田が注目したこれらの施設は、人権侵害や加害行為に関しての展示があり、戦争などの直接的暴力だけでなく、貧困や飢餓という構造的暴力について考えることができ、平和博物館が「平和の文化」ための活動センターとして新たな役割を示唆しているものと読み取れる。

1951年に成立した博物館法によって、日本の博物館は資料の収集、保管、展示・教育普

<sup>52</sup> 宮原誠一「平和のための教育活動」『宮原誠一教育論集』国土社、1976年、178頁。

<sup>53</sup> 藤田秀雄「21世紀の平和・人権学習」『現代的人権と社会教育の価値』東洋館出版社、2004年、30-44頁。

及、調査研究、レクリエーション等に資する施設と定められている。戦争を主とする展示内容をもち歴史博物館に類する平和博物館もまたその機能を有している。「平和博物館とは何か」という定義に関わる先行研究の多くは、施設がもつ機能を整理して意味づけ解説したものである。定義は大きく3つの機能から論じられてきた。1つは資料の収集と保管という従来の博物館の機能に焦点をあてたものである。2つは展示や教育普及における博物館の活動内容から検討しているものである。前者は、戦争体験や地域の負の遺産を引き継ぐ施設として、後者は、相互理解や合意形成、平和の価値を共有するための平和学習の場、地域の平和センターの中心として扱っている。3つは目的論的な立場から平和創造の主体形成に寄与する施設として論じられている。これらの内容は平和博物館の機能における共有認識であり到達点である。

そこで本章では、これまでの平和博物館の定義にかかわる共通認識を析出し再定義を試みた上で、平和博物館を量的に類型化しその傾向をつかむことによって、平和博物館の機能と性格を明らかにし、今後の平和博物館の役割について検討する。

以上の課題設定をもとに、第1節では平和博物館の定義を概括し、第2節では平和博物館の選定と設立の実態を把握する。第3節では平和博物館の展示内容と活動の特徴を類型化し施設の機能を明らかにする。第4節では平和博物館が今後もつべき機能について考察する。

尚、本章では平和の概念を、戦争や紛争がない状態だけではなく、人間がもつ「潜在的実現可能性」を阻む暴力がない状態ととらえる<sup>54</sup>。

## 第1節 平和博物館の定義

戦争を扱う博物館には、軍事博物館や戦争博物館、戦争資料館、平和祈念館、平和博物館など様々な呼称がある。世界で最初の平和博物館は、1902年スイスのルサーン（ルツェルン）市に創設された博物館といわれている。創設者のジャン・デン・ブロッホは、次の大戦争が起きればヨーロッパ社会の崩壊もしくは破滅につながることを、大衆に警告する目的で平和博物館を構想した<sup>55</sup>。このことは博物館の展示によって戦争の惨禍を伝え集合的記憶の継承を期待したといえる。

日本の場合、1955年に設立された広島平和記念資料館と長崎原爆資料館が最初の平和博物館である。博物館建設に伴う資料収集では、原爆投下直後から被爆の痕跡を留める瓦や

---

<sup>54</sup> ヨハン・ガルトゥング（高柳先男・塩屋保・酒井由美子訳）『構造的暴力と平和』中央大学出版、1991年、5-7頁。

<sup>55</sup> 坪井主税「ルサーン国際戦争と平和博物館—視覚資料による建物・展示会場および一部展示品の再現—」『札幌学院大学人文学会紀要』第67号、2008年、93-109頁。



石などの物理的な資料と、犠牲者の遺品を収集した長岡省吾や、原爆文献の収集に尽力した山崎与三郎らの活動にみられるように、市民の協力が欠かせなかった<sup>56</sup>。この始まりは平和博物館が市民との連携で成立することを示していた。平和博物館という言葉は、1980年代になってから使われるが、「平和博物館は、平和を目的とし、各種の活動を行う博物館（あるいはそれに類する施設）のことである。その定義は論者により異なり、必ずしも定着をみていない」と記され<sup>57</sup>、「1992年第1回平和博物館会議がイギリスで開催されて以降、常に論議されてきた」と報告されているように<sup>58</sup>、平和博物館とは何かという問いに対して研究者の認識は未だ共有されているわけではない。

しかし1998年第3回平和博物館会議においても定義については議論されており、平和博物館を「人びとに平和に関する情報を提供し、その目標を達成する方法を提示するところ」としたヨハン・ガルトゥングや「平和の諸価値を対社会的に発信する機能を果たしている社会教育施設」とした安齋育郎など、平和学の研究成果から話題になっていた<sup>59</sup>。さらに日本の平和博物館は防衛や祖国解放という「正義の戦争」論を否定し、和解など平和的条件による平和構築という志向性をふまえ、「自己実現の阻害要因を明らかにし」その克服に向けて「平和創造の主体形成を促す役割を期している社会教育施設」だと考えられてきた<sup>60</sup>。

これまで示されてきた概念には認識を共有できる部分も多く、研究成果は蓄積されてきた。すなわち、戦争などの集合的記憶の継承、平和の価値の発信、非暴力・平和的条件による平和的解決、学習活動や運動、平和創造の主体形成という指摘である。平和博物館においては、戦争体験の継承、空襲被害の調査という機能から運動的側面である平和創造の機能に関心が広がっている。平和博物館の機能から定義として捉えられてきたところを2点指摘しておきたい。

1点目は、平和博物館を主に戦争という集合的記憶を継承し、空襲被害等の調査や研究を行う機能をもつ施設としてとらえる。これは従来の博物館法にある定義を機能主義的観点から捕捉したと解釈できよう。波田永実は、「戦争博物館 (war memorial) と呼ぶものは、いわゆる平和博物館 (peace museum) と同じものを意味する」「二度と戦争を起こさないことを心に刻むための施設であろう。その意味においていかなる戦争博物館を作るかは、

---

<sup>56</sup> 志賀賢治『広島平和記念資料館は問いかける』岩波書店、2020年、84-106頁。長岡省吾は広島平和記念資料館の初代館長。被爆当時は、広島文理科大学地質学鉱物学教室の授業嘱託、地質学研究者であった。山崎与三郎は、広島電鉄家政女学校在職中、日赤病院内で被爆し、その3ヶ月後から原爆文献を収集している。

<sup>57</sup> 広島市立大学広島平和研究所編『平和と安全保障を考える事典』法律文化社、2016年、577頁。

<sup>58</sup> 山根和代「平和博物館、平和博物館建設運動の現状と課題」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第4号、2003年、3頁。

<sup>59</sup> 福島在行『「フォーラム」としての平和博物館は可能か？—吉田憲司の提言から考える—』『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第7号、2006年、3頁。

<sup>60</sup> 安齋育郎「日本平和学会と平和博物館の連携と可能性」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第15号、2014年、22頁。

われわれ日本人の戦争責任観が問われる問題でもある」と述べ、戦争の悲惨さを伝え平和希求を具体化する記憶の継承の場として平和博物館に期待していた<sup>61</sup>。村上登司文は、「日本の平和博物館の多くは、戦争体験を次世代に継承し、二度と戦争を繰り返してはならないという戦争への反省の意識と、平和希求の意志を展示方針として前面に押し出した施設ということができよう」と述べ、外国の軍事博物館との違いから継承の機能を説いている<sup>62</sup>。戦争体験という集合的記憶の継承機能が注目されていたのである。

2点目は、平和博物館を平和学習の場、平和の価値を発信する実践の場とし、学習活動や運動の観点からとらえる定義である。平和博物館そのものは建物であるが、実質は設立した者や運営している者が、平和に対する思いを来館者に伝えていく運動であると坪井主税は強調し<sup>63</sup>、さらに平和博物館を施設としてみると通常の歴史博物館であって、価値選択を伴う「平和」博物館ではない。価値選択を伴う「平和」を構築する主体は何かと問いかけている<sup>64</sup>。この指摘は展示物を歴史的文脈に位置づけて解説する平和ガイドの役割や、平和博物館の新たな教育的機能を分析する上で手がかりとなろう。

近年の研究では、平和博物館の定義を論じることをあえてせず<sup>65</sup>、「その施設が平和創造の面でどのような社会的役割を現に果たしているか」が重要だという指摘がある<sup>66</sup>。このことは記憶を継承する施設から平和を創造する運動に焦点を移し、平和博物館の教育的機能や社会教育実践への関心や期待を現している。非暴力・平和的条件による平和的解決は、平和博物館の学習活動や運動の方法であり、その目的が平和創造の主体形成なのである。

『平和のための博物館』のリストを作成する際、『平和のための博物館』の定義をする必要がある」と記した山根和代・山辺昌彦らは、積極的平和や構造的暴力の諸課題に取り組む施設や運動との連携をすすめるため、平和博物館の範囲を緩やかにとらえ「平和のための博物館」という言葉を使って説明している<sup>67</sup>。この「平和のための博物館」の考え方は、平和志向性を持つ国内外の施設を「平和のための博物館」という呼び方で包括し、施設同士のつながりを拡大して平和の価値を発信するという目的があった。学習活動と運動を通

<sup>61</sup> 波田永実「戦争博物館に望まれるもの」荒井信一編『戦争博物館』岩波書店、1994年、32~33頁。永田は、平和博物館を50館とし、27施設を紹介している。

<sup>62</sup> 村上登司文「平和博物館と軍事博物館の比較—比較社会学的考察—」『広島平和科学』第25号、2003年、123-143頁。

<sup>63</sup> 坪井主税「平和博物館:その定義と類別化に関する若干の考察」『札幌学院大学人文学会紀要』第64号、1998年、41-52頁。

<sup>64</sup> 同上、43頁。

<sup>65</sup> 福島在行・岩間優希「<平和博物館研究>に向けて—日本における平和博物館研究史とこれから—」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』別冊、2009年、4頁。平和博物館の定義をしないで、その語を使用している。

<sup>66</sup> 安斎育郎「日本平和学会と平和博物館の連携と可能性」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第15号、2014年、22頁「平和博物館の定義や分類に過度に拘泥することに意味を見出さない」と論じている。

<sup>67</sup> 山根和代・山辺昌彦編集『世界における平和のための博物館』東京大空襲・戦災資料センター、2010年、3頁。

してネットワークを求めるのである。

以上から、定義をめぐるこれまでの論考を参考に、本論文では日本における平和博物館は、資料の収集、保管等という博物館本来の機能に加えて、戦争体験など戦争記憶の継承を行い、対話・和解・交流など非暴力・平和的条件による平和的解決を方法とし、平和創造の主体形成を目的とした、人間の安全保障に資する社会教育施設であると再定義し論じることとする。

## 第2節 平和博物館の実態

平和博物館を研究対象とする場合、平和博物館の選定作業と定義の相互補完的關係は、その前提として必ず浮上する<sup>68</sup>。平和博物館のリストを挙げた文献に、平和のための博物館・市民ネットワーク編『世界における平和のための博物館』がある。これは海外 130 館と国内 96 館を調査したもので、戦争展示の多様性の克服と平和的価値の発信施設として平和博物館を「平和のための博物館」と表記している。国内 96 館のうち、施設全体が戦争や平和の展示を行っている「狭義の平和博物館」56 館、戦争展示を幅広く行う美術館や資料館を含む「広義の平和のための博物館」40 館を紹介している<sup>69</sup>。

平和博物館の一覧（リスト）作成を視野に入れた研究では、岩垂弘が設置者の戦争観や平和学習の場としての機能に着目し、主な平和関係施設として 15 の平和博物館をあげている<sup>70</sup>。村上は、外国と日本の戦争を扱う博物館を平和博物館と軍事博物館に分類し、自衛隊広報施設 8 館、日本の民間施設である「記念館みかさ」（1961）と「遊就館」（1986）の 2 館を軍事博物館と位置づけている<sup>71</sup>。その他に山根和代<sup>72</sup>、桂良太郎<sup>73</sup>、安藤裕子<sup>74</sup>らが、平和博物館の一覧（リスト）を挙げているが、設置主体から展示、教育普及の活動を施設全体の傾向から、量的に把握した研究は管見の限り見当たらない。

<sup>68</sup> 栗山究・阿知良洋平・日高昭子「平和博物館実践への社会教育的アプローチ—住民の学習に根ざす平和博物館実践の再定位—」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第 15 号、2014 年、33 頁。坪井主税、安齋育郎、ヨハン・ガルトゥングの 3 人に着目している。

<sup>69</sup> 山根・山辺編、前掲、2010 年。

<sup>70</sup> 岩垂弘「日本の平和博物館の動向とその役割」『月刊社会教育』No.455、国土社、1994 年、21-23 頁。

<sup>71</sup> 村上、前掲、2003 年、123-143 頁。現在は「記念艦三笠」である。

<sup>72</sup> 山根、前掲、2003 年で平和博物館 48 館へのアンケート調査結果を報告し、「平和ミュージアムと平和教育」『住民と自治』自治体問題研究所、2018 年 8 月号で 60 館を紹介している。

<sup>73</sup> 桂良太郎・安齋育郎・山根和代「文献調査報告 世界の平和博物館のリストと研究文献（和書・和雑誌）について」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第 9 号、2008 年、91-96 頁。平和博物館の国際的ネットワークの促進を目的として、世界の平和博物館 54 館と日本の平和博物館 56 館（2007 年開設の山梨平和ミュージアムまで）を一覧にしている。

<sup>74</sup> 安藤裕子「ヒロシマ・ナガサキはどのように表象されたか：公的記憶の変遷を辿る」早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士学位論文、2009 年。68 館を対象としている。

【表 1-1】 平和博物館の類型別による施設数

(単位: 館)

年代		1950	1970	1980	1990	2000	2010	計
平和博物館の設立数		2	5	15	24	22	6	74
設立主体	国立 (委託含)					3		3
	公立	2	3	8	17	6	3	39
	団体 (NPO)		1	2	5	13	2	23
	大学				1		1	2
	民間		1	5	1			7
場所	非核宣言自治体	2	5	15	23	21	6	72
	空襲被害都市	2	3	13	15	18	4	55
	戦争遺跡と関連	2	3	7	5	1	4	22
展示内容	空襲による被害	2	1	5	13	12	3	36
	核兵器・核廃絶	2	2		3			7
	加害・反戦			3	5	7	3	18
	人権・差別問題			2	10	5	2	19
	人物・歴史的事件		1	5	5	8	2	21
平和創造の展望	2	1	2	5	5	2	17	
教育普及	ボランティア活動	2	3	5	8	9	4	31
	平和学習での利用	2	3	7	7	11	5	35
	研究誌の発行				1	1	1	3
	自主的な学習団体			3	1	1		5
他	平和博物館会議は 10 館で構成されている。							

(出所) 歴史教育者協議会編『増補 平和博物館・戦争資料館ガイドブック』青木書店、2004年。山根和代・山辺昌彦編(2010)『世界における平和博物館』東京大空襲・資料センター、2010年。先行研究、各平和博物館の発行資料とホームページ、聞き取り調査を参考にして筆者作成。1960年代は該当なし。

日本の平和博物館の実態を量的に把握し、類型化することで平和博物館の機能とその展開を分析するにあたっては、東自由里の場所性と政治性の概念を援用して類型化を試みる。戦争記憶の継承と博物館の関係を論じた東自由里は「戦争博物館は立地場所の選定に最も重要な意味が込められ、国や自治体、あるいは市民団体等の政治的スタンスが色濃く反映される」と指摘し、場所性と政治性に関わる平和博物館は「悲劇の抑止力として、あるいはそのための装置として機能することが求められている」と述べている<sup>75</sup>。戦争記憶を次世代に継承する際、場所性は記憶の追体験を可能とすることから当事者性をもたらし、政治性は行政との関係から両論併記や教育の中立性をめぐって、争点となる展示や継承内容のあり方と関係するのである。

研究方法としては平和博物館の施設数、展示内容、活動状況ごとに施設の類型化を行う。研究対象は、先行研究でリストアップされてきた平和博物館と、新たに設立された施設を含めて 74 館とした【資料 1】。戦争をテーマにした展示があっても美術館や歴史系の総合博物館は含めていない。まず設立主体、場所、展示内容、教育普及の 4 つの類型に分け施設数から全体的傾向を確認する【表 1-1】<sup>76</sup>。

<sup>75</sup> 東自由里「戦争博物館にみる『場所性』と『政治性』」『博物館研究』第 51 巻第 11 号、2016 年、7-10 頁。

<sup>76</sup> 対象とした平和博物館 74 館の内訳は、「狭義の平和博物館」山根・山辺編、前掲、2010 年、

設立主体は、公立が 39 館、団体が 23 館と大半を占め、大学立は立命館大学国際平和ミュージアム（1992）と明治大学平和教育登戸研究所資料館（2010）の 2 館である。特に団体は 1998 年に NPO 法が制定されて以来、財団、社団の他に NPO が増加している<sup>77</sup>。この背景として自治体財政の問題だけではなく、価値選択的な課題をもつ平和博物館はたえず政治や行政施策の影響を受けやすいため、各施設が運営上の自立性を選び取っているからだと認識できる。NPO と平和博物館の関係は今後も注視する必要がある。民間設立の場合には他の団体へ移行することも察せられる。また、民間であっても個人が設立していた場合、設立者本人の高齢化によって運営が困難となっているケースがある<sup>78</sup>。

設立された年代では 1960 年代は見当たらないが、1990 年代は 24 館設立された平和博物館ブームであった。2000 年代も 22 館と続いている。このブームは敗戦から半世紀がたち、戦争体験者の減少に伴って記憶の継承を求める声が高まったことや、1980 年代に侵略表記の有無をめぐる起こった教科書検定の問題がアジア諸国との対立を生み、日本の侵略行為、アジア諸国への戦争加害の歴史問題が日本国内でも広がったことが背景にあった。

「次の世代に戦争の実相と悲惨さ、平和の尊さを伝える」ことは設立当初の平和博物館の目的の一つであった<sup>79</sup>。ヒトとモノをすべて破壊した原爆や都市空襲による歴史的な被害体験は戦争を全面否定する価値観を創出し、そのことを戦争記憶の継承活動を通して人びとに伝える施設として平和博物館は誕生したのである。日本の平和博物館の設立には、敗戦と日本国憲法の平和主義が深く関わっているのである。

### 第 3 節 平和博物館の類型と機能

これまで日本の平和博物館はどのような機能を有していたのであろうか。74 館のうち主な施設を例にとり中心となる展示内容を類型化してみると、各施設は、場所性、政治性、平和創造という性格と関係し、戦争の実態、戦争の実相、平和創造という 3 つの機能を有している【表 1-2】。

ここで述べる実態とは戦争の事実をそのもの、実相とは歴史的な重層性に埋もれた事実の真相、平和創造は「21 世紀の平和と正義のためのハーグ・アジェンダ」（1999）の勧告で

---

13-14 頁の 56 館、先行研究と文献に記された 11 館（知覧特攻平和館、戸田平和記念館、アンネ・フランク資料館、浦頭引揚記念平和公園、大刀洗平和祈念館、平和祈念館天望庵、南風原文化センター、丹波マンガン記念館、万世特攻平和祈念館、八重山平和祈念館、しょうけい館）、近年開設された 7 館（NPO 中帰連平和記念館、明治大学平和教育登戸研究所資料館、滋賀平和祈念館、宇佐市平和資料館、満蒙開拓平和記念館、花岡平和記念館、豊川市平和交流館）である【資料 1】。

<sup>77</sup> 山辺・山根、前掲、2010 年。安藤、前掲、2009 年。国立、公立、民間の 3 分類。

<sup>78</sup> 少国民の部屋資料館（長崎市）は、2021 年 3 月現在、閉館中。

<sup>79</sup> 平和博物館を創る会『平和博物館を考える』平和のアトリエ、1994 年、67 頁。

ある戦争をなくすことと「平和の文化」を実現するための行動とする<sup>80</sup>。

## 1. 場所性と関連した戦争の実態を伝える機能

藤田らは、「追体験学習が、新たな平和学習の内容・方法として追求されている。沖縄戦の問題にとどまらず、現実の米軍基地や核の問題と結びつけ、今日の平和をめぐる問題として学習しようという点で、積極的な意義を持っている」と指摘している<sup>81</sup>。この追体験学習は場所性と関わる体験の重要性と読み取ることができ、平和博物館が追体験学習の場所として機能することを示していよう。平和博物館は実態の場所にあることに一層の意味があると察せられる。

日本の平和博物館 74 館中 55 館が空襲被害都市に設立されている【表 1-1】。これらの施設は被害の実態と戦争体験記録の収集を積極的に行ってきた。都市空襲や戦争遺跡の調査は各地域・場所と戦争の関係を顕在化させ戦争の実態を明らかにする。

仙台市戦災復興記念館（1981）から近年設立された宇佐市平和資料館（2013）、豊川市平和交流館（2018）などが、都市空襲を展示しているのは場所性と関連しているからである【表 1-2】。米軍は、日本国内 180 都市の戦略爆撃を計画し、敗戦の日までに 66 都市を爆撃した。臨機目標や付随的爆撃を加えると 100 以上の都市が被災していた。50 万人を超える犠牲者をもたらした米軍による空襲は、全国各地に空襲体験者を生み出したのである。場所性とかかわる空襲被害の調査研究は<sup>82</sup>、被害の実態を明らかにし空襲被害補償の支援を行う市民運動とも関わり、平和博物館設立の要因でもあった。

広島平和記念資料館（1955）、長崎原爆資料館（1955）、都立第五福竜丸展示館（1976）に関わる被爆者による市民運動は、核兵器廃絶の運動を広げ、原水爆禁止世界大会の結成（1955）や核兵器禁止条約（2017）成立に寄与した。核兵器は人類を滅亡させ生存的権利を脅かすことから、核兵器廃絶のための市民運動は戦争の全面否定の価値を創出してきた。「平和のうちに生存する権利を有す」という日本国憲法の平和的生存権は、被爆国の集合的記憶から生みだされた権利ともいえる。明治大学登戸平和教育資料館の専門員で元高校教諭の渡辺賢治らは、秘密裏に隠された旧陸軍登戸研究所を教え子たちと調べ<sup>83</sup>、その経験から「戦争体験者は誰にも言わなかった戦争体験を若い高校生には語り始める」と語り、実態の次世代への継承を進めてきた。また沖縄では慰霊碑や戦争遺跡が平和博物館とともに記憶の継承の場所となっていた。

<sup>80</sup> ベティ・リアドン アリシア・カベスード（藤田秀雄・浅川和也監訳）『戦争をなくすための平和教育—「暴力の文化」から「平和の文化」へ』明石書店、2005年、22-23頁。

<sup>81</sup> 藤田秀雄編『平和学習入門』国土社、1988年、135頁。

<sup>82</sup> 「空襲・戦災を記録する会全国連絡会議」は、研究誌『空襲通信』を毎年刊行し、米国による空襲の詳細を研究調査している。

<sup>83</sup> 鴨志田公男「今どきサイエンス」『毎日新聞』2017年5月25日。

このように戦争の実態を伝える場所について高橋哲哉は、戦争を経験した人の物語を聞くこと、戦争の記憶をいわば物質化して見せてくれる戦争博物館、資料館という「記憶の場所」に行くこと、戦跡の場所に自分も立って、かつての事件に思いを馳せることが知識を超えた何ものかが経験できると記している<sup>84</sup>。このことから、平和博物館と戦争遺跡はヒトと戦争をつなぎ次世代に戦争の実態を伝える場所である。都市空襲、戦跡、原爆、沖縄戦などにおける平和博物館の場所性は、すべての戦争を否定する平和主義と当事者性をつなぎ機能していると考えられよう。

## 2. 政治性と関連した戦争の実相を伝える機能

2010年代の平和博物館の現状から3つの課題が提示されている。1つ目は、語り手の喪失に伴う戦争記憶の風化であり、2つ目は、歴史修正主義と排他主義による展示内容の見直しをめぐる圧力であり、3つ目は、子どもの発達に影響を与えると予想されるトラウマの予防や歴史や政治に関する論争を予め避けておく施設側の配慮という予防的措置である<sup>85</sup>。これらの課題は、展示内容の形骸化と「平和主義の揺らぎ」をもたらし、教育普及を困難にするおそれがあり、平和博物館の主体性が問われる課題と認識できる。

場所性から芽生える当事者性は戦争被害の歴史的背景への理解を求め、加害や反戦・抵抗のテーマで展示が行われる。その結果、平和への脅威は戦争だけでなく人間の潜在能力の可能性を脅かす暴力であるとし、人権や差別の問題に焦点を向けるようになる。女たちの戦争と人権資料館(2005)や堺市立平和と人権資料館(1994)は、人権抑圧や差別を助長する戦争の実相にせまり、慰安婦問題など人間の安全保障にかかわるテーマも視野に入れ、現代の未解決の課題に接近している。個人に内在する潜在能力の可能性を守ろうとする平和博物館にとって、「人間の生存、生活、尊厳」に言及したアマルティア・センの「人間の安全保障」の思想は見過ごせない<sup>86</sup>。

アジア・太平洋を占領した日本軍が戦地で行ったことを展示することが難しいのは、多くを証言に頼らざるを得ないため検証しにくいからである<sup>87</sup>。しかし被害体験を展示するだけでは戦争の実相に迫ることはできない。戦争被害の原因探究は地域と戦争の関係性を問うことであり、戦争加害や平和創造への展示につながるのである。「日本のメモリアルは被害の記憶と終わった日。そしてドイツのメモリアルは加害の記憶と始まった日。どちらを

<sup>84</sup> 高橋哲哉「単なる知識を超えるもの—戦争の記憶にアプローチするために—」〔記憶と表現〕研究会『訪ねてみよう戦争を学ぶミュージアム／メモリアル』岩波書店、2003年、iii~vi頁。

<sup>85</sup> 兼清順子「第8回国際平和博物館会議報告—2010年代の立命館大学国際平和ミュージアムの活動—大学立の平和博物館としての役割—」『立命館平和研究』第16号、2015年、70-71頁。

<sup>86</sup> アマルティア・セン(大石りら訳)『貧困の克服』集英社、2002年、136頁。

<sup>87</sup> 京都国立博物館「国際博物館の日記念シンポジウム—ICOM 京都大会に向けて」2017年5月21日の討論で、国立歴史民俗博物館の久留島浩館長は、語られない歴史(unspeakable history)を展示する際の課題と述べている。

【表1-2】 主な平和博物館の類型と機能

(A) 場所性とかかわる戦争の実態を伝える機能					
類型	都道府県	主な施設	設立	展示内容、その他	
都市空襲	宮城	仙台市戦災復興記念館	1981	防空壕の原寸大模型、市庁舎サイレン。1945年7月10日仙台空襲	
	大阪	大阪国際平和センター (ピースおおさか)	1991	リニューアル後、戦争加害の展示なし。大阪大空襲が主な展示となった。被害状況や戦時下の生活を紹介	
	静岡	静岡市平和資料センター	1992	市民が描いた静岡の空襲体験画120点、所蔵資料3167点、平和文庫1500冊。平和学習での利用が多い	
	神奈川	川崎市平和館	1992	川崎大空襲、民族紛争や現代の戦争、国家の暴力、メディアの関与も紹介	
	兵庫	姫路市平和資料館	1996	姫路空襲の地響き体験もできる。特別展で各地の空襲	
	岐阜	岐阜市平和資料室	2002	岐阜市空襲の戦災遺品、M69 収束焼夷弾の複製模型	
	東京	東京大空襲・戦災資料センター	2002	東京大空襲の資料、収束焼夷弾の原寸模型。『平和のための博物館・市民ネットワーク通信』第36号(2016年)まで保存	
	新潟	長岡戦災資料館	2003	長岡空襲(1945年7月20日、8月1日、8月2日)を記録・保存	
	茨城	水戸市平和記念館	2009	防空頭巾、もんぺ、鉄兜。水戸空襲、戦災の体験画など	
大分	宇佐市平和資料館	2013	実物大の零戦21型模型展示。宇佐海軍航空隊、宇佐空襲。		
戦争遺跡	原爆	広島	広島平和記念資料館	1955	原爆被爆体験、軍都広島、核兵器反対のとりくみ紹介
		長崎	長崎原爆資料館	1955	実物大の爆弾。アーカイブによる被爆者証言映像
		東京	都立第五福竜丸展示館	1976	第五福竜丸の実物。乗組員の健康被害、核実験、原水禁運動の資料
	戦跡	広島	大久野島毒ガス資料館	1988	毒ガス製造過程の遺物、実戦の証明や、後遺症に関する資料
		神奈川	明治大学平和教育登戸研究所資料館	2010	細菌兵器、風船爆弾、偽札など秘密戦にかかわる資料。第九陸軍技術研究所跡にある。川崎市
	沖縄戦	愛知	豊川市平和交流館	2018	豊川海軍工廠の歴史、豊川空襲、公園内の戦争遺跡のパネル
		沖縄	沖縄県平和祈念資料館	1975	沖縄戦、地上戦の体験、捕虜収容所の生活。糸満市
沖縄	ひめゆり平和祈念資料館	1988	沖縄戦までの経緯、陸軍病院壕、戦下の南部撤退、ひめゆり学徒の遺影と犠牲状況。糸満市		
(B) 政治性とかかわる戦争の実相を伝える機能					
人物・事件	兵庫	アンネ・フランク資料館	1980	アンネの父・オットー・フランクから預かったアンネの遺品	
	福島	アウシュヴィッツ平和博物館	2003	アウシュヴィッツ関連資料。巡回展を契機に常設展示。白河市	
	沖縄	対馬丸記念館	2003	学童疎開船・対馬丸。米軍魚雷による子ども1476人の犠牲	
	長野	満蒙開拓平和記念館	2013	満蒙開拓団と移民関連の地図、写真。山本慈昭と中国残留孤児の歴史を紹介。阿智村	
加害・反戦	沖縄	反戦平和資料館	1984	沖縄戦、米軍基地反対運動の歴史。阿波根昌鴻が私費で、伊江村に建設(ヌチドゥカカラの家)。沖縄県伊江島	
	高知	平和資料館・草の家	1989	高知空襲ほか環境問題、平和的生存権に着目。市民による運営	
	長崎	岡まさはる記念長崎平和資料館	1995	日本の戦争加害(朝鮮人被曝、皇民化教育、中国人強制連行、慰安婦、南京虐殺)、戦後補償	
	埼玉	NPO 中帰連平和記念館	2006	撫順戦犯管理所、中国帰還者、戦争犯罪関連資料。川越市	
	秋田	花岡平和記念館	2010	花岡鉱山での中国人労働者強制連行(花岡事件)に関する資料	
人権・差別	大阪	堺市平和と人権資料館	1994	(フェニックス・ミュージアム) 堺大空襲のジオラマ、侵略と加害、人権関係	
	広島	福山市人権平和資料館	1994	部落問題などの人権関係、福山空襲に関する資料展示	
	東京	わたしの戦争と平和資料館(wam)	2005	女性国際戦犯法廷の説明パネル、アジア各国の「慰安婦」被害に関する展示、戦時性暴力、戦争加害。新宿区	
(C) 平和の価値を発信する平和創造の機能					
平和創造	京都	立命館大学国際平和ミュージアム	1992	大学立の博物館。わだつみ像。学徒出陣、十五年戦争中の加害と被害の歴史。平和創造展示室。平和学習が多い	
	神奈川	地球市民神奈川プラザ・国際平和展示室	1998	生存を脅かす地球規模の課題(紛争、難民、環境、開発、貧困)、横浜、川崎、平塚、小田原の空襲被害。横浜市	
	愛知	戦争と平和の資料館(ピースあいち)	2007	愛知県下の空襲、戦時下の暮らし、現代の戦争と平和。2010年に博物館相当施設となる。名古屋市	

(注) 【表1-1】 出所資料から筆者作成。



記憶すべきなのか。どちらを起点に考えるべきなのか」「結果としてこの国は、加害の記憶に被害の記憶を上書きした」と表現されるように<sup>88</sup>、戦争被害の展示を中心にし、戦争加害や抵抗の展示を抑制する平和博物館の記憶の継承のあり方そのものが問われているのである。

岡まさはる記念長崎平和資料館（1995年）は、慰安婦、南京事件のほか、三菱重工による端島（軍艦島）での朝鮮人強制労働など、日本の加害の歴史を積極的に展示している。設立の趣旨は「この資料館は、日本の無責任な現状の告発に生涯を捧げた故岡正治氏の遺志を継ぎ、史実に基づいて日本の加害責任を訴えようと市民の手で設立されました」と記している<sup>89</sup>。また、反戦平和資料館（ヌチドゥタカラの家）（1984）は<sup>90</sup>、戦後住民の土地や畑を武力で奪った米軍に対する土地闘争のリーダー、阿波根昌鴻が、伊江島に自費でつくった資料館である。このように平和博物館には戦争加害や抵抗運動について積極的に展示をしているところもあるが多くはない。

戦争に抵抗した人物、地域や戦跡に関係する展示は、政治的判断を含む戦争の全体像、実相を伝えることになろう。アウシュヴィッツ平和博物館は、巡回展や「子どもの目に映った戦争」原画展、常設展示施設「いのちと平和の博物館」が前身であった。被害と加害の両面から平和を問うことができるアウシュヴィッツ関連資料は、「人間性に対する深く重い問いかけ」であり「人間の条件」を示している。「それは、子供から大人までがアウシュヴィッツを通して生命や平和の意義について学習できる社会教育、あるいは生涯学習の施設として、博物館活動を充実させることであった」と山田正行は述べている<sup>91</sup>。開館の案内には「『いのち』『平和』『人権』の大切さを訴える施設」とあり、平和に対する思いが全世界に発信されることを関係者は願っていた<sup>92</sup>。平和博物館は展示を通じて伝えるべきものがあり、政治性によって自主規制されるものではないと理解できる。

### 3. 平和の価値を発信し平和創造を目的とする教育的機能

現在、74館中31館がボランティア活動を受け入れ35館で平和学習を行っている【表1-1】。展示や戦争体験者による継承機能は、平和博物館を活用した学校の平和学習に平和ガイドが協力する教育普及へと展開している。平和学習やボランティア活動は、学習の組織化と世代間交流を構築し、平和創造の主体形成とかかわる教育的機能としてとらえるこ

<sup>88</sup> 森達也『すべての戦争は自衛意識から始まる』ダイヤモンド社、2015年、51頁。

<sup>89</sup> リーフレット『岡まさはる記念長崎平和資料館』1995年10月1日。

<sup>90</sup> 「ストーリー『沖縄のガンジー』継いで」『毎日新聞』2017年7月9日。米軍の「銃剣とブルドーザー」による土地接収は島中の怒りをよんだ。1953年から始まった伊江島の土地闘争の記録は、阿波根昌鴻『米軍と農民―沖縄県伊江島―』岩波書店、1973年。同『命こそ宝―沖縄反戦の心―』岩波書店、1992年に詳しい。

<sup>91</sup> 山田正行『希望への扉―心に刻み伝えるアウシュヴィッツ』同時代社、2004年、154頁。

<sup>92</sup> 同上、174頁。

とができる。平和的条件による紛争の解決をはかる平和主義は、ヨハン・ガルトウングの平和学の概念を受容し平和創造の展示に反映している。戦争非体験者が記憶の継承を行うとき、「当事者性をもった想像力」を鍛えることが求められ、人ごとではなく自分事として戦争体験者の感覚に接近できるかは、平和博物館の教育的機能に求められることであろう。

平和学習での活用は施設同士のネットワークを広げ、情報交換によって教育的機能が展開される。日本平和博物館会議は「戦争の惨禍を人々に伝え平和の実現に資することを目的とする博物館が協力して調査・研究等を行うことにより、相互の連携を図りつつ平和推進事業の一層の発展を期することを目的」として1994年に結成され<sup>93</sup>、年に1回定例会を開催している。参加している10館では、平和学習やボランティア活動が行われており、教育的機能が期待されている。平和学習は、藤田らが注目していたハーグ・アジェンダ(1999)が行動の指針として提起している4つの柱である「戦争の根本的原因と『平和の文化』」「国際人道法・国際人権法とその制度」「暴力的紛争の予防・解決・転換」「軍縮・非武装化と人間の安全保障」の実現にむけて、社会のために行動できる力を育てるのである<sup>94</sup>。

以上述べたように、平和博物館は、場所性と関連した戦争被害の実態や政治性と関連した戦争の実相を伝える機能、さらに平和創造のために平和の価値を発信し伝える教育的機能を有していると分析できる。

以上、先行研究でリストアップされてきた日本の平和博物館を視野にいれ、類型化を試みることによって、平和博物館の全体的傾向を把握しその機能を論じてきた。その成果をふまえ、日本の平和博物館が獲得してきた3つの機能とその展開について整理しておきたい。

第1に、戦争体験という集合的記憶を継承する機能によって戦争の実態を明らかにしたことであった。特に原爆投下と都市空襲による圧倒的な被害は、すべての戦争を否定する日本の平和主義、平和的生存権を確認することでもあった。

第2に、戦争被害の実態を展示することから、歴史的文脈を求める展示へと機能が展開したことである。戦争加害や反戦・抵抗の運動、人権と差別問題、人物や歴史的事件を通じて、地域と戦争の関わりを調査・展示し、戦争の実相を明らかにするとともに戦争責任を問うことでもあった。

第3に、平和創造のための教育的機能は、平和学習の場所として展開したことである。学校にとっては追加学習を可能とする場所であり、平和ガイドを含むボランティアにとっては生涯学習の場所である。平和博物館における学校教育と社会教育の接続は、平和を思考し平和のために行動する準備学習の場として可能性を広げてきた。

<sup>93</sup> 日本平和博物館会議には、沖縄県平和祈念資料館、ひめゆり平和祈念資料館、対馬丸記念館、長崎原爆資料館、広島平和記念資料館、ピースおおさか、立命館大学国際平和ミュージアム、神奈川県立地球市民かながわプラザ、川崎市平和館、埼玉平和資料館の10館が加盟している。

<sup>94</sup> ベティ・リアドン アリシア・カベスード(藤田秀雄・浅川和也監訳)、前掲、2005年、22-23頁。

## 第4節 平和博物館の機能の展開

平和博物館の機能は、来館者や施設関係者、地域住民の要望によって新たな機能を展開する可能性がある。平和博物館の教育普及は、対話、和解、交流という平和的手段による平和創造という機能を拡大し、ボランティアや見学者ら市民が平和の価値を発信する。

今後、平和博物館がもつべき3つの機能として、安齋は研究的機能、教育的機能、運動的機能を取り上げ「平和博物館がどのような意味をもち、それがさらに魅力的な社会教育施設であるためにはどのような条件が保障されるべきかを明らかにし、平和博物館がそうした条件をそなえられるような社会的枠組みを作ることによって貢献することが期待されるだろう」と述べている<sup>95</sup>。では、平和博物館が獲得してきた3つの機能である、戦争の実態、戦争の実相、平和創造の機能に対して、安齋が指摘する「もつべき機能」は、いかなる場面で関連するのであろうか。

1つ目の研究的機能については、立命館大学国際平和ミュージアムの場合『国際平和ミュージアムだより』や<sup>96</sup>、論文、調査、実践などを掲載した学術研究雑誌、『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』を2000年から毎年刊行している<sup>97</sup>。ニューズレターを公開している平和博物館はあるものの、学術研究誌の刊行は極めて少ない。平和博物館は小規模のところが多く、学芸員の配置も充分ではないのが現状である。

しかし、研究的機能の拡充は、展示物の調査研究を補完し、戦争の痕跡の背後にある客観的事実を明らかにし戦争の実相に迫ることができる。今後、遺物（遺品）などモノによる継承活動が重視される中で研究的機能は極めて重要である。

2つ目の教育的機能については、平和創造の機能と関連する。平和博物館は学校の平和学習で利用されるケースが多く<sup>98</sup>、平和学習や平和ガイドを含むボランティアが活動している施設は多数ある。戦争体験の継承だけでなく、戦争加害や構造的暴力について学習する機会において、平和ガイドの役割は重視されており、客観的事実と体験の継承を伝える社会教育実践としても分析されている<sup>99</sup>。「博物館は、社会人や高齢者の生涯学習の場としても注目を集め、市民の大学として市民向けの多彩な講座を開催したり、ボランティア活動の場として、展示解説や資料整理・調査研究に市民ボランティア制度を導入している博物館も少なくない」と指摘されるように<sup>100</sup>、社会教育実践の場として、平和博物館は機能

<sup>95</sup> 安齋、前掲、2014年、27-29頁。

<sup>96</sup> 『立命館大学国際平和ミュージアムだより』通巻82号、2021年1月15日。

<sup>97</sup> 『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム—』第22号、2021年。2000年から刊行されている。

<sup>98</sup> 『立命館大学国際平和ミュージアムだより』vol.23-2（通巻66号）、2015年12月4日。立命館大学国際平和ミュージアムの場合、来館者の約70%は小中高生である。

<sup>99</sup> 源氏田憲一「平和ガイドの平和教育的実践活動—ヒロシマピースボランティアの事例研究」『立命館平和研究』第15号、2014年。

<sup>100</sup> 浜田弘明『博物館の新潮流と学芸員』御茶の水書房、2012、38頁。

している。

3つ目の運動的機能については、学芸員を含む施設職員、来館者やガイド同士が、つながることで、次世代に平和の価値を継承する。平和創造のための市民運動と平和博物館との連携が視野に入る。平和博物館が社会教育施設としての条件を引き出すことという安斎の提起は、坪井が主張した「平和博物館を運動としてとらえる」視点や、藤田らが提示してきた平和のための行動の準備としての平和学習を再確認する意味として解釈できるのではないだろうか。施設としてだけでなく平和博物館を運動としてとらえることで、「平和のための博物館」の概念が、平和創造の広がり期待した意味であることが理解できる。

この運動は施設独自のものに加え、来館者など市民の自主的な活動を意味する。本来「展示とは展示物（モノ）によって構成され、その内容（物語）を表現する」<sup>101</sup>。展示物があるだけでは、モノがあるだけで、そのモノの背後にある意味を知ることは出来ない。展示物は歴史的な脈に位置するモノでなければならない。しかし平和博物館を運動の側面からとらえると、平和創造のために戦争記憶の継承の何を伝えるのか、なぜ戦争の痕跡を展示するのかという課題が現れる。

近年、人権、差別、抵抗など、モノではなく実践や活動を意味する社会的記憶や「記念するということが過去を道徳化することである」という見方がある<sup>102</sup>。戦争遺跡保存と連携し、収蔵品を展示する平和博物館が、追悼や慰霊、顕彰などの祈念行為を利用して、戦前の道徳観、国威発揚、軍隊賛美を求める宣伝装置として教育的機能を展開するならば<sup>103</sup>、これまで培われてきた日本における平和博物館とはいえないであろう。モノや戦跡を通して、平和博物館は価値選択を伴う「平和」から、保持してきた平和主義をどのように伝えるかという課題が表出するのである。

以上論じてきた内容から今後求められる検討課題は3点である。

1点目は、平和創造に取り組む場所としての役割を平和博物館以外の社会教育施設に持たせることである。それらの施設は「平和のための博物館」となり、平和学習によって人がつながる。資料館や美術館、図書館においても、戦争と平和を学び「文化的価値を創り出す場所」としての可能性を見出すことである<sup>104</sup>。平和博物館は「異文化に接触する場」としてのコンタクトゾーンであり<sup>105</sup>、世代間の「語る場」、相互的対話を形成するフォー

---

<sup>101</sup> 福島在行「現代日本の平和博物館の現状と諸課題に関する考察—平和博物館の課題と歴史教育・歴史学との交点—」京都府立大学大学院文学研究科史学専攻博士論文、2011年。

<sup>102</sup> エヤル・ベン・アリ「戦争体験の記憶と語り」関沢まゆみ編『戦争記憶論—忘却、変容そして継承』昭和堂、2010年、2-21頁。

<sup>103</sup> 井上亮『天皇の戦争宝庫—知られざる皇居の靖国「御府」』筑摩書房、2017年、59-60頁。

<sup>104</sup> 新藤浩伸「博物館構想の展開と地域学習」佐藤一子編『地域学習の創造—地域再生への学びを拓く—』東京大学出版会、2015年、212頁。

<sup>105</sup> 福西加代子「戦争と平和を語り継ぐ—立命館大学国際平和ミュージアムのボランティアガイドの実践を事例に」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第13号、2012年、37頁。

ラムなど<sup>106</sup>、交流の公共空間としての役割が注目されている。今後、平和博物館は常設展や企画展だけでなく日常的に利用できる、ヒトをつなぐ場としての機能を実証的に検討しなければならないだろう。

2点目は、戦争遺跡との関係を明らかにすることである。「地域の住民が、地域の歴史や課題について、具体的地域資料を通じて学習をしようとした時、地域博物館の存在はとてもおおきなものとなる」という指摘もある<sup>107</sup>。各地域において平和博物館と戦跡保存運動、ボランティアが連携すれば、地域博物館としての役割を担う野外平和博物館も構想できるであろう。

3点目は、語られない歴史への実証的な調査研究と史資料の収集と保存、公開である<sup>108</sup>。個人研究も含めた実証的な研究成果のフォローである。次世代に平和創造を継承するには、さらに平和博物館の機能を展開し今後の役割を示す必要があるだろう。

戦争はすべて防衛という名で行われた反省から、日本国憲法は「非暴力の教えであり、国際関係の指針としては、自衛戦争も含む戦争一般に原則として反対する」平和主義の概念を包摂していた<sup>109</sup>。戦後、平和博物館は、場所性と政治性、平和創造の観点から日本国憲法の理念を織り込んで設立運営されてきたと判断できる。紛争や災害などが多発するリスク社会の中で、平和の概念自体が価値選択的課題となっている現在だからこそ、平和博物館は平和的生存権や平和の文化という価値を包摂していると主張できるのである。

平和博物館は、資料の収集・保存、展示・教育普及による戦争体験の継承の取り組みから、平和の価値の発信、平和創造の活動を展開している。しかし、戦争被害をもたらした歴史的要因であるアジア・太平洋戦争の批判的継承については、展示内容における自主規制を含み課題を残している。平和博物館の将来にわたる役割をみすえた教育普及や、地域とかかわる地域博物館としての性格、社会教育実践については十分検討されているわけではない。

本章では、日本における平和博物館の全体的傾向とその性格を明らかにし、平和博物館研究の前提として、関連する多様な研究課題の基礎的な分析枠組みを提示した。戦争記憶の継承は、戦争体験者による語り部活動や証言において市民参加を促した。市民参加は、教育普及、平和学習を拡充し、平和博物館が抱える課題を克服する。平和博物館の現代的課題と市民参加の関係については次章で論じる。

---

<sup>106</sup> 栗山・阿知良・日高、前掲、2014年、36-38頁。

<sup>107</sup> 浜田、前掲、2012年、57頁。

<sup>108</sup> 「沖縄県読谷村『公文書館』計画 対米軍の記録発信」『毎日新聞』2017年8月24日。平和博物館が収集した史資料と地域の公文書をネット上で公開することで、研究機能を拡大できる可能性がある。

<sup>109</sup> 松元雅和『平和主義とは何か—政治哲学で考える戦争と平和—』中央公論社、2013年、33頁。

## 第2章 市民参加による平和博物館

本章は、博物館における発展段階の位置と、平和博物館が直面する現代的課題を考察し、市民参加による平和博物館の代表として、設立主体が NPO である平和博物館 11 館の活動が、課題克服のための運動的側面を有していることを明らかにする。

今日、平和博物館は、後述する第三世代の博物館の途上段階にあると見受けられる。NPO による平和博物館のミッション（使命）、アドボカシー（提言）、協働を突き詰めることで、これら 11 館は、戦争加害や反戦・平和の展示、争点回避のための自主規制、トラウマの予防など、平和博物館が直面する課題に対応し解決を試みていることがわかる。さらに、公立平和博物館など他の施設の活動に効果を上げる可能性があること、個人の尊厳の回復や人権保障を求める運動的側面があると仮定したい。また、市民活動や地域の学習運動と協働する地域博物館として、平和博物館と NPO には親和性があると思われる。

本来、平和博物館の多くは、戦争被害にかかわる資料の収集と保管、展示による戦争体験継承の施設と認識されている。戦争体験者が語り部となり、来館者が戦争遺物（遺品）を見学し施設周辺に残された戦跡をめぐって歴史の実相に迫ろうとする場所である。1955 年に広島と長崎に初めて平和博物館が設立されてから 65 年を経た今日では、戦争体験世代の多くが国民学校時代の体験者となっているため、戦後生まれの非体験世代が継承活動の中心を担っている。体験の当事者性から区分すると祖父母が戦後生まれとなる第四世代が平和学習に取り組む段階にある<sup>110</sup>。

その間、1990 年代の平和博物館ブーム以降、全国各地に施設は増加した。この背景には非核宣言自治体が増えたことや<sup>111</sup>、地域での戦争被害掘りおこしの市民運動が平和博物館の建設を支えたことにある。平和博物館は、設立当初からその機能や役割が語られる中で、課題も指摘されてきた。近年では博物館の教育普及が進展するのと平行して新たな課題も現れている。小中高生の来館者に対してのガイド技術、トラウマ予防を想定した発達段階に応じた平和学習、当事者性育成へのアプローチ、戦争加害など政治的争点となる問題への自主規制の課題などである<sup>112</sup>。このように平和博物館は多様な課題に直面しながら博物

---

<sup>110</sup> 村上登司文「戦争体験継承に対する当事者意識を育てる教育の考察」『京都教育大学実践研究紀要』第 18 号、2018 年、2 頁。村上は、第四世代を祖父母が戦後生まれで、戦争体験者は曾祖父母の世代にあたるとしている。

<sup>111</sup> 日本非核宣言自治体協議会、<http://www.nucfreejapan.com/>（2021 年 3 月 17 日取得）の調べでは、公表されている非核宣言自治体一覧（2020 年 9 月 30 日現在）において、都道府県を除く全国市区町村数 1724 のうち、非核宣言自治体が 1653 あり 95.9%を占めている。

<sup>112</sup> 源氏田憲一「平和ガイドの平和教育的実践活動—ヒロシマピースボランティアの事例研究」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第 15 号、2014 年。兼清順子「第 8 回国際平和博物館会議報告—2010 年代の立命館大学国際平和ミュージアムの活動—大学立の

館活動を展開しているのである。

一方、平和博物館に関わる変化として新たな設立主体に NPO が登場している。平和博物館の設置主体は公立博物館が多いが、1998 年に NPO 法が制定されて以来、NPO が参画した平和博物館が 11 館設立されている。とくに 2000 年以降これらの平和博物館は施設として明確な意志表明している。各館は常設展示だけでなく企画展を工夫するなど、手づくりで社会教育実践を積み重ねているが、NPO が平和博物館の展示や教育普及に取り組む実践を評価した論考は見当たらない。

そこで本章では、これまで設立されてきた日本の平和博物館の位置と課題を整理し、NPO の活動を取り上げることによって、NPO による平和博物館がもつ運動的側面を明らかにする。第 1 節では、博物館世代論から見て平和博物館が第三世代博物館（市民参加型）の途上段階にあることを示唆する。その背景として NPO と平和博物館の親和性を述べる。第 2 節では、2000 年を前後とした課題の変容をふまえ、時代を超えて現れる再帰的課題と、現代的課題に着目した上で、施設の取り組みにも触れる。第 3 節では、NPO による平和博物館 11 館の活動からその運動的側面を導き出す。すなわち、平和博物館と市民活動の関係性を視野に入れ、平和博物館が戦争被害者の名誉回復や個人の尊厳の確立という人権保障の運動的側面を内在していることを指摘する。

## 第 1 節 平和博物館の位置と市民参加

### 1. 博物館の世代からみた平和博物館の位置

平和博物館の位置とは、博物館全体から見据えた歴史的な発展段階と設置主体を意味している。これまでの平和博物館研究では、主に平和学、平和教育、社会教育から論じられ、博物館学から焦点を絞った平和博物館研究はあまりみられない。博物館の動向と照らし合わせた研究や平和博物館全体の傾向を分析する論考も数少ない。そこで博物館世代論から平和博物館を対象に挙げ、博物館の発展を確認するとともに平和博物館の位置を捕捉する。博物館の発展段階を伊藤寿朗は、博物館法（1951）成立までの博物館は資料の保存を重視した第一世代、その後資料公開を運営の軸とする第二世代に入り、1980 年代以降に地域と市民の関係が深まる第三世代になると分析していた【表 2-1】。

日本の平和博物館は歴史系博物館に相当するが、広島平和記念資料館（1955）、長崎原爆資料館（1955）とともに博物館法以降に設立されていることから、伊藤らの博物館世代論に当てはめると、平和博物館は第二世代から第三世代に該当するものと仮定できよう【表 2

---

平和博物館としての役割―』『立命館平和研究―立命館大学国際平和ミュージアム紀要―』第 16 号、2015 年。

【表2-1】 博物館の世代

博物館の世代	時期	特徴	背景
第一世代博物館 (資料保存型)	1951年 まで	国宝や天然記念物など、希少価値を持つ資料(宝物)の保存、運営を軸とする古典的博物館	1951年博物法制定
第二世代博物館 (資料公開型)	1960年代 末から	資料の価値が多様化すると同時に、その資料の公開を運営の軸とする博物館	1968年の明治100年記念事業を背景に県立博物館設立 1973年公立博物館の設置基準
第三世代博物館 (市民参加型)	1980年代 前後から	地域社会の要請に基づき、必要な資料を発見しつくりあげる。継続的活用。市民の参加・体験を運営の軸とする博物館。地域博物館の性格	1986年「社会教育によるボランティア活動の促進について」(社会教育審議会) 1998年NPO法制定
その他の世代 第四世代博物館 ポスト第三世代の博物館	2000年代 前後から	市民の参加・体験を深化させるために博物館活動に関わる全ての「ヒト・モノ・コト」と対話し連携する。地方分権、国際化、情報化、生涯学習社会への対応。利用形態の広域化	2001年「対話と連携の博物館」(日本博物館協会) 2003年報告書「博物館の望ましい姿」(同上)、指定管理者制度(地方自治法改正による)

(出所) 伊藤寿朗『市民のなかの博物館』吉川弘文館、1993年、141-145頁。同『ひらけ、博物館』岩波書店、1991年、10-14頁。松岡敬二「自然史系博物館の現状」『地学雑誌』107(6)、1998年、786頁を参考に筆者作成、一部加筆。

一1】。伊藤は市民参加による地域博物館を第三世代博物館と論じ、期待概念であるとしていたが<sup>113</sup>、現在では市民と協働する博物館は現実となり拡大している。

しかし、第三世代博物館の定着状況について、鷺田健太は市民との関係性、専門性、運営方針の3つの視点から調査した結果から、伊藤の提示した「第三世代の博物館像は理念として一定の浸透は図られ、また取組も行われてきたものの、実体化や継続性という面では十分に定着しなかったと評価すべきだろう」と指摘している<sup>114</sup>。

博物館の多くは、住民参加による地域博物館の性格を持つ第三世代博物館(市民参加型)への志向性を有していると推察できるが、中には生涯学習社会に対応したものを第四世代と位置づける論考もある<sup>115</sup>。またフィールドミュージアム(野外博物館)や、文化庁の日本遺産の認定を利用して地域活性化に貢献する博物館を、ポスト第三世代の博物館ととらえる研究もある<sup>116</sup>。しかし、これは文化財を観光資源として活用する博物館マネジメントの一形態になりかねない。伊藤の示した地域課題の解決を求める市民の主体的な参画によって構成される第三世代博物館の発展、深化したものとはとらえがたい。

第四世代博物館やポスト第三世代の博物館については、明確な定義に基づく博物館世代区分が一致しているわけではない。個々の研究者によって、「現在の博物館を取り巻く状況を確認しながら、地域博物館や市民参画型の博物館、教育施設である博物館の意義を再確

<sup>113</sup> 伊藤寿朗『市民のなかの博物館』吉川弘文館、1993年、142頁。

<sup>114</sup> 鷺田健太「ポスト第三世代の博物館像—地域博物館の在り方と今後の方向性—」『龍谷大学大学院政策学研究』第7号、2018年、179頁。

<sup>115</sup> 松岡敬二「自然史系博物館の現状」『地学雑誌』107(6)、1998年、786頁。

<sup>116</sup> 鷺田、前掲、2018年、179頁。



認する」ために博物館の世代が語られるのである<sup>117</sup>。これらの博物館を調査するにしても、博物館の発展段階からみれば、NPOなどの市民参画、地域における市民活動との協働、博学連携、生涯学習の場、社会的問題を発信する教育施設としての性格をもつ運動としてとらえる必要があるだろう。そのような博物館が第三世代の完成形であるのか、第四世代、ポスト第三世代の博物館であるかについては過度に拘泥する必要はないと思われる。

平和博物館は、戦利品と記念品の収蔵施設として構想され、天皇が皇居内につくった戦前の宝物保管庫である御府のような存在ではなく<sup>118</sup>、資料の収集・保存と一般公開を運営の軸とする博物館と同様であり、市民の参加・体験をあわせもつ博物館として成長してきたのである。今日、平和博物館の多くは、多様な展示体験によって当事者意識形成を支え、市民ボランティアが学校などの平和学習に協力しており、平和の文化を発信する場、生涯学習の場として活動している。

市民参加型の第三世代博物館として平和博物館を取り上げることは、生涯学習や地域博物館、仮想空間（バーチャル）を利用した公共空間という、施設の新たな活動を考えることになる。博物館世代論の考察は博物館の目的と役割を理解するための一つの研究方法である。

## 2. NPO と平和博物館の親和性

### (1) 市民社会における NPO の位置

NPOによる平和博物館を論じる前提として、市民社会における日本のNPOの社会的な位置を把握しておきたい。市民社会の形成において、地域の住民サービスを支える主体は、政府や自治体などの行政（第1セクター）、企業（第2セクター）、非営利活動団体などの市民（第3セクター）の3つの部門（セクター）からなるが、高度経済成長長期頃まで民法第34条に規定された公益法人（社団法人・財団法人）が、第3セクターの役割を構成し、政府から独立して組織されてきた。戦後は、特別法によって学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人などが非営利活動団体として認められたが<sup>119</sup>、市民団体が公共サービスに参画することは注目されなかった。

その後、NPO設立に大きな影響を与えたのが1995年の阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）である。被災地の救援活動や復興支援に1年間で130万人以上のボランティアが活動した。さらに16年後、2011年の東日本大震災では翌年までに220万人のボランティアが活動したといわれる<sup>120</sup>。これら2つの震災の間の1998年にはNPO法が制定された。こ

<sup>117</sup> 編集小委員会「博物館特集のねらい」『月刊社会教育』旬報社、2019年11月号、3頁。

<sup>118</sup> 井上亮『天皇の戦争宝庫—知られざる皇居の靖国「御府」』筑摩書房、2017年、59頁。

<sup>119</sup> 渋川智明『福祉NPO—地域を支える市民起業—』岩波書店、2001年、4頁。

<sup>120</sup> 池田浩士『ボランティアとファシズム—自発性と社会貢献の近現代史—』人文書院、2019

れ以後、市民活動団体などが NPO として認証または認定され、既存の財団や社団のほかに NPO が第 3 セクターとして参加し、市民権を具体化する参画型市民社会の成長に効果を上げるようになった。市民の代表として地域の課題を結集する住民の潜在能力を発揮するために、この第 3 セクターの機能と役割が期待されるのである。住民運動や市民運動によって明らかにされた地域の課題に第 3 セクターが向き合うことで、市民参画型で細部にわたる市民の要求を政治・行政に反映することができるのである。

近年、第 3 セクターに NPO が関与するあり方が社会教育施設の運営においても浸透している。行政のアウトリーチである指定管理制度を受けて、博物館の運営に NPO が参画したケースと公立博物館との活動比較や、運営面での成果も検討されているが<sup>121</sup>、本章では NPO のミッション（使命）とアドボカシー（提言）、協働に着目する。

## (2) NPO の要件と性格

NPO を研究したレスター M. サラモンは、NPO の要件を、利潤を分配しない非営利性、政府から独立している非政治性、組織としての体制があるフォーマル、他の組織に支配されない自律性、自らの意志で組織されている自発性の 5 つを紹介している<sup>122</sup>。NPO は行政や企業など外部の組織からコントロールされず自律性を保ちながら、永続性のある目標を持ち、組織構造を伴って活動を展開するのである<sup>123</sup>。

次に、NPO の特徴である民間・非営利・組織の観点から、市民社会の形成に NPO が期待される組織としての性格を指摘しておきたい<sup>124</sup>。1 つ目は、「NPO は新たな市民活動・社会運動の担い手として発展しつつある<sup>125</sup>」と佐藤一子が指摘するように、NPO は市民権を支える担い手である。企業が参入しない福祉や教育などの部門で多様な公共サービス支援が可能となる。2 つ目は、社会的な使命をもつ組織である。3 つ目は、ボランティアや寄付によって個人の志を社会的な力にする。4 つ目は、政策提言などの社会的な運動を行う。NPO は使命が活動の根幹であり、そこから提言によって社会にメッセージを伝え他のセクターに影響を与えることができる。5 つ目は、協働である。協働参画型社会への志向性を内在している。佐藤は「NPO の学習が参加型学習と特徴づけられるのは、単なる学習方法の面だけでなく、活動理念自体が協働・参画型社会を志向していることによっている

---

年、21-24 頁。

<sup>121</sup> 金山喜昭『公立博物館を NPO に任せたら—市民・自治体・地域の連携—』同成社、2012 年。NPO による博物館の運営と評価を公立と指定管理とで比較し、指定管理の有効性を説明している。

<sup>122</sup> レスター M. サラモン（山内直人訳）『NPO 最前線—岐路に立つアメリカ市民社会』岩波書店、1999 年、106-107 頁。

<sup>123</sup> 伊佐淳『NPO を考える』創成社、2008 年、2-3 頁。

<sup>124</sup> 井上力省『『新しい公共』としての NPO—特定非営利活動促進法（NPO 法）を手がかりに—』『京都府立大学社会教育研究年報』第 2 号、2017 年、8-9 頁。

<sup>125</sup> 佐藤一子編『NPO の教育力—生涯学習と市民的公共性』東京大学出版会、2004 年、3 頁。

といえよう」と記している。NPO は市民が母体となり活動を通じて使命実現のために提言を推進する市民活動団体であり、公民館、図書館、博物館と協働する場面では社会教育団体として機能する。

以上述べた NPO の要件と性格は、ボランティアなどによる市民参加を運営の軸とする第三世代博物館の段階にある平和博物館の活動と親和性が高い。では NPO は平和博物館の活動の何を引き出すのであろうか。このことについては、第 2 節で平和博物館の課題と取り組みを検討した上で第 3 節で論じていく。

## 第 2 節 平和博物館の課題と取り組み

### 1. 再帰的課題

平和博物館の設立当初から施設が抱える課題は主に 2 点論じられていた。1 点目は、戦争体験の継承の際、非体験者は体験の継承は可能かということであり<sup>126</sup>、2 点目は、戦争被害に偏っていた展示内容に関するものである。すなわち戦争加害の展示をどのように扱うかという問題であった。これらの問題は平和博物館の活動とともに過去の課題が何度も繰り返され現れてくる日本の平和博物館に特徴的に見られる再帰的な課題と表現できよう。

桂良太郎は、「それぞれの地域がこれまでの負の歴史をきちんと後世に継承させるために『平和博物館』の存在理由がある。つまり、それらの地域の過去の負の遺産の蓄積を次の世代に引き継ぐために平和博物館が創設された」と述べ<sup>127</sup>、戦争加害と戦争協力の歴史を継承することを問い、地域において施設の役割が不足していることに触れている。平和博物館の課題については、2000 年を区切りに課題の変容がみられるため、研究発表年の異なる山辺昌彦と兼清順子の指摘から考察する。

#### (1) 2000 年初頭までの課題

設立から 1990 年代の博物館ブームまでに現れていた平和博物館の課題の多くは、博物館内部、施設に関する課題であった。平和博物館全体に共通する課題を、山辺は平和博物館が博物館本来の機能を十分果たしていないとして、次のように記述している。調査研究が弱く加害、戦争遂行体制の展示において弱点がある。研究体制が不十分であり研究発表の場も整理されていない。また資料散逸の怖れもある。戦争の悲惨さ、日本の戦争の問題点、

---

<sup>126</sup> 上原育苗「非戦争体験者による継承」『平和を発信する若者たち』京都教育大学教育社会学研究室、2009 年、2-29 頁。

<sup>127</sup> 桂良太郎『『地域創造』と平和博物館—平和博物館のあらたな役割と課題—』『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第 9 号、2008 年、50 頁。

平和の尊さ、平和維持のうえでの民主主義の大切さを積極的に問題提起する必要がある。この点に価値中立的であってはいけない。平和や民主主義の重要性を強調するのは当然であり、国・自治体など公的な博物館は尊重義務があることなどである<sup>128</sup>。

特に平和博物館の利用の研究が成長しておらず学芸員の専門性が重んじられていないという指摘は、桂も「平和学・平和研究や教育に関する知識を熟知した学芸員をどのように養成していくかは、実践概念としての平和博物館の展開において重要な課題のひとつでもある」と述べている<sup>129</sup>。平和博物館の学芸員は、隣接領域に関する研究が不可欠であり、平和学、歴史学、博物館学、教育学などの学問分野から幅広く思考できる専門性が求められている。このことは平和博物館の中心的な課題である。

## (2) 2000年以降の課題

2000年以降注目されるのは、博物館の教育普及活動や施設と来館者など外部との関係性の広がりから新たに生まれた課題である。市民参加型博物館において直面する課題の出現である。具体的には兼清が平和博物館を取り巻く状況について3点説明している。1点目は、記憶を保存し、継承することの困難さ、2点目は、歴史修正主義と排他主義の圧力の増加、3点目は、予防的措置である。予防的措置とは物議をかもすかどうかを検討し論争を呼ぶことを避けるため予め配慮してやめることや、平和博物館の展示に接する子どもたちのトラウマ予防である<sup>130</sup>。これらの課題は、社会教育施設としての主体性・自主性と関わる問題であり、平和博物館のボランティアの活動や博学連携での当事者意識形成につながる課題と解釈できる。

以上二人の研究の特徴を整理すると、山辺は博物館の施設内でおこる課題を論じているのに対して、兼清は博物館の周縁でもたらされる課題を明示している。1980年代以降、平和博物館が発見されていく際<sup>131</sup>、平和博物館の施設そのものが十分ではない段階であったこと、博物館になろうとしていく段階であったことに山辺は着目していた。山辺の指摘は平和博物館が博物館として完成していないという意味であろう。兼清の説明からは、平和博物館が地域との連携、市民参加と関係する第三世代博物館の課題を読み取ることができる。平和博物館は、伊藤が構想していた地域博物館を市民参画に深化させることによって、主体的な運営が可能となり現代的課題に立ち向かうことができるのではないだろうか。

---

<sup>128</sup> 山辺昌彦「日本の平和博物館の到達点と課題」歴史教育者協議会編『増補 平和博物館・戦争博物館ガイドブック』青木書店、2004年、272頁。

<sup>129</sup> 桂、前掲、2008年、53頁。

<sup>130</sup> 兼清順子「第8回国際平和博物館会議報告『2010年代の立命館大学国際平和ミュージアムの活動—大学立の平和博物館としての役割—』『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第16号、2015年、69-76頁。

<sup>131</sup> 福島在行「平和博物館の〈再発見〉に向けて—現代日本という場で考える／試みる」『平和の人類学』法律文化社、2014年、119-120頁。

## 2. 平和博物館における現代的課題

### (1) 展示による記憶継承の課題

戦争記憶の継承は体験者の語りだけではなく、非体験者による展示物の説明においても広がった。その地域の過去の実態を個別の死からとらえる必要があると強調する福島在行は、国民的歴史体験として戦争体験を語るのではなく、一人一人の個別の死と向き合う課題が残る。異なる戦争体験の語り方の模索が、平和博物館という場で展示として表現する模索である。平和博物館は戦争体験の継承の役割があるが、国民的歴史体験が日本国憲法の平和的生存を生み出しただけでなく、個別の死と向き合う課題が各博物館にあると説明している<sup>132</sup>。このことは平和博物館の展示が数字やデータで語る客観的事実による科学的な展示だけではなく、展示物をかけがえのない持ち物、所有者の物語（ストーリー）を伝えるモノとするのである。福島の指摘は兼清の示した平和博物館の現代的課題とかかわって展示方法にも変化を与える意味で無視できないであろう。

例えば東京にある「女たちの戦争と平和資料館（wam）」では、それぞれの従軍慰安婦の個人情報と個別に調べることが出来る展示を行っている。wam の模索は 2002 年から続いており、アジア諸国や欧州ミュージアムを視察して専門家との議論の結果、「『被害女性の証言を可能な限り集め、一人ひとりの人生の物語として伝えていく』というコンセプトに行き着いた」<sup>133</sup>。被害女性がいなくなっても、女性一人一人と出会える場にして記憶の継承を図ろうとしている。wam のエントランスには、自分の証言や写真の公開を承諾した 9 カ国 179 人の女性たちのポートレート写真が展示されている。1 人 1 枚の A1 サイズの個人パネルで、個人の人生を読むことができる。被害体験、戦後の生活から現在までを写真を含めてまとめたものや、裁判記録や聞き取り記録を閲覧視聴可能である。

沖縄の「ひめゆり平和祈念資料館」では、以前から女学生の個別の死を遺品だけでなく写真や文字資料を使って被害者の顔が見える展示を行ってきた。最近では、見学者の来館記録ノートを表示し、歴史は過去のことではなく現代のことであるとして平和の思いを伝えている。

広島平和記念資料館前館長の志賀賢治は、2014 年から取り組まれた 3 回目の展示リニューアルは、展示方法として、遺品から人物（持ち主であった個人）が見える展示に心がけたと語っている<sup>134</sup>。等身大の展示や被爆直前と直後の写真や映像によって原爆のキノコ雲の下でおこった現実を被害者の目線で考えることが出来る展示である。

<sup>132</sup> 同「平和博物館と／の来歴の問い方—立命館大学国際平和ミュージアムが背負い込んだもの—」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第 8 号、2007 年、29-37 頁。

<sup>133</sup> 池田恵理子「日本軍『慰安婦』の記録と記憶の継承のために—アクティブ・ミュージアム『女たちの戦争と平和資料館』—」『人権と部落問題』No.914、2018 年、11 頁。

<sup>134</sup> 長岡京市「平和について考える市民フォーラム」での講演、2019 年 7 月 13 日。2019 年 4 月にリニューアルした広島平和記念資料館の展示内容に言及している。

これらの新しい展示方法は、モノからヒト、本人の生きた証、個人の人生を、展示を通して見学者が対話できるのである。見学者は被爆者と同じ視座から事実接近でき、展示を身近に感じることで主体性をもつ。ナチスのホロコーストを通して戦争の悲惨さを 21 世紀の子どもたちに教えてきたジャン・F・フォルジュは「共感共苦（コンパッション）を一一犯罪者にとどまらず、多くの人々が欠いている、他人の苦悩を想像する力をどのようにすれば教えることができるのであろうか」と自問し<sup>135</sup>、「共感共苦」の想像力の重要性を指摘している。展示は、遺品の所持者が感じた苦しみや悲しみの感情を見学者に伝え「共感共苦」を想起させる。博物館は見学者に自身による知識の構成と豊かな感情をもつ人間性の形成に期待しているのである。

「構成主義に基づく博物館」を主張したジョージ・E・ハインは、「来館者いかに既得の考えと知識を用いて新しい意味を作り出すのか」と述べ、来館者の「先行知識」と博物館の展示内容とが関係づけられることを重視し、「構成主義的博物館は、来館者にあらかじめ知っていることと新しいことを関係づけようと意識的な努力を行っている。可能な関係づけの範囲は物理的な空間についての感覚から観念についての概念までに及ぶ」と記している<sup>136</sup>。博物館は、親しみのある展示物や知っていることを展示するという方法で、来館者の日常の活動と人々の生活用品を展示コレクションとする。遺品等の戦争遺物を個人の持ち物であったことを全面に出す展示は、見学者の「日常」と「先行知識」をつなぐことになり、当事者意識を形成する。すなわち当事者性の構築に深く関連する展示内容であり、来館者自らが知識を構成するための展示なのである。

## (2) 戦争加害、反戦・平和の展示をめぐる課題

博物館の展示の問題に関して山本珠美は、「コレクションの収集・保存・研究・展示・教育にはアカデミックな訓練を受けたキュレーターや理事会のメンバーの意向が強く反映する。コレクションを『自分たちの』コレクションと感じられない人、博物館から疎外される人が存在するのである」と説明している<sup>137</sup>。博物館における展示行為そのものが、博物館運営の意志を表すのである。市民の希求ではなく博物館側、施設管理に携わる人の意志が現れる。そこに行政施策による政治的意志が反映する問題がおこる。「平和博物館設立に関わった人々が求めた戦争加害展示とかけ離れた展示替えがなされる傾向にあり、それゆえに平和博物館のあり方を揺るがせるものとして問題視されている。大阪国際平和センター（ピースおおさか）や埼玉県平和資料館をめぐる議論は、その例である」と述べた竹本

<sup>135</sup> ジャン=F・フォルジュ（高橋武智訳）『21世紀の子どもたちに、アウシュヴィッツをいかに教えるか？』作品社、2000年、5頁。

<sup>136</sup> ジョージ・E・ハイン（鷹野光行監訳）『博物館に学ぶ』同成社、2010年、234-268頁。

<sup>137</sup> 山本珠美「コミュニティ・ミュージアム—博物館と参加型文化活動—」『日本社会教育学会紀要』No.33、1997年、86頁。

真希子も政治的中立性を争点とした問題を確認し<sup>138</sup>、さらに原爆被害についても「自治体の歴史や戦争の記憶、平和行政がより館の展示や方針に反映されやすい」と指摘している<sup>139</sup>。

戦争加害の展示をめぐる問題は、元々、平和博物館設立当初から議論されてきた。東京では平和祈念館建設をめぐり、東京都議会の議員が反発し建設中止となるケースもあった<sup>140</sup>。近年では、「ピースおおさか」で2015年の再開館に向けたリニューアルをめぐって戦争加害の展示がすべて撤去された問題が争われていたが、2019年5月24日の大阪高裁判決によって、展示内容や経緯に関する情報公開の義務は大阪府にあると結審している。

この損害賠償訴訟によって、加害展示の撤去を批判していた原告側が勝訴となり、現在もリニューアル前の展示復活を求める運動となっている<sup>141</sup>。博物館展示をめぐる政治的問題は、平和博物館の場合、戦争加害展示で争点となることから、最初から取り上げないという予防的措置という行動となる。本来、争点にもならない博物館の主体性が軽視され行政の独断で展示内容が変えられることを恐れ、支障のない展示物のみ選択するという自主規制の問題となるのである。前述した兼清や福島指摘から、自主規制の問題や展示の扱い方がまだ課題となっていることを示していることがわかる。

反戦・平和に関する展示は第二次世界大戦前に海外で展開されていた。ドイツ人平和活動家の先駆者であったエルンスト・フリードリッヒは、反戦平和博物館を構想し平和的文化を創造するために、1925年ベルリンに初めて反戦博物館（Anti-Kriegs-Museum）を設立したがナチス・ドイツに破壊された。このことから反戦活動家や平和運動者など、平和文化に寄与した人物の展示が必要であることを、ピーター・ファン・デン・ダンカン指摘している。

日本では藤田秀雄が社会教育の立場から、1999年にハーグ世界平和市民会議で採択された「公正な世界秩序のための10の基本原則（ハーグ・アジェンダ）」の「世界の政治指導者の運動に期待するよりも、世界の民衆の運動に期待する」という内容に目を向け、平和のために生きた人に学ぶ重要性を提唱して、山本宣治、内村鑑三、石橋湛山、瀬長亀治郎、阿波根昌鴻らから学ぶことであると主張している<sup>142</sup>。平和希求や人権擁護のために活動し

---

<sup>138</sup> 竹本真希子「日本の平和博物館とヒバク情報」『広島平和研究』第3巻、2016年、94頁。

<sup>139</sup> 同「平和博物館に見る自治体の『平和』とヒバク情報」『同』第2巻、2015年、186頁。

<sup>140</sup> 1998年3月5日の東京都議会本会議で、土屋たかゆき議員は東京都が建設しようと計画していた平和祈念館を加害展示が多いとして展示内容計画に対して質問している。

<sup>141</sup> 「大阪の戦争展示、府市敗訴が確定 最高裁上告退ける」『毎日新聞』2019年5月28日。竹本昇「『ピースおおさか』改悪リニューアル裁判・報告」『月刊社会教育』No.746、2018年7月号、23-28頁。同「知事と市長の不当な干渉によるピースおおさか」『月刊社会教育』No.762、2019年11月号、1頁。2014年、当時の橋下徹大阪府知事が展示のあり方を批判したことから、ピースおおさかは、大阪維新の会や自由民主党の議員らが「自虐史観」と批判した南京大虐殺などの加害展示を撤去していた。その後、展示の変更に関する経緯を確かめたいとする情報公開を求めた市民運動が起こっていた。

<sup>142</sup> 藤田秀雄「行動する人間こそ—平和博物館の課題—」『軍縮問題資料』No.305、2006年、42-43頁。

た人物については「岡まさはる記念長崎平和資料館」、岐阜の「杉浦千畝記念館」、石橋湛山らを紹介した「山梨平和ミュージアム—石橋湛山記念館」があるが、全体的には反戦運動、平和運動を扱った平和文化の創造者の資料館が少ないことや、『『平和創造の主体形成を促すような展示』に習熟していない』という課題が残っている<sup>143</sup>。

### (3) 展示・教育普及における配慮の課題

平和博物館は社会教育施設であることから、今日、博物館の機能の中で教育普及活動が各施設で着目されている。博学連携による平和学習も多く、ボランティアガイドの活動も活発に進められている。主体的・自主的な学びを支援する教員や学芸員、ガイドは見学する子どもたちへの配慮を怠ることはできない。ジョン・デューイは「どのような経験も、つぎに展開してくる更なる経験の成長を阻止したり歪めたりするような経験をもたらすようでは、それは非教育的なものであるといわざるをえない」、「質的経験を整えることこそ、教育者に課せられた仕事なのである」と記している<sup>144</sup>。

残虐性、悲劇性を歴史的な脈に位置づけて、渦中の人間として当事者性をもって想像体験ができる年齢はいつごろであろうか。成長過程の段階でふさわしい体験と見学と一致させることを発達の観点から検討しなければならない。戦争体験の継承においても発達段階に応じた内容もあるだろう。

戦争体験について学んだ若者たちが平和創造の主体形成を導き出す経験となるような、平和博物館の教育普及活動が求められる。山辺は「戦争の残虐性を展示すること自体は必要不可欠であるが、これのみの多用は逆効果になる。政治的・経済的・文化的な面での、戦争がもたらした被害・問題点を広く提示すべきである。また、取り組みの仕方は、あくまでも博物館という社会教育の場でのものであって、来館者の自発的学習を促し、認識の形成を助けることにある」と分析している<sup>145</sup>。

展示の残虐性・非人間性に対する表現と制限の配慮を怠ると、「敵国の残虐行為を見ることを通じて憎しみを駆り立てられ、平和博物館が『怨念発電所 (grudge generator)』『憎悪増幅所 (hatred enhancer)』の役割を果たしかねないという危惧」がある<sup>146</sup>。心理学的な観点から発達をふまえた配慮や、被害に関する展示と加害に関する展示のバランスなどを考慮した展示が必要である。展示については見学年齢の制限も考えられるだろう。「トラウマへの配慮とは、人権尊重という呼びかけの中味を充実させること」であることから<sup>147</sup>、平和博物館には人権尊重の展示、教育普及が求められる。これらの平和博物館の課題に対

<sup>143</sup> 安齋育郎「日本平和学会と平和博物館の連携と可能性」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第15号、2014年、22頁。

<sup>144</sup> ジョン・デューイ(市村尚久訳)『経験と教育』講談社、2004年、30頁。

<sup>145</sup> 山辺昌彦「第3回世界平和博物館会議について」『博物館問題研究』No.26、1999年、37頁。

<sup>146</sup> 安齋、前掲、2014年、29頁。

<sup>147</sup> 宮地尚子『トラウマ』岩波書店、2013年、198頁。



して、NPO はどのように関わっているのかを第3節で考察する。

## 第3節 NPOによる平和博物館

### 1. NPOによる平和博物館の現状

NPO が設立した博物館は、2006年の段階ではアウシュヴィッツ平和博物館、山本五十六記念館(本研究では平和博物館として位置づけていない)、高麗博物館の3館であった。NPO 設立に先だって学習組織が展開していたことが NPO 設立につながっており、活動の歩みは短いとはいえない<sup>148</sup>。2019年の現段階では、登録されている NPO に関する基礎情報を公開している内閣府によると、博物館・ミュージアムに関連する NPO の数は114件ある。そのうち博物館は54施設あり、その他は会員同士の友の会、自然保護団体、ボランティアスタッフの会、学習や研究、プロジェクト関連などのものが多い<sup>149</sup>。

1998年に特定非営利活動促進法(NPO法)が制定されてから、NPOによって運営されている平和博物館は11館あるが、公立設置に較べると未だ少ない。民間設立は極めて少なく、新しい平和博物館は今後も NPO によるものと予想できる。**【表2-2】**は、国内にある NPO による平和博物館11館の一覧である。NPO の一般的な特徴は、役員報酬が限定的であったり、ボランティアや会員の寄付や活動などで支えられていることであるが、活動内容の観点から位置づけると使命と提言が明確だということである。資料の収集・保存、展示・教育普及、調査・研究という博物館本来の機能を有している平和博物館が、NPO によって設立され活動する場合、平和博物館の目的と事業内容に NPO としての使命と提言が見て取れる**【表2-2】**。

11館に共通する活動には、個人の尊厳を守る人権回復や人権擁護の活動が見られることである。女性差別の解消や戦争被害者への支援や救済、遺骨収集に見られる個人の尊厳の回復、差別撤廃のための国際交流、中国帰還者の人権擁護などである。2001年に日本博物館協会が「対話と連携の博物館」を提唱して以来、国際化や情報化、生涯学習社会への対応が博物館に求められ地域とつながる博物館として発展してきたが、NPOによる平和博物館にとっては平和創造のセンターとしてだけでなく、人権保障のセンターとしての役割がある。また市民との協働から国際的な人権ネットワークを構築する可能性を WAM の取組みから知ることができる。

---

<sup>148</sup> 福井庸子「NPO博物館の活動にみる『学び』の意義—NPO法人高麗博物館の取り組みを中心に—」日本社会教育学会編『NPOと社会教育』東洋館出版社、2007年、156頁。

<sup>149</sup> 内閣府 NPO ホームページ、<https://www.npo-homepage.go.jp> (2021年3月16日取得)。検索結果は博物館関連が71件、ミュージアム関連が50件、重複が15件である。

## 2. NPOによる平和博物館の運動

NPOの性格が平和博物館にとって効果的なのは、第1章で述べたNPOが平和博物館の課題解決にとって機能していることである。平和博物館の活動内容をNPOの視点からとらえてみると、施設の目的と社会的貢献が明確になり、市民運動を背景とする提言を平和博物館が担っていることが理解できる【表2-2】。未解決の社会問題がどのようなことなのか、平和博物館が社会に求めることは何かが明確に示される。

これらのことは、平和博物館が新機軸を打ち立てたのではなく、既存の活動であるにも拘わらずNPOの立ち位置からとらえ直すことで、平和博物館と社会との関係性を再確認できるのである。施設が具体的な活動をつくりあげることにNPOは力になるだろう。それぞれの平和博物館の目的はNPOの特徴からみれば使命に相当し、国家の責任、ジェンダーや平和構築、戦争加害など歴史的事実を明確に捉え直すことになる。使命の実現に向けて、そのための社会活動として提言が明示され社会貢献や行動指針が築かれる。

「岡まさはる記念長崎平和資料館」は、史実に基づいて日本の加害責任を訴えようと市民の手で設立され、被害者の痛みに思いを馳せ、戦後補償の実現と非戦の誓いのために設立された。同館は、良心的兵役拒否者の支援を行い、中国人や朝鮮人の強制連行等の展示によって日本の戦争加害を伝えており、設置主体がNPOであることから市民運動と連携しやすいのである。また、「女たちの戦争と平和資料館(WAM)」は、従軍慰安婦問題の解決のために女性国際戦犯法廷、慰安婦への支援など市民運動と協力して提言を進めてきた。

これら2つの資料館は、戦没者の遺骨収集、戦後補償の解決、良心的兵役拒否の受け入れなどの市民運動と連携する活動と提言を行い、平和博物館が抱えている予防的措置の課題に立ち向かっていることを示している。NPOによる平和博物館11館は主体的な活動と社会運動と協働することで直面する課題を克服している。トラウマ予防については充分とはいえないが、ボランティアの中には元教員など専門職経験者も参加しているため、配慮の問題は共有している。

平和博物館の多くが展示や教育普及において社会的提言を市民運動と連携して行政に接近しているわけではないことを考慮すると、NPOによる平和博物館は運動としてとらえることができる。平和博物館を運動とした坪井主税の提起から<sup>150</sup>、NPOによる平和博物館が人権の保障と差別解消の運動を内在させている施設であることを、同時に理解できるのである。NPOによる平和博物館は、公立博物館がこれまで避けてきた反戦運動や反戦・平和活動家、戦争抵抗者の展示、加害の記録公開に対しての政策提言の運動という見方も可能である。

---

<sup>150</sup> 坪井主税「平和博物館：その定義と類別化に関する若干の考察」『札幌学院大学人文学会紀要』第64号、1998年、41-52頁。

【表2-2】 NPOによる平和博物館

平和博物館 (NPO 団体)	設立年 (NPO) 市区	ミッション (使命)	アドボカシー (提言)	協働 (対話・連携)	展示内容ほか
太平洋戦史館	1995 (2001) 岩手県 奥州市	忘るまじ語り継 ごう次世代へ 国家の責任を確 認すること	戦没者の人権を 守り戦後処理の 早期完結。遺骸の 捜索を含む諸事 業	厚労省、インドネ シア政府との連 携。戦跡調査。国 際交流。遺骨収集	戦地遺留品展示。兵 士名が刻まれた水 筒。出征祝いの日章 旗
岡まさはる記念長 崎平和資料館	1995  長崎県 長崎市	過去の日本の侵 略と戦争加害の 真実を史実を通 して明らかにす る	戦後補償の実現。 良心的兵役拒否 者の受け入れ。反 核・反戦・反差 別・平和の実現	平和の実現を求 める人々との国 際的交流。日中 友好・希望の翼友 好訪中団との交 流	戦争加害（朝鮮人被 曝、皇民化、中国・ 朝鮮人強制連行、慰 安婦、南京虐殺）、 戦後補償
アウシュヴィッツ 平和博物館	2000  福島県 白河市	アウシュヴィツ 博物館が所蔵 する収容所に關 する資料を公開 する	命の尊厳と平和 の価値を訴え、平 和社会の実現	人権擁護及び平 和推進関連団体 との情報交換、共 同研究。講演・学 習会活動、文化活 動	前身は「心に刻むア ウシュヴィツ展」 「アウシュヴィツ 平和博物館」（栃 木県）ユダヤ人への 援助者
高麗博物館	2001  東京都 新宿区	歴史と文化のあ りようを問いか け、朝鮮文化を紹 介する	朝鮮の歴史文化 を普及する。市民 による研究会活 動の支援	市民による文化 交流。市民がつく る日本とコリア ン交流事業	日韓、日朝関係史在 日コリアンの歴史。 情報の収集、調査、 研究
ナガサキピースミ ュージアム(ナガサ キピースファイア 貝の火運動)	2003  長崎県 長崎市	市民に平和情報 の提要とネット ワーク形成に關 する事業を行い、 平和構築に寄与 する	「平和文化型ミ ュージアム」で、 世界の紛争、飢 餓、貧困、環境破 壊などの広報	平和推進団体やミ ュージアムの運 営維持活動。ナガ サキピースファ イアコンサート	被爆遺物を再現した 作品などの展示。市 民の芸術作品の展示
女たちの戦争と平 和資料館 [WAM] (女たちの戦争と人 権基金)	2005  東京都 新宿区	ジェンダー正義 の視点で戦時性 暴力、加害責任を 追求し戦争や女 性への暴力のない 社会	女性国際戦犯法 廷の発案。被害者 の正義の実現を 提言する。慰安婦 問題の解決	戦時性暴力被害 者への支援。女性 の人権擁護ため の国境を越えた 協働	女性国際戦犯法廷の 説明パネル展示。ア ジア各国の「慰安婦」 被害、戦時性暴力な ど
中帰連平和記念館	2006  埼玉県 川越市	「日中友好」「不 戦」。戦争証言 者・中国帰還者連 絡会の平和意志 を継承	中国帰還者の人 権養護、平和推進 活動	国際協力、取材協 力。社会教育、こ どもとしょかん 事業	撫順戦犯管理所、中 国帰還者連絡会に關 する資料収集、保存、 閲覧
わだつみのこえ記 念館	2006  東京都 文京区	「わだつみの悲 劇を繰り返さない」 誓いを後世に 伝える	戦争犠牲者の遺 品の寄託を求め る。戦没者の資料 収集	国際交流、社会教 育、平和の推進	戦没朝鮮人学徒兵の 遺稿。日本戦没学生 記念会の資料。日記、 地図
戦争と平和の資料 館ピースあいち(平 和のための戦争メ モリアルセンター 設立準備会)	2007  愛知県 名古屋市	戦争の教訓を伝 え、市民の平和へ の思いを発信す るし、次世代につ なぐ	愛知県と名古屋 市が戦争資料館 を設立する支援 事業(ピースあ いちの運営)	他の平和博物館 との連携。学校と 連携した博物館 での平和学習	愛知県下の空襲、戦 時下の暮らし、現代 の戦争と平和。2010 年博物館相当施設
山梨平和ミュージ アム	2007  山梨県 甲府市	十五年戦争の資 料収集・保存・展 示。戦争の実相を 県民に提供する	平和活動と世論 形成	博物館相当施設 として活動。学校 の平和学習によ る博学連携	甲府空襲の被害と世 界の戦略爆撃の歴 史、石橋湛山に關 する資料
花岡平和記念館(花 岡平和記念会)	2010 (2002)  秋田県 大館市	地域住民自ら平 和を希求し具現 化する「花岡記念 館」を建設し加害 の地で歴史継承	鹿島建設への損 害賠償訴訟は 2000年に和解成 立。	日中の平和と交 流。花岡事件をと おして加害の地 大館の市民がこ の事件を伝える	418人の死者、強制 連行・花岡事件に關 する資料の展示と保 存。6月18日は平和 の日

(出所) 内閣府 NPO ホームページ、 <https://www.npo-homepage.go.jp>(2021年3月16日取得)  
に公開されている NPO の定款、事業報告書から一覧表を筆者作成。

今日、博物館の多くは永続的な財源確保と人材の育成、指定管理制度による運営が課題となっている。NPOによる平和博物館もまた、ボランティアなどの人材確保、財源の安定、組織運営の継続性において運営上の問題があるため、NPOによる平和博物館はその内容や方法を取り入れた公立博物館の拡大に向けた過渡的な存在になることが望ましい。

NPOによる設置主体だから平和博物館の課題が解決できるのではなく、いかなる設置主体の平和博物館であっても、主体的な市民協働の施設であることによって課題を克服できることが期待される。

平和博物館が抱えている現代的課題の解決方法に焦点をあてると、設立主体の中ではNPOがもつ要件や性格は注目される。NPOによる平和博物館11館の共通項を導き出すと、使命と提言をもつNPOの性格と同様の運動的側面があることがわかる。NPOによる平和博物館は、主体性、自立性が保たれ日本の平和博物館に不足している戦争加害、反戦・平和、戦争抵抗者の展示や人権の保障、個人の尊厳を守る市民運動と連携しやすく、市民的公共性の形成に関わるのである。

本章は、多くの平和博物館が、ボランティアによる市民参加、対話と連携の博物館の活動を行う第三世代博物館（市民参加型）の発展段階にあること、平和博物館とNPOの活動には親和性があることを明らかにした。また、平和博物館の課題と取り組みについては、設立当初から繰り返され現れる再帰的課題と現代的課題を取り上げ、平和博物館が取り組む展示と教育普及を考察した。すなわち、展示物の所有者個人が見える展示内容、過去の資料のみならず市民による調査活動の資料化、戦争加害展示と政治的中立性の問題に対する博物館の主体性、戦争加害、反戦・平和運動や戦争抵抗者の展示の提言、来館者の発達課題に即したボランティアの配慮なのである。NPOによる平和博物館の活動は、公立博物館のあり方に一つの方向性を示すものと考えたい。

本来、戦争加害の展示という再帰的課題の克服や、博物館の主体的活動を永続的に展開するためには、設置主体がNPOである必要はなく公立の博物館でも可能なはずである。ドイツの場合、虐殺されたユダヤ人のためのホロコースト記念館、ドイツ抵抗博物館をベルリンに設立し、地方自治体はザクセンハウゼン、ベルゲンベルゼンなど「国内にあった強制収容所を追悼施設・資料館として公開し、過去の犯罪を若い人たちに伝えようとしている」<sup>151</sup>。ドイツ政府は、戦争加害の歴史を次世代に伝えることを市民の責任とし、これらの施設を学習場所として市民に開放することによって、歴史の実相を学ぶことができる社会教育施設としているのである。

最近の動向として、「文化芸術推進基本計画」（2018年策定）が示している「美術館、博物館、図書館等は、文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点のみならず地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点など幅広い役割を有してい

---

<sup>151</sup> 熊谷徹『ドイツは過去とどう向き合ってきたか』高文研、2007年、36頁。

る」という文化庁の計画があるが、平和博物館は文化財を観光資源としてとらえるのではなく、使命と役割から今後のあり方を検討すべきであろう。

また、2019年9月に京都で開催された第25回国際博物館会議（ICOM）では、博物館の再定義について討議されている。その中には博物館の役割を「インターネットでコミュニケーションをとるだけでなく、行動に移さなければならない」とする主張もある<sup>152</sup>。社会的使命の発信だけでなく行動する博物館については、NPOによる博物館を研究する上でICOMの提言を平和博物館は今後も注視すべきであろう。

最後に地域博物館として活動する平和博物館について述べておく。平和博物館が戦争遺跡や地域の学習運動とつながることで、単独型で活動していた施設が、地域協働型の施設へと成長し、その結果として人権と平和の価値を創出する市民公共圏が形成されることである。来館者の多様なニーズを充たすためには、平和博物館が個別的に機能するのではなく、戦争遺跡や学習運動を集中させることで、地域博物館の教育普及につながっていくだろう。平和博物館と戦争遺跡の連携は、地域における市民的公共圏を構想する新たな協働を生むだろう。また市民参加によって平和博物館に関わるボランティアの学習運動が協働を拡大するのではなかろうか。

次章では、博物館における市民参加の実態と、平和博物館における教育普及活動に参加する平和ガイドの活動を論じる。

---

<sup>152</sup> 「博物館定義巡り討議」『朝日新聞』2019年9月4日。作家のセバスチャン・サルガドは、博物館は問題を提示するだけでなく、社会の制度を民主的に解決する積極的な役割を果たさなければならないと主張している。

### 第3章 平和博物館の教育普及における平和ガイド

文部科学省の社会教育調査による統計上の博物館は、登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設に分類されている<sup>153</sup>。すべて含むと 5348 館あるが、学芸員を配置した主たる博物館である登録博物館と博物館相当施設におけるボランティアの参加状況を【表3-1】で示した。主たる博物館は 1286 館あり、ボランティア登録制度を設けている博物館は 534 館（41.5%）、ボランティア研修を実施している施設は 367 館（68.7%）であることから、博物館がボランティアと研修を重視していることがうかがえる。ボランティアの活動内容を調べると、展示ガイドの実施館数は 296 館（55.4%）あり、ボランティアを配置している博物館の半数以上である。

ボランティア登録制度のある歴史博物館では 195 館中 116 館（59.5%）が展示ガイドを行っており約 6 割を占めている。美術博物館は、160 館がボランティア登録制度を有し、その内 70 館（43.8%）が展示ガイド取り入れている。野外博物館や動物園では、ボランティア活動は概ね展示ガイドである。これらの博物館では展示ガイドが主たる活動であることが分かる。

一方、入場整理や案内、身体障害者への補助、館内美化を含む環境保全という施設運営における補助的な作業は、534 館中 239 館（54.5%）で行われているのに比べ、学芸員の仕事と重複する専門性の強い、資料整理と調査研究の分野に関してはボランティア登録制度のある博物館 534 館中、173 館（32.4%）と少ない。広報資料の発行、web の作成・管理という分野についても普及していない【表3-1】。

以上のことから、博物館への市民参加の具体的な取り組みであるボランティア参加の実態が読み取れる。1つは、博物館におけるボランティアの主たる活動は、展示ガイドと、施設運営上必要な作業の補助・支援である。2つは、博物館学芸員とボランティアの活動における専門性との競合を、発展的に機能させるかは、各施設の課題である。3つは、ボランティアの活動実態は、博物館の補助的なものであり、現状は市民が博物館運営に参画するものではない。

平和博物館の現代的課題を解決する糸口として、市民の参加が有効であることは前章で検討した。市民参加は博物館の教育普及を展開する上で注目され、博物館の活動を通して

---

<sup>153</sup> 文化庁「博物館の概要」

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan\\_hakubutsukan/shinko/gaiyo/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/gaiyo/)（2021年2月9日取得）。登録博物館とは、館長と博物館学芸員を配置し、博物館相当施設とは、博物館学芸員相当職員を配置する博物館で、博物館法によって定められた施設を指す。博物館類似施設は、社会教育調査上、博物館相当施設と同程度の規模をもち、配置主体による制限はない。

【表3-1】 主たる博物館におけるボランティアの参加状況 (2018年度)

区分	計	総合 博物館	科学 博物館	歴史 博物館	美術 博物館	野外 博物館	動物園	植物園	動植物 園	水族館
A登録博物館と 博物館相当施設	1286	154	73	470	453	16	34	11	6	38
Bボランティア登録制度 のある博物館	534	73	59	195	160	8	18	4	2	15
C占有率 (B/A) %	41.5	47.4	80.8	41.5	35.3	50.0	52.9	36.4	33.3	39.5
Dボランティア研修のあ る博物館	367	50	40	137	104	7	12	1	2	14
E占有率 (D/B) %	68.7	68.5	67.8	70.3	65.0	87.5	66.7	25.0	100.0	93.3
個人登録制度あり	304	33	47	100	99	5	6	2	1	11
個人登録者 (計)	17389	1947	3301	3854	7049	167	170	203	215	483
個人登録者 (男)	6472	932	1818	1816	1415	111	55	54	65	206
個人登録者 (女)	10917	1015	1483	2038	5634	56	115	149	150	277
F展示ガイド	296	38	33	116	70	7	15	2	2	13
G占有率 (F/B) %	55.4	52.1	55.9	59.5	43.8	87.5	83.3	50.0	100.0	86.7
H資料整理・調査研究	173	29	30	57	44	1	3	3	—	6
I占有率 (H/B) %	32.4	39.7	50.8	29.2	27.5	12.5	16.7	75.0	—	40.0
広報資料の発行 webの作成・管理	49	5	6	9	24	2	1	—	1	1
入場整理・案内、補助	154	19	18	48	49	3	7	1	2	7
環境保全 (館内美化)	137	24	13	42	38	5	7	2	2	4

(出所) 平成30年度文部科学省「社会教育調査」より筆者作成。

(注) 個人登録者、占有率以外の数字は博物館数。

ボランティアは広がっている。例えば、長野県飯田市美術館では、1200人もを擁する市民団体「伊那谷自然友の会」が、博物館の展示に関わっており、市民活動と館の活動が深い協力関係を結んでいる。九州国立博物館のボランティアは2005年5月29日に任期3年として発足した。293人のボランティアが9つの部(グループ)に分かれて活動を展開している。館内案内(英語、韓国語、中国語、日本語)、イベント、環境、教育普及、展示解説、学生の9つのグループである<sup>154</sup>。

このような博物館の活動を新藤浩伸は、「市民の活動を積み重ねる事によって博物館に公共性が付与されていく実践を支える理論として、伊藤の示した博物館像は現在でも各地で展開されている」と考察している<sup>155</sup>。現在も市民主体の博物館活動は各地で実践が積み上げられており、特に平和博物館においては、ボランティアが平和ガイドとして活動し、地域博物館としての役割を担うところもある。

今日、ボランティアは、新しい社会を創造する可能性をもった存在として考えられている。行政に全てを任せれば、市民は個人相互の連帯を失い、公共空間から退場することになる。ボランティアの活動は、市民参加を推し進め市民が公共空間に復帰することになり、民主主義や自治の創出に寄与するのである。ボランティアは自立した能動的市民であり、

<sup>154</sup> 永田香織「みんなでつくるボランティア活動—九州国立博物館ボランティアの実践より—」『月刊社会教育』No.649、2009年11月、67頁。

<sup>155</sup> 新藤浩伸「博物館構想の展開と地域学習」佐藤一子編『地域学習の創造—地域再生への学びを拓く—』東京大学出版会、2015年、204頁。

その活動は市民社会を活性化すると期待される<sup>156</sup>。

一方で、国家や市場とつながる共同体への奉仕という場面で、市民への統制、同調意識の増幅という危険性も孕んでいる。なぜボランティアが必要なのか、何をもたらすのかという省察を絶えず加え、活動する必要があるのではなかろうか。広田照幸は、「ボランティア学習は、個人にとって自律と従属との両義性を抱えている。これは『教育』と『学習』とのちがいの問題に関わっている」と述べ、ボランティアを通して学ぶことの両義性と表現し、「自律した主体」、「従属する主体」のいずれかに、学習主体が形成されると指摘している<sup>157</sup>。

本章では、ボランティアのもつ課題をふまえ、「従属する主体」ではなく「自律した主体」としてボランティアが活動していることを、平和ガイドに焦点を絞って考察を加える。市民参加が平和博物館において教育普及活動と関わり、ボランティアとして成長していることに着目し、戦争体験の語り部活動から、非体験者による戦争記憶の継承に関わるボランティアガイドである平和ガイドの実態と活動を明らかにする。

## 第1節 博物館におけるボランティアと平和ガイド

### 1. 博物館におけるボランティアの参加

博物館におけるボランティアに関する研究については、1995年の阪神淡路大震災以降、社会教育学や博物館学のなどの分野で進展している。展示づくり、展示解説などの教育活動における来館者の双方向性という意味でのコミュニケーションが何をもたらすかという指摘は<sup>158</sup>、ボランティアと来館者との関係においても確かめられる。ボランティアの位置づけに関しては「社会教育施設として博物館がどのようなボランティア像を描いていくのかということは、どのような学びの場を創出できるのかということに関わってくる」という説明や<sup>159</sup>、「博物館におけるボランティアとは、学習者であり、博物館に力を提供してくれる市民であるという二つの位置づけがある」という指摘がある<sup>160</sup>。さらに「『博物館は市民に活躍の場を提供し、そこで活動すること自体が学習となる』ととらえることができる」という博物館ボランティア全体を対象とした永田の考察がある<sup>161</sup>。

---

<sup>156</sup> 広田照幸『教育は何をなすべきか』岩波書店、2015年、184-185頁。

<sup>157</sup> 同、198-199頁。

<sup>158</sup> 並木美砂子「来館者研究における『コミュニケーション論』の検討」『博物館学雑誌』第26巻第1号、2000年、2頁。

<sup>159</sup> 永田、前掲、75頁。

<sup>160</sup> 同、88頁。

<sup>161</sup> 同上



博物館には学術的標本群があることや、学校教育と差異化した体験学習が行われ展示案内ボランティアが双方の半構造化学習としての側面を有していることなどから、山本桃子は、ボランティア活動自体がボランティア自身の学習機会になると検討している<sup>162</sup>。ボランティアの活動が学習であるとする場合、学習活動は市民と博物館との双方向的な関係を支え、ボランティアは、主体的に学習を展開するだろう。これら博物館ボランティアの研究は、平和博物館のボランティアガイド活動においても敷衍できるものと思われる。

近年、博物館における教育普及は、館内展示や体験コーナーのボランティア活動に加え、展示物を学校や社会福祉施設など館外に持ち運ぶアウトリーチの活動まで展開している<sup>163</sup>。地域の博物館とボランティアの協働は、前章で示したように、伊藤寿朗の提唱した市民参加型である第三世代博物館や浜口哲一の地域と市民をむすぶ博物館構想の具体的な社会教育実践として見ることができよう<sup>164</sup>。

最近では、博物館活動は生涯学習に関わる政策動向に位置づけられている。また博物館のボランティアは、地域の歴史遺産と博物館をつなぐ社会的役割を担い、地域博物館は生涯学習機関とされ<sup>165</sup>、生涯学習社会における施設の位置と役割から論じられている。さらに博物館の展示は地域の自然や文化という風土だけではなく歴史と関係している側面があることから、その場所に博物館が存在することに意味があるという指摘もある<sup>166</sup>。

1960年代後半にフランスで誕生したエコミュージアムは、地域の生活全体を包括的に表現することをめざした博物館であり、場所性に重点が置かれている。エコミュージアムは、日本では野外博物館に相当する施設とされ、地域社会の人々の生活と自然、社会環境の発達過程を史的に探究し、自然遺産および文化遺産を現地において保存活用して、地域社会の発展に寄与する博物館として紹介されてきた。その性格を大原一興は、住民の主体的な参加と地域における自然環境、文化遺産、産業遺産の現地保存に加え、博物館活動の3つとしている<sup>167</sup>。博物館と場所性の一体化の重要性は、広島や長崎における資料館と戦争遺跡保存との関係をみても明らかである。戦争遺跡と平和博物館の連携については後述する。

---

<sup>162</sup> 山本桃子「大学博物館における学習機会の検討—ボランティア活動を事例に—」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊』23号2、2016年、57頁。

<sup>163</sup> 第3回博物館教育研究会（2019年3月16日、兵庫県立人と自然の博物館）では博物館におけるアウトリーチの課題や効果が議論された。移動博物館車の導入は、ひとく号などがある。

<sup>164</sup> 伊藤寿朗『市民のなかの博物館』吉川弘文館、1993年。浜口哲一『放課後博物館へようこそ—地域と市民を結ぶ博物館—』地人書館、2000年。

<sup>165</sup> 谷口榮「博物館・資料館とボランティア—地域の歴史的資源と博物館・資料館を繋ぐ—」歴史学研究会編『歴史を社会に活かす—楽しむ・学ぶ・伝える・観る—』東京大学出版会、2017年、26頁。

<sup>166</sup> 東自由里「戦争博物館にみる『場所性』と『政治性』」『博物館研究』第51巻第11号、2016年、7-10頁。

<sup>167</sup> 大原一興『エコミュージアムへの旅』鹿島出版会、1999年、8-13頁。

## 2. 平和ガイドの誕生

平和博物館におけるボランティア活動を検討した研究はあるものの、平和ガイドの学習活動や学習形態に着目した論考は多くはなく、その大半が活動内容や組織運営について考察したものである<sup>168</sup>。平和博物館は、「社会教育調査」の博物館の区分に項目はないが、歴史博物館に属している。

平和博物館は、原爆や都市空襲による戦跡の場所に設けられている施設が多く、平和博物館のボランティアガイド（以下、平和ガイド）の始まりも、沖縄、広島、長崎から広がった。戦争遺物や戦争遺跡を歴史的な文脈に関連づけて、平和ガイドは戦争体験継承の語り部として戦争の実相を次世代に伝えている。平和博物館では市民参加によるボランティア活動が多様な形態で行われ、来館者が獲得する知識を再構成することを支援している<sup>169</sup>。展示物や戦争遺跡を説明する平和ガイドは見学者と直接対話を行うことから、説明内容の準備として学習行動を伴う。そこには個人の学習だけでなく、集団による学習があり組織化されているケースもある。

長崎原爆資料館ではボランティアガイドの平和案内人が原爆による被害の客観的事実の継承活動を行っている。2000年代以降、被爆者の語りを引き継いだ非体験者が、別の非体験者に向かって被爆の語りを行う活動が展開された。平和案内人は、修学旅行生や観光客に対して、資料館や被爆遺構のガイドを通して、被爆の実相を伝達の役割をもつ市民ボランティアである。平和案内人の制度は、被爆者の高齢化を背景に、長崎平和推進協会（公益財団法人）によって2004年に設立、運営されている。

富永佐登美は、「非体験者がおこなうことのできる被爆の語りとは何をどのように伝達するものであるか」という問いから、新しい語りの兆候とその可能性を指摘している。その際の理論として、富永は、歴史の物語論（出来事が物語り行為を通して歴史的出来事として間主観的に共有される）に着目する<sup>170</sup>。長崎の場合、被爆体験を語ることは被爆者にしかできないという共有認識があるため、平和ガイドは平和推進協会作成のマニュアルに従って、資料館や被爆遺構について公的に認証された数値や指示された実相の伝達に重点をおいた定型的なガイドを行っている。このことは、語りに制約が付与されるという定型的なガイドとなるため、ガイドの思いを伝えるのが、伝承の難しさの問題があるといわれる。非体験者だから可能な多様な被爆の継承方法が、語りの体験から模索されている。客観的事実とガイド自らの思いの継承とのバランスに悩む平和ガイドは多いことから、平和ガイドによる平和講話も方法として選ばれるケースがある。

<sup>168</sup> 永田香織「博物館におけるボランティア活動の展開と課題」『東風西声 九州国立博物館紀要』第4号、2008年、75-89頁。

<sup>169</sup> ジョージ・E・ハイン（鷹野光行監訳）『博物館で学ぶ』同政社、2010年。

<sup>170</sup> 富永佐登美「非体験者による被爆をめぐる語りの課題と可能性—平和案内人の実践を手がかりに」『文化環境研究』第6号、2012年、16-25頁。

平和ガイドの活動実践を調査した福西加代子は、平和博物館の教育的機能や来館者の学習活動を平和ガイドと来館者の相互行為とし、ミュージアムをガイドと見学者におけるコンタクトゾーンとして掴まえている。非体験世代である福西自身のガイド実践を通じた参与観察と、立命館大学国際平和ミュージアムのボランティアガイドへのインタビューによる調査、展示室内で行われているガイド実践から、新たな「戦争と平和を語り継ぐこと」の意味を見出している<sup>171</sup>。

広島平和記念館で活動するヒロシマピースボランティアの調査から、平和ガイドの活動を教育実践として位置づけ、平和ガイドの伝達内容や来館者への配慮の問題を解明した研究も見られる<sup>172</sup>。

これらの研究は、平和ガイドの活動実態に着目し、平和博物館はモノとヒト、ヒトとヒトがつながる場、コンタクトゾーンとして機能することを示唆している。また、ガイドの説明内容などスキルに注目し、戦争体験者と非体験者が来館者に何をつたえるのかという問題を鮮明にし、来館者とのコミュニケーションなどガイド技術の向上をめざす学習であることを示している。

前述の永田も着目したボランティアガイドの学習活動については、山田正行が秋田県での博物館教育実践からボランティアの学習活動がもたらした4つの影響を指摘している。1つ目は、高校生や中学生だけの学習会のようにボランティアの階層性に応じた学習会が組織される。2つ目は、一斉的な講演会と相互的な共同学習が組み合わせられる。3つ目は、学習内容が歴史学習とともに、平和学習や人権学習にも及び多岐にわたる。4つ目は、博物館活動が秋田平和学習センターという新たな学習グループを産み出すことに結実したことである。学習活動の展開は学習内容を深化させていく。山田らは、オシフェンチウム＝ブジェジнка博物館の訪問や、鹿島組の強制労働に抵抗した中国人浮虜の一斉蜂起の「花岡事件」(1945年6月30日)の学習を深め、平和学習による社会教育実践を積み重ねている<sup>173</sup>。

## 第2節 平和ガイドの活動

---

<sup>171</sup> 福西加代子「戦争と平和を語り継ぐー立命館大学国際平和ミュージアムのボランティアガイドの実践を事例に」『立命館平和研究ー立命館大学国際平和ミュージアム紀要ー』第13号、2012年、29-41頁。

<sup>172</sup> 源氏田憲一「平和ガイドの平和教育的実践活動ーヒロシマ ピース ボランティアの事例研究」『立命館平和研究ー立命館大学国際平和ミュージアム紀要ー』第15号、2014年、69-80頁。

<sup>173</sup> 山田正行 1997「地域における博物館活動とボランティアの学習ーポーランド国立オシフェンチウム＝ブジェジнка(アウシュヴィッツ＝ビルケノウ)博物館の日本における展示活動に関連させてー」『秋田大学教育学部研究紀要 教育科学部門』第52集、1997年、47-53頁。

## 1. 平和ガイドの定義

近年、戦争体験者の高齢化がすすみ戦争を身近に知る機会は減少しているため、日常生活の中で戦争の実相を伝えることが難しくなっている。学校の中には、総合的な学習の時間や校外研修を使って、平和博物館の見学やボランティアを活用した学習に取り組むところもある<sup>174</sup>。特に平和ガイドは、展示物を歴史的文脈に位置づけて語り、博物館の教育普及活動において重要な役割を担っている。各地の平和博物館では平和ガイドなどのボランティア活動が多様に展開している。

平和ガイドの定義について論じた研究は多くはないが、最初に平和ガイドとは何かを確認しておきたい。元々、ガイド活動は、修学旅行生らを戦争遺跡に案内する仕事として、復帰後の沖縄県で集中的に取り組まれていた。平和ガイドを組織・養成してきた「沖縄平和ネットワーク」は、そうした経験から「平和学習のために沖縄を訪れる人たちや県内の小中高生たちと、戦跡や米軍基地を歩き、戦争の実相や沖縄が抱えている問題を伝え平和について一緒に考える人」、「戦争の被害者にも加害者にもならないと決意した戦後日本で、平和の創造に努力し、行動していく人々はすべて平和ガイドです」と平和ガイドについて主張している<sup>175</sup>。

また、上原育苗は「平和ガイドを、戦争体験者自身や戦争体験者の行う『証言活動』ではなく、戦争非体験者をも含めた、平和についてのガイド活動を行う人々ないしはその実践」として平和ガイドの定義を広くとらえている<sup>176</sup>。すなわち、平和ガイドとは、平和の価値を創造し伝える人々であり、その実践を意味しているものと理解できよう。上原は、博物館で展示物を解説する人だけをガイドとするのではなく、平和のために行動する態度に注目し、ガイドは誰もがもつ態度として意味づけている。このことは、戦争非体験者を含む全ての人びとは継承者でありガイドであることを意味する。

平和ガイドに関するこれまでの研究は、活動事例を挙げて分析し、戦争について一人称で語るができない戦争非体験者が、平和ガイドを実践する中で何をどのように伝えるのかという戦争体験の継承のあり方やその方法、戦争非体験者によるガイド活動について考察したものが多く、ガイド技術や心理面での考察は比較的少ない。

研究対象としては、沖縄、長崎、広島での平和ガイド、立命館大学国際平和ミュージア

---

<sup>174</sup> 日本における平和博物館の定義については、「日本における平和博物館の性格をめぐる類型化の試み」『日本社会教育学会第64回研究大会自由研究発表』2017年9月16日、筆者報告。平和博物館を「平和的条件による平和構築を希求する平和志向性を持ち、平和に対する対置概念を戦争だけでとらえるのではなく、差別や貧困という構造的暴力のない状態ととらえ、平和創造の主体形成を求める施設」としている。

<sup>175</sup> 杉田明宏「沖縄・平和ガイドの平和心理的考察」『心理科学』第26巻第2号、2006年、40頁。

<sup>176</sup> 上原育苗「平和を発信する若者たち」『平和教育シリーズ』No.2、京都教育大学教育社会学研究室、2009年、4頁。

ムのボランティアガイド、その他の平和ガイドに分類できる<sup>177</sup>。特に沖縄の平和ガイドに関する研究が多いのは、ひめゆり平和祈念資料館の証言員の積極的な活動や、沖縄で平和学習を行う学校が増加したことによって、ガイド活動が幅広く実施するようになったことが要因の一つと見受けられる。1990年代当初から、修学旅行での航空機使用を認める教育委員会が全国的に増え、沖縄への修学旅行は1986年の291校から2016年は2514校、約44万人に急増した<sup>178</sup>。沖縄では、個人タクシーやバス会社が平和ガイドの活動を組織して観光案内を行っているケースもあるが<sup>179</sup>、本章では、平和博物館を拠点として活動するボランティアによる平和ガイドに焦点を絞って論述する。

## 2. 平和ガイドによる戦争体験の継承

沖縄のひめゆり平和祈念資料館では、沖縄戦を経験した元ひめゆり学徒らが、「証言員」として戦争体験を語り伝える活動を続けてきた。現在、高齢化によって活動自体が縮小されているため、「証言員」らの仕事を受け継ぐかたちで「説明員」が配置され、戦争体験者だけでなく、戦争非体験者が資料館に携わる人たちの思いを来館者に伝えている。村上有慶は、平和ガイドについて沖縄戦を住民の眼で見た戦場体験として語ること、戦争を引き起こし主導した軍人の視点に立たないこと、加害の立場を忘れないこと、「現場に立つ」こと、事件の場に立って考え、事実を伝えることを平和ガイドの立ち位置として重要と述べている<sup>180</sup>。このことは、ガイド自身の主体形成と関連しており、戦争体験の継承活動を通して何を伝えるのかが絶えず問われることを意味している。

また長崎原爆資料館では、長崎平和推進協会の市民ボランティアの制度によって、2004年から「平和案内人」が活動し、館内だけでなく被爆遺構の案内を通して、戦争の実相を

---

<sup>177</sup> 北村毅「<戦争>と<平和>の語られ方—<平和ガイド>による沖縄戦の語りを事例として—」『人間科学研究』第19巻、第2号、2006年、55-73頁。普天間朝佳「ひめゆり平和記念資料館開館20周年—ひめゆり同窓会の平和運動の軌跡と次世代への継承の取り組み—」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第10号、2009年、81-86頁。村上登司文・井上力省・長岡文音・増田友紀「沖縄の平和教育—平和教育の現代化への課題—」『京都教育大学教育実践研究紀要』第16号、2016年、107-116頁。富永佐登美「非体験者による被爆をめぐる語りの課題と可能性—平和案内人の実践を手がかりに—」『文化環境研究』第6号、2012年、16-25頁。同「非体験者による被爆をめぐる新しい語り—ピースバトンナガサキの実践を手がかりに—」『文化環境研究』第7号、2014年、19-29頁。源氏田憲「平和ガイドの平和教育的実践活動—ヒロシマピースボランティアの事例研究—」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第15号、2014年、69-80頁。福西加代子「戦争と平和を語り継ぐ—立命館大学国際平和ミュージアムのボランティアガイドの実践を事例に—」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第13号、2012年、29-41頁。

<sup>178</sup> 「教育の窓 岐路に立つ沖縄『平和学習』」『毎日新聞』2017年10月2日朝刊。

<sup>179</sup> 杉田、前掲、2006、35頁。

<sup>180</sup> 村上有慶「戦跡保存の取り組みと課題」『歴史評論』No.772、2014年8月、16頁。

【表 3-2】 平和博物館で活動している主な平和ガイド

平和博物館	ボランティア	ガイド	開始	内容
立命館大学国際平和ミュージアム	ボランティアガイド	体験者	1993	養成講座を修了後、展示説明に参加
	平和友の会	非体験者	1993	ボランティアガイドを中心に、展示説明や学習会などの活動
ひめゆり平和祈念資料館	証言員	体験者	1989	ひめゆり学徒隊の生存者による。平和講話など
	説明員	非体験者	2005	体験者の語りを継承して活動
広島平和記念資料館	伝承者	非体験者	2015	養成プログラム（2012）被爆体験証言者の体験・思いを受け継ぐ
	ヒロシマピースボランティア	体験者 非体験者	1999	体験継承、展示説明、戦跡案内など
長崎原爆資料館	平和案内人	体験者 非体験者	2004	体験継承、展示物の説明、戦跡案内
	ピースバトンナガサキ	非体験者	2005	自主活動グループ。出前講座
	青少年ピースボランティア	15才～ 30才未満	2002	展示説明、登録者（高校生 80 名、大学生 110 名他）
八重山平和祈念館	平和ガイド	非体験者	2015	高校生 2 名が参加
舞鶴引揚記念館	平和ガイド	非体験者	2017	中学生 3 名が養成講座修了

（注）施設公開資料から筆者作成。

伝えている<sup>181</sup>。「平和案内人」は展示物や戦跡に関連する客観的事実を中心にガイドを行うため、説明の制約がある。そこで自主的なガイド活動を求める「平和案内人」のメンバーによって「ピースバトンナガサキ」が結成された。その活動は主に、平和博物館の館外や学校の平和講話に出向く出前講座などである。メンバーの自主的な学習に基づき、子どもたちにも理解できるイメージによる語りや紙芝居などを製作して活動の幅を広げている。行政の方では長崎市が「被爆体験を受け継ぐかた（家族・交流証言者）」と「託したいかた」を募集し、被爆体験や思いを受け継ぎ、次の世代へ伝える事業を進めている。

長崎の場合、市内に残る被爆遺構が平和ガイドの活動参入へのきっかけとなる。平和案内人でなければできないことがある。平和ガイドの自己形成にあたっては、家族や場所の経験、平和学習の経験などが重なり合って相乗的に作用していた。平和ガイドが語り継ぐ主体として自己形成する上で、学校教育よりも家族や地元住民との関係や、土地などの結びつきの方が、原爆を強く意識し平和活動に向かう源泉となっている<sup>182</sup>。

さらに広島平和記念資料館では、従来のピースボランティアの他に、非体験者が戦争体験を聞き取り、来館者に伝える「被爆体験伝承者」が参加している。広島市は、被爆者の高齢化にともない被爆体験証言者の体験や平和への思いを受け継ぎ伝える「被爆体験伝承者」を 2014 年度から養成している。研修期間は約 3 年間で、1 年目は被爆の実相や話法技術の講義、2 年目は証言者からの被曝体験等の伝授と伝承講話内容の作成、3 年目は講話実

<sup>181</sup> 富永、前掲、2014 年、19-29 頁。

<sup>182</sup> 深谷直弘『原爆の記憶を継承する実践—長崎の被爆遺構保存と平和活動の社会的考察—』新曜社、2018 年、168 頁、204 頁。

習を行うプログラムである。研修終了後、広島平和記念資料館等で修学旅行生や海外からの訪問客に講話を行い、現在 88 名が活動している。以上述べたように平和ガイドの活動は、非体験者による戦争記憶の継承のあり方を示しているといえよう。

沖縄、広島、長崎の平和博物館で取り組まれている平和ガイドの活動に共通していることは、地上戦と原爆投下による圧倒的な戦争被害の実態を伝えることであり、被害の事実を可能な限り正確な史資料やデータによって説明していることである。国内で唯一地上戦を体験し、住民の 4 人に 1 人が戦死した沖縄では、民間人を巻き込み集団自決まで引き起こされた事実を含む被害の全容を記録するために、行政が主体的に聞き取り調査を行ってきた。

とくに広島と長崎の場合、被爆者への被害補償の観点から、資料の蓄積が必要であった。「証言員」「説明員」「被爆体験伝承者」「平和案内人」らの活動において客観的事実を求めながらの活動が重視されたのである【表 3-2】。

### 第 3 節 平和ガイドの動向と課題

各地の平和ガイドには、その活動主体や目的から多様な呼称がある。主な平和博物館で活動している代表的なものを整理した【表 3-2】。多くは戦争非体験者が体験者から思いを受け、そして来館者に継ぐことに着目している。戦跡をまわることで過去を追体験しようとしてきた「沖縄平和ネットワーク」など、沖縄での平和ガイド活動は、学生から観光ガイドまで幅広く展開している。

長崎平和推進協会、長崎県教育委員会、長崎市教育委員会は、「平和について考え、行動することにより被爆体験の継承と平和意識の高揚を図る」ことを目的として、2002 年度から、青少年ピースボランティアの取り組みを実施している。これは、被爆建造物等のガイド練習以外に、フィールドワーク、被爆体験講話、青少年ピースフォーラム、中学校での被爆実相の紹介プレゼンテーション、学童クラブの平和学習、市民大行進のボランティアなど多様な平和活動に参加するボランティアである<sup>183</sup>。

近年、成人の平和ガイドのほかに 10 代の中高校生ガイドの活動も注目されている。八重山平和祈念館（沖縄県平和祈念資料館分館）では、2014 年度から高校生がガイドとして館内資料の解説を行うプロジェクトを始めている<sup>184</sup>。石垣島内で募集し応募した高校生 2 名が平和ガイドになった。同館の元職員で高校生ガイドの育成に携わった綿貫円は「高校生た

<sup>183</sup> 長崎市被爆継承課『平成 28 年度 青少年ピースボランティア報告書』2017 年、1 頁。

<sup>184</sup> 沖縄県平和祈念資料館連携 沖縄戦平和学習実践事例シェアリングプロジェクト No.5『八重山平和祈念館 高校生平和ガイド』紹介編、

<http://www.peace-museum.pref.okinawa.jp/heiwigakusyu/kyozai/kyosi/indexsp.html>  
(2021 年 3 月 16 日取得)。

ちは、体験者の方との交流や戦争遺跡巡りをしていく中で、戦争の歴史を自分自身のなかに取り込んで考え始めました。そうした高校生平和ガイドから説明を受けた方々の反応を見ていると、彼らが伝える意義は大きいと実感しました」と語っている。見学者は、高校生ガイドの熱心な取り組みに応答しようとする。研修旅行で訪れた中高生であれば、同世代のガイドは身近な仲間の活動であり共感をもつ。成人からみれば、若い世代の行動に接することで大人の責任感を喚起されるであろう。綿貫は、高校生の来館者が少なかったことがガイド活動の動機であり、結果としては、「この取り組みにより、高校生の来館が増えただけではなく、高校生同士で活動する団体が出来たり、戦後世代の大人たちが動き出すきっかけになったりと高校生平和ガイドの影響が島に広がっていったと思います」と語っている<sup>185</sup>。

京都府の舞鶴引揚記念館の「語り部」養成講座を修了した3人の中学生は、「体験者の代わりとなって、小さな子らに戦争の悲惨さを教えたい」「自分の町の歴史を、自分の口で多くの人に語りたい」「講座を通じて深く感じた抑留者の苛酷な体験・気持ちを広く伝えたい」と意欲を語っている。語り部の一人は「若い感覚と言葉で史実を伝えてほしい」と励ましている<sup>186</sup>。沖縄県糸満市が実施する平和の語り部育成事業「平和ガイド育成および平和子ども大使育成」で小中生16人が、ひめゆり平和祈念資料館で来館者に対し、展示物やひめゆり学徒隊について説明した。島袋淑子館長は「願っていたことがやっと実現した」と述べ、金城由佳(14才)さんは「戦争体験者ではないが、伝えていくことが大切だと思っている」と話している。10代の若い世代が平和ガイドになることで、すべての人が平和ガイドであるということを、同世代から次世代に伝え、平和のネットワークを広げていく可能性があるだろう<sup>187</sup>。

平和ガイド活動での新たな課題として2点挙げておきたい。1点目は、規模、人員、専門性という博物館機能の脆弱性からもたらされる課題である。平和博物館の多くが比較的小規模であるため、博物館全体の活動に対して教育普及に占める人員の確保の困難さから、教育普及活動においては、必ずしも平和ガイド活動が機能しているとはいえない。今日74館ある日本の平和博物館のうち31館でボランティアが活動しているのが現状である。戦争体験者の減少と平和学習の縮小は、平和ガイド活動をさらに停滞させている。2点目は2020年に感染拡大した新型コロナウイルス感染症の蔓延から、社会教育施設の閉館が続くことになり、戦争体験者の継承活動が高齢化とコロナ禍で中断状態となる中、見学者の減少、

---

<sup>185</sup> 「記憶を継承する仕事。八重山平和祈念館で働いて得たもの 綿貫円さんに聞く」『東大新聞オンライン』2016年2月27日、

<http://www.todaishimbun.org/yaeyama-peace-museum0227/> (2021年3月17日取得)。

<sup>186</sup> 「引き揚げ、語り継ぐ決意『語り部』養成講座の閉校式 中学生ら実地に解説も」『京都新聞』2017年3月26日。

<sup>187</sup> 「小中生が平和ガイド 糸満市が初の試み ひめゆり資料館」『琉球新報』2013年7月15日、<https://ryukyushimpo.jp/news/preentry-209550.html> (2021年3月16日取得)。



平和学習・生涯学習における場所の喪失という課題が浮かび上がっている。

一方、施設を取り巻く新しい危機により、オンラインによる平和講話<sup>188</sup>やバーチャル平和博物館による記憶の継承の拡大促進をもたらしており、今後、平和ガイドは主体的、創造的な継承活動を展開するのではなかろうか。

---

<sup>188</sup> 例えば、2020年9月9日、平和ガイドの馬場央は、近畿高等看護専門学校でZoom（オンライン）による戦争体験講話を行った。

## 第4章 市民参加と主体形成

本章では、平和ガイドの活動と学習の組織化を視野に、平和ガイド自身の主体形成を分析する。立命館大学国際平和ミュージアムのボランティアは、見学者に対して「見て感じて考えて」ほしいと説明する。その後見学者が、平和ミュージアム体験で考えたことを、学習や仕事の場面で披露し、伝え、サークルや学習会、市民運動に加わるなど、平和のための行動を起こすならば、平和創造の主体形成が確かめられる。平和学習は行動のための準備学習であると考えた藤田秀雄や、平和博物館は運動であると指摘した坪井主税の研究においても、人間の活動が重要視され学習が行動につながることで主体形成があると解釈できる。そこで、本研究における平和創造の主体形成とは、平和のための行動（アクション）を起こす主体が形成されるという意味として使用する。

また、立命館大学国際平和ミュージアム（以下国際平和ミュージアム）のボランティアガイドで結成された「平和友の会」の活動を例にして考察する。同ミュージアムのボランティアガイドの活動を対象にした研究では福西加代子、谷川佳子の研究がある。

福西は、ボランティアガイド養成講座を受講した経験と、平和ガイドへのインタビューを行い、ガイドの動機や思いを浮き彫りにし、活動内容を考察している<sup>189</sup>。谷川は、「平和友の会」の会員としてガイド組織の運営にも関わった経験から、平和博物館における教育普及活動には平和ガイドが意味あることを指摘し、その研究成果を海外で発表している<sup>190</sup>。二人の研究方法の特徴は、平和ガイド実践に参加し当事者の立場から参与観察の方法を採用していることである。平和ガイドの活動を来館者、見学者側ではなくガイド団体の内部の現状を把握しながら検討していることである。

そこで、先行研究をふまえた上で、本章が「平和友の会」に着目する背景は3点ある。1点は、平和ガイドの活動が広がっているとはいえ、ガイド同士が主体的に組織運営しているケースは稀少であり、「平和友の会」は平和ガイド活動の組織運営のあり方を示していることである。2点は、福西、谷川らと同じように、筆者は、国際平和ミュージアムのボランティアガイドに登録しており、「平和友の会」の会員としても活動している。また、教員としての立場から、国際平和ミュージアムを活用した平和学習に参加していることである。

以上の背景から、ひとりの平和ガイドが、ボランティアガイド団体をどのように認識し

---

<sup>189</sup> 福西加代子「戦争と平和を語り継ぐー立命館大学国際平和ミュージアムのボランティアガイドの実践を事例に」『立命館平和研究ー立命館大学国際平和ミュージアム紀要ー』第13号、2012年、29-41頁。

<sup>190</sup> Yoshiko.Tanigawa, The promotion of peace education through guides in peace museums. A case study of kyoto Museum for World Peace, Ritsumeikan University, Journal of Peace Education, vol.12, No.3, 2015, pp.247-262.

ているかを例示でき、平和学習を受講する見学者側の視点から平和ガイドを考察できると思われる。さらに、見学者の声に、平和ガイド自身がいかなる気持ちをもつのかという、多様な観点からの考察が期待できよう。

調査に当たっては、参与観察による質的調査、アンケートによる量的調査を取り入れるが、主に数量的な傾向分析に留め、個人を特定する記述は行わない。平和ガイドの学習活動が、平和創造の主体形成を育成することを明らかにする。本章の目的を達成するために、「平和友の会」の設立と活動から、平和博物館における教育普及の現状を把握し、平和ガイドの学習の傾向を考察する。アンケート「平和博物館と平和ガイドに関する調査」結果から、平和ガイド活動の特徴を来館者の視点をふまえて明らかにする。平和ガイドの学習形態に着目し、共同学習、協同学習、協働学習という多様な形態で行われている学習活動が、平和ガイドの主体形成に結びついていることを例証したい。

## 第1節 ボランティアガイド「平和友の会」の設立と活動

### 1. 「平和友の会」の設立

「平和友の会 (Friends for Peace)」は、立命館大学国際平和ミュージアム（以下、平和ミュージアム）の「ボランティアガイド養成講座」（以下、講座）の受講修了者によって、1993年5月に設立されたボランティアガイドの団体である。第1回ボランティアガイド養成講座は、京都府生活協同組合連合会の活動に参加したメンバーが中心であった<sup>191</sup>。

『平和をつむいで20年—平和友の会20周年記念誌—』（2013）によると、「平和ミュージアム」と「平和友の会」をつなぐ市民活動が「平和のための京都の戦争展」（以下、戦争展）であった。この活動は1981年京都丸物百貨店を会場として始まり<sup>192</sup>、翌年から1991年まで京都勧業館で開催され<sup>193</sup>、1992年以降は開館した平和ミュージアムを会場としている<sup>194</sup>。「平和友の会」は、設立の原点ともいえる「戦争展」に「平和友の会のコーナー」を設け、設立当初の趣旨をふまえて活動を続けている。「平和友の会」の会則には「この会は立命館大学国際平和ミュージアムを主たる活動の場として、会員の学びと親睦を深め、平

---

<sup>191</sup> 主催は京都府生活協同組合連合会、協力は立命館大学国際平和ミュージアムであった。募集は朝日新聞・京都新聞で報じられた。5月から9月まで副館長であった安斎育郎の現地研修を含む全6回開催された。受講生71人が修了している。第1回ボランティアガイド養成講座の修了レポート集の表紙には生協平和ゼミナール受講者レポート集とあり、発行は京都府生活協同組合連合会と記されている。

<sup>192</sup> 現・ヨドバシカメラ京都店。

<sup>193</sup> 現・みやこめっせ京都市勧業館（京都市左京区岡崎）

<sup>194</sup> 平和友の会『平和をつむいで20年—平和友の会20周年記念誌—』2013年、17頁。

和に貢献することを目的とする」と記載されている<sup>195</sup>。

平和ミュージアム開設の背景に「戦争展」運動の蓄積があった。「平和友の会」はその実践の中から誕生したことから、平和ミュージアムとの相互補完的な関係が続いている。平和ミュージアムとの意見交換会は毎年1回開かれてきたが、2008年からは毎月1回の定期協議を開き双方の取り組みに対して意見交流を行っている<sup>196</sup>。「平和友の会」は自立的な組織であり平和ミュージアムとは対等かつ継続的な協力関係のもとで相互発展に努めている。

## 2. 共通体験としてのボランティアガイド養成講座

「平和友の会」のメンバーの共通体験としてあるのがボランティアガイド養成講座である。筆者が受講した第10回ボランティアガイド養成講座は、修了式を入れて10回（2015年2月7日（土）～2015年3月8日）で日数は6日間（1日で午前・午後と2回ある日を含む）であった。1回の講座は、午前の場合2時間、午後の場合3時間であった【表4-1】。

講座内容は、立命館大学の共学理念である「平和と民主主義」とミュージアム設立の趣旨、平和博物館とミュージアムとの関係性（到達点と課題）、フィールドワークによる展示コーナーの解説、ガイドの体験談とガイド技術、マナーなどのワークショップである。講座に通底していることは、平和と民主主義を達成するために、平和博物館のガイド活動があり、展示物を歴史的文脈で幅広く捉え、見学者とともに学ぶことである。

養成講座の最終日、受講者は、地下1階にある展示コーナーの一つを選んでガイド実習を行った。筆者は京都と戦争のコーナーを説明した（5分程度）。陸軍の師団組織の構成を書いた資料を見せながら説明したが、実際のガイドでは、客観的事実を重視するため、ガイド自らがパネルや資料を使って説明することはない。展示物の説明が主であり、ミュージアムが設置している展示説明文、映像でガイドを行う。唯一、ガイド活動の歴史的過程で、一人のガイドが製作した紙芝居だけが持ち込みを許され、自身の使用が許可されているにすぎない。

講座を終えると受講者は、A4用紙で1枚程度のレポートを提出する（締め切り3月31日）。不合格者は4月8日に連絡があり、合格者は4月11日（土）の午後に修了式・交流会に出席する。安齋育郎名誉館長から、修了生へのメッセージと一人一人にコメントが書かれた絵手紙、モンテ・カセム館長からの修了証が渡された。その後5月から7月の3ヶ月間は、実施研修となる。実地研修には月ごとの目標があり、5月は来館する多様な団体に対するガイドの様子を見学して、必要な情報やスキルを学ぶ。6月はボランティアガイドと実際にガイドの一部を行う。7月は、可能であれば一通りガイドを行う。

しかし実際は、仕事の関係で不可能な場合もあるため、修了生全員に対しこの日程で行

<sup>195</sup> 「平和友の会」会則第3条。

<sup>196</sup> 平和友の会、前掲、2013年、19頁。

【表4-1】 2014年度 第10回ボランティアガイド養成講座

回	日程	内容	講師
1	2月7日(土) 10:00~12:00	①オリエンテーション ②開講挨拶 ③講義「立命館がなぜ国際平和ミュージアムを設立したか—立命館憲章と『平和と民主主義』—」	事務局 モンテカセム館長 山根和代副館長 (国際関係学部准教授)
2	2月7日(土) 13:00~16:00	①ミュージアム見学 ②レコード企画 ③交流会	ミュージアム学芸員
3	2月14日(土) 10:00~12:00	講義「『平和』とは何か・『平和博物館』とは何か—ミュージアムの到達点とその目標」	安齋育郎名誉館長 (立命館大学名誉教授)
4	2月14日(土) 13:00~16:00	①展示学習・フィールドワーク (講師と現役ボランティアガイドによる解説)	藤岡惇・国際平和ミュージアム 専門委員(経済学部教授)
5	2月21日(土) 10:00~12:00	2月14日 現代の戦争	小関素明(文学部教授)
6	2月21日(土) 13:00~16:00	2月21日 十五年戦争 2月28日 暴力と平和を考える 市民による平和活動	現役ボランティアガイド
7	2月28日(土) 13:00~16:00	②ワークショップ 気づきと改善点について(グループ討論) ③発表と講評	君島東彦・国際平和ミュージアム 専門委員(国際関係学部教授)
8	3月7日(土) 13:00~16:00	講義Ⅰ「ガイドとしての経験談」 講義Ⅱ「ガイドとしての接遇マナー」	現役ボランティアガイド 増田梨花(応用人間科学研究科 教授)
9	3月8日(日) 13:00~16:00	①ガイド実習(1コーナーでガイド) ②緊急対応について ③講評と討論	現役ボランティアガイド 事務局
10	4月11日(土) 13:30~15:30	修了式	安齋育郎名誉館長 事務局

(出所)2014年度立命館大学国際平和ミュージアム・ボランティア養成講座配付資料を参考に筆者作成。

われるわけではない。筆者も3ヶ月で数回しか参加できなかった。8月上旬に「平和を守る京都の戦争展」が開催されるため、実際のガイド活動は8月の戦争展からを目途にしているが、正式にボランティアガイドとしてミュージアムに登録されるのは9月以降である。その後、筆者は、10月に「平和友の会」に入会した。

第10回ボランティアガイド養成講座以降、計画規模は縮小されており、このような長期間の計画では行われていない。その理由としては、現在の平和ミュージアムの状況が、想定するボランティアガイドの人数を満たしていること、新規ガイドの募集よりも現在活動しているガイドのスキルアップを課題としていたことであった。

#### 4. 「平和友の会」の組織とガイド活動

「平和友の会」は設立当初、ガイド、学習、広報、ツアー、調査研究、交流、文化の7部会で構成されていた。現在は、4つの部会がある【表4-2】。会員の内訳は正会員113名、賛助会員19名、団体会員はない。会員全員がガイド活動しているわけではなく、ガイ

ド以外の活動のみ参加する会員や部会に入っていない会員もいるが、会員 132 名の内、半数以上は部会で活動している。

社会教育実践としての「平和友の会」の活動を支えているのが、活動の場所としての平和ミュージアムであり、歴史的経緯のなかで平和の価値を共有してきた「戦争展」である。「平和友の会」は、博物館における教育普及活動を支えている市民団体であるが、平和ミュージアムとは協働的關係にある<sup>197</sup>。市民団体との相互補完的關係を構築した平和博物館は多くはなく、平和ガイドと平和博物館の關係を考慮する上で「平和友の会」の取り組みは有意義な事例となろう。

「平和友の会」の活動の中心は来館者への展示物のガイドである。平和ミュージアムを訪れる団体の約 70%は小中高生である。学校からの団体見学は、研修旅行の事前学習や研修旅行として訪問するケースだけでなく、総合的な学習の時間や校外学習を平和学習として利用する場合も多い。団体予約は 2 週間前までに平和ミュージアム事務室に予約申込みがある。事務室は毎月の団体予約状況を各平和ガイドに連絡している。各平和ガイドは参加できる曜日を事前に「平和友の会」に登録しておき、曜日毎におかれた連絡係の参加要請を受けてガイド活動に参加する。連絡係は団体予約の件数と参加できるガイドの人数の調整をはかった上で、各ガイドに連絡する作業を行っている。

ガイド活動は館内のみで行われ、その方法は 2 通りある。1 つはグループガイドである。このガイド方法は、モニターで博物館の紹介映像を鑑賞したあと、1 グループ毎に見学者を 1 人のガイドが案内する。複数で案内するときもあるが、その場合でも説明は 1 人であることが多い。2 つはポイントガイドである。各展示コーナーにガイドが待ち受けて見学者に展示物を説明するガイドである。前者は、当日のガイド人数に限りがあるため見学者数が多いと案内が難しくなる。後者は多くの見学者をガイドできる利点があるが、展示物を系統的に説明しにくい面がある。どのようなガイド方法で案内するかは、学校との事前

【表 4-2】 「平和友の会」の部会

ガイド部会	58 名	平和ミュージアムにおける来館者へのボランティアガイド活動を行う。曜日毎にガイド者を決め、曜日担当者が連絡、運営する。のべガイド数 2749 来館者の 58.4%をガイド	
		自主学習係 (7 名)	ガイドスキルアップ学習会 3 回、各地の平和ミュージアム見学
		英語係 (6 名)	日英対比ガイドブック、ガイド文作り、外国人来館者へのガイド活動など
学習部会	11 名	年間テーマ（臨時も含む）に沿った学習会の企画・実施する。平和友の会主催学習会 3 回、自主学習会・フィールドワークなども予定する	
交流部会	6 名	会員同士の交流と親睦のための行事の企画・実施と他団体との交流、春の戦跡・秋の史跡巡り、文化企画、映画と講演会、ピースパレードへの参加ほか	
広報部会	4 名	原則月 1 回の会報発行ほか必要な広報活動 安斎育郎名誉館長の「エッセー世相裏表」や会員により「ガイド雑感」「風」のコーナーも連載している	

（出所）平和友の会『第 26 回総会議案書』2018 年を参考に筆者作成。

<sup>197</sup> 平和友の会、前掲、2013 年。

打ち合わせで決めるため、「平和友の会」は協力者であり、見学の主体は学校等の団体である。

平和ガイドは、指定された曜日に参加するレギュラーガイドと、連絡係から要請されれば参加する非レギュラーガイドがある。展示コーナーを案内説明するグループガイドは、主にレギュラーガイドが担当する。非レギュラーガイドはポイントガイドを行うことが多い。ガイド技術（スキル）の向上はポイントガイドを経験することで、説明できる展示コーナーを増やしていくことが、グループガイドを担当できるガイドスキルの向上につながっている。

団体見学の生徒は、1階のホールで平和ガイドから見学日程と方法の説明を受ける。担当するガイドは、最初に立命館大学の教学理念が「平和と民主主義」であること、1階に設置されている戦没学生記念像である「わだつみ像」や横浜空襲で亡くなった少女像「むっちゃん像」、手塚治の「火の鳥」をあしらった壁面などを紹介し、過去と未来、現代に生きる平和のバトンランナーである見学者、立命館大学と戦争との関係を説明することが多い<sup>198</sup>。

2階の平和創造のコーナーは、立命館大学の学生ボランティアがガイドを担当するので「平和友の会」は扱わない。過去のコーナーを「平和友の会」が未来のコーナーを学生が担当する。このコーナーでは平和の概念を戦争だけでなく、暴力全般を対立概念として定義化したヨハン・ガルトゥングの平和概念を前提とした説明が行われる。

## 第2節 「平和友の会」の学習活動

平和ミュージアムの教育普及にかかわる平和ガイドの学習が何をもたらすのか、なぜ学習活動を継続しているのか、学習形態のもつ意味を確かめることによって、平和ガイドの果たすべき役割や今後の平和ガイドのあり方を浮き彫りにすることができると思われる。そのため本節では平和ガイドの学習活動に焦点を絞り考察する。

ガイド活動を支えるために「平和友の会」は学習に関わる多様な活動を展開している。講師を招いて開催される平和友の会学習会（以下平和学習会）、ガイド技術の向上をめざすスキルアップ学習会、小中高生らに行う「平和講話」、交流部会による「戦争遺跡に平和を学ぶ京都の会」との現地見学、「平和のための京都の戦争展」への展示参加、会報「平和友の会だより」の発行、「安斎育郎（名誉館長）と行く平和ツアー」による現地見学、平和ミュージアムが主催する教員向け説明会でのガイド活動などである。

他に会員有志によるミニ学習会があるが、これは「平和友の会」主催ではなく会員有志の学習会である。「平和友の会」とは独立しているため正式には含むことができないが、自

---

<sup>198</sup> 戦前、立命館大学は、立命館勤皇隊が組織され、京都御所の警備を担った戦争協力の歴史があった。戦没学生を記念した「わだつみ像」を設置している。

主的な学習の拡大を示しており、学習の組織化の展開事例として着目できよう。学習活動は会員の要求とともに拡大している。これらの中で特に中心的な学習が平和学習会とガイドスキルアップ学習会である。

## 1. 学習活動の形態

### (1) 平和友の会学習会

多岐にわたる展示物は個々それぞれ歴史的背景をもっていることから、説明文や映像だけの解説では不十分であろう。ガイド活動では、展示物の事実関係、歴史的文脈を掴み取る必要があるため、歴史学だけでなく平和学や政治学など隣接領域の知識は不可欠である。「平和友の会」が平和学習会を継続してきたのは、展示物に関わる基礎的な知識の習得であった。平和学習会で実施されたテーマを博物館の展示コーナーのテーマと関連させて分類してみると、隣接領域と深く関連するテーマが読み取れる【表4-3】。

学習形態としては講演と意見交換で構成されている。ボランティアガイド「平和友の会」が専門家をよび、共同で学ぼうとする社会教育的における共同学習の方法である。講師は会員が不足する知識を補ってくれる専門家である。平和学習会は会員と講師によって共通の目的を達成するために共同して学びを実践している。

平和学習会が始まって10年近くは戦争体験者から学習する機会が設けられていたが、体験者の高齢化に伴い2003年以降は見あたらない。平和ガイドの会員の中には戦争体験者も活動しているが国民学校時代に戦争を体験した世代である。平和学習会は当初から戦争体験の継承が平和ガイドの目的であったことを示している。「平和友の会」以外でも、各地の平和博物館では戦争非体験者のガイド活動のあり方や方法が課題となり、語り部の育成や説明員、青少年の参加などが模索されている<sup>199</sup>。

国際社会に関連するテーマが35回と多い点に焦点を絞ると、その要因として平和ミュージアムが平和を戦争のない状態だけでなく、紛争、貧困、差別という構造的暴力のない状態としていることや、展示写真やパネルの歴史的知識だけでなく隣接諸科学の背景知識の必要性からだと考えられる。平和ミュージアムの展示テーマは3つある。テーマ1は「十五年戦争」であり、①軍隊と兵士、②国民総動員、③植民地と占領地、④空襲・沖縄、⑤「現代の戦争」、⑥「平和をもとめて」、テーマ2は「現代の戦争」であり、①2つの世界大戦と戦争をふせぐ努力、②植民地の独立と冷戦、③冷戦後の戦争、④兵器の開発、⑤現代の地域紛争、テーマ3は「平和をもとめて」であり、①暴力と平和を考える、②平和を

---

<sup>199</sup> 普天間朝佳「ひめゆり平和記念資料館開館20周年—ひめゆり同窓会の平和運動の軌跡と次世代への継承の取り組み」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第10号、2009年、81-86頁。戦争非体験者の継承活動は沖縄だけでなく広島、長崎など各地で広がっている。



【表4-3】 平和友の会学習会のテーマと実施回数

年代	戦争体験	憲法	原爆核	空襲	沖縄	加害	反戦抵抗	人権差別	歴史	国際社会	現代日本	環境科学	ボランティア	その他	回数
1994	1	1				1	3	2	3					1	12
1995			2		1				2	3		2		2	12
1996					1	2		1	1		1	1		5	12
1997	1		1		2	1	1		1	2	1	2	3		15
1998	3		3		1		1		2	3				1	14
1999	2					3	1		1	2		1		2	12
2000	1	1						2	2	2	2	2		1	13
2001	1		2						2	4	2			3	14
2002	1	3	1		1	1			4	2	1			1	15
2003			1						3	3	1			6	14
2004		1	2		1	1		1	1	2			1	1	11
2005		3			1	1		3	4	3	1				16
2006		1								2	3			2	8
2007		3											1		4
2008												1		2	3
2009									1	2				1	4
2010			2							1					3
2011			2						1		1		1		5
2012					1				1					1	3
2013		1			1	1			3		1			1	8
2014		2								2					4
2015		1							1	1				1	4
2016		1							1						2
2017			1		1				1			1			4
2018					1	1			3			1			6
2019		1	1					1	1	1					5
2020														1	1
合計	10	19	18	0	12	12	6	10	39	35	14	11	6	32	224

(出所)平和友の会『平和をつむいで20年—平和友の会20周年記念誌—』2013年。会報『平和友の会だより』219号、2014年から同324号、2021年までを参考に筆者作成。

(注)年代以外の数字は実施回数を示す。

つくる市民の力、③平和をはぐくむ京の人々、と合計14の展示コーナーがある。見学ルートは、学校など見学希望の団体が事前希望する場合と、各コーナーをガイド自身が選ぶ場合がある。幅広い分野の学習を平和ガイドは個人的に準備しなければならないが、あくまでも展示物の解説が基本である。個人的な学習内容を披露するのではなく逸脱した説明は控える必要がある。平和ガイドは来館者が展示物を通して主体的に知識を構成するための支援なのである<sup>200</sup>。

<sup>200</sup> 渡邊祐子「博物館教育における構成主義的転換に関する考察—欧米における博物館教育の変

25年にわたる平和学習会から「平和友の会」の学習活動は、客観的な事実の獲得と平和創造のための準備学習であることがわかる【表4-3】。2005年の平和学習会16回の中に、リニューアル学習と呼ばれた展示内容のテーマ変更に伴う準備学習が含まれている。これは展示内容の変更に伴う準備学習が理由である。

最初の10年間は回数も多く毎月平和学習会を実施していたが、2006年以降学習回数は半減していく。外部の講師を迎え講演会方式によるスタイルは日程の調整など計画段階での柔軟性に欠ける難しさがあった。またテーマ内容のマンネリ化、予算上の負担も課題にあったと想定できる。さらに、平和学習会から他のテーマによる新たな学習活動を派生的に生み出したことは、平和学習会自体の開催減少の要因でもあろう。

2001年9月11日の米国同時多発テロによる米国のアフガニスタン空爆や、2003年のイラク戦争の影響を受け、日本政府は自衛隊の海外派遣や、2006年改正教育基本法へと従来の方針を変えた。憲法のテーマが17回と継続しているのは、国内外の政治情勢が平和博物館にとっての理論的根拠である日本国憲法の平和主義と平和的生存権に関連していたからと推察される。

## (2) ガイドスキルアップ学習会

2015年以降、わかりやすいガイドを目指し、ガイド技術の向上を目的としたガイドスキルアップ学習会（以下ガイド学習会）が設けられた。他者と学ぶことでひとりよがりにならないガイドをめざし、会員同士の学習であり自己を客観化することを目指している。担当する平和ガイドが参加者に展示物のコーナーを説明する【表4-4】。同じコーナーでも平和ガイドによって着眼点は異なるので新鮮な学びとなる。展示物のどこに注意を向けるのか、見学者に何を伝えるのか、説明の具体的な方法を学習する。そのあと参加者は担当ガイドと共に振り返り、意見交換を行うが、ワークショップによる参加型学習である協同学習で行うことが多い。

2018年度ガイド学習会の方針は子ども・生徒にわかりやすいガイドである。そのためガイドのテーマが小・中学生を対象とした内容になっている。筆者は15回目のガイドスキルアップ学習会で担当ガイドとして展示物を説明した。テーマは「子ども・生徒の生活体験に展示物を近づける試み」とした【表4-4】。小学生高学年を設定した一つのガイド事例を紹介したガイドスキルアップ学習を筆者の実践から示してみたい。

筆者は、展示物に興味・関心をひくために、まず見学者の日常体験と関連するような展示物の選択が重要であるとした。そこで、小学生から高校生の興味関心は、家庭や学校、放課後に体験することに興味関心があると予想し、以下の内容に着目した。①子ども・生徒と同じ年代に体験する出来事、②スポーツ、③先生、④祖父母の戦争体験は子供時代、

【表4-4】 ガイドスキルアップ学習会 (担当：ガイド人数)

回	年月日	学習テーマ	人員
1	2015年6月7日	「ゲルニカ」「空襲・沖縄戦・原爆」	2
2	2015年7月20日	「植民地と占領地」「ベトナム戦争」	
3	2015年10月12日	「ベトナム戦争」「十五戦争」	
4	2015年12月19日	ピースおおさか(大阪国際平和センター)見学会	
5	2016年3月21日	「日本国憲法」「町屋」	
6	2016年5月29日	「戦争中の国民の暮らし」「平和への努力(弾圧・反戦運動)」	
7	2016年7月17日	「原爆」「朴さんの話」	
8	2016年9月19日	「年表」「湾岸戦争とパレスティナ」	
9	2017年3月20日	「軍隊と戦争：徴兵検査と中学の軍事教練」「町屋：備えあれば憂いなしの虚ろな掛け声」	
10	2017年5月28日	「京都出身の兵士・銃後の人々・銃後の暮らし」「国民精神騒動員(世論操作と軍国教育)」	
11	2017年7月17日	「大戦中の市民生活や民家の様子について」「満州国・植民地とその周辺」	
12	2017年9月18日	平和講話「自分の平和と世界の平和」	1
13	2018年2月19日	映像を使った沖縄	
14	2018年3月19日	ある人形師の戦争体験と平和の考え方	
15	2018年5月19日	子ども・生徒の生活体験に展示物を近づける試み	
16	2018年7月16日	小・中学生と向き合えるガイドに	
17	2018年9月17日	小・中学生の学習状況をふまえたガイド	
18	2019年3月21日	平和学習・修学旅行の事前学習として効果的なガイドをするには	
19	2019年5月20日	第1次、第2次世界大戦、平和への努力、戦争責任、戦争犯罪	
20	2019年7月15日	朝鮮戦争を中心として	1
21	2019年9月16日	ベトナム戦争	1
22	2021年3月10日	説明板写真「嘉手納基地にならぶC54輸送機」「飯盒とフィールドレーション」	2

(出所) 会報「平和友の会だより」を参考に筆者作成。

(注) 第22回は、2020年から起こったコロナ禍のため、紙上スキルアップ学習会として会報「平和友の会だより」にガイド方法を文章で掲載している。

⑤色や形、動くモノへの興味、⑥正義感・公平感である。以上の興味・関心に関連する展示物を探し、そこでガイドを行えば、子ども・生徒は興味・関心をもつと判断した。

例えば、見学者の生活体験に接近可能な展示物は人によって異なるとはいえ、学童疎開や国民学校の生活は戦争体験者の子ども時代であり、見学する子どもや生徒は、同時代性と共通感覚から想像による体験を共有するに違いないと考え、子どもの写真やパネルがあるところから案内する。また、授業で習った歴史に関係するコーナーで説明し、スポーツが好きな生徒には、アフリカ分割の植民地支配をサッカーやラグビーのワールドカップ代表国を紹介する。子ども・生徒は背囊を持って実際の重さを体験し、紛争と飢餓の地域で傷ついた子どもの写真と笑顔の子どもの写真を見て考える。

展示物を身近に感じることであれば、子ども、生徒から見学者は、戦争体験を想像力によって知識を構成すると期待した。その結果、子ども・生徒たちは戦争の被害だけでなく、その背景にある加害など歴史的背景に関心をもち、戦争と平和の問題を自分事として当事者性をもって考えることができる。

ガイドスキルアップ学習は、スキルの向上と同時に客観性や当事者性を獲得できる協同

学習であると解釈できるが、見学者が平和創造のエンパワメントを獲得できているか検証しにくいいため、ガイド技術の評価は課題でもある。その課題を克服するには継続した平和ガイドの学びが必要である。

その他の取り組みに教員向けの説明会がある。平和ミュージアムは学校からの団体見学が多いため、教員向けのオリエンテーションを実施している。施設側は教学理念や展示内容を説明し、「平和友の会」は教員に対してガイドを行う。説明会は博物館とボランティアの役割を考慮しながら、目的に向かった協働的な活動としてとらえることができるのではないだろうか。

以上、目的的な共同学習からはじまり、平和ガイドと学校との連携による平和学習は協同学習として展開することで、学習の広がりが見受けられる。さらに国際平和ミュージアムと「平和友の会」のボランティアが対等な関係のもとで新たな成果を期待する協働学習が生まれていることがわかる。同会にみられる平和ガイドの学習は個人と他者とのコミュニケーションによる双方向的な学習を広げている。学習の拡充は平和ガイドにおける平和創造の主体形成の発現を意味するのではないだろうか。

### 第3節 見学者からみた平和ガイドの活動

平和ガイドの活動実態と学習形態を考察したが、教育普及活動、案内を受ける見学者は、平和ガイドの活動をどのようにみているのだろうか。平和学習の一環として、立命館大学国際平和ミュージアムで活動する平和ガイドから、展示物の説明を受けた学生に意識調査を実施した。

#### 1. フィールドワークでの平和学習

見学者からみて、平和ガイドが機能しているかを図るためにアンケートを実施した。立命館大学国際平和ミュージアム（以下平和ミュージアム）での平和学習の場面で、ボランティアガイド（以下平和ガイド）の展示解説と自由見学、振り返りの時間を体験した学生に、アンケート「平和博物館と平和ガイドに関する調査」を配布した。

##### (1) アンケート調査方法

調査日 2017年11月23日、2018年1月20日、6月19日、2019年6月4日

対象者は、近畿高等看護学校<sup>201</sup>、京都教育大学、京都府立大学、京都大学の各大学で、

---

<sup>201</sup> 舞鶴平和フィールドは、憲法学のほか言語表現、情報科学、看護学概論との協同学習である。詳細は冊子「まいづる平和フィールド」（2期生）、2019年。

【表4-5】 平和博物館と平和ガイドに対する見学者の意識

平和博物館と平和ガイドに関する調査	思う		そう思う		どちらでもない		あまり思わない		そう思う		有効回答
	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	
調査項目											117
1) 展示物の説明文はわかりやすい	55	64	33	39	10	12	2	2	0	0	117
2) 戦争加害や抵抗運動の展示も必要と思う	62	73	28	33	8	9	2	2	0	0	117
3) 「平和」と「民主主義」の思いが伝わってきた	54	63	34	40	11	13	0	0	1	1	117
4) 戦争には国を守る戦争(正義の戦争)がある	14	16	16	19	32	37	17	20	21	25	117
5) 日本は今後どのような戦争も行うべきではない	79	93	11	13	6	7	3	3	1	1	117
6) 他の平和博物館も見学したい	44	52	35	41	15	18	4	5	1	1	117
7) 見学前より、見学後の方が平和への関心が高まった	57	67	34	40	8	9	1	1	0	0	117
8) 平和のために何か行動することが必要である	61	71	31	36	8	9	1	1	0	0	117
9) ガイドの説明に興味があった	41	48	36	42	12	14	9	11	2	2	117
10) 客観的事実を説明しようとしていた	35	41	43	50	19	22	3	4	0	0	117
11) イメージやエピソードを交えた説明があった	41	48	36	42	17	20	6	7	0	0	117
12) ガイドの思いや願いが伝わってきた	60	70	27	32	11	13	2	2	0	0	117
13) ガイドは自分の意見を差し控えていた	21	24	36	42	28	33	14	16	2	2	117
14) ガイドは質問や見学者の反応にこたえていた	43	50	32	37	15	17	9	11	2	2	117
15) ガイドの説明で、展示物への理解が深まった	53	62	31	36	9	10	6	7	2	2	117
16) 反戦・平和への気持ちを強めることができた	54	63	35	41	9	11	1	1	1	1	117
17) ガイドによって効率よく見学できる	37	43	24	28	18	21	12	14	9	10	116
18) ガイド活動は、人と人、平和の輪をつなぐ	33	39	44	52	17	20	4	5	1	1	117
19) 戦争記憶の継承ができる	61	71	25	29	12	14	3	3	0	0	117
20) 戦争体験者の思いを継承できる	52	61	28	33	15	18	3	4	1	1	117
21) 今の国内外の政治に関心がでてきた	33	39	36	42	23	27	7	8	1	1	117
22) 自分で知識を構成するのに役立つ	44	51	35	41	2	2	3	4	1	1	117
これまでの平和学習体験		小学校		中学校		高校		大学	なし	初	
23) 学校で平和学習を経験しましたか(複数回答可)	/	84	/	90	/	60	/	/	/	3	/
24) 初めて平和博物館を見学したのはいつですか	46	52	19	21	7	8	4	4	24	27	112

(注) 2017年から2019年に立命館大学国際平和ミュージアムを見学した学生のうち117名を対象とした。

憲法学、教育社会学、社会教育関連科目を受講している学生である。

調査人数 117名(男性36 女性81)

配布123(回収117) 母数が少ないため単純集計【表4-5】

## (2) 考察

アンケートに回答した高等教育の学生においても、アジア・太平洋戦争の知識を得たのは、先生からが一番多く、次にテレビ、インターネットの順であった。祖父母、体験者、親、新聞からは極めて少なく、新聞等のメディアで報じられているのと同様に、学校教育での平和学習からが多い。このことは、平和学習体験がなければ、戦争記憶の継承がなされなくなることを意味する。

平和ミュージアムの展示には肯定的である。自治体による加害展示の消極性とは逆に、加害・抵抗の展示の必要性を大半の学生が認識している。自国の加害を伝えずナショナリズムを煽る政治の危険性を平和ミュージアムで学んだ結果、どのような戦争もすべきではない、平和のための行動が必要であると学生が賛同したと理解できる。戦争否定、平和希求の意識は極めて高いが、「正義の戦争」については、意見がわかれている【表4-5】。現代の国際紛争解決と平和構築の方法についての学習が充分ではないため、自ら判断できる基礎知識が不足しているのかも知れない。

調査9) 10) では、7割を超える学生が平和ガイドによって説明や展示に興味関心をもったと回答しているが、平和ガイドの解説だけでは自主的な見学が難しい。個々のガイド技術の差によって満足度がかわってしまう。ガイド技術の問題は源氏田憲一がヒロシマピースボランティアの事例研究を行い、ガイドが独断的で一方的にならない配慮の問題や、自己の意見を控える行動の取り組みを平和ガイドの課題として指摘している<sup>202</sup>。ガイド側の課題が大きいとはいえ、平和ガイドをどのように活用するかは学校側の課題でもある。

平和学習体験は小中高で継続して経験している。特に、平和博物館の見学は小学生の時初めてが一番多く、次に今回の見学が初めての学生が9名いることを考えると、フィールドワークが貴重であることもわかる。

## 第4節 平和ガイドの主体形成

各地域独自の戦争体験を受けて、平和ガイドは多様な実践を蓄積しているが、元来、元ひめゆり学徒隊による平和ガイドの語り部活動に見られたように、平和ガイドの活動は、戦争体験者による戦争の実態を伝えてきた段階があった。しかし今日、非体験者によるガイド活動が大勢を占めているため、戦争体験をいかに引き継ぐかという課題がある。地域によって継承のあり方が模索されている中で、沖縄、広島、長崎で取り組まれている継承活動は一つのあり方として注目されている。広島では体験者から聞いたことを高校生が絵にして、戦争体験画として残すという新たな取り組みも行われている。

一人称にはなりえない非体験者による戦争体験継承の意味と方法が模索され、独自の意味を確認することで平和ガイドの活動は広がってきた。現在、平和ガイドの取り組みは平和博物館に集まる人たちの思いを伝え、子どもの発達を考慮した取り組みが求められる段階となっている。すなわち、地域が戦争とかかわっていた実態を伝えてきた段階から、その実態から何を伝えるのか、戦争記憶の意味を問う段階と見て取れる。さらに、次世代につなぐ記憶の継承のあり方から、同世代が同世代に平和の思いを伝えるガイドのあり方も、

<sup>202</sup> 源氏田憲一「平和ガイドの平和教育実践活動」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第15号、2014年、9頁。

期待できるのではないだろうか。

今後、平和ガイドのスキルや平和の価値を共有するうえで、平和ガイドの自主的な学習が求められる。「ナガサキピースバトン」や「平和友の会」などの団体には、平和ガイドの活動を支える自主的な学習という社会教育実践の蓄積がある。平和ガイドの学習活動は「戦争体験の継承」や「来館者への配慮」という教育実践を通じて平和博物館の教育普及活動を支えているが、「平和友の会」の多様な学習活動からボランティアガイドの協同と学習の組織化、来館者との双方向的なコミュニケーションが展開していることがわかる。

平和ガイドの主体形成を醸成する学習活動の特徴点は次の①から⑦である。

- ① 平和ガイドの協同学習は、隣接領域に接近しながら歴史的な文脈から展示物を説明するガイド技術の向上を目的としガイドの質を向上させる。ガイド自身の向上心と主体性を育てている。
- ② 平和ガイドの学習活動は「戦争体験の継承」や「来館者への配慮」など平和博物館の課題克服につながる教育実践を支えることから、ガイドの行為性を促進する。
- ③ 自己選択的な主体的、自主的な学びであり自律性が高い学習である。
- ④ 他者と関わる学びから、自己を客観化し主観的知識を客観的知識へと昇華し、戦争体験の継承や戦争の実相において客観性を担保する学習である。学習によってガイドは独断や思い込みに陥ることなく、自己を客観化しようとする。
- ⑤ メンバーの主体的な学習を導き憲法学習やミニ学習会など学習活動を拡充する。
- ⑥ 主体的な学習活動は、平和的条件や和解による平和の価値を明らかにしようとする。平和創造に欠かすことのできない戦争記憶の継承の場面でさえ、どのように平和を構築するのか、創造するかという価値選択が求められる。
- ⑦ 自己肯定感を育て自己実現につながる生涯学習である。

「平和友の会」活動の展開から読み取れることは、地域に根ざした平和博物館の目的や理念に立脚した平和志向性を保持し、戦争体験の継承をすすめながら、自主的な学習活動の支援や、メンバーの学習要求をとりあげ、そのつながりを大事にしているということである。このことは会員同士のネットワークを推進し、博物館と連携して平和創造の主体形成を広げていく媒介として機能しているといえよう。会員は、平和博物館を活動場所とする学習・文化活動の主体としての役割を担っていると理解できる。

「平和友の会」の学習活動は、講師として大学教員や専門家を交えた目的的な共同学習の要素を取り入れ、アクティブ・ラーニング、ワークショップによる参加型の協同学習を展開してきた。平和ガイドと来館者は協同学習、博物館とは協働学習の性格をもつ学びと理解できよう。学校とは異なる参加型、問題解決型の学習文化が発展することによって、社会教育に寄与していえよう。平和ガイドが独自に運営する学習団体は未だ多くはないが、博物館の教育普及を展開するうえで、「平和友の会」の組織と学習活動は一つの方向性を示しているのではないだろうか。

以上、平和博物館における主体形成の学びを、平和ガイドの学習活動を事例に検討した。平和博物館を地域博物館としてみるならば、「平和友の会」にみられる学習活動は、平和博物館の活動に参加する市民や団体は、「土地の記憶」、人々の戦争記憶、子どもたちの未来の課題の結合から、記憶の継承を構造化し、学習の連携によって協同の学習を組織し、市民との協働による公共性の形成をめざすであろう。

このような教育普及活動や、社会教育実践では、福井雅英が教育学の立場から指摘した地域における課題に応える主体的な学びが追求されるといえよう<sup>203</sup>。戦争記憶の継承を実践するということは、過去から連続する課題に応答することであり、子どもだけでなく大人も、地域に生きる主体として、平和創造の「主体形成の学び」といえるのではなかろうか。加えて、学習活動が個人だけではなく集团的、組織的に行われていることによって、学習の継続性を支え、世代間交流と次世代への継承を促し、子どもと社会をつなぐことが予想されよう<sup>204</sup>。

本章は、平和ガイドの主体形成を検討した。平和博物館に参加する市民を対象として考察した。今後、体験者の減少から戦争非体験による戦争記憶の継承が中心となることは明白である。そのため、展示物すなわち遺物（遺品）の保存と調査研究が重要視され、モノによる継承活動が展開する。次章は、平和博物館における戦争記憶の性格を明らかにし、市民が継承すべき戦争記憶について論述する。

---

<sup>203</sup> 福井雅英「地域と結ぶ総合学習の実践を検討し、＜課題学習としての総合学習＞の構想を考える」『地域民主教育全国交流研究会滋賀の会機関紙 いまを生きる—子ども・学校・地域—』創刊号、地域民主教育全国交流研究会滋賀の会、2020年、27頁。

<sup>204</sup> ピーター・センゲ（Peter M Senge）枝廣淳子・小田理一郎・中小路佳代子訳『学習する組織—システム思考で未来を創造する—』英治出版、2011年。



## 第5章 戦争記憶の公共性

第4章まで、本論文の前半部分は、主に平和博物館という社会教育施設の全体的性格と、平和博物館をめぐるヒトの活動に軸足を置き、平和創造の主体形成に着目してきた。しかし、平和博物館における戦争記憶の継承は、今後、戦争体験者からではなく、遺物、遺構、戦跡というモノを媒介とした継承が重要視されると思われる。平和博物館は、市民参加を伴って館外での活動と協働する動きが見られることから、館内展示から館外への活動を展開する新たな発展段階にあると見て取れよう。地域博物館としての機能が求められると共に、地域文化の創成に関わる段階にあるとみてよいのではなかろうか。

そこで、本論文の後半部分を構成する第5章と第6章の研究課題は、まず平和博物館の機能の核心である戦争記憶における公共性の探究である。公共性については、手段や方法としてとらえるのではなく、目的や価値を指向する概念として考察する。「社会の成員がみな共通に承認している価値の性質ということである」という社会教育の公共性や<sup>205</sup>、個人と社会の互恵的關係によって保持されるべき人間性の発達と個人の尊厳の獲得という公共の哲学に<sup>206</sup>、価値としての公共性を確認できるからである。「公共性の発信者は個人であり、再帰してくる公共性を受け止めるのは個人である」と指摘されるように<sup>207</sup>、最終的に公共性の価値は個人に再帰し、個人が価値を享受する。

続いて、平和博物館がこれまで展示対象としてきた戦争の事実を伝える手がかり、その内容と継承方法についての描出である。さらに、遺物や遺構を包含する戦跡についての考察と課題の検討である。加えて、戦跡と平和博物館の連携に関する例証、戦跡と施設の社会的相互作用の考究である。これらの課題を論述するに当たっては、記憶の手がかりとなるモノと記憶の場としての地域を射程に入れ、平和博物館を地域博物館として、事例を挙げて考察する。

付け加えるならば、戦後、設立された平和博物館は、戦争体験の継承や平和学習、地域史の補完において大きな役割を果たしているが、戦後75年を経た今日、継承活動は難しくなり、戦争記憶をどのように伝えるのか、という新たな課題に直面している。直接体験を語ることができるヒトから、遺物や遺跡というモノや記憶の場を使った戦争記憶の継承が、これまで以上に重要視されることを意味する。

平和博物館は、資料の収集と保管、調査研究、展示・教育普及という博物館本来の機能

---

<sup>205</sup> 鈴木真理『社会教育の公共性論—社会教育の制度設計と評価を考える』学文社、2016年、12頁。

<sup>206</sup> 片岡寛光『公共の哲学』早稲田大学出版部、2002年、6-13頁。

<sup>207</sup> 同、ii頁。

を有するのは周知のところであるが、それら機能の本来の目的は、戦争体験の継承と戦争記憶の形成による戦争の実相への接近であろう。機能の核心部分に相当する戦争体験と関わる戦争記憶が、公共的記憶として継承が可能かどうかを分析することは、平和博物館研究における重要な課題である。戦争記憶の公共性とは、自己と他者とのコミュニケーション行為から創造される公論の形成だけを意味するのではなく、戦争記憶が個人の尊厳という市民社会の根幹を成す価値形成に結びついていることを意味する。

本章では、平和博物館研究を補完するために、戦争記憶の性格を明らかにし、戦争体験、証言、記録などにみられる戦争記憶が公共性を有していることを考察する。まず平和博物館に関わる公共性の概念について論証する。

近年、平和博物館に参加する市民は、博物館施設に留まることなく、市民社会の中で課題を発見し、他者との相互ネットワークを構築している。このことは、ハーバーマスが公式的、非公式的を問わない「コミュニケーション領域が批判的公開性という広報性によって媒介されるかぎりでのみ形成される」と指摘した公衆の共有意見である公論が<sup>208</sup>、他者とのコミュニケーションとの関係性で構築されるとする公共性と通じており、市民の主体的な活動が公共性を醸成させることと関連する。ハーバーマスの主張は、コミュニケーションと公開性を重視している。

また、「公的領域は究極的には活動と言論に依拠する」と述べ、公的領域が現れの空間と共通世界から成立すると表現したハンナ・アレントは、公共性の概念を古代ギリシアの都市国家を援用して「権力は、活動し語る人びとの間に現れる潜在的な出現の空間、すなわち公的領域を存続させるものである」と説明している<sup>209</sup>。本研究における公共性の概念は、自然法概念を確立した啓蒙思想以降に軸足を置いている。そのためアレントの指摘と一致するものではない。

齋藤純一は、公共性概念を共同体と公共性は異なる性質を有すとし<sup>210</sup>、政治権力と分離させて検討している。NPO など第3セクターの市民的役割をふまえて公共性概念を考察できる齋藤の指摘は、ナショナリズムの構築と深く関わる「記憶の共同体」を言及する際においても重要である<sup>211</sup>。すなわち、国家に関係する公的 (official) なもの、特定の誰かにはなく、すべての人々に関係する共通 (common) のもの、誰に対しても開かれている (open) という意味を<sup>212</sup>、政治権力との関係でとらえるならば、記憶の共同体は、内集団

<sup>208</sup> ユルゲン・ハーバーマス (細谷貞雄訳) 『公共性の構造転換』未来社、1973年、333-334頁。

<sup>209</sup> ハンナ・アレント (志水速雄訳) 『人間の条件』筑摩書房、1994年、322頁。

<sup>210</sup> 齋藤純一『公共性』岩波書店、2000年、5-7頁。

<sup>211</sup> 石田雄『記憶と忘却の政治学—同化政策・戦争責任・集合的記憶—』明石書店、2004年、12頁。石田は、記憶の共同体とは、閉鎖的な「われわれ」という集団を前提として「かれら」の記憶と区別された共通の記憶が、集団形成の基礎をなしている場合と記述している。国民共同体が共通の記憶で支えられる場合を典型例とし、集合的記憶が国民共同体と結びつくことに注目している。

<sup>212</sup> 土場学「公共性と共同性のあいだ—公共性の社会学の可能性—」『応用社会学研究』No.48、

であり、権利思想ではなく、特定の記憶主体による価値の強制であるため、新しい公共性とは異なるものとして見て取れよう。

戦争体験者の語りや、戦争記憶の継承とその言説を解釈するためには、最初に記憶の形成と形態について確認しておかなければならない。ダニエル・L・シャクターが「記憶は分析のさまざまなレベルで研究ができるはずであり、あるレベルでの情報は他のレベルでの理論的發展に大いに貢献できるという考えである」と述べるように<sup>213</sup>、記憶は心理学や社会学、歴史学、医学等、多様な学術分野で研究されているが、本稿では記憶一般を論じるのではなく戦争記憶に焦点を絞る。

第1節は、戦争記憶の形成とその形態を分析する。戦争記憶が、想起と忘却によって、いかに形成されるかを、記憶における連続、歴史における断絶の問題を含めて論じる。続いて、戦争記憶の形態を公共性との関係から分類し、集合的記憶の意味を整理する。

第2節は、戦争体験の記録化における公共性について考察する。戦争体験の継承が、歴史的な文脈の中で戦後いかに語られ、記憶が記録化され公共性が発現してきたかを、その困難さを含めて説明する。また、記憶主体によって継承内容が変化することをとらえた上で、戦後日本の平和博物館における記憶の継承内容に接近する。

第3節は、戦争記憶が公共性をもつことを示す。戦後、ドイツで論争された戦争責任、戦後責任の問題に注目し、戦争記憶における公共性の再帰が、市民にもたらす可能性を指摘する。

## 第1節 戦争記憶の形成と形態

### 1. 戦争記憶の形成

戦争記憶は、個人や集団における歴史的体験や記憶として語られたり、記されたりもする。歴史的体験を他者に伝える際、個人や集団という記憶主体は、無限に存在する過去の事実から、ある部分を忘却し、ある部分を選択することによって体験を再構成する。そのため戦争記憶の継承内容は記憶主体の価値観を反映する。

石田雄は、政治学の視点から「元来記憶という行為は、現在の立場から過去を再構成し、そのことによって未来に向けた行為を意味づける作用を持っているといえよう。その意味で記憶は過去と未来の間にある行動主体が、現在において行なう」と記憶の概念を記述し<sup>214</sup>、

---

立教大学社会学部・社会学研究科、2006年、128頁。

<sup>213</sup> ダニエル・L・シャクター「記憶」マイケル・I・ポズナー編（佐伯胖・土屋俊訳）『記憶と思考』産業図書、1991年、1頁。

<sup>214</sup> 石田、前掲、2004年、12頁。

「どの記憶を抹殺し、どの過去をどのように選択的に、どのような序列で記憶するかは、結局のところそれぞれの記憶主体が持っている価値観によるものである」と述べている<sup>215</sup>。

記憶は、意識しなくてもなされる選択を伴う行為であり、想起しようとする行為は、他面で忘却する選択を行っており、記憶を主張する人の志向と結びついて形成される。選択された記憶は、その一部が恣意的に忘却されることで、別の物語や解釈としてではなく、「記憶そのものの否定、解釈そのものの否定、物語そのものの否定として生起する」という分析もある<sup>216</sup>。初めから消し去られる事実である忘却と、残された記憶によって、記憶主体はすでに何らかの価値観を内在させるのである。

では、戦争体験を後世に伝えるという場合、体験の何を選び取り、何を忘却して伝えるのであろうか。戦後設立された平和博物館は、戦争記憶の結晶ともいえるのであるが、いかなる戦争記憶を選択したのであろうか。また、どのような選択を、いかなる方法で、戦争記憶を次世代に継承するのであろうか。

記憶が過去の事実の連続性を意味するのであれば、戦争記憶を対象とする際、過去の記録である歴史との関係は避けられない。過去の事実を断片的に記録し、現在の課題解決に直接的にはつながっていない意味で、歴史は断絶の特性もっている。記憶は継承の観点からも、現代の課題を解決するためにも過去の事実との連続の性質がみられよう。歴史と記憶は、断絶と連続の相違という視点から注目に値する。

1870年のウィーン学士院におけるエwald・ヘーリングの講演によれば、「記憶とは、自分自身のアイデンティティの意識の中心を成すものであり、現実世界を理解する能力を形成するものなのである」<sup>217</sup>。現実世界との連続性を記憶の核心とする言説は、すでに19世紀の後半には語られていた。すなわち、ベトナム戦争の記憶とは、次世代にとって現代につながる連続性をもつ意味として使用できるのであり、英仏百年戦争(1339-1453)の歴史とは、当時の記憶が断絶したところを起点にして書かれたものといえよう。

歴史は、「人間の記憶の中で最も重大な位置を占めてきた事実の集合である」とはいえ、「歴史的記憶という表現はうまくつくられたものではない」と語るM.アルヴァックスは<sup>218</sup>、目撃や証人などの記憶の喪失・分解を起点として始まり、言語・思考が死滅したとき書かれるのが歴史であるとした。また、集合的記憶は連続的な思考の流れであり、個人的記憶とも関係がないと主張する。歴史的記憶という表現は、断絶と連続という意味を同時に含み混同を避けられない。そのため本稿では、記憶の連続性を論じる際に批判的な意味としての歴史的記憶は扱うが、記憶の形態としてのそれは取り上げない。次に記憶の形態を論じる。

---

<sup>215</sup> 同、272-273頁

<sup>216</sup> 高橋哲哉『記憶のエチカー戦争・哲学・アイシュヴィッツ』岩波書店、1995年、4頁。

<sup>217</sup> 同、1-3頁。

<sup>218</sup> M. アルヴァックス (小関藤一郎訳)『集合的記憶』行路社、1989年、46頁。

## 2. 戦争記憶の形態

記憶に関わる言葉には、個人的記憶、集合的記憶、集团的記憶、社会的記憶、公共的記憶、文化的記憶、歴史的記憶などがある。先行研究では記憶形態として多様に論じられているため、意味の混乱に陥らないように概念を整理する必要がある。これらの記憶形態は、記憶主体が単数か複数か公共性を有するか否かという、2つの枠組みから分類可能と分析できる【表5-1】。

戦争体験の記憶は、ある意味一人称の個人的記憶に該当するのであろう。兵士個人の戦場体験は、出征し、負傷し、不条理を目撃するなど、当事者個人の体験である。個人的記憶そのものは、個人で完結した記憶という意味では公共性をもつわけではないが、他者との関係の中で個人の記憶が想起される際は集合的記憶に包摂される。

あるBC級戦犯とされた体験者は、「戦争体験は決して一様ではありません。戦争に関わった時期や場所、軍隊における地位や階級によって千差万別ですし、それに内面的な問題となると、一人ひとりの感受性によって変わってきます。共通の戦争体験は、そのかぎり

【表5-1】 戦争記憶の形態と公共性

記憶主体	戦争記憶の形態		戦争と平和の関連	具体例	公共性
単数	個人的記憶		戦時下などでの個人的な内面から知る体験	出征、負傷、目撃	無
複数	集合的記憶	集团的記憶	複数の個人が集合的に共有する。軍隊、住民など、人の集団による同時代人の共通体験	空襲、疎開、軍事教練、敗戦	
		社会的記憶	モノではなく一連の実践や活動で具象化される。書物、音楽、視覚的表象（写真、映画他）など	宣伝、記事、命名の慣行、階級、破壊行為	有
		公共的記憶	次世代に継承すべき公共的価値をもち、人々が共有しあえる記憶。住民の意志を土台とする	原爆、従軍慰安婦他、被害と加害、戦争遺跡	
		文化的記憶	地域文化、平和の文化につながる記憶	慰霊祭、追悼式、平和の日、戦争絵画、平和劇	

(注) M. アルヴァックス(小関藤一郎訳)『集合的記憶』行路社、1989年。ポール・リクール(久米博訳)『記憶・歴史・忘却<上>』新曜社、2004年。関沢まゆみ編『戦争記憶論—忘却、変容そして継承—』昭和堂、2010年。石田雄『記憶と忘却の政治学—同化政策・戦争責任・集合的記憶—』明石書店、2004年。山脇直司『公共哲学からの応答—3.11の衝撃の後で—』筑摩書房、2011年。山田朗・渡辺賢二・齊藤一晴『登戸研究所から考える戦争と平和』芙蓉書房出版、2011年等、先行研究を参考に筆者作成。個々の具体例においては重複することもある。

皆無といってよいのです」と証言している<sup>219</sup>。戦争体験が、当事者性に基づく極めて個人的な出来事であったことを伝えているが、その本質は誰に語っても理解されない不条理な体験であり、想起するのも苦しくなる怖さ、罪深さに誰もが苛まれるほどの体験であったことを暗示しているのである。

当事者性の研究から分析すると、戦争を体験した一番の当事者である個人は、戦死者である<sup>220</sup>。当事者の近接性からみると、戦闘を目撃した戦場体験者、次に銃後で戦時下を生き延びた戦争体験者となろう。原爆被害者の場合、爆心地から遠ざかるにつれて、当事者意識は段階的な変化を引き起こす<sup>221</sup>。戦争体験は当事者性の度合いによって多様に語りつがれ記憶される。どの段階で当事者意識が形成されているかという、語り手の背景をふまえて聞

き手は解釈しなければならない。戦争体験の語りそのものは戦争の実相に迫るとはいえ証拠性の観点から限界がある。そこで戦争記憶は戦死者や戦争体験者が残した記録が重要な意味を持つ。当事者の語りや記録は個人的記憶として、当事者同士の記憶は集合的記憶として現在まで連続する。

個人的記憶は、自己に内在する記憶で内的であるが、社会的記憶と文化的記憶は自己から独立して他者の記憶を包摂する意味で外的である。自己の記憶とは無関係にあるのが外的な記憶形態であり、場所や地域に固有の記憶として存在する。人の集団が体験した記憶という意味での集合的記憶が、記憶の継承に直接つながるとはいえない。

集合的記憶とは、人びと（集団）の活動によって選択された記憶のことであり、無限にある過去の事実から何を切り取ったのか、どのような形で継承するのかは、人びとの共通の意志と価値に依存する。このことは、記憶の公共性と関わり、集合的記憶を継承する上で重要な視点と考えられる。

集団的記憶は、集合的記憶と同義として使用されることが多い。個人や家族において継承される個人的記憶が地域や社会集団の中で集約され、同時代人の共通体験として意識されるようになった記憶である<sup>222</sup>。

---

<sup>219</sup> 飯田進『魂鎮への道—BC級戦犯が問い続ける戦争—』岩波書店、2009年、1頁。

<sup>220</sup> 村上登司文「戦争体験継承に対する当事者意識を育てる教育の考察」『京都教育大学教育実践研究紀要』第18号、2018年、174-178頁。宮内洋「〈当事者〉研究の新たなモデルの構築に向けて—『環状島モデル』をもとに—」宮内洋・好井裕明編著『〈当事者〉をめぐる社会学—調査での出会いを通して—』北大路書房、2010年、183-204頁。深谷直弘『原爆の記憶を継承する実践—長崎の被爆遺構保存と平和活動の社会学的考察—』新曜社、2018年、10-12頁。これらの研究は、宮地尚子『環状島＝トラウマの地政学』みすず書房、2007年で指摘された研究をふまえて、当事者性の背景にある段階的な度合いを検討して論じている。

<sup>221</sup> 宮地尚子、前掲、2007年。同『トラウマ』岩波書店、2013年、41-50頁。

<sup>222</sup> 山田朗・渡辺賢二・齊藤一晴『登戸研究所から考える戦争と平和』芙蓉書房出版、2011年、15頁。

社会的記憶とは、モノではなく明確に区別できる一連の実践や活動のことである。書物（本、パンフレット、詩、記事）、音楽（歌、旋律など）、視覚的表象（写真、映画、像などの形）、記念物、聖堂、命名の慣行（通り、建物、広場ほか）などにおいて具象化される<sup>223</sup>。

公共的記憶とは、市民による公論によって形成される記憶のことである。多様な事実の中から何を継承するかを決めるのは市民の意志であり、抽出され伝承される記憶は公共的記憶として機能する。すなわち、公共的記憶は、公論の形成によって得られた共有可能な記憶であり、市民による共通の理解の上で選択されてきた記憶である。それは、次世代の幸福のために有効であり、合意形成のもとで伝承される記憶であると理解できる。山脇直司は、政府の公的記憶（オフィシャル・メモリー）とも各自がばらばらに持つ私的記憶（プライベート・メモリー）とも異なり、人々が共有し合える記憶を意味すると述べ、正負の遺産をパブリックなレベルで想起し、総括・反省すべきと主張している<sup>224</sup>。

平和博物館と地域の協働によって、記憶は公共性をもつことになり、集合的記憶は公共的記憶へと転換される。このことから、それまで集合的記憶であった戦争遺跡（以後戦跡）が公共的記憶として甦るのではないだろうか。戦争や軍隊を美化し精神的な統制の手段として記憶を利用するのではなく、公共的記憶は個人の尊厳を奪う被害や加害という戦争の実相を継承するためにある。公共的記憶を形成するためには、学習と運動が必要であり、戦跡に学ぶことによって市民が人権と平和の価値に覚醒することが肝要である。平和博物館は、公共的記憶である戦跡を通して、地域史の形成に寄与する。記憶を通して過去の事実を次世代に継承することは、戦後責任に通じるのである。

さらに進展して、市民の活動は文化活動を展開することから、この公共性が平和の文化の創造と結びつく。記憶の継承は文化の継承につながっていく。その段階をもって、戦争記憶は文化的記憶として変容するのではないか。演劇や絵画、慰霊の日や平和の日という文化行政や文化活動に、地域における戦争の記憶と想起による平和の文化の活動がつながる【表5-1】。

戦争記憶は、集団的記憶が公共性を有すと、社会的記憶や公共的記憶として継承され、地域文化につながる文化的記憶を形成し、想起されるのである。戦争記憶の継承とは平和の文化を創造する道筋である。市民による平和への思いが、継承活動の背後に深く関わっていることがわかる。

## 第2節 戦争体験の記録化における公共性

<sup>223</sup> エヤル・ベン・アリ「戦争体験の社会的記憶と語り」関沢まゆみ編『戦争記憶論—忘却、変容そして継承—』昭和堂、2010年、2頁。

<sup>224</sup> 山脇直司『公共哲学からの応答—3.11の衝撃の後で—』筑摩書房、2011年、109頁。

## 1. 記録化における公共性の発現と包摂

戦争体験者による個人的記憶を記録化して他者と記憶を共有すると、戦争記憶の公共性が創出する。個人的体験であっても、その体験が公開された記録を通して、人びとは集合的記憶を形成する。記録は、個人的記憶に公共的価値をもたらし、集合的記憶へと変容させる。一人称で語られ綴られた体験記録に、歴史学は史料的价值を認め、研究対象として扱ってきた。近年では、前線兵士の手紙なども注目されており、戦争記憶に関しても研究がすすんでいる<sup>225</sup>。

敗戦後、戦争体験の記録や語りという記憶の継承が注目されたのは、1970年代に入ってからである。最初、1950年代から60年代は、戦争をめぐり、元軍人、政治家、政策担当者などに、戦前から続く行政に政治を聞くジャーナリズム中心の聞く歴史があった。1960年代に内政史研究会による内務官僚を対象とした政治談話速記録が行われている<sup>226</sup>。

その後、手記と生活記録の時代がやってくると、戦犯、戦没学徒、引揚げ抑留、戦争未亡人等のテーマで戦争体験が書かれた。特に自主サークルや社会教育による働きかけで、女性や青年などが生活記録を書いている。画期は、『沖縄県史・沖縄戦記録1・2』が刊行された1970年代で<sup>227</sup>、沖縄戦や空襲体験の聞き取りに始まり、植民地や強制連行などの戦争体験を聞く歴史が開始された。

1980年代になると歴史学研究会が、戦争体験を記録する意味と方法、その有効性の問題を明らかにするために、オーラル・ヒストリー（聞き書き）を研究している<sup>228</sup>。これは、文献研究が基本とされる歴史学であっても、現代史研究の場合は戦争体験者の語りにも事実を見て取ることが可能とされたからである。オーラル・ヒストリーは、1970年代にイギリスで民衆史の手法として注目された。明治以降の日本でも民俗学の分野で語りの文字化は注目され、戦前、歴史学でも談話記録などが行われていた。戦後は「空襲を記録する会」等の市民活動による戦争記憶の継承が全国に拡大した。

しかし、オーラル・ヒストリーは、研究者自身以外の第三者が同じ素材を使うことはほとんどないため、信憑性、誤謬性への批判は常に起こり、証拠性の弱さや、内容の偏りへの不安を払拭できないため、口述記録という方法が着目されている。オーラル・ヒストリ

---

<sup>225</sup> 長谷川貴彦編『エゴ・ドキュメントの歴史学』岩波書店、2020年、9-12頁。個人の証言、日記、回想録などエゴ・ドキュメントの内容と研究についてまとめられている。

<sup>226</sup> 加藤聖文「歴史記録としての戦争体験—口述記録の証拠性と公開性をめぐって—」『歴史評論』No.739、2011年11月、38頁。

<sup>227</sup> 大門正克『語る歴史、聞く歴史—オーラル・ヒストリーの現場から』岩波書店、2017年、46-58頁。

<sup>228</sup> 歴史学研究会編『オーラル・ヒストリーの体験史—本多勝一の仕事をめぐって—』青木書店、1988年。同『事実の検証とオーラル・ヒストリー—澤地久枝の仕事をめぐって—』青木書店、1988年。



一は聞き取り者中心の一過性の傾向を持つため、加藤聖文は、共有される記録が公共性をもつという視点からオーラル・ヒストリーと分けて、口述記録を提唱する。加藤は、収集された記録を関係者だけの閉鎖的空間から開放して、第三者も使える共有資料として公共財ととらえ、それを口述記録と定義している<sup>229</sup>。

戦争記録をアーカイブ化していくことは公共財として利用できるため、NHKなどの放送局は戦争体験者の記録やドキュメンタリーの制作によって、映像記録をアーカイブ（歴史記録）化している。加藤が指摘する口述記録やアーカイブ化で重要なことは、オーラル・ヒストリーで補うことができなかつた「証拠性の確保」と「公開性の保証」を担保している点であり、戦争記憶の公共性を包摂していることである。

## 2. 記録化における課題

公共性をもつ記録においては多様な課題が指摘されている。体験を記憶し、その後、記録となっても、そのまま記録されるわけではなく、その時々<sup>230</sup>の社会的価値観に意識的、無意識的に影響を受けている。記憶は常に変化するものであって、記憶の固着化である記録は、作成された時点での変化した記憶に他ならない<sup>230</sup>。従って、記録にだれもがアクセスでき、記録された時点での客観性が公開される必要がある。これらのことから、戦争記憶の公共性を考究することは、平和博物館のみならず社会教育施設における継承活動にとって極めて重要と思われる。

戦争体験の多くは、「空襲を記録する会」のような市民活動が各地に広がる中で、戦争被害の記録が蓄積されてきた。戦争の歴史は、資料や証言などから解明することが可能であるが、必ずしも完全に資料が残存するとは限らない。陸軍秘密部隊である登戸研究所（神奈川県）は意図的に公文書を焼却し<sup>231</sup>、中国ハルビンにあった細菌部隊 731 部隊は、戦争責任を免れ戦犯追及をかわすため、資料を廃棄・焼却処分している。「ポツダム宣言の受諾を決定した日本政府がただちに着手したのが、公文書の焼却」であった<sup>232</sup>。このような場合は、戦争の事実<sup>233</sup>に迫ることは極めて難しい。

残された記録でさえ誤って伝えられる場合もある。戦前のデマが事実として戦後も流布していた例として、ドイツ現代史の石田勇治は、ヒトラーがアウトバーンをつくり、失業者に職を与えたという台詞が、ナチ時代の政府のプロパガンダを通じて広まり、この時代の公的記録の核となって戦後にまで引き継がれたことを記述している<sup>233</sup>。ファシズムは近

---

<sup>229</sup> 加藤、前掲、2011年11月、36-37頁。

<sup>230</sup> 同、40頁。

<sup>231</sup> 山田朗・渡辺賢二・齋藤一晴『登戸研究所から考える戦争と平和』芙蓉書房出版、2011年、153頁。

<sup>232</sup> 吉田裕『アジア・太平洋戦争』岩波書店、2007年、216頁。

<sup>233</sup> 石田勇治『ヒトラーとナチ・ドイツ』講談社、2020年、223頁。

代化の運動だとする理論がプロパガンダを事実と見なしていたのである<sup>234</sup>。

また、『特攻基地知覧』を著した高木俊朗は「しかし、戦死者が語るはずがなく、生存者が口を閉ざせば、特攻隊の歴史は、作為の記録しか残らないことになる。生き残った人々は、今こそ、その異常な体験を、世に伝えるべきであろう。戦争を肯定した記録に、真実はないが、戦争に対する怒りの心があって、はじめて、真実を記録することができよう」と述べ<sup>235</sup>、記録が真実を物語る難しさを書いている。証言についても時間の経過とともに証言者が減少してしまうことは避けられず、証言記録作成においては、最早待てない段階にある。さらに、加害体験は、トラウマや精神的苦痛を伴っていることが多く、家族にも語らないケースがある。

以上検討したように、戦争体験の記録化における課題は、戦争の実相へいかにして接近できるのかということである。実相が異なれば、集合的記憶が異なり、次世代に伝えるべき内容が変容する。戦争体験継承の難しさは常に存在しているため、継続的な資料・調査の検証が求められる。活動と言論に着目したハンナ・アレントの指摘に従えば、研究活動や平和学習などの社会教育実践の重要性と関連する。

では、戦争体験の継承には困難さがあるとはいえ、なぜ戦争体験を語り継ぐ必要があるのだろうか。2000年代に入ると戦争体験者自身による語りは減少しはじめ、徴兵や従軍、戦場体験者の記憶の継承は、直接本人からによることは難しく<sup>236</sup>、戦争体験の聞き取り自体が困難な状況となっている。難しさはあるものの、保阪正康は、戦争体験を語り継ぐ意味について、3つの理由を語っている。1つ目は、戦争は政治の失敗によって選ばれる手段で、「国民の生命と財産」が犠牲となることから、加害であっても被害であっても次世代にわたり、負の記憶というトラウマを引きずる。この人為的な政策失敗を繰り返さないためである。2つ目は、戦争は平時とは異なる歴史観、人間観が支配する空間であり、人間性を歪めるため、その歪みを正確に伝え、繰り返さないためである。3つ目は、語り継ぐことは市民になることの重要な儀式である<sup>237</sup>。保坂は政治性、人間性、市民性の観点から戦争体験を語り継ぐ行為に期待した。このことは、人間性の発達と個人の尊厳の獲得という、価値としての公共性に通じており、語りにおいても戦争記憶の公共性を見て取ることができよう。「なぜ戦争体験を継承するのか」という基本的な問いに、ポスト体験時代の歴

<sup>234</sup> ヴォルフガング・ヴィッパーマン（増谷英樹訳者代表）『ドイツ戦争責任論争—ドイツ「再」統一とナチズムの「過去」』未来社、1999年、137頁。

<sup>235</sup> 高木俊朗『特攻基地知覧』角川書店、2004年、357頁。初版は1973年。

<sup>236</sup> 瀧本邦慶『96歳 元海軍兵の「遺言」』朝日新聞出版、2018年、259頁。瀧本は、航空母艦「飛龍」の海軍航空整備兵として太平洋戦争に従軍し、真珠湾攻撃（1941年）、ミッドウェー海戦（1942年）、トラック島空襲（1944年）での戦争を体験した。戦後、平和の揺らぎと戦争記憶の忘却への危機感から、2008年、語り部活動を開始した（2019年死去）。彼は、講演を通して戦争を肯定する若者に「それでも戦争したいんか。ほうか、だったらお前が行け。こんどはお前らのばんやぞ」と語っている。言わないで辛抱していたことがあったが、はっきり言うようにしたという。

<sup>237</sup> 保阪正康『保阪正康 歴史を見つめて』北海道新聞社、2018年、80頁。

史実践から、戦争体験の継承に関する新たな動向と現状をまとめ、可能性を考えようとする試みが、近年動き始めている<sup>238</sup>。しかし、戦争非体験者が国民の大半をしめる今日、戦争の歴史を学ぶことはさらに難しくなっている。そこで、残された記録、資料、遺物などモノに依拠せざるを得ないのが今日の現状であり、今後さらに研究しなければならない課題であろう。

### 3. 記憶主体と継承内容

記憶について仮説を提示する際、ポール・リクールは「回想の受け入れに反応する情感と、回想の探究という実践を誰に帰属させるのが正当か」と問い<sup>239</sup>、記憶の形態よりも、誰が思い出すのか、という記憶の帰属に問題意識をもっている。この視点は、記憶の行為の主体者である記憶主体と記憶の継承に関係する重要な指摘である。誰が記憶を形成し、何を想起し、なぜ継承するのかという問題と関連するからである。

戦争記憶の継承方法に、遺物や戦跡が大きな役割を担っているとはいえ、それらを使って逆に国家主義的価値観に基づく国民精神の一体化を構築する目的で、記憶を強制した歴史があることを、作家の山中恒が次のように回想している。

山中は、戦後、テレビドラマの台本執筆のため宮崎県を訪問した際、1940年に紀元二千六百年を記念して建てられた建造物「八紘之基柱」に再会した。そのときの感情を「だが、ぼくはそこで全く思いがけないものに再会し、それこそ悪寒をともなった不気味な衝撃に思わず息をのんだのである」と語る<sup>240</sup>。日向高千穂の天孫降臨伝説の地に建つその建造物は、絵や写真、レリーフ、文鎮などの模型、児童雑誌の附録についた組立模型となり、彼ら少国民たちの前に登場していた。「つまり全国民的な規模で、極く一般の日常生活の中へ、ひとつの国家的イメージの、それもシンボルとして強力に送り込まれたものである」と記す山中は<sup>241</sup>、紀元二千六百年祭は、歴史記念行事としてのお祭りとしてではなく、翌年の太平洋戦争に向けた「国民精神総動員」への、最終点検と総仕上げの祭典であったと想起する。それは石田のいうナショナリズムに基づく国家主義的統制のための、「記憶の共同体」形成の究極であった。

---

<sup>238</sup> 蘭信三・小倉康嗣・今野日出晴『なぜ戦争体験を継承するのか—ポスト体験時代の歴史認識—』みずき書林、2021年。

<sup>239</sup> ポール・リクール(久米博訳)『記憶・歴史・忘却<上>』新曜社、2004年、158-159頁。

<sup>240</sup> 山中恒『ボクラ少国民』講談社、1989年、142頁。

<sup>241</sup> 同上。山中は、この書の中で、「八紘之基柱」は戦後「平和の塔」と名づけられ、「師団通り」が「平和通り」と改称されている現実を警戒し、戦前の「東洋平和」「東亜新秩序」が日本帝国軍の犯罪であったことと重ね、平和が語られ使われるとき、その背後にある本質を見極める必要性を指摘している。

ヴェレッド・ヴィニツキ・セルーシは「記憶の行為の主体者とは、記念を行ったり、存続させたりする個人である。記憶の行為を行う主体者がいない記念はありえない」と論じている<sup>242</sup>。記念碑やモニュメントなどモノによる記憶と想起は、ナショナリズムを煽り、国家主義に導くための大衆操作に利用されることがある。戦争記憶の継承は、創造者の意図や記憶を形成させようとする主体を検討した上で、次世代に伝えるべき実相を継承者は読み取らなければならない。

戦後日本社会の戦争記憶の継承内容の言説について分析した橋本明子と、遺志の継承という概念を提起した井上義和の研究は、記憶主体と想起の関係を分析する上で重要である。橋本は、日本の戦争と敗戦の体験をトラウマと表現し、敗戦後、日本の戦争体験を語り継いできた言説は、主に3つの類型に分類できると指摘している<sup>243</sup>【表5-2】。

第1類型は、英雄の視座からトラウマを解釈することで、先人の犠牲によって今日の平和があるとする立場である。靖国神社の英霊を称え特攻隊員の死を美化するような言説である。この語りは、戦死者の遺志を重んじ遺書に残された言葉を語り継ぐことで遺訓や辞世という指針をえようとする立ち位置にあった。

第2類型は、被害の視点から戦争体験、戦争記憶を構成する。戦後、空襲・原爆被害の調査研究、体験記録の多くが悲惨な戦争体験を伝えてきた。心情により添い、反戦平和の道徳的基盤を形成するが、自国の被害に終始しアジアの人々の苦難や被害には力点が置かれなかったとする。

第3類型は、戦争加害の立場から過去の過ちを償い、反省しようという立場である。南京虐殺や従軍慰安婦、731部隊など加害を通じて日本の侵略行為を断罪する。現在の政治状況への批判的精神も認められる。時にアジア諸国との和解と協調を重んじてきた。

井上は、特攻隊員の遺書を手がかりに、記憶の継承と想起から記憶主体が何を伝えようとしているかを考察している。知覧特攻平和会館が戦跡観光の一環として企業研修に利用されることから、研究では、その傾向を特攻の自己啓発受容と表記し、戦争体験継承の枠組みを記憶の継承と遺志の継承の2つに分けて検討している<sup>244</sup>。記憶の継承は、戦争の実相をつかみ取るために、記憶主体の本音の部分に着目し、客観的事実に迫ろうとする枠組みであり、戦争加害を含む戦争の実相に迫ることに通じるが、時間の経過と共に継承は難しくなる。

一方、遺志の継承は、遺書などから戦没者の思いを読み取り、彼らの言葉を遺訓や辞世

<sup>242</sup> ヴェレッド・ヴィニツキ・セルーシ「記念の本質」関沢まゆみ編『戦争記憶論—忘却、変容そして継承—』昭和堂、2010年、48頁。

<sup>243</sup> 橋本明子（山岡由美訳）『日本の長い戦後—敗戦の記憶・トラウマはどう語り継がれているか—』（原著英文）みすず書房、2017年、11-20頁、171-184頁。

<sup>244</sup> 井上義和「記憶の継承から遺志の継承へ」福間良明・山口誠偏『「知覧」の誕生』柏書房、2015年、388頁。

【表5-2】 文化的トラウマ（戦争と敗戦）に対する語りの3類型

類型	中心	道徳的基盤	主張	語りによる 国家イメージ	事例
第1類型	英雄	先人の尊い犠牲、戦没者によって今日の平和があるとする（結果論）。犠牲の正当化。幸運な敗戦観を道徳的基盤とする	追悼行事など犠牲者への感謝。日本国民の誇り、特攻隊の死は無駄ではない	開戦責任や敗戦責任を回避し、美しい国の語りとしている。ナショナリズム	戦艦大和特攻隊ほか 小説「永遠の0」
第2類型	被害	被害者の話しから心情により添い、自身を重ねる。破局が大悲劇のイメージ、殺りくと破壊に対する嫌悪が、道徳的基盤。	軍国主義反対の言説を家族、学校、メディアで展開。8月15日全国戦没者追悼式	アジアの人々、他者の苦難から注意をそらす、悲劇の国の語りとなっている。平和主義	被爆都市の広島、長崎や空襲被害。「はだしのゲン」「火垂るの墓」「この世界の片隅に」ほか
第3類型	加害	戦争を中国、韓国、アジア各国における加害者の話としてとらえ侵略や搾取を強調する。過ちを反省し後悔するという道徳的基盤	東アジア諸国との和解と協調をめざす市民運動、友好団体はこの立場が多い	「地獄へ転落」した、やましい国の語りになっている。国際協調主義	南京事件 従軍慰安婦、 「家永教科書」「沖縄ノート」「悪魔の飽食」ほか

(注) 橋本明子(山岡由美訳)『日本の長い戦後—敗戦の記憶・トラウマはどう語り継がれているか—』(原著英文) みすず書房、2017年、11-20頁、171-184頁を参考に筆者作成、一部加筆。

とし英雄視する継承の枠組みであり、自国中心の悲劇性を強調する性格を有す。井上は、遺志の継承が特攻の自己啓発受容と結びつき、インターネットなどで拡散しているため注視する必要があると問題提起をしている。

では、戦後日本における平和博物館における戦争記憶の継承はいかなる性格を有していたのだろうか。日本の平和博物館の全体的傾向は、第1類型【表5-2】や、井上の指摘する遺志の継承ではない。追悼、顕彰という記憶の文化を軸足の中心に置いている継承ではない。戦死者の死、遺志の継承を装置とする国家主義的な国民統合をめざす記憶の共同体とは違った、個人の記憶を包摂した市民による公共的記憶に、戦争の実相を伝える意味を、平和博物館が見出してきたからである。学校教育で培われてきた平和学習や、社会教育で実践されてきた戦争体験の継承活動において、平和博物館は戦争記憶の継承に寄与してきたのである。

### 第3節 戦争記憶における公共性の再帰

本稿では、戦争記憶の公共性に関わる理論と実態を検討してきたが、本来、公共性は個人から発信し、その公共性は最終的に個人に再帰する。公共性を個人が享受するのである。それでは、戦争記憶の公共性は、市民に何をもたらすのであろうか。戦後ドイツの動向を

ふまえて戦争記憶における公共性の再帰について考察する。

戦後のドイツでは、政治家が先頭に立って「過去の克服」を射程にいれ、ナチスの犯罪性を暴き、戦争責任を問い続けてきた<sup>245</sup>。その結果、歴史認識でドイツは国際的に高く評価されているが、戦後、ナチ党員の多くが政権の中核で職務を得ていたため、記憶の継承と忘却において、必ずしも国民が一体となって一致していたわけではない。ナチの犯罪性の公開や、戦争の記憶と想起を加害の歴史としてとらえる動きに対して、ドイツ政府は消極的であった。

しかし、ナチ時代に迫害を受けた法律家らが「過去の克服」のために尽力した。ドイツはナチ戦犯追求のため、1979年に謀殺やその幫助についての時効を停止したあと、ホロコーストの記憶をどう扱うか、記憶の継承のあり方をめぐり、約1年に及ぶ歴史家論争が起こっている<sup>246</sup>。ドイツ裁判所がナチ時代の法的決定、過去の判決さえくつがえし、戦争犯罪として過去の出来事を、現代の法律で裁くことができたのも、フリッツ・パウアーがアルゼンチンにいるアイヒマンをドイツの裁判所で裁こうとしたのも、グスタフ・ラートブルフの論文「法律の形をした不法と法律を超える法」の理論が背景にあったからである<sup>247</sup>。法律が不法であるならば裁判行為もまた不法であり、ナチ時代の不法な法律で死刑を科した裁判所の決定は殺害を決定したことになる。ドイツは法理論の整備によって戦犯追求を可能にした。

ユダヤ人移送命令の罪を問われたアイヒマン裁判等のほかにも、2020年7月23日に、ハンブルク地裁は、強制収容所でのユダヤ人収容者ら5232人の殺害を幫助した罪で、当時少年だった元看守のブルーノ・デイ被告（93歳）を2年間の保護観察処分としている<sup>248</sup>。

ドイツは戦犯追及を継続しながら戦争責任を問い、ホロコーストという負の遺産を生んだナチズムの否定を「過去の克服」と表現して、ドイツにおける戦後責任の問題を明らかにしようとした。ナチズムやファシズムという全体主義を二度と繰り返してはならないと

---

<sup>245</sup> 川喜多淳子『ドイツの歴史教育《新装復刊》』白水社、2019年、117頁。石田勇治『過去の克服—ヒトラー後のドイツ—』白水社、2002年、8頁。ドイツ連邦共和国の初代首相であったコンラート・アデナウアーが1951年9月に連邦議会で、第4代首相ヴェリ・ブランドが1970年12月にポーランドのワルシャワ・ゲットー跡地に立つユダヤ人犠牲者追悼碑の前で、第6代大統領リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカーは1985年5月、連邦議会の記念式典で演説し過去を反省した。ドイツは戦争記憶を公共的記憶としてとらえ、記憶の継承が被害国との和解と被害者への救済をすすめる手段とし、過去の克服を重視してきた。

<sup>246</sup> 千葉美千子「公共的記憶の再構築—ドイツの『歴史家論争』を手がかりにして—」『多文化関係学』10巻、多文化関係学会、2013年、60頁。ジャン＝F・フォルジュ（高橋武智訳）『21世紀の子どもたちに、アウシュヴィッツをいかに教えるか？』作品社、2000年、30頁。ハーバースらも参加した論争で1986年4月にミヒャエル・シュテュルマーが論文「歴史なき国の歴史」を発表し、同年6月にエルンスト・ノルテが「過ぎ去ろうとしない過去」を論説したことには始まる。

<sup>247</sup> 本田稔「過去の克服とフリッツ・パウアー」『立命館法学』369号、370号、立命館大学法学部、2016年、611頁、618頁。

<sup>248</sup> 「93歳元看守 保護観察処分—ナチス犯罪最後の判決か—」『毎日新聞』2020年7月25日。

いう国民を巻き込んだ政策的行動は、戦争被害者補償、ネオナチや極右への監視などの司法政策だけでなく、フランス、ポーランド、イスラエルとの共同による歴史教科書の作成などの教育政策においても徹底している。戦争記憶に公共的な価値をもたせて、戦後ドイツが公共政策を展開したことが、公共性を市民が享受することにつながったのではないだろうか。

イタリアの言語学者ウンベルト・エーコは、全体主義は、あらゆる個人の行動を国家とそのイデオロギーに従属させる体制を意味するものと仮定している<sup>249</sup>。彼は、全体主義を克服するために、和解することが、自己の信念を貫いて戦争を闘い抜いた人々に対する共感と尊敬を意味するとしても「赦すことは忘れることを意味するわけではありません」と語り<sup>250</sup>、「たとえアイヒマンが心底自分の使命を信じていたと認めることができても、『オーケー、また復帰してつづけたまえ』と言う気には到底なれません」と説明する<sup>251</sup>。ウンベルト・エーコは、過去に起きたことを想起し過ちを繰り返してはいけないという宣告には、目的があると主張している。過去の負の遺産を忘却するのではなく、記憶として伝え想起することが、現代に生きる人の責任であり目的でもある。このことが「過去の克服」であり、戦後責任を意味するのである。

ドイツの動向からわかる戦争記憶における公共性の再帰によって市民が享受する内容は3つである。1つ目は、戦争責任と戦後責任、被害者補償の救済に関わる疑いのない客観的事実の獲得である。2つ目は、過去の克服という継承のあり方を、直接は戦争責任のない次世代が考える視座をつくる。3つ目は、戦争非体験者である次世代が戦後責任を果たし、平和の文化を創造する。

社会的存在である個人に公共性は再帰するが、同時にその価値は市民共有の社会的な価値となる。市民はその価値を次世代に継承する責任をもつ。戦跡を残し、戦争記憶を語り継ぎ、地域の歴史を伝えることは、そこに暮らす人々の喜びや悲しみ、苦しみなど、その地域で何があったのか、人々は地域の課題に対して、どのように向き合ったのかを、次世代が学習する機会を担保することである。このことは、子孫らの生活を守るための、生存する人びとの責任であろう。

以上、本章においては、戦争記憶が公共的価値をもつことを明らかにし、戦争記憶の形成と形態、記録化について検討した。その結果、見いだされた戦争記憶の公共性に関わる性格を6点整理しておきたい。

1点目は、戦争記憶は価値観を内在させる。戦争記憶は想起と忘却を含意することから、記憶主体の意志が表出する。この表出は、市民の立ち位置から語り継がれる戦争体験として平和学習を支えるが、一方で、記憶の共同体、民族共同体というナショナリズムに利用

<sup>249</sup> ウンベルト・エーコ（和田忠彦訳）『永遠のファシズム』岩波書店、2018年、38頁。

<sup>250</sup> 同、34-35頁。

<sup>251</sup> 同、35頁。

される場合がある。戦争記憶の何を想起し、何を忘却するかによって記憶主体の価値観が表れるため、博物館の展示は常にこの想起と忘却の課題に直面する。

2点目は、戦争記憶には過去と現在をむすぶ連続性がある。戦争の実相を歴史化することで現在と断絶させるのではなく記憶として伝えることによって、次世代の人のびとは課題解決の主体者として行動する。

3点目は、集合的記憶は公共性をもつことによって、社会的記憶、公共的記憶、文化的記憶と呼ばれる戦争記憶が形成される。

4点目は、個人的記憶は記録化によって集合的記憶に包摂されていく。ただし、継承者の減少や証言、戦争記憶の記録化という物理的要因、戦争の実相への接近に困難さを伴っている。

5点目は、戦後日本の平和博物館が継承してきた記憶は、日本人の誇りと英雄中心の語りや、追悼や顕彰を中心にすえた遺志の継承ではなく、被害と加害の事実の継承であった。

6点目は、戦争記憶の公共性は、戦争責任を浮上させ、戦後責任を問うことにつながる。すなわち現代の課題解決に関わる意味において公共性が保持されるのである。

以上の性格を検討した上で、戦争記憶がもつ公共性が、次世代への継承と市民社会の形成に欠くべからざる意味を持つことを示した。

では、これらの性格を視野に入れるならば、日本における戦争記憶の公共性は市民社会に浸透しているのであろうか。戦犯追及を可能にした法的根拠が論争されたドイツに比べて、日本政府の戦争責任の取り組みが不十分であったことを、高橋哲哉は、東西ドイツ時代を含め今日まで、10万件以上のナチ戦犯容疑をみずから捜査し、6000件以上の有罪判決をみずから下してきたが、日本では1件も捜査されたことがなく、一人も裁かれたことがなかったと述べている<sup>252</sup>。

戦争責任だけでなく戦後責任について論じた高橋は、戦後生まれの国民が過去の戦争に対する個人的な責任はないものの、戦争被害者救済を政府に求める責任と、次世代に記憶の継承を果たすべき責任があり、政府は戦後責任の義務を負うと指摘している<sup>253</sup>。高橋の主張は、戦後ドイツで論じられた「過去の克服」のための戦後責任の問題と通じており、日本の戦争記憶への対処の有り様を示している。

また、山口定は、過去は未来の一次元とし、過去の責任追及から未来に何が出来るかという視点の必要性、人間としての権利を理論としてもつ未来責任という概念を提唱してい

---

<sup>252</sup> 高橋哲哉『歴史／修正主義』岩波書店、2001年、101頁。国連人権委員会は日本政府に責任者処罰を勧告する報告書を出していたが、旧日本帝国による「人道に対する罪」が、今日まで不処罰のまま持ち越されてしまっている。その責任は、日本政府と司法、この状態を容認してきた日本国民にある、と高橋は記している。

<sup>253</sup> 高橋、前掲、2001年、18頁。



る<sup>254</sup>。山口の指摘は、生存者の責任を含意するものであり、戦争記憶の公共性という枠組みを共有する。

これら戦後責任、未来責任から確かめられることは、次世代に伝えるべき生存者の責任を意味していることではないだろうか。今を生きる人々である生存者の責任（生存者責任）といえるのかもしれない。過去と未来をつなぐ戦争記憶は公共性をもつことで市民の責任性を前景化させる。また、戦跡や平和博物館による戦争記憶の継承は、単に戦争と平和の問題に留まるだけではなく、地域史をつくり暮らしを伝えることにつながっている。ゆえに、地域に暮らす子孫の繁栄を支えるために記憶の継承が求められるのではなかろうか。

本章は、平和博物館のもつ機能の核心部分に相当する戦争記憶の継承を射程に入れ、戦争記憶の性格を公共性の観点を通して分析した。戦争記憶の形成と形態、記録化について検討した結果、戦争記憶が公共的性格を有していること、戦争責任と戦後責任の視点から接近可能な性格を有していることが確かめられた。戦争記憶の公共性は、市民社会の形成に関わる点で、今後の平和博物館研究を補完できるものと期待したい。

戦争記憶の継承方法は、平和博物館の社会教育実践の中で絶えず注目され工夫され続けている。平和博物館のみならず、公民館、図書館、博物館などの社会教育施設においても、戦争記憶の継承活動によって、戦争の手がかりは公共性を有し、多様な継承方法は人びとに公共性の享受をもたらしている。

では、これまでの実践にみられる戦争の事実を伝える手がかりとは、いかなるものであろうか。また、それらをどのような方法で伝えてきたのであろうか。モノと地域による戦争記憶の継承の現状と課題に着目し、戦跡と平和博物館の接続の実態をふまえた、記憶の場と公共空間の相互の関連性を次章で検討する。

---

<sup>254</sup> 粟屋憲太郎・田中宏・三島憲一・広渡清吾・望田幸男・山口定『戦争責任・戦後責任―日本とドイツはどう違うか―』朝日新聞社、1994年、228-230頁。

## 第6章 戦争の痕跡から記憶の場所へ

### 第1節 戦争遺跡研究と平和博物館

空襲被災地や戦争遺跡（以下戦跡）に立地している平和博物館が多いことは第1章で論述しているが、本章では、戦跡と平和博物館の社会的相互作用について論述する。なぜ戦跡と平和博物館は連携するのであろうか。菊池実は、戦跡の活用について4つの意味を見いだしている<sup>255</sup>。1つ目は歴史教育や平和教育の教材としての活用である。2つ目は近現代史の地域誌作成のための活用である。3つ目は平和的文化的なまちづくりの拠点としての活用と、それに連動した資料館建設の運動である。4つ目は市民が歴史と連帯の中で生きられる場の構築である。

戦跡の保存と活用のために、菊池は平和博物館や資料館建設が重要であることを示唆しているが、これらの指摘は戦跡だけの活用に留まらず、平和博物館との連携を調べる上でも着目できる。資料保存、平和学習、地域文化の拠点として機能する資料館は、戦跡を保存し活用することで、戦争記憶の公共性と平和創造の主体形成を、地域に根付かせるという強固な仕組みを獲得し、平和博物館として社会的役割を担うのである。

このことから、戦跡と平和博物館の連携は、地域における歴史文化の継承を基盤とした市民社会の形成に寄与する。戦跡が単に残された痕跡にすぎないのなら、人によっては記憶にもなり忘却にもなる。戦跡を活用し次世代に役立つ意味ある記憶を伝えることができれば、地域住民の文化的記憶の継承と想起を形成することが可能であろう。

2020年8月15日の敗戦の日を機に読売新聞は社説で、「戦前・戦中の軍事施設などは『戦争遺跡』と呼ばれ、全国に約5万件残るといわれる。広島原爆ドームが1996年に世界文化遺産として登録されてから戦争遺跡の文化財としての価値が広く認識されるようになった。今では、約300件が、国や自治体の文化財として保護の対象となっている。資料館などを併設し、生きた歴史教育の場として活用されている例も少なくない」と書き<sup>256</sup>、戦跡の保存のあり方を改めて考えたいとして、戦跡保存の重要性を記事にしている。

戦死者が直面したであろう不条理を読み取り、記憶を継承することは喫緊に求められている社会的課題である。なぜなら戦争体験者は減少し、戦争体験の風化は著しいからである。戦争記憶を伝える主体はヒトであり方法と手段はモノである。戦跡の発見から、地域における集合的記憶の何を後世に残すのかを問い、新たな文化的記憶の継承の手立てが必

<sup>255</sup> 菊池実「『戦争遺跡保存全国ネットワーク』の結成」『月刊社会教育』No.513、1998年8月、67-68頁。

<sup>256</sup> 社説「戦争遺跡 適切な保存で後世に伝えたい」『読売新聞』2020年8月3日。

要なのである。地域住民が次世代に伝える意味ある集合的記憶、すなわち公共的記憶として戦争の記憶を継承するためには、公論の形成の場が必要であり、そこに市民の活動や平和博物館の役割が見て取れよう。

本章では、平和博物館が対象とする戦争の事実を伝える手がかりを明らかにし、展示に関わるこれまでの戦争記憶の継承方法を考察した上で、記憶の場である戦跡と想起の空間である平和博物館との連携を検討する。

平和博物館は、遺物や戦跡を通して社会的記憶の継承と想起の場であり、地域の歴史と創造し戦争記憶の連続性を保持する公共空間である。展示物に変容した戦争遺物（遺品）を通して、見学者は記憶と対峙し、戦争体験と対面する関係性を構築する。戦跡は、戦争記憶の公共性を具現化する記憶の場である。見学者は、その場所で戦争体験者との同時代を体感し、想像的体験によって記憶を想起する。戦跡は当事者性を高めることができる場として機能する。

戦争記憶を継承するためには、戦争記憶の公共性を醸成させるべき場所、ピエール・ノラのいう記憶の場が求められよう。ノラは記憶を過去との連続という感情と表現し、いくつかの場に記憶は残存すると述べている<sup>257</sup>。記憶の場では、遺物や戦跡を通して次世代に伝えられるべき記憶が保存され公開されなければ、戦争の手がかりは活用もされないだろう。

戦跡と平和博物館の連携に関する研究の前提として、戦争の事実を伝える遺物と戦争遺跡の実態や、これまでの記憶の継承方法、戦跡にある平和博物館の活動を知る必要がある。本章では、第5章で検討した戦争記憶の公共性を具現化する戦跡と平和博物館が記憶の継承と想起の場を形成し、戦争記憶の公共的価値を地域に醸成する平和博物館の社会的相互作用を考察する。その際、愛知県の旧豊川海軍工廠跡地にある豊川市平和交流館を事例に例証する。

戦跡と平和博物館の関係を解明するには、戦争体験、戦争遺跡、記憶の継承、平和博物館などを、それぞれ個別に研究したものか、対象を複合的に見据えたこれまでの研究成果に依拠せざるをえない。近年、戦跡考古学や歴史社会学からの接近が試みられており、歴史学、社会教育、博物館学、平和学以外の分野においても、記憶論の視点から戦跡の保存と活用への関心は高まっている。

戦跡に関する全般的な研究では、菊池実と十菱駿武が、戦跡考古学の調査研究から、戦跡の定義と分類によって全国の戦跡を網羅しつつ、考古学的方法による調査研究をまとめて概念整理をしている<sup>258</sup>。菊池は、「戦争の悲劇を繰り返さないため、戦争の実相を正し

---

<sup>257</sup> ピエール・ノラ編（谷川稔監訳）『記憶の場—フランス国民意識の文化＝社会史—』岩波書店、2002年、30頁。

<sup>258</sup> 十菱駿武・菊池実編『しらべる戦争遺跡の事典』柏書房、2002年。同、『続しらべる戦争遺跡の事典』柏書房、2003年。これらは全国にある戦争遺跡を網羅したエンサイクロペディアと

く未来に語り伝えるためにはどうすべきであろうか。『戦争の記憶』を刻印した全国各地の、さらには海外に残された日本の戦争遺跡調査や研究を進め、その保存・活用を考えていくことにある」と記し<sup>259</sup>、戦争体験者が語り継いだ「戦争の記憶」を失わせてしまわないために、戦跡の持つ意味があると述べている。

村上有慶は、「『戦場体験記録』を克明にとり、その事実の背景を平和資料館で『資料展示して保存し』、その事実のあった場を『戦跡』として確認し保存する。このプロセスを抜きにした『戦跡保存』はありえない」と指摘し<sup>260</sup>、戦跡保存と平和博物館の連携に意味を見出している。保存と記録、活用をすすめるためには、戦跡と資料館の相互連携が求められる。その際、体験記録や証言など、事実の背景を検証する調査研究を視野に入れる必要がある。

菊池、十菱、村上らの研究はいずれも、記憶の継承のための前提条件として、戦跡の調査と保存、活用が先決だと示している。戦跡の破壊、撤去は公共性や戦争の実相を消滅させてしまう危険性があるために保存が必要なのである。

歴史社会学から戦跡と記憶の関係を分析する福間良明は、遺構やモニュメントなどのモノと、追悼や顕彰というヒトの行為との関連性を浮き彫りにし、戦後日本の戦跡に対峙する人びとの精神性の特徴を考察している<sup>261</sup>。福間の研究は、ベネディクト・アンダーソンが『想像の共同体』で示した国家の起源、ナショナリズムの形成と関連しており<sup>262</sup>、戦跡を通して形成される記憶の継承が、一方で国家主義や全体主義の形成に関わることを示している<sup>263</sup>。

戦跡と記憶の継承に関する研究は、広島、長崎、沖縄における戦争体験の継承を対象として、幅広くすすめられてきた。これらの地域は、悲惨な戦争被害を経験した土地であり、戦争体験者の継承活動が先行して広がったところである。戦跡保存は広島から始まり<sup>264</sup>、戦跡保存と平和空間の生産が市民運動の高まりと共に展開された。原爆被災地の広島から平和博物館が誕生し、原爆ドームが戦跡第1号となったことや、長崎市議会で浦上天主堂遺構の保存が論議されたこと、沖縄で南風原陸軍壕など戦跡考古学の進展をみたことなど

---

して刊行された。日本の戦争遺跡をまとめたものに、戦争遺跡保存全国ネットワーク編著『日本の戦争遺跡』平凡社、2004年。戦争遺跡保存全国ネットワーク編『戦争遺跡から学ぶ』岩波書店、2003年。安島太佳由『日本の戦跡を見る』岩波書店、2003年。同『訪ねて見よう！日本の戦争遺跡』角川SSコミュニケーションズ、2009年などがある。

<sup>259</sup> 菊池実『近代日本の戦争遺跡—戦跡考古学の調査と研究—』青木書店、2005年、320頁。

<sup>260</sup> 村上有慶「戦跡保存の取り組みと課題」『歴史評論』No.772、2014年8月、16頁。

<sup>261</sup> 福間良明『『戦跡』の戦後史—せめぎあう遺構とモニュメント—』岩波書店、2015年。同『「聖戦」の残像—知とメディアの歴史社会学』人文書院、2015年。福間良明・山口誠偏『『知覧』の誕生—特攻の記憶はいかに創られてきたか』柏書房、2015年。

<sup>262</sup> ベネディクト・アンダーソン(白石隆・白石さや訳)『定本想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行—』書籍工房早山、2007年。

<sup>263</sup> 第5章で検討した、橋下明子、井上義和の戦争体験、記憶の継承の研究と関連する。

<sup>264</sup> 村上有慶「戦跡保存の取り組みと課題」『歴史評論』No.772、2014年8月号、5-19頁。

が研究の背景にあった。

広島戦争遺跡保存を研究した濱田武士は、原爆ドームが広島市民による公論形成から戦跡とされ、1995年の国史跡指定、翌年の世界文化遺産登録とされた保存過程をまとめている<sup>265</sup>。濱田は、広島原爆被害は記念式典や語り部活動、平和学習と様々な形で継承されてきたが、こうした記憶の試みが現代においてリアリティを有する基盤には、原爆ドームを平和記念公園の建設に組み込み保存を実現したことが重要な要因としてあげられる」と論じている<sup>266</sup>。

長崎に関しては、深谷直弘が、原爆遺構の保存実態と保存運動を、社会学における記憶論を取り上げて論じ、戦跡保存に関わった市民と自治体行政の動向、長崎の平和ガイドである平和案内人、高校生1万人署名の平和運動について考察している。深谷は、長崎における戦跡保存の経緯と実態を全体的にとらえ、社会教育、平和教育の実践活動から、戦争記憶の継承を運動論として検討している<sup>267</sup>。深谷の研究は、戦跡保存が市民活動から始まり、その帰結として戦跡に公共性が形成される過程を描出している。

『原爆の記憶』を著した奥田博子は、原爆の痕跡が原爆ドームや広島平和記念資料館、長崎平和公園とその周辺原爆遺構、長崎原爆資料館などの戦跡と平和博物館に押し込められ、原爆体験の記憶が日本の集合的記憶として回収されてきた結果、「唯一の被爆国」「被爆国民」という被害者意識を正当化するナショナル・アイデンティティが形成され、戦争責任と戦争犯罪が免罪されてきたことを、戦前の軍都広島、長崎の歴史的な文脈と関連させて分析している<sup>268</sup>。深谷と奥田の研究は、地域史に焦点を絞りながら、戦争の原因や責任性を探り、反核と平和を追求する市民運動に着目した平和創造の方法論的研究にまで研究対象を拡大していることから、平和教育や平和運動に関わる研究においても重要な指摘である。

沖縄に関しては吉浜忍が、沖縄における戦跡の保存活用の歴史と全国での取り組みと、南風原陸軍病院壕の町文化財指定と整備公開の取り組み経緯を具体的に記述し、全国や沖縄県における戦争遺跡の文化財指定の現状と課題に言及している<sup>269</sup>。沖縄では、戦場体験、戦争体験の聞き取りを公表する難しさから、1977年「沖縄戦を考える会」が結成され、沖縄戦の実態を伝える戦跡・遺物の放置が危惧されたことで、戦跡による体験継承が注目された。

---

<sup>265</sup> 濱田武士「戦争遺産の保存と平和空間の生産—原爆ドームの保存過程を通じて—」『歴史評論』No.772、2014年8月、21頁。

<sup>266</sup> 同、32頁。

<sup>267</sup> 深谷直弘『原爆の記憶を継承する実践—長崎の被爆遺構保存と平和活動の社会的考察—』新曜社、2018年。

<sup>268</sup> 奥田博子『原爆の記憶—ヒロシマ／ナガサキの思想—』慶應義塾大学出版会、2010年。

<sup>269</sup> 吉浜忍「沖縄県における戦争遺跡の保存活用—戦争遺跡の文化財指定を視点に—」『沖縄国際大学社会文化研究』vol.11No.1、沖縄国際大学、2008年、43頁。

戦跡の活用を平和学習に期待した池田榮史は「戦争遺跡がその役割を果たすためにはもう一度、戦跡の内容をつぶさに調査、記録化し、これを公開するとともに、広く伝える手法を確立することが不可欠である」と述べ<sup>270</sup>、沖縄陸軍病院南風原壕群における考古学的調査と研究を、これを実践する模索の過程と位置づけている。

外国の戦跡や博物館に関する研究では、市川虎彦がオーストラリア戦争記念館を例に挙げ、日本の戦争記憶が海外にあるような軍事博物館や戦争博物館の設立を留める要素が、日本の戦争被害体験と重なっていることを考察し、「日本の戦争博物館の特徴の一つは、国民的なアイデンティティ形成に資するような総合的なものがない代わりに、地域固有の経験にもとづく象徴的な施設が複数あって、総合的な博物館不在を埋めているところにあるといえよう」と書いている<sup>271</sup>。市川の比較研究から析出されることは、施設や運動の名称が平和と冠していても、平和主義とはなり得ないということであり、目的と活動内容が問われることである。

戦跡は国内に留まらず海外に広く残存している。吉池俊子は、マレーシアと中国の慰安所を調査しているが<sup>272</sup>、アジア・太平洋地域に残された戦跡は今なお手つかずの状態に残存しており<sup>273</sup>、調査と保存については、さらなる研究が求められよう。

戦跡と平和博物館の連携に関する研究は極めて少ない。秘密戦を画策していた陸軍登戸研究所の調査研究をすすめた山田朗、渡辺賢二、齋藤一晴らは、戦争遺跡保存運動と明治大学平和教育登戸資料館の現代的意義を論じている。山田は、「モノであっても遺跡・博物館などは、そこでの遺物や展示を解説するヒト（ガイド・語り部など）が大きな役割を果たしている。そこで解説するヒトも、現在では圧倒的多数が戦争非体験者となっている。いずれにせよ、戦争の〈記憶〉を宿す戦争遺跡や〈記憶〉を一定のコンセプトにもとづいて整理・伝達する博物館・資料館の存在はますます重要になってきている」と、戦跡と資料館の相互関係を記述している<sup>274</sup>。山田の指摘から、戦跡にある平和博物館の教育普及活動において、展示物や戦跡の来歴を説明する平和ガイドの有用性と、平和博物館の社会的役割を考察することができる。

渡辺賢二は、歴史に埋もれ隠されていた陸軍登戸研究所の実態を、市民と高校生が調べ明らかにした経緯と、証言者、史料の発掘の背景、登戸研究所戦跡保存と明治大学の資料館建設の動きをまとめている。その中で「戦争遺跡をそのまま活用し、その場で戦争を考える資料館」は、歴史教育、平和教育、科学教育の発信地、地域社会の連携の場となると

---

<sup>270</sup> 池田榮史『沖縄戦の発掘 沖縄陸軍病院南風原壕群』新泉社、2019年、91頁。

<sup>271</sup> 市川虎彦「地域の記憶と戦争博物館」『松山大学論集』第17巻第4号、2005年、61-62頁

<sup>272</sup> 吉池俊子「マレーシア・中国の慰安所跡を訪ねて」『歴史評論』No.772、2014年8月、63-73頁。

<sup>273</sup> 早瀬晋三『戦争の記憶を歩く 東南アジアのいま』岩波書店、2007年。

<sup>274</sup> 山田朗・渡辺賢二・齋藤一晴『登戸研究所から考える戦争と平和』芙蓉書房出版、2011年、17頁。

もに、遺族からの資料提供もうけやすいことから、施設を併設することの意義は大きいと指摘している<sup>275</sup>。次世代の若者たちが参加することで戦跡保存は前進できるという事例として、渡辺の研究は、各地の戦跡保存運動の道筋を示す意味で先駆的である。山田や渡辺の研究は戦跡調査には広範な市民の手が必要であることを伝えている。しかし、明治大学は資料館建設を決定したとはいえ、大学管理下以外にある戦跡保存については、所有者の意志、地域住民の要求などの調整に課題が残っている。

戦跡研究に示唆を与えるものとして、遺跡博物館や野外平和博物館について言及した報告がある。都出比呂志は、保存運動と関連して、「遺した遺跡をどう見るかという遺跡博物館」を、イギリスの都市ヨークにある中世遺跡と博物館バイキングセンターを例に挙げて報告している<sup>276</sup>。戦跡にある平和博物館は、調査資料の保管と公開という遺跡博物館としての性格を持つことから、戦跡調査と記録は施設の役割であることが確かめられる。実際、戦跡にある平和博物館は、地域博物館や遺跡博物館<sup>277</sup>として機能しているケースがあるろう。

戦闘機の格納庫である掩体壕の保存を調査した松崎相は、野外平和博物館という概念を提案している<sup>278</sup>。掩体壕のみならず多数の戦跡がつながるような記憶の場は、博物館学の研究において野外博物館戦跡遺産として説明できる。戦後、新制大学などの教育機関や自衛隊等の関連施設が、旧軍用地を転用していることを認めると、それら施設が、残存する戦跡遺構を活用する野外平和博物館を建設することは可能であろう。しかし、野外平和博物館を検討した研究は松崎の他にはなく、今後の研究が求められる。

落合知子は、韓国戦争記念館を例に挙げ、屋内展示は人形による大型ジオラマ展示が続き、屋外展示は館内に持ち込めない使用された飛行機、ヘリコプター、潜水艦、戦車等が展示してあることに触れ、これは野外博物館ではないと指摘している。落合は、野外博物館として戦跡遺産を取り上げるには、単体で残っているものではなく、面として残っているものでなければならないと定義し、戦跡指定全国2番目の大分県宇佐市の城井1号掩体壕を史跡公園とした宇佐戦争遺跡を野外博物館戦跡遺産の好例としている<sup>279</sup>。

松崎が描出する野外平和博物館の構想は、落合が指摘する野外博物館戦跡遺産に相当するのではなかろうか。戦跡周辺一帯を史跡整備、保存して公開するとともに、ボランティアガイドによる説明やガイドツアーの実践などの特徴を有すならば野外博物館であり<sup>280</sup>、

---

<sup>275</sup> 渡辺賢二「陸軍登戸研究所の実相をみつめて—明治大学平和教育登戸研究所資料館設置の意義—」『歴史評論』No.772、2014年8月、35-49頁。

<sup>276</sup> 都出比呂志「文化財保存運動のすすめかたについて—世界のとりくみにまなぶ—」『乙訓文化遺産』、21号、乙訓の文化遺産を守る会、2016年、71頁。

<sup>277</sup> 青木豊・鷹野光行『地域を活かす遺跡と博物館—遺跡博物館のいま—』同成社、2015年。

<sup>278</sup> 松崎相「野外平和博物館としての戦争遺跡の意義—掩体壕の活用を通して—」『博物館學雜誌』第33巻第1号、全日本博物館学会、2007年、17-37頁。

<sup>279</sup> 落合知子『野外博物館の研究』雄山閣、2009年、144頁。

<sup>280</sup> 同、145頁

それはまた平和博物館から捉えれば、野外平和博物館として、その性格を表現できるからである。

以上の先行研究から見出される到達点は、各地域における戦跡保存の歴史的経緯と保存運動を検討していることと、個別の戦跡の保存上の現状分析にある。戦跡と平和博物館との連携の実態分析と、記憶論や公共性の観点をふまえた論考は数少ない。沖縄では、『沖縄県史』の編纂に関わって、戦争体験のヒアリング調査内容の公開・公表の困難さから、遺物や戦跡が記憶の継承に役立つと期待され、広島や長崎においても同様に戦争体験の語りは継承活動の重要な柱であった。平和博物館は、戦跡とつながることで、残された戦争の事実を伝える痕跡から、いかなる表象を描出し、記憶の継承をどのような方法でつくりあげてきたのであろうか。遺物や戦跡そのものについての分析、戦跡に内在している課題についての研究、理論的な枠組みで戦争の手がかりを説明する論考は、現在も研究途上にある。

そこで第2節は、戦争の事実を伝える手がかり（痕跡）と戦争記憶の継承方法について考察する。平和博物館が対象としてきた痕跡を整理し、戦争記憶の継承方法を概観する。第3節は、戦争遺跡の定義とその性格、戦跡における記憶の形成と継承を分析する。第4節は、戦争遺跡の現代的課題を探究する。第5節は戦争遺跡にある平和博物館に注目し、戦跡と平和博物館の社会的相互作用について論究する。その際、事例として豊川海軍工廠跡地保存の運動と豊川市平和交流館の設立と活動を視野に入れて例証する。

戦跡と平和博物館は双方向的に戦争記憶を想起し、地域史の深化と平和の文化に寄与する。全国にある平和博物館の中で、戦跡にある平和博物館の特徴を示した上で、具体的な平和活動実践を把握する。

戦跡を発見する主体は、伝えるべき平和の価値に気づく市民である。記憶を想起させる空間が戦跡であり平和博物館である。意味合いを拡大すれば、「平和のための博物館」として展示活動が可能な各地の歴史博物館、郷土資料館、図書館、公民館という社会教育施設もまた、平和博物館の機能を内在させることが可能である。集合的記憶を保存する場所として機能するのである。これらのことを考慮すると、戦争記憶の継承を担っていることから、平和博物館のほか公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の役割に戦争記憶の継承が含まれるのではなかろうか。

本章では、戦跡と平和博物館の社会的相互作用を追究することで、社会教育施設の機能の一つに戦争記憶の継承と平和の文化の創出があることを指摘したい。

## 第2節 戦争を伝える手がかりから記憶の継承へ

### 1. 戦争を伝える手がかり



戦跡と平和博物館の関係性を検討するにあたっては、平和博物館が戦争記憶の継承のために対象としてきた、戦争を伝える手がかりである証拠や記録という過去の痕跡について、はじめに検討しておかなければならない。証拠（遺物、遺跡）や記録（史料、文書）などが戦争を伝える手がかりとしてなぜ重要かは、歴史哲学からの指摘が参考になる。

神山四郎は、「わたしたちの知識は、残されている証拠や記録をぬきにして、そのまへの事実があったということのいいようがないのです。ですから、歴史というものは、わたしたちの知識の中では、記述がさきで事実があとになるわけです。事実がさきで記述があとというのは、わたしたちが頭の中でそれを組み立て直して理解した歴史の存在というものです」と書き<sup>281</sup>、過去の事実を知る手がかりは記述しかなく、記述がなければ、事実は存在しないと説明している。

歴史の事実は、記述や痕跡という手がかりがあって存在することを意味している。すなわち歴史的事実は記述があって歴史的に存在するのである。従って、過去の事実をいかに理解し伝えるかという課題の前提条件として、平和博物館は、記述や痕跡と歴史的事実の関係を研究調査しておく必要がある。戦跡保存もまた、歴史の存在と直結する行為であることを意味していることから、その重要性を確認しておかなければならない。戦争体験の

【表 6-1】 戦争を伝える手がかり

痕跡	証拠	遺物	鉄砲・軍刀・銃剣・砲弾・手榴弾など兵器類。食器・鉄兜・認識票・軍靴・徽章・軍服などの軍用品。医療品。飲料品容器等の日用品。煉瓦、タイル等の建築資材。工具類。電気器具等。その他、飯盒・武運長久の日章旗・遺骨・手帳など	考古学
		遺跡	①各省庁、軍・連隊・師団等の政治行政関係。②要塞・軍港・掩体号など軍事・防衛関係。③工場や軍需工場の生産関係。④被爆・空襲跡の戦闘地・戦場関係。⑤防空壕・捕虜収容所・強制労働者居住地等居住地関係。⑥陸海軍墓地、捕虜墓地・忠魂碑等埋葬関係。⑦鉄道軌道、軍用道路等交通関係。⑧その他、墜落跡、奉安殿、学童疎開所、慰安所など	
	記録	史料	歴史書、行政史料、戦闘詳報、写真、映像記録など	歴史学
		文書	軍事郵便、手紙、外交文書、遺書など	

（出所）菊池実『近代日本の戦争遺跡—戦跡考古学の調査と研究—』青木書店、2005年、1-12頁。十菱駿武・菊池実編『しらべる戦争遺跡事典』柏書房、2002年、14-18頁。神山四郎『歴史入門』講談社、1965年、58-60頁。渡辺美季「過去の痕跡をどうとらえるのか—歴史学と史料」東京大学教養部歴史学部会編『歴史学の思考法』岩波書店、2020年、21-39頁を参考に筆者作成。

（注）①から⑧は戦跡考古学による分類。

<sup>281</sup> 神山四郎『歴史入門』講談社、1965年、59-60頁。

語り、証言記録が公共性を担保することは、第5章で検討しているが、本節ではモノとして残される戦争を伝える手がかりを、痕跡、証拠と記録、遺物と遺跡、史料と文書の間に境界線を引いて整理した【表6-1】。

過去の事実を伝える手がかりを、神山は歴史学の立場から、証拠や記録に相当する痕跡を記述という言葉で表現しているが、ポール・コナトンは「過去の人間の営みについての知識は、その痕跡についての知識を通して初めて存在しうる」と主張し、痕跡と表現した上で、歴史の再構築の活動にふさわしい社会の記憶と説明している。コナトンは「歴史家を取り扱うのはすべて痕跡である。すなわち、痕跡とは直接検証の不可能なある現象が、後に残した知覚可能な符号であるといえる」と記している<sup>282</sup>。痕跡は集合的記憶の表象として社会の記憶を誘発するわけである。

最近では、渡辺美季が過去を知る手がかりとなる痕跡について説明している。「過去の痕跡が伝えてくれるのは、いずれも過去の事実そのものではない（動画でも映らない角度はあるし、においや温度までは再現できない）。少なくとも今のところ、私たちは何らかの痕跡を通じて、過去の事実を間接的／部分的に知るしかできないのである。これらの過去の痕跡を、歴史学では史料（広義の史料）と呼ぶ」<sup>283</sup>。歴史的事実は、推測の域をでず曖昧な部分を残していることから、信憑性・有効性を見極める史料批判による、確からしい事実に接近する比定作業によって構成されることを、渡辺は再確認している。

記述や痕跡と表現される過去の事実を伝える手がかりは、モノとして残存する証拠と、文字で記録された記録に分類することができる。証拠は、ヒトが使用していた生活の痕跡であり、主に個人的記憶を表す遺物と、集合的記憶を示す遺跡があるが、個人の記憶であっても集団との関係性において記憶は形成されることから、個人的記憶も集合的記憶に含意するとしたM.アルヴァックスの理論に基づけば、痕跡はすべて集合的記憶としてとらえてよいだろう<sup>284</sup>。

戦争の遺物は、兵器類、軍用品、日用品、建築資材、工具、電気器具の他、軍用旗、飯盒、手帳、遺骨など多く残されている【表6-1】。近代は写真や映像記録などもあり、前時代には見られなかった史料も存在する。しかし、陸海軍の公文書類は、敗戦時にそのほとんどが焼却処分にされた。但し、焼却処分を免れたものや、関係者の独断で焼却されなかった文書もあり、また戦地で連合軍国軍に押収された日本関係文書が、現在、アメリカ、

<sup>282</sup> ポール・コナトン(芦刈美紀子訳)『社会はいかに記憶するか—個人と社会の関係—』新曜社、2011年、22頁。

<sup>283</sup> 渡辺美季「過去の痕跡をどうとらえるのか—歴史学と史料」東京大学教養部歴史学部会編『歴史学の思考法』岩波書店、2020年、21-39頁。渡辺は、文字史料と文献史料のみを「狭義の史料」、歴史学の素材を指す全ての過去の痕跡を「広義の史料」、非文字資料をモノと、ヒトの意図やメッセージを表すものと捉え、非文字資料と文字史料とを包括する概念として史料と呼ぶこともあると説明している。

<sup>284</sup> M. アルヴァックス(小関藤一郎訳)『集合的記憶』行路社、1989年、86頁

オーストラリア、オランダ、ロシアなどに存在している。注意を要するのは、かつての本営発表をはじめとする各種戦況報告などの文書類は必ずしも真実を表していないということである<sup>285</sup>。従って、真実に迫るためには、体験者・関係者からの聞き取り調査の併用による史資料の確認と訂正が必要となる。

遺跡は本来、「原始から現代の考古学的資料、遺構・遺物を包含する一定の広がりをもつ土地」であり、近代・現代でも大地に残された人間行動・生活の痕跡は遺跡にあたる<sup>286</sup>。戦跡の場合は主に、政治・行政、軍事・防衛、生産、戦闘地・戦場地、居住地、埋葬、交通、その他の、8つの分野に関係しているが、明確に戦争遺跡を分類することは不可能である。戦跡がどのように網羅できるかの参考と考えた方がよい<sup>287</sup>。

アメリカ連邦政府が認定した史蹟の公式リスト「『国選史蹟登録簿 (National Register of Historic Places) 』」は、史蹟の種類に大小の建造物の他に場所を含めている。史蹟としての場所とは、重要な事件・活動の生じた場所、もしくは歴史的・文化的・考古学的価値を有する場所で、現存する建築物・建造物の価値を問わないと定義している<sup>288</sup>。加えて、地域や地区も史蹟としており、建築物・建造物・場所が歴史的・芸術的に集中・統合されているものと定義している。アメリカの公式リストからは、戦跡を場所性からとらえて考察する際、記念碑や慰霊碑、メモリアルという記憶の場が、ナショナリズムの形成と関係していることに着目できる。

記録は、歴史書や公文書にみられる史料と、手紙などの文書がある【表6-1】。戦争体験者の高齢化がすすみ体験記録が書かれなくなってきた今日、記録の限界がある中で、遺物、遺跡という証拠による記憶の継承は着目されている<sup>289</sup>。

2020年、新型コロナウイルス感染症が世界各国に広がり、日本においても図書館、博物館、学校等の教育機関も感染防止のために運営の自粛が拡大した。各地の平和博物館の来館者の減少が施設の運営を脅かすことにもなる中で、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を利用した新たな取り組みも芽生えている<sup>290</sup>。

平和博物館の活動と戦跡の保存が連携して伝えるべきことは何であろうか。戦跡考古学の知見を生かした展示や、各地の戦争遺跡保存や平和博物館が期待されているとはいえ、

---

<sup>285</sup> 十菱駿武・菊池実編『しらべる戦争遺跡事典』柏書房、2002年、16-17頁。

<sup>286</sup> 同、19頁。

<sup>287</sup> 同、16頁。

<sup>288</sup> 和田光弘「記念碑の創るアメリカー最初の殖民地・独立革命・南部一」若尾祐司・羽賀祥二編『記録と記憶の比較文化史一史誌・記念碑・郷土一』名古屋大学出版会、2005年、116頁。

<sup>289</sup> 「戦後75年」『朝日新聞』、「戦後75年」『毎日』、「戦後75年終わらぬ夏」『読売』など、2020年8月、新聞各社とNHK等のメディアは、戦後75年特集を企画し戦争記憶の継承を記事にしている。

<sup>290</sup> NHK番組「ニュースウォッチ9」2020年8月18日放映。オンラインによる戦争体験講話やクラウドファンディングによる運営資金の調達、記憶の継承のあり方など、各地の平和博物館の現状と課題を紹介している。

「歴史家は自分が何を建てるのかを決める必要がある。つまりは資料が何を示し、どのような主張の根拠となりうるかを見いださなければならない<sup>291</sup>」とジョン・H・アーノルドが述べるように、残された証拠や記録が何を示し、記憶される事実の痕跡を継承活動の中で見いだす必要があるろう。

カルロ・ギンズブルグは、歴史研究において重要なのは問題、史料に対して立てられる問いであるとした。彼は、ベネデット・クローチェやリュシアン・フェーブルの歴史実証主義への批判に理解を示した上で、さらに自身の経験から、単なる問いと史料からだけでなく、明確な具体的な経験に関連づけられて関心と呼ぶことになるのとらえている。まずある事実に対する問いが最初であり、つづいて史料との出会い、史料を読む行為があると語る<sup>292</sup>。

しかし、戦跡考古学の場合は、記録が明確に存在するわけではなく、歴史記録として残すかどうか、選定から始まるという、まず遺物と遺跡保存の重要性が際立っている。散逸や消滅を防ぐことが、問いと史料批判と共に重要な位置にある。また保存のあり方によっては実相に迫ることが難しくなるという課題もある。空襲や公文書焼却などにみられる記録の焼失から免れた記録文書や、体験記録の保存が先にあつてこそ、経験的関心と呼び起こし、問いが立てられ戦争の実相に迫ることができよう。

以上述べた戦争の事実を伝える手がかりである痕跡は、平和博物館の展示物の役割を示している。展示物は、現在に生きる人びとが、過去から学び未来に対して問いをたてるために存在しているといえるのではないだろうか。

## 2. 戦争記憶の継承方法

平和博物館だけでなく、多くの社会教育施設は痕跡を展示物とし、戦争記憶を展示行為によって伝えてきた。展示場所も方法も多様であった。これまで、戦争の痕跡を戦争記憶として継承させるために、いかなる方法が用いられてきたのであろうか。

前述した痕跡から導き出されることは、その根幹である記憶主体はヒトであり、想起の客体はモノという区別である。モノそのものが記憶しているわけではなく、モノを通して想起する主体はヒトである。モノは無限の痕跡であり歴史的な脈に位置して存在する。その無限性の中から選択する主体が語り部となる。ヒトは語り部となる戦争体験者や平和ガイドらであり、モノは残された痕跡、遺物や遺跡である。考古学では残された痕跡から空間をかたどることでヒトの痕跡を遺物として発見した例がある<sup>293</sup>。

<sup>291</sup> ジョン・H・アーノルド（新広記訳）『歴史』岩波書店、2003年、91頁。

<sup>292</sup> カルロ・ギンズブルグ（上村忠男訳）『歴史を逆なでに読む』みすず書房、2003年、7頁。

<sup>293</sup> C・W・ツェーラム(村田数之亮訳)『神・墓・学者—考古学の物語—』中央公論社、1962年、16-17頁。火山礫にうたれ硫黄で窒息した古代ローマのポンペイの人びとに、「火山灰がその上

遺物の多くは戦争体験者の持ち物や組織の所有物で、日記や写真、音声やフィルム映像などの記録物、生活用品、軍用品等である。遺物の中には戦死者本人である遺骨がある【表6-1】。戦地に残された遺骨の収集は「一人一人の最期を記録し、伝える」ための作業となり、遺骨発掘調査の記録は、戦争の記憶として過去の事実に向き合うという点で、重要な意味を持つに違いない<sup>294</sup>。

歴史学者のリン・ハントは、歴史学の視点から「私たちが過去を知りうるのは、痕跡、すなわち時代を超えて私たちのもとに伝わってくる断片を通じてのみである」と<sup>295</sup>、19世紀の歴史家ランケ以降に論じられた、あるがままの事実を知ることができるかという問題を書いている。痕跡には明白な実体物としてではない戦時の状況を想起させる空間もある。爆弾の投下跡の公園や<sup>296</sup>、建物に残る弾痕跡である<sup>297</sup>。

モノによる戦争記憶の継承は実体物によるのであるが、記憶を表象という形に表しモノとして残す方法も無視することはできない。事実どこまで接近できるかという課題はあるものの、他者に記憶を留める効果に期待することは、歴史的に行われてきた。19世紀までは絵画・彫刻などの視覚表象が記憶の継承に利用されていたが、記憶主体は王侯や貴族、聖職者や商人らであり、彼らの価値観が反映するものであった。16世紀に、村人の習俗まで描き絵画表現の対象を革命的に広げたブリューゲルは、1562年頃の作品「死の勝利」で殺戮された犠牲者を表現した。それは現代史におけるベルゲン=ベルゼンやブーヘンヴァルト等の強制収容所、アウシュヴィッツやトレブリンカ等の絶滅収容所でのおぞましい光景であり、虐殺された死体やガス室の惨劇を想起させる<sup>298</sup>。

その後、19世紀、ゴヤがナポレオンのスペイン侵略を告発する「戦争の惨禍」を描き、20世紀前半、ピカソは大作「ゲルニカ」を製作して、スペイン市民戦争でドイツに破壊された都市ゲルニカの惨劇を創造表現する。画家自体が記憶主体となり、記憶の対象には民衆が含まれるようになる。

19世紀末に、写真や映像による記録が登場し、証言としての可能性が見出されている。

---

に降りつもり、彼らの形をのこした。学者たちは、この形のなかに石膏を流しこんで、人間の形、死んだポンペイ人の彫像をとった」とツェーラムが物語るように、ポンペイの発掘調査では、空間も遺物となる要素をもっていることを証明している。空間さえ形を残す痕跡であり遺物をかたどることが可能なのである。

<sup>294</sup> 栗原俊雄『遺骨』岩波書店、75-76頁。榎崎修一郎『骨が語る兵士の最期—太平洋戦争・戦没者遺骨収集の真実—』筑摩書房、2018年。

<sup>295</sup> リン・ハント(長谷川貴彦訳)『なぜ歴史を学ぶのか』岩波書店、2019年、40頁。

<sup>296</sup> 井上力省「西陣空襲における記憶の継承—空襲体験者の語りを手がかりに—」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第19号、2018年、25-39頁。同「日本の戦争遺跡⑥辰巳公園・西陣空襲の記憶と想起」『月刊社会教育』No.765、2020年2月、74頁。

<sup>297</sup> 小須田廣利「日本の戦争遺跡⑩戦争遺跡を若い世代に伝えたい」『月刊社会教育』No.770、2020年7月、52頁。

<sup>298</sup> ジャン=F・フォルジュ(高橋武智訳)『21世紀の子どもたちにアウシュヴィッツをいかに教えるか?』作品社、2000年、18-20頁。

今日ではアーカイブズとして保存され公開されるケースがある<sup>299</sup>。戦争体験者の減少はモノによる記憶の継承を促進しその方法を多様化させている。

最近では、実写フィルムだけでなく戦時記録物を再構成した映画によって戦争の実像に迫ろうという試みがある。映画『THEY SHALL NOT GROW OLD (彼らは生きていた)』（製作・監督：ピーター・ジャクソン）は、イギリス帝国戦争博物館に所蔵されていた第一次世界大戦中（1914-1918）に西部戦線で撮影された数千時間に及ぶモノクロ戦争映像から、約 100 時間の映像資料を選び出し、音声を加えて 3D 映像化に成功している。音声を録音する技術がなかったため当時の音声は残っていない。そのため、戦争後に収録された 600 時間に及ぶ約 200 人の退役軍人たちのインタビュー音声素材から、それをナレーションとして映像と合わせたのである<sup>300</sup>。

また、ドイツ映画『コリーニ事件』（監督：マルコ・クロイツパイントナー 2019 年公開）はフェルナント・シーラッハの小説（2011 年）を題材にしたものだが、作者シーラッハの祖父は、ナチ党全国青少年指導者で、ナチ政権下でナチ思想を普及教育していた人物であった<sup>301</sup>。映画はナチ戦犯の祖父の戦争犯罪に孫が迫るという設定だが、1968 年ナチス戦犯者を時効にする法律が可決された問題を背景にしている<sup>302</sup>。同じく映画『アイヒマンを追え』（監督：ラーズ・クラウメ 2015 年公開）は、ナチス政権下で迫害を受け、戦後戦犯追及に邁進した戦闘的法律家フリッツ・バウアーをテーマにしたものである<sup>303</sup>。

これらは、映画や音声という表現技術を使い、戦争責任と戦後責任の問題を伝える方法があることを示している。表象という装置や文化的記憶がどこまで真実を語り伝承できるかは、問われるところではあるものの、大衆が過去の事実に接近するための方法として着目できよう。戦前マーシャル諸島で戦死した日本兵や、戦後、米国による核実験が 67 回も実行された場所に居住する現地の人たちの思いを伝えた映画『タリナイ』（2018 年）を製作した、ドキュメンタリー映画監督の大川史織は、戦争の記憶を伝える映画を作ろうとした思いを「核兵器禁止条約はとても意義深いですが、同時にその背後にある個人が強いら

<sup>299</sup> NHK「映像の世紀」1995 年放映。初めて映像で記録された戦争は、イギリスが起こした南アフリカ戦争（ボーア戦争）である。20 世紀に入ると従軍カメラマンが各地の戦争を映像で記録している。

<sup>300</sup> 映画パンフレット『THEY SHALL NOT GROW OLD (彼らは生きていた)』2018 年。

<sup>301</sup> 石子順「映画の力、生きる力—若者を育てたものと消したもの—」『月刊社会教育』No.772、2020 年 9 月、47 頁。

<sup>302</sup> 本田稔（訳）「刑法によるナチの過去の克服に関する 3 つの論考—ヨアヒム・ペレリス、ミヒャエル・グレーヴェ、トム・セゲファー」『立命館法学』379 号、2018 年、398-435 頁に詳しい。1968 年のドイツ刑法第 50 条 2 項の改定はナチ幫助犯を無罪とする結果をもたらした。

<sup>303</sup> 本田稔「過去の克服とフリッツ・バウアー」『立命館法学』2016 年、608-609 頁、618 頁。本田は、ナチス政権の迫害を受けた法律家フリッツ・バウアーを描いたドイツ映画『アイヒマンを追え』（監督：ラーズ・クラウメ、2015 年公開）が欧米で上映されたことを述べ、映画監督や作家らも戦後ドイツ社会は、ナチスの戦争に対してどのように向き合ってきたのかと問い、自らも問いに答えようとしていると指摘している。さらに、フリッツ・バウアーは、現代に生きる我々が過去の克服の課題に向き合う瞬間が「今」であることを教えてくれる、と述べている。

れてきた犠牲を知り、自らのことと受け止め、想像することが求められていると思います。核政策は国と国との話であっても犠牲となるのは必ず個人です。なぜ社会が核を容認してしまっているのか、一人一人が考え、日常的に語る必要があるのではないのでしょうか」と、記事で語っている<sup>304</sup>。戦争記憶の継承方法は多様であっても、大川のいう個人の犠牲を想像するという体験の重要性は、想像的体験を展示物でいかに構成できるかにつながっており、平和博物館の展示、教育普及に求められる当事者意識の形成と深く結びついている。

展示の工夫は、戦争体験者自身が描いた体験画や、体験記録（語り）の内容を文章にしたパネル、体験者本人から聞き取った内容を高校生らが時間をかけて描いた絵画などがある<sup>305</sup>。2007年、広島市立基町高校は、広島平和記念資料館のプロジェクト『次世代と描く原爆の絵』の申し出をうけて、創造表現コースで美術を学ぶ生徒が絵を描いている。一期生として、『再会』を描いた三戸奈津美さんは『原爆の絵』を描きたくて参加した、という人はいなかったように記憶しています」と振り返り<sup>306</sup>、10年以上つづくプロジェクトになるとは予想しなかったという。体験者から聞き取り、資料にあたって高校生らが新たな証言者となる。平和のバトンを受け継ぎ表象記録を製作するという新しい試みである。

また、実物大の模型、レプリカも平和博物館にある展示物に加えられ効果が期待されている。ノンフィクション作家の梯久美子は、リニューアルした東京大空襲・戦災資料センターの焼夷弾模型を見たときの感想を「戦争について取材する中で各地の資料館や博物館を訪れてきたが、これまでは実物を展示することが大事だと思ってきた。唯一無二の本物のもつ力は大きいからだ。だが、こうした模型から伝わるものも確かにあると実感した。体験を語る人が減っていく中、戦争を知らない世代に空襲のリアリティを伝えるには、新しいアイデアが必要なのだ」と記事にしている<sup>307</sup>。目の前の模型に、小さな焼夷弾38個束ねた焼夷弾が30万発空から降ってくることを想像する効果に注目した彼女は、空襲のリアリティを伝える工夫の必要性を主張している。

展示物から個人が見える展示の工夫は、ひめゆり平和祈念資料館、広島平和記念資料館など徐々に広がっている。比江島大和は、「展示リニューアルで最も重視したのが、具体的な個人やその体験を展示に盛り込むということであった。被災品や被災写真だけでは、現実の空襲当夜、炎の真ただ中のことを直接伝えてくれない」と<sup>308</sup>、東京大空襲・戦災

<sup>304</sup> 大川史織「個人の犠牲 想像しよう」『毎日新聞』2021年1月19日。同『なぜ戦争をえがくのか—戦争を知らない表現者たちの歴史実践—』みずき書林、2021年1月9日が参考になる。

<sup>305</sup> 「被爆体験 聞き取り絵に」『毎日新聞』2018年8月4日。広島市立基町高校は10年前から、被爆者の証言を聞き、それを絵画で表現する取り組みを続けている。3年生の三坂日奈子（18）さんは、7歳の時に被爆した川崎宏明（80）の話聞き、家屋が倒壊し、街を家族で逃げた様子を描いた。「怒り、悲しみ、ぼうぜん。その表情を想像するのが難しかった」と話す。

<sup>306</sup> 弓狩匡純『平和のバトン—広島の高校生たちが描いた8月6日の記憶—』くもん出版、2019年、132頁。

<sup>307</sup> 梯久美子「戦争のリアル」『毎日新聞』2020年7月19日。

<sup>308</sup> 比江島大和「東京大空襲・戦災資料センター—人びとの空襲体験を受け継ぐ展示へ—」『博物館研究』Vol.55No.9、通巻628号、日本博物館協会、2020年、50-51頁。

資料センターのリニューアル展示について説明している。戦争の出来事を伝えてくれるのは、記録・絵画・証言などであり、リニューアルは、空襲犠牲者についても、個々人の名前・顔・その体験を家族ごとにパネルにまとめ、「名前と顔写真の壁」として新しく展示している。

平和博物館以外では、新潟県立歴史博物館が「戦争を経験した人びとは高齢になり、戦争に関する資料が散逸の危機を迎えています。一方で、長い間、苦しい記憶として口を閉ざしてきた人びとが、その経験を後世のために語り始めているという側面もあります。そこで、個人にとっての戦争とは何だったのかを、県内に残る資料を中心に個人の視点から紹介します」という案内で<sup>309</sup>、2020年夏季企画展「戦後75年—私の戦争体験記—」を開催している。遺品や遺物、日記や手帳という展示物は、個人の人生を戦前から戦後にかけて追うことができる。同博物館の展示は、戦争体験者一人一人が、敗戦後どのような人生を送ったのかということを含めて鑑賞でき、来館者自身が戦争体験者を身近に感じることも可能で、当事者性を引き出す上で効果があろう。

博物館展示の方法では、3D映像を駆使したバーチャル空間の活用その他、高校生らがVR（バーチャル・リアリティ）で原爆投下前の町並みを再現する映像を完成している<sup>310</sup>。また、AI（人工知能）と人とのコラボレーションにより、モノクロ画像をカラー化する画像処理技術を応用した「記憶の解凍」プロジェクトが広島出身の大学生・庭田杏珠と東京大学の渡邊英徳らのチームによって立ち上がっている<sup>311</sup>。庭田・渡邊らは、無機質で静止した印象を受けやすいモノクロ画像を、カラー化することで、戦争との距離感を縮め、自分ごととして考え、対話の場を生み出すことを期待している。庭田は、AIによるカラー化をする際、「ただ色づけをするだけでなく、実際に対話をしてよみがえる記憶を反映し、一つ一つの写真に込められた思いを伝えることに重点を置いています」と語っている<sup>312</sup>。今後、情報デザインやデジタルアーカイブによる記憶の継承は、平和博物館の展示活動において期待されてよい取り組みであろう。

ただ、平和博物館の展示物の原点は戦争遺物そのものである。遺物や戦跡を通して戦争記憶は再構成され次世代に継承されるが、その方法が多様性をもつのである。近年、戦跡考古学の発展とともに、遺物や戦跡の調査研究は深められてきた。持ち主であった兵士が最後にどのような姿で絶命したか、空襲前の都市の状況や空爆後の被害状況など、民間の手で多くが調査されている。しかし、国家的規模での調査は未だ途上にあり、遺骨収集に

<sup>309</sup> 新潟県立歴史博物館「夏季企画展 戦後75年—私の戦争体験記—」2020年6月27日～8月16日開催。戦中戦後を生きた歌人の宮柊二の人生も展示紹介されている。戦争展示を身近に感じる工夫として、著名な人物も展示に加えられている。

<sup>310</sup> 「高校生らVRで爆心再現」『毎日新聞』2018年8月1日。記事によると、広島県立福山工高（福山市）の計算技術研究部が、爆心直下にあった広島市細工町（現中区）の原爆投下前の町並みをバーチャルリアリティ（VR＝仮想現実）で再現している。

<sup>311</sup> 庭田杏珠・渡邊英徳『AIとカラー化した写真でよみがえる戦前・戦争』光文社、2020年。

<sup>312</sup> 庭田杏珠『「失われた生活」を感じて』『毎日新聞』2021年1月15日。



においても十分とはいえない。戦争遺物や戦跡をどのようにとらえ、扱われるべきなのかが問われている。

以上、平和博物館が対象とした痕跡を展示するという戦争記憶の継承方法は、主として施設内で痕跡と対峙し、想起を促す方法である。そうした中、近年、遺物に加え戦争遺跡によって過去の歴史を伝え、世代を超えて戦争の歴史を検証することができる記憶の場を残すことが、国や自治体においても社会的に求められている<sup>313</sup>。冒頭で述べたように、1996年、文化庁は文化財登録制度の創設によって遺跡調査と保存の対象範囲を、第二次世界大戦までに近代化に貢献した産業遺産にまで広げた。その結果、文化財は戦跡も含まれることになり、各自治体は積極的に戦跡の場所の確認と保存調査を開始した。

### 第3節 戦争遺跡による記憶の形成と継承

#### 1. 戦争遺跡の発見

戦争の悲惨な歴史を伝えるためには、戦争体験者の証言を聞くことが最も重要だが、体験者に代わって文献資料や写真・音声・映像記録を後世に引き継ぐ必要がある。それとともに、戦争にまつわる土地や構造物の遺跡・遺構、遺物なども、歴史の語り部としての役割を果たすため、それらを調査し保存する運動が1990年前後から全国各地で高まった<sup>314</sup>。

「戦争遺跡は、地域の近代の歴史を現代につなぐ文化遺産である。遺産そのものは無言だが、戦争の記憶を保つ体験者や戦争遺跡を調べる教育者が『語り部』として解き明かすことによって、モノは意味を持つようになる」<sup>315</sup>。「戦跡」という表現は、普通は「戦闘のあった跡」という意味で使われることが多いが、井口和起は、京都の戦跡調査運動の中で、「戦跡」が戦争関係の建造物の残りや地名や事件の跡地など、広く戦争に関係のある遺跡という意味合い、すなわち「戦争関連の遺跡」と広くとらえて使われていることに着目している<sup>316</sup>。1990年代の平和博物館ブームを、市民がその価値を見出したという意味で、平

<sup>313</sup> 後藤祥夫「日本の戦争遺跡①—連載を開始するにあたって—」『月刊社会教育』No.760、2019年9月、76頁。後藤は「日本において戦争の痕跡を示す建物や土地は、今日において2万から3万あるといわれております」「各自治体の文化財保護条例に基づいて戦争遺跡を保存する事例もありました」と書いている。社説「戦争遺跡 適切な保存で後世に伝えたい」『読売新聞』2020年8月3日。読売新聞は戦跡保存の価値を社説で報じている。

<sup>314</sup> 戦争遺跡に平和を学ぶ京都の会編『語り継ぐ京都の戦争と平和』つむぎ出版、2010年、351頁。

<sup>315</sup> 十菱駿武「エコミュージアムにより活用される戦争遺跡」戦争遺跡保存全国ネットワーク編『日本の戦争遺跡』平凡社、2004年、53頁。

<sup>316</sup> 井口和起「戦争の真実を語りつぐ運動のなかで」平和のための京都の戦争展実行委員会編 池田一郎・鈴木哲也著『京都の「戦争遺跡」をめぐる（新装版）』つむぎ出版、1996年、148-151頁。

【表 6-2】 戦争遺跡の形成要因

	形成要因	内容	具体例 対象
戦争遺跡	能動的遺跡	人間の意図、すなわち戦争を準備し勝利するための準備行動（徴兵、訓練、兵器・軍需品の開発、実験、生産、貯蔵等）が施設の立地や規模、数に反映したもの	軍事施設跡など
	受動的遺跡	弾痕や爆弾破裂痕の位置や大きさのように、人間の意図と直接関係なくつくられたもの	空襲・戦災跡など

（出所）伊藤厚史「遺構と遺物の調査法」十菱駿武・菊池実編『しらべる戦争遺跡事典』柏書房、2002年、29頁を参考に筆者作成。

和博物館の発見と表現するように、戦跡においても記憶の場の重要性に市民が気づきはじめるならば、発見という表現は可能といえよう。戦跡もまた人びとの発見であった。建設当初の目的を達成できない使用不可能な残骸や、戦争によって破壊され、または老朽化した建造物は、それを見た人たち、使った人たちにとって、集合的記憶として残ってはいた。しかし、次世代の人びとに、ある意味を伝えるという意図があるとき、戦争の集合的記憶は戦跡として残され活用されていく。そういう意味で戦跡は市民によって発見されるととらえてよい。戦跡として保存されるためには、市民の意志が社会的に共有され、戦跡に関連する集合的記憶が公共性をもつ必要がある。

場所性が公共性をもつことを、地理学者レルフは「人々が彼らの場所であり、また場所がそこの人々なのだ。そしてこれらは、概念上はたやすく分離することができるけれど、経験においてはそれらは簡単には区別されない。この意味で、場所は公共的なのである。それは共通の経験と共通のシンボルや意味へのかかわりを通して創造され周知される」と指摘する<sup>317</sup>。戦跡の場所性が記憶と一体化する理由は、レルフが指摘するように、場所が人々の生活に関わる公共的な意味での場所であることから、戦跡は人々が生きた場所そのものであるからに他ならないのである。

何をもって戦跡とするかは課題のあるところだが、戦跡考古学では戦跡の種類を8つに分類する【表 6-1 ①～⑧】。また、戦跡の形成は意図的、あるいは予期せぬ形成過程がある。戦跡は、明治以降に建設された日本陸海軍の施設跡と戦場、戦災や空襲の跡を主としている。戦争遺跡を形成要因から分類すると、戦争準備のための軍事施設のような人間の意図によって形成されたものと、空襲や戦災のような意図に拘わらず形成されたものに分けることができる。前者が能動的遺跡、後者が受動的遺跡である【表 6-2】。考古学では、遺物や遺跡から当時の生活や思想を明らかにしようとする学問であることから、戦争の実相を掴む上で、能動的遺跡の比重は大きい。その理由は、政府や国家の積極的な関与、隠された意図がわかるからである。

<sup>317</sup> エドワード・レルフ(高野岳彦・阿部隆・石山美也子訳)『場所の現象学—没場所性を越えて—』筑摩書房、1999年、94頁。

## 2. 戦争遺跡による記憶の継承

これまで平和博物館の展示は、遺物や記録が主たるモノであった。戦争体験者が持ち帰ったモノ、それは遺品である。一定、博物館や資料館に保管されてはいるが、家庭に埋もれている遺品も少なからず残存しているだろう。早急に保存と活用が求められるが、そのためには保存可能な資料館の施設が必要不可欠であり、そのためにも平和博物館等が地域で運営されなければならない。遺品の保存、活用は、個人的記憶を公共的記憶に変容させ、人々の集合的記憶として地域の歴史を物語る。

一方、戦跡は、保存・活用しようと努めない限り、朽ち果て、歴史の闇に消えていく。しかし、そこには戦争の歴史をひもとく手がかりがあり、その時代を生きた人々の証があることは、証言や保存運動の過程を通した展示からもわかる。つまり戦跡を保存、活用することとは、戦争という過ちを繰り返さないための具体的な方法であり、今を生きる一人一人の責任において後世に残そうとする行動なのである<sup>318</sup>。

前節で論じた、戦跡には数多くの種類があるが、何をもって戦跡とするのかは議論の余地のあるところである。戦跡考古学で認められた遺跡を中心に考察するとはいえ、戦没者の意志を伝える記念碑であるモニュメント、慰霊碑、記録を伝える説明板なども、記憶の痕跡として意味深い。戦争記憶とは戦争記録に他ならないのである。

ベトナム戦争戦没者慰霊碑（1982年、Maya Lin マヤ・リンによって設計）は、ワシントンのナショナル・モール内にあり、碑には戦没兵士の名前が刻まれている。2005年での刻銘数は58249名である。慰霊碑にみられる伝統的な英雄像や戦没者をたたえる碑文を設けず、政治性を排除したメモリアルとしてつくられたため批判もあったが、今日では米国での戦没者慰霊のシンボルとなっている<sup>319</sup>。説明や政治力を極力排除したことで、見学者は自身が考える時間を持ち刻銘をみて対話する。その場所は見学者が想像力を喚起する空間となっている。

ドイツでは、虐殺されたヨーロッパのユダヤ人のための記念碑（2005年5月12日）が、ベルリンのブランデンブルク門の南の場所に開設された。設計は米国在住のピーター・アイゼンマンで、石棺に似た無数のオブジェが配置された場所には、説明はほとんどない。地下に資料館が設けられナチスのホロコーストについて調べることができる。

日本では沖縄に、平和の礎（1995年6月23日、沖縄戦終結50周年事業として戦没者の氏名を刻んで永久に残すために建てられた）が、慰霊、戦争の記憶の場所を構成している。

---

<sup>318</sup> 山田朗・渡辺賢二・齋藤一晴『登戸研究所から考える戦争と平和』芙蓉書房出版、2011年、153頁。

<sup>319</sup> マリタ・スターケン『アメリカという記憶—ベトナム戦争、エイズ、記念碑的表象—』未来社、2004年、86-149頁。

これらの記憶の場に共通することは、戦没者数等の被害状況の知識ではなく、戦争犠牲者の個人の人生を見つめることができるようにし、戦争は人生を断絶させる行為であり、個人の尊厳を奪う行為であることを記憶し、国家の枠組みを超えて祈念していることである。

## 第4節 戦争遺跡保存の課題

京都における空襲被害や戦争遺跡の保存状況を国内外の一次史料から掘りおこし探究し続けた福林徹は、戦跡の保存と活用における課題を4点指摘している。1点目は、隠された戦争遺跡を調査し保存することである。2点目は、戦跡の多くが自衛隊の管理下にあるため、戦跡保存と平和運動が部分的に遮断されていることである。3点目は、戦跡に対する歴史認識である。4点目は、行政や住民による戦跡保存の重要性である。これら福林が整理した研究をふまえて<sup>320</sup>、戦跡保存と活用における現代的な課題を検討しておく。

### (1) 隠された戦争遺跡

戦跡の残存状況と隠された戦跡に関しては<sup>321</sup>、旧軍の施設や遺構だけでなく、建造物の大きさや立派さだけではなく、強制労働や住民虐殺の現場など、人々の苦しみや悲しみが刻まれた場所も見逃さないことが肝要である。軍隊の偉容を示す施設を保存するだけでは軍隊賛美になりかねないと述べる福林の指摘は、今日の文化財的な価値の高い建造物にのみ対象とする文化財保護行政の弱点を示唆している。

隠された戦跡の希少性については、登戸研究所以外に知られているものとして、秘密戦関連では、毒ガスに関連する陸軍習志野学校跡、大久野島（広島県竹原市）、海外では中国ハルビン市に、加害面に関わる戦争遺跡として関東軍防疫給水部跡（侵華日軍七三一部隊罪証陳列館）と数少ない。戦跡は、主に空襲関連遺跡など被害面に関わるものか、兵器工廠跡や掩体壕という軍事施設が中心に残されてきた。大学敷地内にある戦跡としては、信州大学の松本五十連隊糧秣庫（赤レンガ兵舎）、連合艦隊司令部（慶應大学日吉校舎地下の日吉台地下壕）、陸軍電波兵器練習部隊（一橋大学校舎）、京都にある第一六師団司令部（聖母学院）などがある<sup>322</sup>。その他、松代大本営跡のように大規模な戦跡もあるが、国や地方地自体による積極的な保存支援は十分とはいえない。

### (2) 戦跡の保存活用における平和運動との連携

---

<sup>320</sup> 福林徹「戦争遺跡を平和の語り部に」『人権と部落問題』No.866、部落問題研究所、2015年1月、50-52頁。

<sup>321</sup> 戦争遺跡に平和を学ぶ京都の会編、前掲、2010年、351-354頁。

<sup>322</sup> 山田朗・渡辺賢二・齊藤一晴、前掲、2011年、150-152頁。

戦跡と自衛隊の関係においても課題が残されている。敗戦後、戦争放棄と軍用地・関連施設の平和転換を望む国民の声は強かったが、朝鮮戦争を契機に再軍備という逆コースの道をたどることとなり、旧軍用地・施設の相当部分を自衛隊が管理するようになった。そのため、戦跡保存の調査保存の活動が制限され、戦跡保存と平和運動の連携を部分的に遮断している状態にある。

自衛隊は、掩体壕や弾薬庫、倉庫など旧軍用施設を所有、管理するのみならず、16の戦争資料館を公開している<sup>323</sup>。京都大学宇治キャンパスと隣接する陸上自衛隊関西補給処には、旧陸軍の宇治火薬製造所の赤れんがの建物が残されているが、戦跡保存の市民活動と自衛隊との協働はみられない。

自衛隊関連の資料館は戦争を批判的に展示するよりも自衛隊広報の性格を有しているため、反戦・平和運動と連携しがたいものと見受けられる。防衛省や自衛隊は、敷地内にある戦跡の公開と、ボランティアなどの平和学習や市民参加を受容する社会的責任があるのでないだろうか。

### (3) 戦争遺跡による記憶の継承と歴史認識

福林が「正しい歴史認識」と表現している内容は、戦跡による記憶の継承の場面における歴史修正主義の批判と関連する。物珍しさや観光の対象によって客観的な歴史事実が蔑ろにされ、軍隊賛美の手段とすることがあってはならない。歴史修正主義の主張は、未だに芸術作品や追悼碑、平和博物館の展示内容への批判等の問題として現れている。「戦争遺跡や遺物は単に陳列するだけでは戦争の悲惨さを語ることはできません。必ず正しい歴史認識にもとづいた解説を付すことが必要と思われまます」と<sup>324</sup>、展示方法に言及している福林は、戦争の記憶が、公的記憶として継承され、国民国家という共同体への帰属意識の形成につながる危険性を指摘している。写真やパネル、体験展示の前提として、正確な客観的事実に基づく展示解説が重要であることを再確認しなければならない。

和田光弘は、記念や顕彰行為が関与する記念碑の分析を通じて、「ある特定の歴史事象に対する人びとの意識の変化、記憶の形成過程を広く読み解くこと可能となる」と記述し<sup>325</sup>、記念碑や慰霊碑等の戦跡が、ある面で国家権力による統御装置の機能をもつと主張している。記念碑は「永続的な記憶装置である。それは史蹟という景観に刻み込まれた記憶、すなわち公的記憶の結節点・表出点であると同時に、公的記憶を再生産・変容させる仕組みともいえる。つまり、記憶は再現されるのではなく、再構成されるのである」と述べる和田

<sup>323</sup> 歴史教育者協議会編『増補 平和博物館・戦争博物館ガイドブック』青木書店、2004年。

<sup>324</sup> 福林、前掲、2015年、52頁。

<sup>325</sup> 和田光弘「記念碑の創るアメリカー最初の殖民地・独立革命・南部一」若尾祐司・羽賀祥二編『記録と記憶の比較文化史一史誌・記念碑・郷土一』名古屋大学出版会、2005年、115頁。

は<sup>326</sup>、記念行事・顕彰行為が関わることで、ある特定の歴史事象に対する人々の意識の変化、記憶の形成過程を読み解くことが可能と説明している。

#### (4) 戦跡保存主体の役割

戦跡に社会的関心が集まることで、モニュメントや石碑が建てられ、記憶の継承が図られる。行政や住民による戦跡の保存は、土地の記憶、地域の歴史を伝えることにつながる。「土地の記憶とはその土地に暮らす『人びとの記憶』でもある」ことから、戦跡の保存は、人びとの記憶の中にある戦跡を伝えることでもある<sup>327</sup>。負の遺産である戦跡が、平和の語り部としての役割を果たす事例は多く<sup>328</sup>、平和の文化の創造に寄与する<sup>329</sup>。

一方で、戦跡と平和博物館が抱える課題に、新聞広告などで紹介される商業主義的な博物館利用や戦跡観光がある。1995年以降、文化財保護法の改定に伴って文化財の活用が注目された結果、遺物や戦跡を観光資源として利用することが、戦争の実相を伝えることにつながるのかという問題である。大和ミュージアム（呉市海事歴史科学館）や知覧特攻平和会館は、広島平和記念資料館、長崎原爆資料館にも劣らない来館者数となっているが、施設と来館者の平和創造の主体形成については判然としない。ダークツーリズム、戦跡観光は、戦跡という場所で戦争体験の何を継承するのだろうか。

2018年8月、愛知県豊川市で開催された「第22回戦争遺跡保存全国シンポジウム愛知豊川大会・大会アピール」で、憂慮すべき事態として戦跡を取り巻く近年の課題が、3点触れられている。1点目は、大分県「宇佐市立平和ミュージアム（仮称）」の展示内容をめぐって戦争の加害・被害の負の側面を欠落させているという市民の批判である。2点目は、旧日本軍の顕彰を目的とする「軍事博物館」的な資料館の開設が各地に見られることである。3点目は、人吉海軍航空基地に関わる熊本県錦町での過度な戦跡キャラクター表現や「ひみつ基地」の愛称使用によって戦争や戦跡を美化し、集客目的に利用する傾向である<sup>330</sup>。

戦跡の保存と活用は、客観的な歴史事実を学び正しい歴史認識をもつことで、被害だけでなく加害、抵抗の歴史を含む戦争の実相を次世代に継承し平和の実現に寄与することを目的とするものである。福林が、戦跡の課題としていたことが、現実化しはじめているこれらの傾向に対して、戦跡保存主体の歴史認識は極めて重要である。そのためには、戦跡の調査研究に基づく戦争の実相の飽くなき探究が今後も必要であろう。

---

<sup>326</sup> 同、114-115頁。

<sup>327</sup> 室田元美『ルポ土地の記憶—戦争の傷跡は語り続ける—』社会評論社、2018年、7頁。

<sup>328</sup> 例えば京都市では、西陣空襲跡地を公園とし地元の人びとが石碑を建立している。京都府宇治市では、陸軍宇治火薬庫と火薬製造所の建造物が、京都大学宇治キャンパスや陸上自衛隊宇治駐屯地関西補給処などに残されている。京都府長岡京市では、神足空襲時に銃撃された弾痕跡を模した煙突模型を設置し、空襲の日を平和の日とする継承活動を行っている。

<sup>329</sup> 豊川海軍工廠跡地保存と豊川市平和交流館の活動については第5節を参照。

<sup>330</sup> 戦争遺跡保存全国ネットワーク「平和のための戦争遺跡の保存と次世代への継承を」『第22回戦争遺跡保存全国シンポジウム愛知県豊川大会』2018年8月18日・19日。

戦跡と平和博物館の相互関連について、ベネディクト・アンダーソンは、「遺跡の考古学はしだいに観光と結びつき、国家はそれとともに一般化された、しかしまたその土地特有の〈伝統〉の護持者として立ち現れた」と表現し<sup>331</sup>、遺跡が博物館化され博物館が国家に利用される姿を、東南アジアの植民地化政策の研究を通して、遺跡と博物館におけるナショナリズムの形成に言及している。アンダーソンの指摘から、遺物や戦跡の文化財活用、商業主義的利用を考察する際、戦跡保存の主体が、何を、いかに伝えるかを解き明かすことである。言い替えるならば、戦跡観光をどう評価するのか、文化庁の文化財の観光利用との関係はいかにあるべきか、という施設や戦跡保存の主体者の役割や責任が問われるのである。

以上、検討したこれらの課題は、戦争遺跡の公共性と主体形成の問題を包摂しているのである。第3節で論じた、戦跡には数多くの種類があるが、何をもちて戦跡とするのかは議論の余地のあるところである。これらは、戦争記憶の公共性に関連する課題であり、さらに検討を加えることとする。

## 第5節 戦争遺跡と平和博物館の連携

### 1. 戦跡と平和博物館の社会的相互作用

東自由里は戦争の場所性と政治性に着目し海外にある3つの戦争博物館の事例を紹介している。1つはフランスのリムーザン地方にあるナチスによって虐殺された村「オラドゥール・シュル・グラン」、2つはドイツのベルリン市の「ヴァンゼー会議記念館」、3つは英国マンチェスター市の「帝国戦争博物館」である。「これらの博物館では、歴史的事件が起きた現場の力を活かしながら、戦争を体験したことがない世代とともに『人々の心の中に平和のとりで』を構築するための『普遍的価値』を見出す努力が重ねられている」と述べ、特に「壊滅状態のオラドゥール・シュル・グラン村はドイツ占領下のフランスの苦難を、そして新しい村の建設はフランスの復興を象徴する構想である」と記している<sup>332</sup>。「オラドゥール・シュル・グラン」の場合、来館者は、欧州各地で起きた虐殺事件も学ぶことができ、村の悲劇はフランス一国だけの記憶にとどまらず、欧州連合の一員であるフランスで起きた虐殺行為の記憶として位置付けられている。

戦争記憶が場所性をもつことを、「現場の力」や「場の力」と表現され、戦跡の保存と活用は期待されているが、その理由は何であろうか。まずは、戦争体験や同時代性を追体

<sup>331</sup> ベネディクト・アンダーソン、前掲、2007年、296頁。

<sup>332</sup> 東自由里「戦争博物館にみる『場所性』と『政治性』」『博物館研究』第51巻第11号、2016年、7頁。

験する当事者性の形成であろう。次に、戦跡と平和博物館の連関が、公共性と主体形成の社会的相互作用を生み出すことであろう。戦跡は平和創造の主体者が形成されることで公共性を形成する。戦跡の保存活用と平和博物館は、記憶の場から主体形成を外部に拡大する。相互に関連する作用を内包しているのである。

その作用は、戦跡と平和博物館の協働を広げ、地域における記憶の文化と平和の文化を形成する。それはまた、地域の平和学習運動と平和博物館の協働をもたらし、成人の平和学習を広げる。藤田秀雄は、成人は、次の世代によりよい世界を残す義務があり、政治の方向を決める権利者としての責務を有す。親は子どもにとっての教育者であり、平和学習は生涯にわたる学習であるという観点から、成人の平和学習の必要性を指摘している<sup>333</sup>。学校における平和学習は、戦跡と平和博物館を活用する博学連携という協働と、カリキュラムを補完する方法で展開されるだろう。

地域に残された戦跡の保存を含めた平和博物館のフィールドの拡大は、戦争と平和の問題を身近にすることができ、地域住民が記憶の文化を形成することが可能となる。その結果、閉鎖性の高い博物館施設のイメージは払拭でき、オープンスペースの利用は開放的施設に脱皮することになり、博物館活動への市民参加のハードルは低くなるだろう。

例えば、千葉県館山市では 1989 年から市民による戦跡調査と平和教育の実践が始まり、公民館講座を通じて保存運動が広がった。これを受けて行政は 2002 年に「戦争遺跡保存活用方策に関する調査研究」に取り組み、戦跡を組み入れた都市づくりの目標像として、「地域オープンエアミュージアム・館山歴史公園都市」構想を示している。市有地である赤山地下壕跡は、平和学習の拠点として 2004 年から一般公開され、翌年館山市指定史跡となっている<sup>334</sup>。戦跡と平和博物館との協働は、社会的相互作用をもたらし、地域史をつくるとともに、それまで集合的記憶であった戦跡が公共的記憶としてよみがえるのでなかろうか。

日本国内にある平和博物館が都市空襲の被災地に多いことは、第 1 章でふれた。従って、戦跡と平和博物館の連携は、多くの場合、都市空襲の被災地と関連するわけである。空襲被災地に平和博物館が多くつくられた背景には、空襲被害の体験者や空襲被害訴訟に必要な科学的なデータを収集する必要があった。また、地域の歴史体験である集合的記憶を次世代に伝える戦跡保存運動などの市民運動の進展があった。

【表 6-3】は、都市空襲の被災地にある平和博物館の施設数を示している。都市空襲被害を受けた地域には平和博物館が多い。これは、広島、長崎、沖縄にみられるように被災地には空襲体験者が多く、戦争の悲惨さを伝えようという市民の活動が活発であったことが背景にある。また、工場などの旧軍事施設があった地域では、戦後、勤労動員等の経

<sup>333</sup> 藤田秀雄『平和学習—いのちの権利から考える—』平和のための学習・文化活動研究会、2017 年、15-16 頁。

<sup>334</sup> 池田恵美子「日本の戦争遺跡⑮館山海軍隊赤山地下壕跡」『月刊社会教育』No.774、2020 年 11 月、46 頁。



【表6-3】 都市空襲と平和博物館 (数字は施設数)

戦争を扱う資料館	都市空襲あり	都市空襲なし	164
戦争資料館、広義の平和のための博物館	44	46**	90
平和博物館	55**	19	74

(\*\*p<.01)

(注)参考：村上登司文「平和な社会形成のための教育—いきいき平和学習—平和教育シリーズ No.4」京都教育大学教育社会学研究室、2014年。歴史教育者協議会編『増補 平和博物館 戦争博物館ガイドブック』青木書店、2004年。山根和代・山辺昌彦編集「世界における平和のための博物館」東京大空襲・戦災資料センター、2010年。桂良太郎・安斎育郎・山根和代「文献調査報告 世界の平和博物館のリストと研究文献（和書・和雑誌）について」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第9号、2008年に挙げられた施設を参考に筆者作成。

験者の証言が記録され、図書館や資料館に保存活用されていることから、平和関連施設への期待は大きいものがある。戦跡にある平和博物館は、被害の展示や体験記録の調査と保存、公開が主な活動である。

そこで本節では、戦跡と平和博物館の実践事例として、愛知県の戦跡、豊川海軍工廠跡地の保存と活用を事例に挙げ調査する。現在、同跡地の一部は、豊川市が豊川海軍工廠平和公園を整備し、同公園内に豊川市平和交流館を設け、地域の平和学習でも活用している。

この戦跡保存に着目する理由は次の四つである。一つは、平和公園は、地方自治体、戦跡所有者、戦跡保存の市民運動など多様な団体や市民の協働によって建設され、市民的公共性を醸成させている。二つは、工廠が侵略戦争を推進するために武器や兵器をつくっていたこと、また豊川空襲によって工廠が大規模な被害を受けていたことから、戦争被害と加害の両面の歴史を伝えることができる。三つは、空襲による犠牲者には学徒動員による若者が多かったため、次世代の人びとが当事者意識をもって学ぶことができる。このことは、豊川だけでなく全国各地にあった工廠にも共通しており、特に空襲を受けた工廠の所在地では戦争記憶として継承されている<sup>335</sup>。四つは、豊川空襲の戦死者に徴用工として労働していた朝鮮半島出身者がいた。そのため空襲被害だけでなく戦争の原因につながる学びを構成できる。

以上のことから、戦跡と地域の協働、戦争の実相を、戦争を知らない世代が学ぶことができる記憶の場の形成を、豊川海軍工廠平和公園の考察を通して明らかにしたい。

## 2. 豊川海軍工廠と豊川空襲

<sup>335</sup> 中西英明「戦禍 手記で後世に」『京都新聞』2021年1月20日。中西記者は、京都市伏見区在住の辻悦子（92歳）さんが、1944年から京都師範学校在学中に宇治市の工場に従事した体験や、戦後、慰霊の旅を行い、舞鶴市では舞鶴海軍工廠への空襲で亡くなった師範学校の同期生をしのだ内容の手記を著したことを記事にしている。

1996年の文化財保護法の改定によって、第二次世界大戦までの戦跡は、文化庁による調査対象となった。その後、国政の場においても戦跡保存と活用の問題がクローズアップされることとなり、2009年5月26日、豊川海軍工廠跡地に関する質問主意書が、衆議院に提出されている。

その内容は、「豊川海軍工廠は一九三九年、約二百ヘクタールの地に我が国で五番目の海軍工廠として開廠され、その後戦争の拡大とともに発展した。しかし、一九四五年八月七日の空襲により、豊川海軍工廠は壊滅した。その後同工廠は再建されることなく終戦を迎え、一〇月五日に廃止された。現在、その跡地は陸上自衛隊豊川駐屯地、日本車輛製造豊川製作所、コニカミノルタ瑞穂サイト、豊川市役所、国立名古屋大学などになっている。特に名古屋大学キャンパス内には、海軍工廠の建物等も現存しており、当時の歴史等を知る上で貴重な遺産が残されている」と記したあと、4つの質問を提示している。

質問の1点目は、名古屋大学キャンパス内にある豊川海軍工廠の当時の建物等が現存している跡地の現在の所有権は誰か。2点目は、跡地については現在どのように使用されているか。3点目は、同跡地について今後どのような利用計画が検討されているか。4点目は、同跡地を「平和公園」（仮称）としてはどうかとの市民の声があることについて、どのように考えているか<sup>336</sup>。

それに対して、当時の麻生太郎首相は、所有権者は名古屋大学であること、同跡地には名古屋大学太陽地球環境研究所の観測施設・設備が設置されていること、大学の現状の継続に加え、跡地全体の活用の観点から、「平和公園」に関する提案も含め、幅広く検討を行っていると聞いている、今後の活用については法人の主体的かつ適切に判断することとなると答弁している<sup>337</sup>。

この戦跡に関する質疑応答から、政府が、所有権者の主体的判断、市民の意見、豊川海軍工廠跡地に「平和公園」建設することを容認していることがわかる。国会での質疑は、戦跡保存が公共的な価値をもつ社会的課題であることを示している。

## (1) 豊川海軍工廠と豊川市の来歴

質問にもあるように、豊川海軍工廠は5番目の海軍工廠として建設され<sup>338</sup>、総面積は200

<sup>336</sup> 鈴木克昌「豊川海軍工廠跡地に関する質問主意書」『内閣衆質』質問第405号、2009年5月15日。答弁者は内閣総理大臣、麻生太郎。

<sup>337</sup> 麻生太郎「衆議院議員鈴木克昌君提出豊川海軍工廠跡地に関する質問に対する答弁書」『内閣衆質』答弁第405号、2009年5月26日。

<sup>338</sup> 豊川市教育委員会『豊川海軍工廠平和公園内残存遺構保存整備報告書』2019年3月29日発行、豊川市中央図書館蔵、38頁。2018年6月24日の豊川海軍工廠平和公園記念シンポジウムの記録によると、藤田佳久（愛知大学名誉教授）は、記念講演の中で、明治時代、海軍が、江戸時代の製鉄所を工廠や軍需工場として鎮守府という名で呼び、横須賀、佐世保、呉、舞鶴の4箇所に設けた。豊川海軍工廠は5番目の工廠として、日中戦争以後に建設されたことを指摘している。

ヘクタールといわれた東洋一の工場であった。工場とは、戦争を銃後で支える軍需工場のこと、豊川では当時5万人、徴用工、学徒動員による少年少女も数多く動員されていた。京都からは京都大学や立命館大学の学生もみられ、朝鮮半島出身者もあった。豊川稲荷にある慰霊碑には豊川空襲による戦没者の名前が2517名刻印されている。

工場は、旧豊川町、旧牛久保町、旧八幡村にまたがる本野ヶ原に海軍が一大工場の建設を計画したことに始まる。その規模は約165ヘクタールで東洋一とされ、機銃製造を中心にして出発した。のちに光学部、指揮兵器部、器材部が付加され、職員や工員の宿舎、病院などの施設がこの一帯に広く配置されていく。これらの用地も加えると330ヘクタールに及ぶ。従業員を中心に人口は急増し、工場建設当時は5万人、豊川市が誕生した1942年には7万4千人、1944年には9万2千人を超えている。工場の規模や仕事の内容、生産数などは機密事項のため一般には知られることは殆どなかったが、戦後、防衛庁保管資料、アメリカ国立公文書館に保存されている第二十空軍爆撃報告書、生存者の記録『豊川海軍工場の記録』などから知られるようになった<sup>339</sup>。

1939年3月に豊川海軍工場の建設がはじまった。以後、諸設備が設置されていった。この工場に関係のある地域に対して、工場側から地域への諸依頼・連絡等の手続きの都合で町村合併の要請もあり、また、町村側も国策に貢献できるという意見が大勢を占め合併の動きが起こったことが、市の誕生の背景にあった。1943年6月1日に八幡村、国府町、牛久保町、豊川町の4ヶ町村が合併の申請を内務大臣に提出した結果、豊川市が誕生している<sup>340</sup>。工場の建設と豊川市の誕生は一体化したものであった。

## (2) 豊川海軍工場大空襲と動員学徒

戦争末期の1945年、米軍による本土空襲は本格化し、愛知県の豊川周辺でも6月19日に豊橋市、7月29日に岡崎市が空襲を受けている。豊川海軍工場でも5月19日に指揮兵器部附近にB29爆撃機から爆弾投下され、30人余名の犠牲者が出た。米軍は1944年11月23日に工場の写真撮影を行い、日本の10の主要な海軍工場への空爆を計画していた。

1945年(昭和20年)8月7日、米軍の4つの爆撃団(第58、第73、第313、第314の各爆撃団)は、計124機のB29爆撃機と、P51戦闘機100機によって豊川を空襲した。米軍は、第314爆撃団による最初の爆撃時刻である午前10時13分から、第313爆撃団による最後の爆撃時刻10時39分までの26分間で、3256発の500ポンド爆弾を投下し、工場を壊滅させたのであった。豊川空襲で面積約330万平方メートル、従業員約5万6千人、全海軍兵器・機銃の70%を生産していた工場は潰滅した。死者2544名、その中には、動員学徒450人(男子191名、女子259名)、国民学校児童約54人が含まれた。

<sup>339</sup> 新編豊川市史編集委員会編『新編豊川市史』第7巻資料編近代、2003年、1018-1019頁。同『新編豊川市史』第8巻資料編現代、2002年。

<sup>340</sup> 同、1078頁。

【表6-4】 豊川海軍工廠に学徒動員した学校 (表内数字は動員学徒の戦没者数)

早稲田大学 15 国学院大学 慶応義塾高等学校 藤原工業大学 (慶応義塾工学部前身) 明治大学 1 日本神学大学 京都帝国大学 立命館専門学校 4 日本大学 6 大阪府摂南工業専門学校 4
愛知県豊橋中学校 37 愛知県豊橋第二中学校 25 豊橋市立商業学校 7 豊橋市立第二商業学校 豊橋市立工業学校 40 豊橋市立第二工業学校 愛知県成章中学校 2 豊川中学校 6 豊橋市立高等女学校 36 豊橋市立女子商業学校 30 愛知県国府高等女学校 18 愛知県豊川高等女学校 10 豊橋高等家政女学校 24 愛知県高等実修女学校 23 豊橋松操高等女学校 44 豊橋高等実践女学校 豊橋桜ヶ丘高等女学校 35 愛知県新城高等女学校 22 鳳来寺高等家政女学校 福江高等裁縫女学校 静岡県森町高等女学校 静岡県二俣高等女学校 静岡県蒲川高等女学校 静岡県浜松市立高等女学校 静岡県浜松誠信高等女学校 1 静岡県気賀高等女学校 4 静岡県伊東高等女学校 静岡県焼津高等女学校 静岡県見付高等女学校 長野県上田高等女学校 緑ヶ丘高等女学校 (名古屋) 2 中京商業学校 (名古屋)
豊川市牛久保国民学校 11 豊川市平尾国民学校 豊川市国府国民学校 18 豊川市八南国民学校 2 豊川市豊川国民学校 7 豊川市千両国民学校 宝飯郡前芝国民学校 10 宝飯郡一宮東部国民学校 宝飯郡一宮西部国民学校 3 宝飯郡小坂井東国民学校 3
以下短期動員 1945年3月31日に退廠 八名郡石巻村嵩山国民学校 八名郡石巻村玉川国民学校 八名郡石巻村三輪国民学校 八名郡船着村乗本国民 学校 八名郡八名村清水野国民学校 八名郡八名村富岡国民学校 八名郡八名村宇利国民学校 八名郡七郷村能登瀬国民学校 南設楽郡鳳来寺村鳳来国民学校 南設楽郡鳳来寺村布里国民学校 南設楽郡鳳来寺愛郷国民学校 南設楽郡海老町海老国民学校 南設楽郡長篠村長篠国民学校 北設楽郡園村足込国民学校 北設楽郡豊根村坂宇場国民学校 北設楽郡三輪村奈根国民学校 北設楽郡三輪村池場国民学校 北設楽郡三輪村川合国民学校 北設楽郡下津具村下津具国民学校

(注1) 八七会の豊川海軍工廠被爆50周年記念出版委員会編『豊川海軍工廠の記録—陸に沈んだ兵器工場—』これから出版、1995年。パンフレット『豊川海軍工廠』豊川市桜ヶ丘ミュージアム、2011年、宗田理『雲の涯』角川書店、1995年を参考に筆者作成。

(注2) 動員学徒の戦没者数は450名(男子191名、女子259名)で、その中には国民学校の児童54名が含まれている。

この空襲被害の特徴は、工場には全国から学徒が動員されていたため、数多くの少年少女らが犠牲になったことである。学徒は6000名動員されている。1945年に入ると国民学校児童まで動員されている【表6-4】。

松操高等女学校は、生徒、教員ら47人という動員された学校で一番多い犠牲者を出していた<sup>341</sup>。戦後、卒業生らが空襲体験を手記として残しているが、その契機は、「学徒動員中、無残にも被爆し犠牲となった佐羽尾伊佐美先生を始め、友人四十余名との明暗を分けた一瞬を、生き残った君たちが、その真実を記録にまとめ、後世に伝えるよう計らって

<sup>341</sup> 松操高等女学校八・九回卒業生編『豊川海軍工廠被爆学徒たちの手記 母さんが中学生だったときに《増補版》』エフエー出版、1994年、17頁。

はくれまいか」という内容の、卒業生の佐々木あきの手元に届いた元教員の中村要からの手紙であった<sup>342</sup>。

また、空襲は徴用工として労働した韓国人の犠牲者をもたらしている。韓国人犠牲者への追悼が市民の手によってすすめられたことは後述するが、このように学徒や韓国人が犠牲になった豊川の戦跡は、戦争被害と加害の両面をあぶり出し、戦争の実相を次世代に伝える。体験者の思いを伝える戦争記憶の記録化は、豊川においてもすすめられているが、今後、体験者による継承は難しくなる中で、戦跡を活用する市民の継承活動は期待される。

### (3) 戦後の豊川海軍工廠跡地の活用

戦後、工廠跡地は国有地の払下げの対象となるなど、戦災都市となった豊川市の復興において、重要な意味を持っていた。広大な被災地が残されたことは、跡地利用の面で民間の工場誘致や自治体や教育関連の公共施設の建設を推し進めることになる。1945年すでに遊休地の活用で工場誘致路線が予定される中で、豊川市は、軍需工業都市の軍需がなくなり、平和産業の街へと脱皮をはかろうとしていた。

工廠跡地への進出団体は主に3つの傾向がある。1つは、企業である。1946年、国鉄浜松工機部の豊川分工場（のちの日本車輛製造豊川工場）が、はじめに進出した。2つは、大学や教育機関など公的機関である。1947年、GHQの接收解除を受けて以降、名古屋大学は、空襲被害を受けなかった建物や、受けた建物を修理して研究所として活用した。1950年代当初から、名古屋大学の空電研究所（現在は太陽地球環境研究所で工廠跡地北西部）が敷地利用したが、1975年以降に利用を終える。使用を終えた建物は取り壊されることなく残されたことから、戦争遺跡化したのである。大学の他には、豊川市の復興のために、高校や図書館、行政機関が利用している。3つは、自衛隊の利用である。当時は警察予備隊が利用していたが、現在は、陸上自衛隊豊川駐屯地となっている。

1951年10月、豊川市長の福山政一は、豊川海軍工廠跡地の遊休地活用に関して、工場誘致を視野にいれた検討が必要であると将来構想を述べている<sup>343</sup>。その後、本格的な企業進出による戦後復興を期待した豊川市は、1960年代以降、敷地の多くを民間工場（新東工業、トピー工業、旭テック、日本車輛等）に払い下げている。戦後の都市開発では、広大な工廠跡地を民間企業、国や自治体が使用した。そのため老朽化し崩壊した戦跡遺構もあるとはいえ、戦跡が利用され壊されず残されるようになった。空襲体験者の高齢化による語り部活動と証言記録の減少に伴い、豊川もまた戦争記憶を継承するために戦跡を保存する運動が芽生えたのである。

<sup>342</sup> 佐々木あき「発刊のことば」松操高等女学校八・九回卒業生編『豊川海軍工廠被爆学徒たちの手記 母さんが中学生だったときに《増補版》』エフエー出版、1994年、3頁。

<sup>343</sup> 福山政一「豊川海軍工廠跡地の転換と市の将来」『新都市』第5巻第10号、都市計画協会、1951年10月号、22-23頁。

### 3. 「豊川海軍工廠跡地保存をすすめる会」の活動

#### (1) 「豊川海軍工廠跡地保存をすすめる会」の設立

豊川では、「豊川海軍工廠跡地保存をすすめる会」(以下「保存会」)が設立する以前から、その前史として戦没者の供養と工廠関係の調査保存を求める「みどり会」や「八七会」など戦争体験者の活動があった。戦後まもなく豊川空襲における犠牲者を供養してきたのは、元豊川海軍工廠従業員生存者である、豊川海軍共済病院の看護婦らが設立した「みどり会」であった。戦没者の7回忌まで続けていた「みどり会」による供養は女性を中心であったことから、男性生存者との相談の上、1957年の13回忌に、豊川海軍工廠生存者の会「八七会」が結成された。会の名称は、豊川空襲の日である8月7日に由来している。以後、「八七会」が生存者全員に毎年犠牲者の慰霊祭を継承し、戦没者の調査や「豊川海軍工廠戦没者供養塔」(1957年)、「平和の像」(1965年)の建立を行った<sup>344</sup>。

これらの活動の中で、徴用工として工廠で働いていた韓国人戦没者の調査がすすめられ、1966年に日韓友好を目的として、韓国人遺族らとの交流を実現している。その後、後世に伝える目的で、ビデオ『語り継ぐ豊川海軍工廠大空襲』を企画編集し、名古屋大学太陽地球環境研究所構内に残っている戦跡調査を実施し、写真等の記録化を行っていた。1995年の『50周年記念誌』完成のあと工廠従業員の高齢化はすすんだ。「八七会」は、継承活動の世代交代が必要となる中で、2005年8月7日に60周年を最後に、当会主催の慰霊祭を終えている。その後は、地元会員による供養塔の管理、空襲体験の継承が中心とされた。

#### (2) 豊川海軍工廠跡地と戦跡保存運動

「豊川海軍工廠跡地保存をすすめる会」(以下「保存会」)は、戦後50年を機として「あの悲劇を後世に伝えよう」「もう戦争はこりごり」「豊川海軍工廠の跡地を平和のシンボルを」という声をまとめるかたちで、1996年5月19日に発足した<sup>345</sup>。

「保存会」は、前述した「みどり会」「八七会」の活動実践から学び、空襲体験者中心の活動から、世代交代の課題を超える形で非体験者を含む市民運動として成立した。初会式での挨拶で、大島信雄会長は、戦跡保存は戦争の惨禍を、戦争を知らない世代に伝えるための格好の実物教材であり生きた教科書であること、工廠の跡であるため遺構は産業遺跡として保存する価値もあることを述べたあと、「市にお願いします。県にお願いします。国にお願いします。この貴重な『平和の史跡』を保存してください。いつでもだれでも見られるように公開してください。できれば資料館を併設してください。周囲を整備して平和

<sup>344</sup> 彦坂実『「八七会」と歩んだ六十年』『豊川海軍工廠跡地保存をすすめる会』会報けやき』第22号、2005年7月1日発行、豊川中央図書館蔵、2-7頁。

<sup>345</sup> 同、63頁。

公園としてください」と、行政の力に期待して訴えている<sup>346</sup>。挨拶の他に、豊川高校映画研究会が跡地の現状を紹介したビデオや、同校の郷土研究部が協力した合唱構成詩「あの夏の日を一この街の歴史学んで」も紹介され、地域の高校生らが保存運動に参加した。日本の戦跡保存運動と記憶の継承に高校生は各地で活動してきた<sup>347</sup>。

「保存会」は、工場跡地を平和公園にすること、そこに工場とは何であったかを伝える平和資料館を建設することを目的としていた。また、工場跡地の西北の角地は、特に当時の面影を残す建物が残っていたので、所有者である名古屋大学太陽地球環境研究所豊川分室への協力や、豊川市長との懇談を通して市民が利用する場所として保存することを要請していた。

「保存会」の会則第5条によると設立当初の会の活動方針は4つである。1つは、跡地の調査、研究、資料の収集・整理・保管である。2つは、学習会や見学会など事業推進のための企画を行うことである。3つは、跡地保存と「平和記念資料館、建設実現のために自治体や国に働きかける。4つは、その他、事業推進のために諸活動を行うことである<sup>348</sup>。その後、企画された活動内容は、海軍工場跡地の見学会を年2回開催し、『会報けやき』を年3回発行することであるが、「平和記念資料館」の併設は戦跡保存運動と一体化したものであった。

#### 4. 豊川海軍工場平和公園と豊川市平和交流館

工場の歴史を語り継ぐ場として整備された豊川海軍工場平和公園は、園内に存在する戦争遺跡を保存活用してその目的を果たそうとするものである。園内につくられた豊川市平和交流館は、来園者に海軍工場の歴史や戦跡について学びと理解を支援するガイダンス施設として建設された。館内には、海軍工場の歴史、公園内にある戦争遺跡の紹介を行う多目的室があり、体験者のメッセージや昭和の戦争、海軍工場のあらし、豊川海軍工場大空襲、戦後のあゆみ、海軍工場の名残の順で解説パネル・写真パネル・関係史料で紹介している。この施設は、「海軍工場跡地という『場の持つ力』をより生かすことを意図し、展示内容に即する体験者の手記も併せて紹介している」<sup>349</sup>。

豊川市平和交流館は、市民による戦跡保存運動と行政との協働によって公園設立と共に建設された。戦跡保存運動と平和博物館の協働は、ボランティア活動で展開されており、

---

<sup>346</sup>大島信雄「発起人あいさつ」『「豊川海軍工場跡地保存をすすめる会」会報けやき』創刊号、豊川中央図書館蔵、1996年7月8日、1頁。

<sup>347</sup>広島での原爆瓦保存運動、高知県のビキニ水爆実験被災者調査、神奈川県陸軍登戸研究所の調査など、各地で高校生平和ゼミナールの活動がある。

<sup>348</sup>豊川海軍工場跡地保存をすすめる会・会則『「豊川海軍工場跡地保存をすすめる会」会報けやき』創刊号、豊川中央図書館蔵、1996年7月8日、4-5頁。

<sup>349</sup>豊川市教育委員会『豊川海軍工場平和公園内残存遺構保存整備事業報告書』豊川市中央図書館蔵、2019年、32頁。

戦跡保存・活用と平和学習の社会的相互作用は、市民の参加によって前景化する。ボランティアの活動について豊川市は「戦争体験者が少なくなる中、戦争があったことを風化させないためには、戦争を知らない世代による語り継ぎが大切と考えます。その理念のもと、豊川海軍工廠での出来事を後世に伝えるため、戦争を知らない世代がともにその歴史を学び、伝えることを目的として、平和公園での案内ガイドや海軍工廠関係資料の整理作業などのボランティア活動を行っています」と募集案内に掲載し、一般公開している<sup>350</sup>。

豊川市平和交流館の教育普及活動を支えているのがボランティアである。平和ガイドは、「豊川海軍工廠語り継ぎボランティア」と名づけられ、市はボランティア養成講座を2016年11月から2017年3月まで募集し、10回の養成講座を実施した。その結果、2018年6月の開園時には63名が登録している。ボランティアは、20代から80代の市民が参加しているが、60代以上が44名（約70%）と多い。この理由は、社会貢献に関わるボランティア活動が、定年退職後の生きがいとして希望されることや、平日も活動可能なことから高齢者は参加しやすいためである。このことは、語り継ぎボランティアの継承活動において、勤労者の参加が難しいことを示しており、平和ガイドは次世代である学生や勤労者の参加拡大の方法を模索している。

ボランティアは、戦争体験者の手記の目録作成や工廠従事者の日記の活字化等の資料整理の他、残存遺構の案内ガイドである語り継ぎボランティアとして活動している。彼らは、園内に常駐する体制を組み、平和公園内に点在する火薬庫や軍需工場、倉庫、防空壕跡を解説しながら見学者を案内する<sup>351</sup>。公園に隣接する名古屋大学の敷地内部にも戦跡が残されていることを知った見学者は、平和公園が広大な海軍工廠の一部であることを理解し、大規模な軍需工場跡に立っていることを体験する。

ボランティアの説明で得た知識によって、見学者は自己の知識を再構成し、当時の実相に迫る。想像的体験による知識を主体的に構成する。戦争遺跡の場所性をもつ力を引き出すのがボランティアであり、見学者は平和博物館を見学することで「先行知識」を獲得し、戦跡が意味する歴史的事実を理解する。戦跡を案内するボランティアは見学者の知識を再構成する支援者であり、モノとヒトをつなぐ架け橋としての役目を担うのである。

さらに豊川市平和交流館の活動には平和・郷土学習での利用がある。元々、豊川市教育委員会は毎年市内小学校6年生の児童を対象に、三河国分尼寺跡史跡公園の見学事業を実施していた。平和公園が完成した後、市は戦争の記憶を伝える「場の持つ力」に期待し、豊川海軍工廠を加えて平和学習に取り組んでいる。

豊川海軍工廠平和公園の基本構想は、歴史に学ぶ「学習機能」、未来へ語り継ぐ「継承機

---

<sup>350</sup> 豊川市ホームページ「豊川海軍工廠語り継ぎボランティアについて」

「<https://www.city.toyokawa.lg.jp/smph/saijibunka/ainomon/kaigunkoushouheiwako/toyokawakataritugi.html>（2021年3月16日取得）。

<sup>351</sup> 豊川市教育委員会、前掲、2019年、34-35頁。



能)、緑を守る「拠点機能」である<sup>352</sup>。これら3つの機能を、平和公園にもたせようとした背景は、公共性という価値を地域づくりの土台にしようとしたことに他ならない。

2018年6月24日、豊川海軍工廠平和公園開園記念シンポジウムの記念講演「豊川海軍工廠と豊川市」で、愛知大学名誉教授の藤田佳久は、18万人の街に発展した豊川について「その根底には海軍工廠、そこに多くの犠牲になった方々がいる。そういう点でこの海軍工廠というのは、豊川の街の原点であるという思いをやっぱり市民の方々に共有できたらいいんじゃないかなと思います。そういう点で豊川の平和公園ができた。平和公園をそういう豊川市民のメモリーとして、共通できる記憶の一つの宝物としてですね、亡くなった方々をお祈りしながらですね、記憶の維持継承していただけたら非常にいいんじゃないかと思います」と語っている<sup>353</sup>。藤田は、豊川の戦争体験記憶を市民共有の公共的記憶として位置づけており、第5章で検討した「戦争記憶の公共性」の意味するところと通底していよう。

戦跡が豊川海軍工廠平和公園として保存され、その場所に豊川市平和交流館が設立されたことは、戦没者の追悼の他に平和の公共空間を創出し、戦跡が活用され豊川の歴史と文化を育むことになる。それは戦跡と平和博物館の連携の意味を明らかにする。ボランティアらの参加は、地域の平和を創造する社会教育実践として記録されるだろう。同館に集う市民は工廠の歴史と戦争記憶を通して平和創造の主体を形成するものと考えられる。

## 5. 戦跡と協働する平和博物館に向けて

戦跡研究が、主に広島、長崎、沖縄を中心に展開されてきたのは、国内最大の被害をもたらした土地の記憶と、これらの地域では戦跡保存の市民運動が早期に始まったことによる。特に、1954年の第五福竜丸被爆事件は、反核運動、被爆者署名の市民運動を拡大し、翌年、原水爆禁止世界大会の設立につながっていた。戦後の沖縄は、米軍基地問題に直面することで市民運動が活発化した。沖縄戦による戦死者の遺骨収集と米軍収容下にある戦跡の問題も浮上していた。沖縄戦での遺物回収、戦跡保存、広島、長崎の被爆遺構の保存運動と平和博物館の設立とは、社会的相互作用によって一体化するものであった。

本章は、平和博物館研究で必要な展示物に関わる「戦争を伝える手がかり」を最初に考察した。戦争体験者による記憶の継承は、今後加速度的に困難を極めるだろう。戦争非体験者による語り部の時代に相応しい戦争記憶の継承方法はいかなるものであろうか。証言や記録による継承から、今後は遺物、戦跡による継承の時代に、平和博物館は、戦争を伝える手がかりであるモノに注目せざるをえないのである。

そこで第1節は展示物を構成する戦争を伝える手がかりを考察した。平和博物館の調査

---

<sup>352</sup> 同、17頁。

<sup>353</sup> 同、43頁。

保存の対象となる根幹、展示物を歴史哲学の知見から整理検討し、研究対象のフレームワークとして位置づけた。第2節は、展示物となるモノを通して、これまで施設が戦争記憶をどのように伝えてきたかを、方法論として検討した。絵画、オーラルヒストリー、アーカイブズ、映像・音声の表現技術、3D、VR、SNS等の仮想空間を含めて現状をとらえ、今後、戦跡が着目されることを確かめた。

多様な継承方法には、当事者感覚をいかなる方法で伝えることができるのかという課題がある。第3節は、戦跡保存と平和博物館の連携をふまえた先行研究なども視野に入れ、戦争遺跡の概念整理を行い、記憶の場の行為性について考察した。第4節は、戦跡保存における課題を4点とりあげて考究した。隠された戦跡、平和運動とのつながり、歴史認識の問題、戦跡保存主体の役割の4点である。戦跡や文化財の保存活用においては、利益性や集客性を重視し、本来モノが語る歴史の事実を矮小化する怖れがあるという課題を取り上げた。

第5節は、戦跡と平和博物館の連携を、豊川海軍工廠跡地保存と豊川市平和交流館の活動を事例に挙げて検討した。戦争記憶の継承を結節点として、戦跡保存運動と平和博物館との協働が、地域における市民的公共性を醸成させる一例として、豊川市の戦跡保存と活動の経緯と実態を検討した。地域行政と教育活動団体、多様な立場にある市民の協働に、戦争記憶の公共性を創出することが、豊川市の事例によって理解できる。戦跡の保存と活用が前進した背景には、10年以上に及ぶ地域と市民との不断の協働作業があったのである。

その結果、市民による戦跡保存の協働作業は、地域における平和の文化の創造をもたらした。戦後、愛知県豊川市や東三河地域では、1945年8月7日の豊川海軍工廠の空襲をテーマにした学芸会、運動会のマスゲームや文化祭、演劇などが多くの学校で、地域では合唱が行なわれている<sup>354</sup>。このことは地域の戦争記憶が文化的記憶として継承されてきたことを示しているのではなかろうか。

最後に、戦跡と平和博物館の社会的相互作用に関する研究において、今後着目されるべき検討課題を3点述べておきたい。

1点は、パブリック・ヒストリーの研究成果を戦跡、平和博物館に活用する研究である。アカデミズムの歴史学だけではなく、社会教育分野において、今後、パブリック・ヒストリー（公共歴史学、公共史）の研究と接続する必要がある<sup>355</sup>。歴史学の方法と知見の具体的実践、活用に関する研究である。平和博物館の機能である調査研究は、集合的記憶をパブリック・ヒストリーの視点から研究が展開されるのではないか。すでに博物館学芸員などの専門的活動は展開されているが、「プロボラ」や「プロボノ」と呼ばれる専門的知識と

<sup>354</sup> 豊川海軍工廠跡地保存をすすめる会編著『学び・調べ・考えようフィールドワーク豊川海軍工廠』平和文化、2015年、63頁。

<sup>355</sup> 剣持久木編『越境する歴史認識—ヨーロッパにおける「公共史」の試み』岩波書店、2018年。菅豊・北條勝貴編『パブリック・ヒストリー入門—開かれた歴史学への挑戦—』勉誠出版、2019年。

技能を持った市民ボランティアが参加すれば、教育普及のみならず収集・保管、調査研究の分野においても専門性が活かされ公共性の創出に寄与するだろう。

アメリカにある3万5000の資料館の半分以上は、歴史博物館、歴史遺跡、歴史団体のかたちをとっており、イギリスでは「英国遺産目録」が1882年に初めて制定され、いまや40万近くの記念碑、建築物、風景、戦場、保全された難破船を含むようになっている。歴史的な遺跡への訪問客は、解説を読み、展示を眺め、ガイドの話を聞くが、実際の体験を通じて過去へと入り込んでいくこともある<sup>356</sup>。

数多くの戦争の事実を伝える手がかりから、何をいかに伝えるかという部分で、専門家、研究者が多く関わることで、施設は調査研究を専門的な分野から説明することができ、継承と伝達の場面で研究成果が具体的に機能するのではなかろうか。

2点は、戦跡と平和博物館の連携に伴う、記憶の場による当事者意識形成の研究である。当事者性の研究は、宮地尚子や宮内洋・好井裕明らの社会学的研究の他に、戦争記憶の継承活動と当事者意識形成の関係を考察した村上登司文の研究があるが、来館者の当事者意識形成に関する研究は数少ない<sup>357</sup>。平和ガイドは館内展示のみならず館外で説明するケースもある<sup>358</sup>。その際、通常の展示物に比べ記憶の場所性という観点からとらえると、野外にある戦跡は、見学者自身が過去を想起し当事者意識を醸成しやすいという利点がある<sup>359</sup>。

3点は、戦跡と平和博物館を活用した平和学習内容に関する研究である。地域史づくり、フィールドワーク、豊川市平和交流館でのフォーラムの開催など、参加型学習を展開することで、体感できる平和学習が求められよう。戦跡観光やダークツーリズムにおいては、表層的な学びではなく、被害から加害という歴史事実を土台とした学びが必要である。

広島や長崎の原爆遺構は「二度と戦争をしてはいけない」という被害体験をもつ市民らの意志によって伝承された、悲惨な原爆投下を想起させる戦争遺跡である。このことは、人びとの体験そのものであった集合的記憶を、市民が遺物や遺跡を通して次世代に伝えることを選択したのである。市民は集合的記憶に個人の尊厳という公共的価値を見出し、次世代に伝承するために、戦跡を保存活用するのである。

ハンナ・アレントが言及する市民の活動と言論に依拠する公共性が、戦争記憶においても深く関わることで認められることから、戦争遺跡や平和博物館は公共性を担保する施設として存在する。重要なことは、戦争遺跡を通して平和博物館がいかなる公共的記憶を形成するのかということである。言い替えるならば、地域の戦跡保存活動と平和博物館の学

<sup>356</sup> リン・ハント、前掲、2019年、22-23頁。

<sup>357</sup> 宮地尚子『環状島＝トラウマの地政学』みすず書房、2007年。宮内洋・好井裕明編著『＜当事者＞をめぐる社会学—調査での出会いを通して—』北大路書房、2010年。村上登司文「戦争体験継承に対する当事者意識を育てる教育の考察」『京都教育大学教育実践研究紀要』第18号、2018年。

<sup>358</sup> 第3章前述。

<sup>359</sup> 高橋哲哉「やり過ぎさないこと、考えつづけること—フランク・パブロフ『茶色の朝』に寄せて」フランク・パブロフ『茶色の朝』大月書店、2003年、33-46頁。

習運動が連携して記憶を継承するとき、歴史修正主義に対峙する存在として、平和博物館は戦争の実相を伝える役割がある。今後、平和博物館のボランティアら学習主体は、展示物を通して客観的事実に基づいた新たな語りを検討しなければならない。

## 終章 市民の協働による平和博物館をめざして

戦後日本の平和は、「戦争は二度としてはいけない」という絶対平和の価値が、潜在化した国民意識として、長く保持されてきたことが背景にあり、その価値を支えてきたものが、戦争体験者の語りによる証言や記録、日本国憲法前文にある平和的生存権の思想と条文第九条による平和主義、これまで培われてきた諸学校の平和学習にある。戦後政治は、この国民意識を土台とした法治国家としての枠組みの中で行われてきた。

しかし、戦後 75 年を経た今日、徐々に絶対平和そのものが揺らぎ始め、平和は価値選択的な言葉として使われている。平和は政治性をもつ言葉に置き換えられ、防衛や抑止、「正義の戦争」という説明で平和構築を語るケースも表出している。

本論文では、文献研究と事例研究を通して社会学的方法を用い、市民社会における平和博物館の社会的役割について検討した。その際、平和博物館による平和創造の主体形成に着目し、博物館全体の成長の段階を見定め、平和博物館の歴史的発展の位置を見極めた上で、市民参加がもたらす意味を考察し、平和博物館が公共性を創出することを検討した。

平和博物館研究は多義性を有す社会教育施設に内在している共通の価値を導き出す研究でもある。とりわけ、市民社会における社会教育施設のあり方を問うための分析視角として、本研究は、戦争記憶の継承が平和創造の主体形成と公共性を創出することを示すことで、他の社会教育施設の研究に役立つだろう。社会教育における主体形成については、宮坂広作が共同学習と主体形成について「市民運動の多くがそれ自体として市民形成の学習運動という性格を併せ持っていることである」と論じ<sup>360</sup>、学習活動に着目している。市民運動の展開過程における主体性の確立に関しては、平和博物館の設立や活動、戦跡保存の運動において看取できるが、恒常的な市民参加を展開しうる平和ガイドに焦点を絞って、平和創造の主体形成が学習活動から生ずることを、第 4 章で例証した。

近年では、成人教育の分野で学習の公共的価値が着目され、人的資本（資質、知識、技能）と社会関係資本（市民参加、友人、家族）の領域が会うところに動機づけがあり、アイデンティティ資本（楽しみ、計画、自己概念）を支えるという研究が紹介されている<sup>361</sup>。主体形成に関わる学習は自己の鍛錬と他者とのコミュニケーション行為から構成される。学習形態に効用があれば、学習機会を提供し、教育投資を実行する施設の責任と関連する。平和博物館におけるボランティアの学習が、平和創造の主体形成を生みだしていることと同様に、施設の活動に参加する見学者にもその可能性はあるだろう。成人教育での主体的

<sup>360</sup> 宮坂広作『生涯学習と主体形成』明石書店、1992年、21頁。

<sup>361</sup> ピーター・ジャーヴィス（渡邊洋子・犬塚典子監訳）『成人教育・生涯学習ハンドブック—理論と実践』明石書店、2020年、323頁。

な学習活動が市民形成の土台を構築することから、地域において、成人や次世代が日常的にアクセス可能な学びの公共空間が必要となるのである。

平和博物館の設立や戦争遺跡の保存運動に市民運動が関係する際、すでに学習運動が展開され、市民性を育てる主体形成の萌芽があり、市民による平和の価値が探究されていることは、第6章の豊川海軍工廠跡地保存に関わる事例研究からも読み取ることができた。

## 第1節 各章における研究成果

第1章では、日本の平和博物館研究を補完するために、本論文の基本的な研究枠組みの整理を試みた。何をもちいて平和博物館とするのかという、平和博物館のこれまでの定義を再考し、施設の選定の観点、方法を検討した上で、平和博物館74館を選定したのちに、設立主体、場所、展示内容、教育普及等を量的に類型化する方法で、日本の平和博物館の全体的な傾向を明らかにした。

その結果、日本の平和博物館は3つの機能を展開していることが分析できた。1つは場所性と関連した戦争の実態を伝える機能である。戦争体験という集合的記憶を継承する場所であった。2つは、政治性と関連した戦争の実相を伝える機能である。戦争被害の実態から歴史的な文脈を探り出すことで、戦争加害においても地域と戦争の関わりを調査し、展示することで戦争の実相に接近する施設もあった。3つは、平和の価値を発信し平和創造を目的とする教育的機能である。平和博物館は、学校の平和学習を支え平和ガイドを含む市民のための学びの公共空間、平和創造のための準備学習の場として機能する。

以上のことは、絶対平和と平和的生存権を保持するために、施設が包摂する機能であるが、一般的に日本の平和博物館は、被害の展示が主たるものであり、加害の展示に関しては特に公立設置の場合、政治的中立性という予防的措置がとられ消極的な傾向がみられる。また、戦争体験の語りが増加する中で、モノを活用した記憶の継承が今後必要とされるため、研究的、教育的、運動的の各機能が求められるが、平和博物館の設置主体と博物館規模の問題から、未だ充分とはいえない施設が多いのが現状である。

第2章では、博物館全体の発展を射程にいれ、平和博物館の歴史的発展段階と設置主体の位置を最初に検討した。ボランティアの参加やNPO、市民による協働が普及していることから、平和博物館は伊藤寿朗のいう第三世代（市民参加型）博物館の途上にあるとして考察した。その上で、平和博物館が抱える現代的課題は、市民参加によって克服できる可能性があること、NPOによる平和博物館に市民運動と協働する運動的側面があることを明らかにした。

平和博物館の課題は、主に博物館施設として機能しているかという点が指摘されていたが、2000年以降、展示・教育普及活動の進展と市民参加の拡充により、施設と他者との関

係性に伴う課題が現れる。そこで主たる3つの課題に着目した。1つは展示による記憶継承の課題である。戦争体験者の個人がみえる展示や当事者意識の形成につながる展示をどう展開するかである。2つは、歴史修正主義と排他主義による展示内容に対する批判という政治性の問題である。戦争加害、反戦・平和の展示をどのように示すかという方法的課題である。そのためには、被害だけでなく加害や抵抗に関する展示を含む戦争事実の客観性が重要とされる。3つは、展示・教育普及活動における配慮の課題である。見学者の発達段階に対応した展示、凄惨な展示内容に直面して生じるトラウマや、争点を予め自主規制するなどの予防的措置の課題などがある。

以上の課題を検討した結果、これらの課題を乗り越える力（エンパワーメント）をもつ部門が第三セクターであり、市民による運営を行っているのがNPOであることが判明した。研究対象とした日本の「NPOによる平和博物館」11館の中には、「女たちの戦争と平和資料館（wam）」や「岡まさはる記念長崎平和資料館」「中帰連平和資料館」「花岡平和記念館」のように、従軍慰安婦や朝鮮人・中国人強制連行などの加害展示を、争点を避ける目的の予防的措置として自主規制することなく、前面に出すことによってミュージアムの使命（ミッション）としているところもある。

また、11館の活動内容の分析から、共通する特徴として、市民運動との協働が確かめられる。個人の尊厳を守る人権回復や差別撤廃を求める人権擁護の活動がみられることから、平和博物館には運動的側面があることが判明した。坪井主税が「平和博物館は運動である」と捉えた意味は、市民やNPOによる運営か、公立であっても市民協働によれば、市民の運動による平和博物館であり、平和博物館の現代的課題の克服を含め、施設の自立、主体性が担保されるということに他ならないのである。

第3章では、まず博物館の市民参加の実態をボランティアの現状から検討した。市民参加とはいえ、ボランティアは展示ガイドと案内、環境保全の活動が主であり、調査研究等の専門性の高い分野への参加は少ない。博物館学芸員とボランティアの棲み分けによる活動の実態から市民参加の限界を確かめた。博物館学芸員の研究的位置づけは喫緊の議論の対象となっはいるものの、「プロボラ」「プロボノ」といわれる専門的知識を有すボランティアの参加と活動については、十分な検討がなされてはいない。次に、博物館は、展示物と地域をつなぐ結節点として機能し、ボランティアは展示物と来館者をつなぐ存在である。そこで平和博物館の教育普及に関わる中で誕生した平和ガイドの活動を考察した。平和博物館においても教育普及で関わる平和ガイドは、1980年代に沖縄の戦跡の案内に始まり誕生したが、今日では、広島、長崎に加え40%を超える平和博物館で活動している。

そこで、平和ガイドを、証言活動のみならず平和についてのガイド活動を行う人々ないしはその実践と考察した上原育苗の定義と、平和の創造に努力し、行動していく人々はすべて平和ガイドであるとした沖縄平和ネットワークの指摘に着目した。平和ガイドの活動実態から、「証言員」「説明員」「平和案内人」という名称で館内の展示物を説明する役割を

担い、戦争記憶の継承においては、「被爆体験伝承者」としての継承活動、さらに戦争体験の記録化の作業にまで関わっている平和ガイドの実態が明らかになった。

また、平和ガイドの新たな動きから判明したことは、展示物の説明だけでなく、高校生ら若い世代がガイドを行うと戦後世代の大人たちの主体性が引き出されること、すべての人が平和ガイドであること、地域史の記録化をすすめる可能性であった。

第4章では、立命館大学国際平和ミュージアムのボランティアガイド養成講座のガイド登録者によって、1993年5月に結成された「平和友の会」を事例に挙げ、平和ガイドの学習活動の内容と傾向を考察した上で、平和博物館の活動目的の一つである平和創造の主体形成を例証した。

その結果、ガイド活動は学習活動そのものであること、個別具体的な学習や学習の組織化をさらに展開する傾向にあることが見て取れた。「平和友の会」が1994年から継続している「平和学習会」は、2020年現在では、224回実施されている。展示物の説明には歴史的、社会的背景を必要とすることから、隣接領域も含めた学習は不可欠であった。学習テーマは、戦争の歴史だけでなく憲法、原爆・核、国際社会と多岐に及んでいる。平和ガイドは、平和の思いを見学者に伝える作業を通して、見学者から学ぶことにもなる双方向的な学習を体験する。

一方、見学者は、ガイドの説明を受容しながら自らが主体的に知識を構成する。平和ガイドは見学者の知識構成を支援する。そのために彼らは主体的に、スキルアップ講座やミニ学習会を広げている。これらのことから、平和ガイド、見学者において平和創造の主体形成が発現しているのである。

第5章では、平和博物館の機能の核心部分に相当する戦争記憶の継承を射程にいれ、戦争記憶の性格を公共性の観点を通して分析し、記憶が個人に内在したものだけに留まらず、社会共有の価値を形成する記憶の社会化を考究した。記憶主体が単数か複数か、公共性をもつか否かという2つの条件によって記憶形態を分類した。特に、戦争記憶に関連する集合的記憶の特性を分析し、戦争遺跡保存や平和博物館にとっての記憶が公共的記憶の性格をもつことを明らかにした。

戦争記憶はどのように形成され何を継承するのかは、記憶主体の価値観を反映する。戦争記憶は価値選択的課題を内在させていると解釈できる。その際、過去の事実の継承では、歴史化されることで忘却されるものと、記憶化されることで想起の対象となるものがあり、現代の課題とは直接的にはつながらない歴史における断絶性と、課題解決に接近可能な記憶における連続性の性質に着目した。

戦争体験の語りや証言は、記録化されることで公共性が発現するが、平和博物館は、記録内容のもつ客観性をどのように担保するのか、記録を通して戦争の実相にいかに向かい迫るのか、なぜ戦争体験を語り継ぐのかという問題を検討した。戦後、平和博物館が語り継いできた戦争記憶は、顕彰などにみられる遺志の継承という公共の記憶や、記憶の共同体によ



って国民を統合する国家主義とは異なり、被害の記憶を中心とした個人の尊厳と絶対平和の志向性を包摂していることを考究した。

記憶の継承という平和博物館の機能は、戦争責任、戦後責任の現代的課題と結びついていく。戦後のドイツは「過去の克服」によってナチスの犯罪性を追求し加害責任を内省した。ドイツは、政治、歴史、文化など、あらゆる分野で戦争記憶における公共性の再帰を期待し、個人の尊厳を市民が享受する体制を目指しているといえよう。一方、戦後の日本は、戦争責任・戦後責任の問題解決に対して消極的であった。戦争当事国であったにも拘わらず、日本のこの消極性は、戦争体験を現代と連続させ記憶化するのではなく、過去と現代を断絶させ「歴史」化した。そのため「平和主義の揺らぎ」を生み出したとも推測できる。戦争記憶の公共性は戦争責任と戦後責任の問題を浮上させるのである。

第6章では、戦争遺跡と平和博物館の社会的相互作用を追究した。それに関連して、平和博物館における記憶の継承と関わる、遺物、遺構、戦跡などの戦争を伝える手がかりを分類することで、博物館の保存機能が戦跡保存につながることを明らかにした。また、戦争記憶がいかなる方法で継承されてきたか、その歴史的経緯を描出することで、想像的体験による当事者意識の形成に資する展示方法が求められることを考究した。そこで、記憶の場所につながる平和博物館の意義が見出される。戦争を伝える手がかり、平和博物館の展示を支えるものとは何か、博物館の保存と調査、展示教育普及の対象材料である遺物、遺構とは何か、歴史学、戦跡考古学の発展をふまえて整理した。

戦争体験による語りや証言による継承活動は困難となり、展示物を歴史的文脈で説明する解説やボランティアガイドに負うところとなるだろう。平和博物館研究では今後、遺物、遺構、戦跡というモノをどう分析し活用するかという課題が重要となるため、戦争遺跡の定義を含め、戦争遺跡保存の現状と課題について検討した。

市民の協働による平和博物館の事例として、「豊川海軍工廠跡地保存をすすめる会」の運動と、市民協働によって設立された豊川海軍工廠平和公園にある豊川市平和交流館を検討した。豊川空襲の記憶の継承を豊川市の文化的記憶にまで昇華させる運動は、平和創造の主体形成と公共的記憶との社会的相互作用をもたらした、行政、市民、大学等を含む市民協働の結果であった。

## 第2節 平和博物館研究における本論文の位置

各章の研究成果をふまえると、日本の平和博物館はいかなる社会的役割を担っているのであろうか。そこで、平和博物館研究における本論文の位置づけとして、市民社会における平和博物館の社会的役割を明らかにしておきたい。これまでの先行研究においても、平和博物館の目的は、「平和創造の主体形成」であるといわれている。設置者、来館者、見学

者等の市民は、平和博物館の活動に参加することによって、平和を創造する主体者へと成長することを希求し、そのために博物館として活動していると解釈できよう。

## 1. 平和博物館の社会的役割

本論文において、平和博物館における戦争記憶の継承が、平和創造の主体形成と戦争記憶の公共性を創出すること、そしてそれらの社会的相互作用によって、平和博物館の活動に参加する市民が、戦争等の暴力に抗し個人の尊厳と民主主義の価値に覚醒し、市民性を醸成させること、さらに平和博物館が、戦争責任と戦後責任の問題を通して市民の責任性と当事者性を浮上させることを論じた。その結果、本研究から市民社会における平和博物館の社会的役割を以下3点にまとめることができる。

1点目は、戦争記憶の継承である。平和博物館は、戦争体験者による語りや証言に加え、遺物、遺構、戦跡など戦争の手がかりとなる痕跡を通して戦争記憶を継承する。国家主義、全体主義のもとで国民意識の統合に利用された「記憶の共同体」や「遺志の継承」としてではなく、戦争被害と加害を含む戦争の実相を伝える役割である。この点については第5章で明らかにしている。

2点目は、平和創造の主体形成である。それは、博物館設置者自らが主体形成を伴うと共に、関係者への支援を包摂する平和学習の展開、平和の文化の創造につながる。

3点目は、戦争記憶の継承による公共性の創出である。平和博物館は戦争記憶の公共的な価値を醸成し発信する。平和創造の条件として戦争記憶の継承が必然的に生じることから、目的を達成するためには、戦争記憶の価値を市民が共有することが必要となる。ここに戦争記憶に公共性を醸成させるという施設の社会的役割がある。記憶の共有は公共的記憶として発現し、平和博物館は、地域博物館、遺跡博物館、野外平和博物館、公文書館（調査、保存）としての性格を併せもつ発展的な可能性を持っている。戦跡と平和博物館の社会的相互作用は公共性の醸成に深く関わっていることを示している。

## 2. 平和博物館がもたらすもの

平和博物館の社会的役割である、戦争記憶の継承、平和創造の主体形成、記憶における公共性の創出は、市民社会に2つの価値を生みだす。

1つは、責任性と当事者性の形成である。記憶は過去と現在をつなぐ連続性を内在させていることから、戦争記憶の継承は、戦争責任や戦後責任の問題と関係する。「1952年に独立を回復して以来、日本国政府は戦時下に『国と特別な関係があった』という理由で、元軍人・軍属とその遺族に対する年金や慰問金給付などの国家補償を進めた。一方で民間人

には、それをしなかった」<sup>362</sup>。1987年6月26日の最高裁判決は、「受忍論」を全面に出し被爆・空襲での民間人被害者への補償において原告敗訴を決定した。最高裁は、原告の主張する「戦争犠牲ないし戦争被害は、国の存亡にかかわる非常事態のもとでは、国民のひとしく受忍しなければならなかったところであって、これに対する補償は憲法の全く予想しないところ」としたのである<sup>363</sup>。

戦争被害者補償での差別的な適用は、フランス兵とアフリカ兵（セネガル、ギニア、チュニジア出身の兵士）への補償格差、朝鮮人徴用工や軍属との補償格差の問題として残された歴史があり、日本固有の問題というわけではなく、「記憶に対する侮辱」と表現されることもある。マスメディアでは一過性のある報道であっても、平和博物館では常設展示が可能であり、戦争記憶の公共性が、市民運動の支援につながる可能性をもつ。

また、アジア・太平洋地域に残された遺骨の収集や、中国大陸に遺棄された毒ガス兵器の撤収などの戦後処理の問題に接近できることで、見学者は、戦争責任、戦後責任、生存責任などの責任性の観点から、当事者意識をもつことができよう。責任性の高揚は、核兵器廃絶に向けて核兵器禁止条約を推進する国連や ICAN、NGO などの平和運動への関心を呼び起こし、石田雄が主張する「市民の社会科学」の視点をもつ展示内容を進展させるだろう。

2つは市民性の形成である。責任性と当事者性の発現は、個人の尊厳と民主主義の価値をささえるものであり、これらの価値を脅かすことに対しては、公論の形成による熟議がもたらされよう。公の場で自由に自己の意見が言える意見表明を「自由」そのものと見据え、そのような公共性のある社会こそ民主主義社会の基本である。

平和博物館の社会的役割は、個人の尊厳と民主主義を脅かす戦争に象徴される暴力の不条理を次世代に伝え、現代の不条理を質す責任を市民にもたらすのである。平和博物館の活動に関わる市民は、これらの価値に覚醒する市民として登場する。すなわち平和博物館は市民性を醸成させ、市民社会の形成に寄与する。

個人と社会に及ぼす危機は、天災や人災からもたらされる。それらは結果として個人の尊厳や民主主義を脅かすことになる。天災とは、地震、津波、大雨、台風などの市民にとって不可抗力な自然災害である。一方、人災とは、戦争、飢餓、貧困、失業という人間の諸活動が原因である暴力である。共に個人に内在する潜在能力の可能性を脅かす危機であるが、後者は人間の手によって生み出されることから、人間の手によって解決可能であろう。

本研究では、構造的暴力や文化的暴力に抗して、これら個人と社会の危機を克服するた

---

<sup>362</sup> 栗原俊雄『戦後補償裁判—民間人たちの終わらない「戦争」—』NHK出版、2016年、16頁。

<sup>363</sup> 同、74頁。戦後の戦争裁判については、児玉勇二『戦争裁判と平和憲法—戦争しない／させないために—』明石書店、2019年が歴史的経緯を詳しく記述している。

めに、社会的役割を担っている施設が平和博物館であると位置づけている。市民社会の土台を形成する個人の尊厳と民主主義を保持する人間の安全保障のためには、暴力のない平和状態が不可欠であり、そのことから平和創造の主体形成が求められ、平和博物館の目的と役割が判明するのである。

平和博物館の活動を日常的に支える市民ボランティアは、活動を通じて個人と他者の関係性における学習活動を展開し学習主体を形成する。平和博物館への市民参加は、NPOや市民の協働による平和博物館として機能し、個人の尊厳を支える絶対平和の価値を発信する公共性を発露するのである。平和創造の主体形成と戦争記憶の公共性の社会的相互作用が市民性を構築すると解釈できる。

### 3. 本研究の位置

本論文では、主に平和博物館研究の観点から論じてきたが、平和博物館が過去と現在をつなぐ結節点であり、戦争記憶の結晶であることを考慮すると、歴史学の視点からも少し考察を加えておかねばならない。歴史研究では主体といえば変革主体のことを意味する。それは領主から民衆までの社会各層に様々な主体が形成され、領主と家臣というような関係性の中で自己が形成されるという理解のことである。現代においても社会各層の諸主体の関係性から主体形成を導き出すことに可能性を期待する研究もある<sup>364</sup>。

歴史学の知見を平和博物館において敷衍するならば、関係性の中で平和創造の主体が形成されることであり、そのことから、展示物と来館者、平和博物館と市民、ボランティアと見学者、体験者と継承者という関係性に着目しなければならない。この関係性は個人と他者の関係だけでなく、モノとヒトとの関係においても該当することは、遺物や戦跡においてもいえることであった。

歴史的事実とされていた史資料や展示方法も、何らかの意図があって作成されたものであり、立場性があると指摘されることがある。戦争で残された遺物や戦争の遺跡も何らかの意味があり、立場性を物語ることがある。戦争体験の継承も戦争を美化する物語として語られ、ノスタルジーとして思い出されることもある。残された遺書でさえ真実を物語っているとは限らない。戦時下当時の検閲のことを前提にすると、国体護持の忠誠心をふまえた勇ましい文言の遺書からだけでは、陰に隠された戦没者の本音は窺い知ることはできない。展示物を通してその背後にある歴史的な文脈や関係者の立場や本人の意志をどこまで伝えることができるかは、戦争展示の大きな課題である。

歴史学で求められてきた研究成果をふまえると、資料も書き手による表象の所産であり、

---

<sup>364</sup> 若尾政希『百姓一揆』岩波書店、2018年、230-231頁。封建的身分社会の研究では多様な社会階層を対象にしているため、関係性は重要な概念となる。

歴史観による記述も物語性の領野に属するという見解がある<sup>365</sup>。戦争遺物や戦争遺跡においても、何を残すのか、なぜ残すのかと問うとき、戦跡は市民が次世代に伝えるメッセージであり、表象の所産といえるのかもしれない。

次に、歴史学や社会学、平和教育では当然視されることとはいえ、教育学や社会教育学の研究分野において、平和博物館や戦争と平和の問題を扱う理由を示しておきたい。武川正吾は、個人の幸福を実現することを福祉の意味とし、公共の福祉とは、人々の幸福、社会全体の幸福を意味すると記している<sup>366</sup>。すなわち、幸福の実現とその享受を探究する学問分野は、幸福の実現を脅かす暴力と個人の尊厳の問題を避けることはできない。武川は、福祉社会学は社会学的想像力と社会調査を柱とする研究方法を採用する社会学の一分野と指摘している<sup>367</sup>。

また、憲法学者の小林直樹は「福祉社会は何よりもまず、平和を志向し、反戦に徹するであろう。福祉が人民の現実生活における福祉であるならば、福祉国家は平和国家でなければならない」と記述し<sup>368</sup>、福祉国家をささえるものが民主的な平等社会であり、そのような社会は、市民参加の可能性を不断に開かれた動的なシステムから構成されるとした。

平和主義は、幸福の実現をめざす市民社会の土台であり、戦争等の暴力そのものの否定を意味するのである。戦争と平和の問題を扱う研究は、人間尊重の原理、人間の安全保障、平和的生存権等の理論が基盤となろう。この点については今後の問題提起としておき、本論文では扱わない。

以上の述べたことから、平和博物館研究で析出される知見は、教育学、歴史学、社会学、社会教育学、博物館学、平和学、平和教育等の分野においても、研究を補完すると考えたい。

### 第3節 今後の課題と展望—市民性の形成に向けて

#### 1. 今後の課題

平和博物館の現代的課題については本研究で検討したが、今後さらに求められる研究上の課題を4点挙げておきたい。6章まで過去と現在をみずえ課題を探究した。終章の内容は未来を見据える部分でもある。

1点目は、平和博物館における戦争非体験者による平和ガイドの継承活動をどのように

<sup>365</sup> 二宮宏之「戦後歴史学と社会史」歴史学研究会編『戦後歴史学再考—「国民史」を越えて—』青木書店、2000年。

<sup>366</sup> 武川正吾『福祉社会学の想像力』弘文堂、2012年、26頁。

<sup>367</sup> 同、29-32頁。

<sup>368</sup> 小林直樹『現代基本権の展開』岩波書店、1976年、231頁。

拡大するかである。「新型コロナウイルスによる感染拡大によって、大震災などの追悼、記念行事などが集うことで効果が上がる活動ができなくなっている。VR（仮想現実）の活用なども想定できるが、語り部の高齢化も避けられない状態で、記憶の風化が進む傾向にある」と阪神・淡路大震災から26年を迎えた記事は<sup>369</sup>、記憶の継承に課題があることに触れている。東日本大地震による津波の被害など災害の記憶も、「何をどのように誰に伝えるのか」という戦争記憶の継承と共通の課題が内在している。

平和ガイドのボランティア活動は、次世代への記憶の継承を担っているが、新型コロナウイルス感染症対策のために、平和博物館の団体見学への来館制限が続くことで、記憶の継承や語り部の育成が途絶えている<sup>370</sup>。

2点目は、展示の課題として記憶の陥穽を越えて歴史の事実を探究すること。主観的な語りや証言から客観的事実に可能な限り接近することである。更に、戦争を伝える手がかりの調査研究による記憶の保持のための事実の収集である。国立歴史民俗博物館館長であった宮地正人は戦争展示の難しさを3つ述べている。1つ目は、戦争の研究は一般的に多くはなく、未だ蓄積が少ないため、実証的な研究なくして展示はできない。2つ目は、何を展示するかによって論争的となる。意味のある具体的な場をどう設定するか。特に戦争展示は大きな問題となる。3つ目は、軍隊の階層性から生じる問題である。将校なのか一般の兵士なのか、どの視点から戦争をとらえるのかという観点を欠くことはできない。それぞれのファクターをどう展示するのかという問題である。宮地は、博物館の展示を見ている人間自身が、見る中で自分の主体を作っていくという展示ができるかどうか、歴史系の博物館に課せられていることを指摘している<sup>371</sup>。

戦争の実相に迫る展示の基盤が、戦争遺物という実物であり、それらの収集と保存、調査研究が博物館の機能であることはいままでもない。博物館展示学では、展示による市民参加性や、展示物が実物であることから取り上げられる情報の多さという課題があるが、高橋英次は「いちばん根本は実物資料であり、そういうものからの接点を最後まで失うべきではないということです。展示の場合、並んでいるものが実際にはレプリカであったり、映像であったり、グラフィックであったりということはあっても、その背後に実際の実体との接点をしっかり持っていません」「やはり博物館の存在理由は、一次資料と

---

<sup>369</sup> 阪神大震災取材班「阪神大震災26年記憶継承は一つ」『毎日新聞』2021年1月18日。

<sup>370</sup> 立命館大学国際平和ミュージアムのボランティア団体「平和友の会」の活動は、2020年4月以降、団体見学へのガイド活動が中止となっている。またミュージアムは、リニューアルのため2021年4月から2023年9月まで閉館となる。これら理由から「平和友の会」は、ガイド活動が困難な状態となっているため、オンラインによる交流を取り入れている。

<sup>371</sup> 宮地正人「あいさつ」国立歴史民俗博物館編『歴史展示のメッセージ—歴博国際シンポジウム「歴史展示を考える—民族・戦争・教育—」』国立歴史民俗博物館、2004年、5頁。

の接点をしっかり持つていくことに尽きるのではないかと考えます」と語っている<sup>372</sup>。宮地が指摘する戦争展示の課題は、実物がもつ情報から何を切り取るのかによって、人びとの戦争を見る眼は異なってくることを意味している。モノそのものの価値とモノによって表出される意味を、モノとの対話から、見学者は知識を構成する。見学者が学びの主体者に成長できる博物館が求められる。

3点目は、想像力による体験の構造を見据えた平和学習の実践である。戦争体験講話を平和博物館の見学ということを通して、子どもたちにいかに教えるかということである。ジャン=フランソワ・フォルジュは、「個人的悲劇の問題をとりあげるためには、他人の苦悩に対する想像力が何よりも必要である。このような想像力は、時間と真剣さと内省を伴ってはじめて可能となる」と述べ<sup>373</sup>、歴史的な事件を意識化しておくためには、「心情の知性」ともいべき共感共苦（コンパッション）に意味を見出した。体験による想像力を平和学習でいかにして引き出すかが求められる。

4点目は、平和博物館の活動における倫理をどう考えるかという課題である。博物館や美術館では、集客目的で講座、観察会、講演会など多様なイベントが催されているが、中にはエントランスホールを利用した室内楽コンサートや演劇、ファッションショー、落語など多様な催しも行われている。さらに展示見学以外の魅力づくりとして、ミュージアム・ショップ、レストラン等のミュージアム・サービスも普及している。しかし、このようなイベントやミュージアム・サービスは近年、文化財を活用する行政政策が広がる中で、戦跡ツアーやダークツーリズムなどの観光に対して、博物館側の企画運営としてどこまで許されるのであろうか。サービス活動に伴う倫理上の問題に関する各平和博物館の研究と対応が求められよう。

## 2. 今後の展望

今後、期待される平和博物館の社会的役割について展望したい。戦争記憶の継承、主体形成、公共性の展開において派生する平和博物館の新たな具体的な役割を3点述べておきたい。これらは市民の協働による平和博物館を目指す手がかりとなるものである。

1つは、生涯学習の場所として地域文化の継承を担う役割である。1965年以降、ラングランやジェルビによって提唱され普及した生涯学習は、学習者の主体性を育て、学習の組織化による継続性と、活動を展開する場所が極めて重要である。「メンバーが集まって会議を行ったり、資料の印刷をする場所もない。場所がないとどうしようもない」というサー

<sup>372</sup> 高橋英次「モノ（一次資料）との接点をしっかりもつ」（川添登監修）日本展示学会・展示学講座実行委員会編集『地域博物館への提言—討論・地域文化と博物館—』ぎょうせい、2001年、80頁。

<sup>373</sup> ジャン=フランソワ・フォルジュ（高橋武智訳）『21世紀の子どもたちに、アウシュヴィッツをいかに教えるか？』作品社、2000年、18-20頁。

クル活動の悩みは<sup>374</sup>、数多くのサークルや団体でも共通しており、社会教育行政の条件整備上の課題である。平和博物館もまた記憶の場所性を保持する機能の他に、生涯学習の場所としての役割を担っている。

また、戦争記憶の継承だけでなく、博物館を活用する市民団体の活動が、施設に記録保存されるならば、地域の歴史文化の形成に寄与する。そのためには市民の協働による市民の装置としての平和博物館への転換が必要である。伊藤寿朗のいう地域博物館、市民参加から市民協働、そして市民参画という第三世代博物館からさらに成長した、市民の協働による行動する博物館である。従来型のような、人をいかにして呼ぶのかではなく、来館者がその場所で何をするのかという視点に立つことである。コミュニケーション、フォーラムによる学びの空間づくりである。地域博物館は、地域における市民活動の記録を残すことで地域文化の継承と創造に資する施設として成長する。

初めから完成した展示を用意する博物館ではなく、市民が創り上げていくスタイルの博物館は、地域における学びの空間としての役割をもつ地域博物館ではなかろうか。端信行は「いままでつくられた博物館ですと、初めから完成品を用意してしまうわけです。完成した展示をつくって、『はい、どうぞ、ご覧下さい、勉強なさい』というかたちでした」と端信行が述べるように<sup>375</sup>、博物館を「施設」から「機関」ととらえなおすところが肝心である。市民科学的な運動による記憶の継承は平和創造を構築すると見て取れる。これは平和博物館に限らず、震災資料館の活動、防災教育等においても共有できる役割であり、ハンセン病博物館など地域博物館の役割から検討できるものである。

2つは、平和学習と平和の文化の拠点である。子どもと生徒にとっては平和学習の場であり、成人にとっては平和創造の主体形成のための生涯学習の場所である。奈良教育大学附属小学校の授業実践で平和学習を取り組んだ入澤佳菜は、平和博物館と連携して平和学習を実践した。入澤の「平和の歌づくり」実践で、子どもたちは事前学習に被爆体験者の話だけではなく、戦争非体験者である ICAN のメンバーらの活動、詩人のアーサー・ビナード氏の体験も学んでいる。子どもたちの主体的な学習活動の背景には、非体験者である入澤自身の社会問題への関心と平和への思いと、子どもたちの平和学習体験に負うところが大きい。このように平和の文化の創造は、非体験者の行動であることを示している。平和のために行動する人びととの出会いを通じて、子どもたちが勇気づけられ平和委員として積極的に活動したことを、入澤は次のように述べている。

「平和学習では、『事実に出会わせる』ことと『平和のために行動する人に出会わせる』ことを大切にしたいと思うようになった。『平和が大切』という定型文さえ言っていればい

---

<sup>374</sup> 加藤卓雄（「桂坂古墳の森保存会」会長）への聞き取り調査、2015年2月18日。

<sup>375</sup> 端信行「博地域物館はネットワークのサービスセンターになるべき」川添登監修・日本展示学会 展示学講座実行委員会編集『地域博物館への提言—討論・地域文化と博物館—』ぎょうせい、2001年、126頁。



いではなく、自分で考え、行動することを大切にしたい。平和について考えることは、自分の生き方を考えることであり、社会をつくることにもつながっている」<sup>376</sup>。入澤の教育実践から、平和学習が市民社会の形成者として成長する学びであることが考察できる。

平和博物館によるアウトリーチも平和学習と平和の文化を支える可能性がある。平和の文化を築く教材の調査保存、活用である。戦争遺物やレプリカ等を活用した事例として、石岡史子の「ハンナのかばん」をめぐる平和教育実践がある。石岡は、ホロコースト教育資料センターに届いたかばんの文字から、持ち主であった少女ハンナ・ブレディの足跡をたどり<sup>377</sup>、かばんという遺品から戦争の悲劇をあぶり出した。アウシュヴィッツのガス室で13年の生涯を終えたハンナの残した旅行かばんが、平和学習の教材となり、平和の文化を創造している。教材として活用できる実物や模造品、絵画、写真などの保管と活用から、平和博物館のアウトリーチの展開が期待できるのではなかろうか。戦跡保存運動と協働し記録化されたモノを平和博物館が保存活用する方法も考えられよう。

3つは、調査研究活動による客観的事実による戦争記憶の継承である。博物館は学術研究施設であり、研究成果を展示することで、研究が展示を統合する<sup>378</sup>。学芸員だけでなく、住民・市民が学術研究をする主体として平和博物館を活用していく。アカデミズムの枠組みに依拠するのではなく、パブリック・ヒストリー（公共歴史学、公共史）、心理学、博物館学など専門的知識をもつボランティア（プロボラ、プロボノ）の参加を含め、多様な市民の活動が必要であろう。

オンラインを含む博物館ネットワークによる国内外の平和博物館との連携も期待できよう。主なネットワークとして「日本平和博物館会議」、「国際平和博物館会議」、「平和のための博物館・市民ネットワーク」、「平和のための博物館国際ネットワーク（INMP）」、国際博物館会議（ICOM）に平和博物館が参加することで、オンライン会議等による平和博物館の現状と課題、展示内容、教育普及活動の交流は、リアルタイムで意見交換が可能となり、施設の取り組み、問題への対応が短時間となり、活動の深化を促す。論争点のある被害と加害の展示についても、当事者性から発せられる情報を受容できる。但し現状は、「平和のための博物館・市民ネットワーク」による社会教育実践の研究や、「国際平和博物館会議」の動向の調査研究などが、今後の研究課題として残されている。

日本の平和博物館は現在74館あり、そのうち「日本平和博物館会議」に加盟している施設は10館でしかない。神奈川県川崎市にある川崎市平和館は、「日本は世界で一番平和博物館の多い国です。現在、そのうちの10館が日本平和博物館会議に加わっています。こ

<sup>376</sup> 入澤佳菜『『この思いを未来に』平和の歌づくり』『季刊ひろば 京都の教育』第202号、京都教育センター、2020年、42頁。

<sup>377</sup> カレン・レビン(石岡史子訳)『ハンナのかばん—アウシュビッツからのメッセージ—』ポプラ社、2006年、12-13頁。

<sup>378</sup> 上田篤「博物館は学術研究施設であるべき」川添登監修・日本展示学会 展示学講座実行委員会編集『地域博物館への提言—討論・地域文化と博物館—』ぎょうせい、112-116頁。

の会議は、「戦争の悲惨さを人々に伝え、平和の実現のために役立つよう、協力して調査や研究を行い、平和推進事業を発展させることをめざして 1994 年に結成されました。

さらに、戦争の被害や加害の問題だけでなく、貧困・差別・環境問題など、人々の能力が豊かに花開くことを妨げているさまざまな社会的暴力を克服するために、実物資料や写真や解説パネルを展示し、来館者に平和創造のための努力への参加を呼びかけています。来館者数は、これら 10 館あわせて、年間およそ 400 万人に達します」と日本平和博物館会議の内容を紹介している<sup>379</sup>。

2014 年に開催された第 19 回日本平和博物館会議では、「10 年後の日本平和博物館会議のあり方について」として、立命館大学国際平和ミュージアムから「直面する平和の問題や社会の課題について今後日本平和博物館会議全体がどのような役割を担うか、具体的には共同巡回展や共同研究、研修などが考えられる」との提案を基に意見交換が行われているが<sup>380</sup>、ネットワークによる連携が可能な施設は、博物館学芸員等の専門職や正規事務員を有する比較的大規模な施設であろう。設置主体が NPO や民間の場合は、非正規職員やボランティアが主で館外活動に参加する余裕はない。極めて小規模の施設が未だに多いのが、施設としての平和博物館の現状である。

しかし、2020 年に始まった新型コロナウイルス感染症対策では、見学者と対面するボランティア活動は難しくなる一方で、オンライン会議による博物館ネットワークが進展した。2000 年以前に山辺昌彦らが議論していた博物館施設としての設備と人員の問題は残っているものの、オンラインネットワークによる平和講話や施設間交流の可能性はある。10 館に留まらず 74 館すべてをつなぎ、さらに世界をつなぐことも可能であり、リアルタイムで平和博物館の現状と課題、社会教育実践を交流することができる。

### 3. 市民性の形成に向けて

戦争体験の継承は、戦没者の遺志も、被害も、加害も分離されるものではなく、すべての体験を内在させたものである。戦争の実相を伝えることが重要であり、戦争と平和を考えることが、市民社会にとって個人の尊厳を守る平和の文化の土台を作ることに関係することを伝えるのである。平和博物館による記憶の継承と想起、平和の文化の創造とは、市民的公共性を基盤とした市民社会の形成なのである。

本論文に通底する論理は、平和博物館における戦争記憶の継承が、平和創造の主体形成と記憶の公共性を創出し、それらの社会的相互作用によって、帰結として個人の尊厳と民主主義の価値に覚醒する市民を形成するという展開であった。その結果、市民社会が形成

<sup>379</sup> 川崎市平和館ホームページ「日本平和博物館会議」

<https://www.city.kawasaki.jp/shisetsu/category/21-21-14-0-0-0-0-0-0-0-0.html> (2021 年 3 月 16 日取得)。

<sup>380</sup> 広島平和記念資料館学芸課「相互の協力を確認 日本平和博物館会議が開催されました」『平和文化』No.182、広島平和記念センター、2012 年。

されると仮定した。このことから、平和博物館の活動が、市民形成の一助となり、施設が市民社会にとって重要な意味を持つことを研究した。市民形成と深く関わることは、新型コロナウイルス感染症や地球温暖化による自然破壊など生態系の危機の中で、テロ、紛争、貧困、飢餓、差別という暴力に抗する平和博物館の社会的役割が、地球規模での役割を担っていると考えてもよいだろう。その意味からも前述したネットワークが求められるのではないだろうか。

本研究から、平和博物館は平和創造の主体形成と戦争記憶の公共性の相互補完関係によって成立し、その存在様式が規定されることが分析できた。こうした認識を基本的な枠組みにしつつ、他の社会教育施設にも寄与する平和博物館と市民性の関係に関わる価値を2点指摘しておきたい。

1つは個人の尊厳である。保育補助の仕事をしている元幼稚園教諭の女性が、あるセミナーで「自分の人生のテーマを一言で言うと？」と突然聞かれたときの体験を、「とっさに口をついて出たのが『こどもと自然』でした。いろいろなことに手を出し、紆余曲折ありながら、いま、私の周りに残っているものは『子どもと自然』です。不思議なものです」と語っている<sup>381</sup>。この応答は、子どもの命を守り育む仕事の原点として出た言葉であると同時に、市民社会の根本を支える価値を意味する言葉としたい。

本研究は、平和創造の主体形成と戦争記憶の公共性の相互関係が、個人の尊厳という価値を発現し、市民性の土台をつくることで、帰結として市民社会を形成するものにとらえている。個人の尊厳は、「子どもと自然」を守る社会を目指す、市民の不断の行動によって担保されるのではないだろうか。市民社会はそのような社会なのかも知れない。

2つは民主主義である。ハンス・ケルゼンは、「民主主義は社会秩序を創造する一つの形式、一つの方法に過ぎない。仮にそうであるとすれば、民主主義の価値ははなはだ疑問である言えよう」と記述し、社会に関する問題への解答を示すために重要なのは、社会秩序はいかに形成されるべきか、資本主義的か社会主義的か、いかに規範が創造されるべきかではなく、規範は何を定めるべきかであると考えた<sup>382</sup>。平和博物館という施設もまた、いかにあるべきかではなく、施設は何に依拠し何を定めるべきか、いかなる継承によっていかなる価値を伝えていくかが求められている。形式よりも内容が優先されるべきことは多く、平和博物館は価値の発現と市民性の形成に深く関わっている。

従って、平和博物館は何のために存在するのか、という問いを絶えず考える必要がある。市民は平和博物館に何を期待するか、市民は平和博物館を使って何を行うのか、市民は平和博物館をどのように活用するのか、平和博物館の諸活動は市民社会に何をもたらすのか。知識を市民に提供する博物館から、博物館を装置として知識を市民が構成する博物館、市

<sup>381</sup> 村野かずえ 『会計監査の抱負』に代えて—子どもたちと自然とともに— 『教科研ニュース』242号、教育科学研究会 2020年12月25日発行、5頁。

<sup>382</sup> ハンス・ケルゼン（長尾龍一・植田俊太郎訳） 『民主主義の本質と価値他一篇』岩波書店、2015年、125-126頁。

民の手による平和博物館に期待したい。「市民の科学」をめざした高木仁三郎の思想は<sup>383</sup>、平和博物館の方向性と意味を考える上において注目に値する。高木の思想を敷衍すれば「市民の手による平和博物館」、あるいは「市民の協働による平和博物館」という構想も可能であろう。

自らが市民として問題意識をもち、平和博物館の運動から学び、戦争記憶の継承と平和創造を行うことができる平和博物館ないしその運動のことを「市民の手による平和博物館」または、「市民の協働による平和博物館」といえる。このような平和博物館は、市民社会が現実に直面する問題から出発し、その運動の成果も市民の評価によって問われることになるため、市民と平和博物館の間には、絶えず社会的相互作用が必要となる。「市民の協働による平和博物館」とは、運動としての平和博物館を意味するのではなかろうか。

本論文は、平和博物館における戦争記憶の継承によって発現する平和創造の主体形成と公共性の価値が、市民性を形成する土台であることを明らかにした結果、「市民社会における平和博物館の社会的役割」の探究が、市民性の形成を掴み取る試みでもあることを論述した。すなわち、市民性は、平和創造の主体形成と公共性との社会的相互作用によって形成されるのである。その作用の場が平和博物館であり、それら公共空間の拡大を期待する概念として「平和のための博物館」が登場したと理解する。本研究は、社会教育施設の役割を探究することにも通じる研究である。平和博物館研究と社会教育施設の研究において、施設の機能や活動の他に、市民社会における社会的役割と、市民性の形成に関わる研究は、今後も必要であると考えたい。

---

<sup>383</sup> 高木仁三郎『市民の科学をめざして』朝日新聞社、1999年、14-15頁。

## 【参考文献】

- 青木豊・鷹野光行『地域を活かす遺跡と博物館—遺跡博物館のいま—』同成社、2015年。
- アマルティア・セン（大石りら訳）『貧困の克服』集英社、2002年。
- 有元修一「平和博物館をめぐる近年の動向」『國學院雑誌』第115巻第8号、2014年。
- 阿波根昌鴻『米軍と農民—沖縄県伊江島—』岩波書店、1973年。
- 阿波根昌鴻『命こそ宝—沖縄反戦の心—』岩波書店、1992年。
- 栗屋憲太郎・田中宏・三島憲一・広渡清吾・望田幸男・山口定『戦争責任・戦後責任—日本ドイツはどう違うか—』朝日新聞社、1994年頁。
- 安斎育郎「平和、平和博物館、平和のための博物館の定義」『第6回国際平和博物館会議報告集』第6回国際平和博物館会議組織委員会、2009年。
- 安斎育郎「日本平和学会と平和博物館の連携と可能性」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第15号、2014年。
- 安藤裕子「ヒロシマ・ナガサキはどのように表象されたか：公的記憶の変遷を辿る」早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士学位論文、2009年。
- 飯田進『魂鎮への道—BC級戦犯が問い続ける戦争—』岩波書店、2009年。
- 井口和起「戦争の真実を語りつぐ運動のなかで」平和のための京都の戦争展実行委員会編 池田一郎・鈴木哲也著『京都の「戦争遺跡」をめぐる（新装版）』つむぎ出版、1996年。
- 池田浩士『ボランティアとファシズム—自発性と社会貢献の近現代史—』人文書院、2019年。
- 池田榮史『沖縄戦の発掘—沖縄陸軍病院南風原壕群』新泉社、2019年。
- 池田恵理子「日本軍『慰安婦』の記録と記憶の継承のために—アクティブ・ミュージアム『わたちの戦争と平和資料館』—」『人権と部落問題』No.914、2018年8月。
- 池田恵美子「日本の戦争遺跡⑮館山海軍隊赤山地下壕跡」『月刊社会教育』No.774、2020年11月。
- 伊佐淳『NPOを考える』創成社、2008年。
- 石子順「映画の力、生きる力—若者を育てたものと消したもの—」『月刊社会教育』No.772、2020年9月。
- 石田雄『記憶と忘却の政治学—同化政策・戦争責任・集合的記憶—』明石書店、2004年。
- 石田勇治『過去の克服—ヒトラー後のドイツ—』白水社、2002年。
- 石田勇治『ヒトラーとナチ・ドイツ』講談社、2020年。
- 市川虎彦「地域の記憶と戦争博物館」『松山大学論集』第17巻第4号、2005年。
- 伊藤寿朗『ひらけ、博物館』岩波書店、1991年。
- 伊藤厚史「遺構と遺物の調査法」十菱駿武・菊池実編『しらべる戦争遺跡事典』柏書房、2002年。

- 伊藤寿朗『市民のなかの博物館』吉川弘文館、1993年。
- 井上義和「記憶の継承から遺志の継承へ」福間良明・山口誠偏『「知覧」の誕生』柏書房、2015年。
- 井上力省『『新しい公共』としてのNPO—特定非営利活動促進法（NPO法）を手がかりに—』『京都府立社会教育研究年報』第2号、2017年。
- 井上力省「西陣空襲における記憶の継承—空襲体験者の語りを手がかりに—」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第19号、2018年。
- 井上力省「日本の戦争遺跡⑥辰巳公園・西陣空襲の記憶と想起」『月刊社会教育』No.765、2020年2月。
- 井上亮『天皇の戦争宝庫—知られざる皇居の靖国「御府」』筑摩書房、2017年。
- 入澤佳奈『『この思いを未来に』平和の歌づくり』『季刊ひろば 京都の教育』第202号、京都教育センター、2020年。
- 岩垂弘「日本の平和博物館の動向とその役割」『月刊社会教育』No.456、1994年3月。
- ヴェレド・ヴィニツキ・セルーシ「記念の本質」関沢まゆみ編『戦争記憶論—忘却、変容そして継承—』昭和堂、2010年。
- 上原育苗「平和を発信する若者たち」『平和教育シリーズ』No.2、京都教育大学教育社会学研究室、2009年。
- ヴォルフガング・ヴィッパーマン（増谷英樹訳者代表）『ドイツ戦争責任論争—ドイツ「再」統一とナチズムの「過去」』未来社、1999年。
- ウンベルト・エーコ（和田忠彦訳）『永遠のファシズム』岩波書店、2018年。
- ウルリッヒ・ベック（島村賢一訳）『世界リスク社会論』2010年、筑摩書房、2019年。
- エドワード・レルフ（高野岳彦・阿部隆・石山美也子訳）『場所の現象学—没場所性を越えて—』筑摩書房、1999年。
- M.アルヴァックス（小関藤一郎訳）『集合的記憶』行路社、1989年。
- エヤル・ベン・アリ「戦争体験の記憶と語り」関沢まゆみ編『戦争記憶論—忘却、変容そして継承—』昭和堂、2010年。
- 大川史織『なぜ戦争をえがくのか—戦争を知らない表現者たちの歴史実践—』みずき書林、2021年。
- 大島信雄「発起人あいさつ」『「豊川海軍工廠跡地保存をすすめる会」会報けやき』創刊号、豊川海軍工廠跡地保存をすすめる会、1996年7月8日。
- 太田満・田渕五十生『『戦争・平和博物館』展示と国際理解—平和の祈りに隠された問題—』『奈良教育大学紀要』第52巻第1号、2003年。
- 大原一興『エコミュージアムへの旅』鹿島出版会、1999年。
- 奥住喜重『中小都市空襲』三省堂、1988年。
- 奥田博子『原爆の記憶—ヒロシマ／ナガサキの思想—』慶應義塾大学出版会、2010年。

- 落合知子『野外博物館の研究』雄山閣、2009年。
- 片岡寛光『公共の哲学』早稲田大学出版部、2002年。
- 桂良太郎「『地域創造』と平和博物館—平和博物館の新たな役割と課題—」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第9号、2008年。
- 桂良太郎・安斎育郎・山根和代「文献調査報告 世界の平和博物館のリストと研究文献（和書・和雑誌）について」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第9号、2008年。
- 加藤聖文「歴史記録としての戦争体験—口述記録の証拠性と公開性をめぐって—」『歴史評論』No.739、2011年11月。
- 金山喜昭『公立博物館をNPOに任せたら—市民・自治体・地域の連携—』同成社、2012年。
- 兼清順子「第8回国際平和博物館会議報告『2010年代の立命館大学国際平和ミュージアムの活動—大学立の平和博物館としての役割—』」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第16号、2015年。
- カルロ・ギンズブルグ（上村忠男訳）『歴史を逆なでに読む』みすず書房、2003年。
- カレン・レビン（石岡史子訳）『ハンナのかばん—アウシュビッツからのメッセージ—』ポプラ社、2006年。
- 川喜多淳子『ドイツの歴史教育《新装復刊》』白水社、2019年。
- 川添登監修・日本展示学会 展示学講座実行委員会編集『地域博物館への提言—討論・地域文化と博物館—』ぎょうせい、2001年。
- 菊池実「『戦争遺跡保存全国ネットワーク』の結成」『月刊社会教育』No.513、1998年8月。
- 菊池実『近代日本の戦争遺跡—戦跡考古学の調査と研究—』青木書店、2005年。
- 北村毅「<戦争>と<平和>の語られ方—<平和ガイド>による沖縄戦の語りを事例として—」『人間科学研究』第19巻第2号、2006年。
- 空襲・戦災を記録する会全国連絡会議会報委員会『空襲通信—空襲・戦災を記録する会全国連絡会議会報—』創刊号・第2号合併号、2003年。
- 熊谷徹『ドイツは過去とどう向き合ってきたか』高文研、2007年。
- 栗原俊雄『遺骨—戦没者三〇万人の戦後史—』岩波書店、2015年。
- 栗原俊雄『戦後補償裁判—民間人たちの終わらない『戦争』—』NHK出版、2016年。
- 栗山究「日本の社会教育研究における平和博物館研究の前史に関する—考察—藤田秀雄の平和博物館の議論と伊藤寿朗の博物館論に即して—」『早稲田教育評論』第27巻第1号、2013年。
- 栗山究・阿知良洋平・日高昭子「平和博物館実践への社会教育的アプローチ—住民の学習に根ざす平和博物館実践の再定位—」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第15号、2014年。
- 剣持久木編『越境する歴史認識—ヨーロッパにおける「公共史」の試み』岩波書店、2018年。
- 源氏田憲「平和ガイドの平和教育的実践活動—ヒロシマ ピース ボランティアの事例研究」『立

- 命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第15号、2014年。
- 神山四郎『歴史入門』講談社、1965年。
- 国立歴史民俗博物館編『歴史展示のメッセージ—歴博国際シンポジウム「歴史展示を考える—民族・戦争・教育—」—』国立歴史民俗博物館、2004年。
- 小須田廣利「日本の戦争遺跡⑩戦争遺跡を若い世代に伝えたい」『月刊社会教育』No.770、2020年7月。
- 児玉勇二『戦争裁判と平和憲法—戦争しない／させないために—』明石書店、2019年。
- 後藤祥夫「日本の戦争遺跡①—連載を開始するにあたって—」『月刊社会教育』No.760、2019年9月。
- 小林直樹『現代基本権の展開』岩波書店、1976年。
- 齋藤純一『公共性』岩波書店、2000年。
- 佐々木あき「発刊のことば」松操高等女学校八・九回卒業生編『豊川海軍工廠被爆学徒たちの手記—母さんが中学生だったときに《増補版》』エフエー出版、1994年。
- 佐藤一子編『NPOの教育力—生涯学習と市民的公共性』東京大学出版会、2004年。
- 佐藤一子『「学びの公共空間」としての公民館—九条俳句訴訟が問いかけるもの—』岩波書店、2018年。
- C・W・ツェーラム(村田数之亮訳)『神・墓・学者—考古学の物語—』中央公論社、1962年。
- 志賀賢治『広島平和記念資料館は問いかける』岩波書店、2020年。
- 渋川智明『福祉NPO—地域を支える市民起業—』岩波書店、2001年。
- ジャン=フランソワ・フォルジュ(高橋武智訳)『21世紀の子どもたちにアウシュヴィッツをいかに教えるか?』作品社、2000年。
- 十菱駿武「エコミュージアムにより活用される戦争遺跡」戦争遺跡保存全国ネットワーク編『日本の戦争遺跡』平凡社、2004年。
- 十菱駿武・菊池実編『しらべる戦争遺跡の事典』柏書房、2002年。
- 十菱駿武・菊池実編『続しらべる戦争遺跡の事典』柏書房、2003年。
- 松操高等女学校八・九回卒業生編『豊川海軍工廠被爆学徒たちの手記—母さんが中学生だったときに《増補版》』エフエー出版、1994年。
- ジョージ・E・ハイン(鷹野光行監訳)『博物館で学ぶ』同成社、2010年。
- ジョン・H・アーノルド(新広記訳)『歴史』岩波書店、2003年。
- ジョン・デューイ(市村尚久訳)『経験と教育』講談社、2004年。
- 新藤浩伸「博物館構想の展開と地域学習」佐藤一子編『地域学習の創造—地域再生への学びを拓く—』東京大学出版会、2015年。
- 新編豊川市史編集委員会編『新編豊川市史』第8巻資料編現代、豊川市中央図書館蔵、2002年。
- 新編豊川市史編集委員会編『新編豊川市史』第7巻資料編近代、豊川市中央図書館蔵、2003年。
- 菅豊・北條勝貴編『パブリック・ヒストリー入門—開かれた歴史学への挑戦—』勉誠出版、2019



- 年。
- 杉田明宏「沖繩・平和ガイドの平和心理学的考察」『心理科学』第26巻第2号、2006年。
- 鈴木真理『社会教育の公共性論—社会教育の制度設計と評価を考える』学文社、2016年。
- 関沢まゆみ編『戦争記憶論—忘却、変容そして継承—』昭和堂、2010年。
- 戦争遺跡保存全国ネットワーク編『戦争遺跡から学ぶ』岩波書店、2003年。
- 戦争遺跡保存全国ネットワーク編著『日本の戦争遺跡』平凡社、2004年。
- 戦争遺跡に平和を学ぶ京都の会編『語り継ぐ京都の戦争と平和』つむぎ出版、2010年。
- 宗田理『雲の涯』角川書店、1995年。
- 大門正克『語る歴史、聞く歴史—オーラル・ヒストリーの現場から』岩波書店、2017年。
- 高木仁三郎『市民の科学をめざして』朝日新聞社、1999年。
- 高木俊朗『特攻基地知覧』角川書店、2004年。
- 高橋英次「モノ（一次資料）との接点をしっかりもつ」（川添登監修）日本展示学会・展示学講座実行委員会編集『地域博物館への提言—討論・地域文化と博物館—』ぎょうせい、2001年。
- 高橋哲哉『記憶のエチカー戦争・哲学・アイシュヴィッツ—』岩波書店、1995年。
- 高橋哲哉『歴史／修正主義』岩波書店、2001年。
- 高橋哲哉「単なる知識を超えるもの—戦争の記憶にアプローチするために—」[記憶と表現]研究会『訪ねてみよう戦争を学ぶミュージアム／メモリアル』岩波書店、2003年。
- 高橋哲哉「やり過ぎさないこと、考えつづけること—フランク・パブロフ『茶色の朝』に寄せて」フランク・パブロフ『茶色の朝』大月書店、2003年。
- 瀧本邦慶『96歳 元海軍兵の「遺言」』朝日新聞出版、2018年。
- 武川正吾『福祉社会学の想像力』弘文堂、2012年。
- 竹本昇『「ピースおおさか」改悪リニューアル裁判・報告』『月刊社会教育』No.746、2018年7月。
- 竹本昇「知事と市長の不当な干渉によるピースおおさか」『月刊社会教育』No.762、2019年11月。
- 竹本真希子「平和博物館に見る自治体の『平和』とヒバク情報」『広島平和研究』第2巻、2015年。
- 竹本真希子「日本の平和博物館とヒバク情報」『広島平和研究』第3巻、2016年。
- 田中秀夫『啓蒙の対話と思想家の旅』未来社、2013年。
- ダニエル・L・シャクター「記憶」マイケル・I・ポズナー編（佐伯胖・土屋俊訳）『記憶と思考』産業図書、1991年。
- ダニエル・セルツ 松尾雅嗣「戦争責任と原爆をめぐる：現代日本における議論と平和博物館の役割」『広島平和科学』21、1998年。
- 千葉美千子「公共的記憶の再構築—ドイツの『歴史家論争』を手がかりにして—」『多文化関係学』10巻、多文化関係学会、2013年。

- 都出比呂志「文化財保存運動のすすめかたについて—世界のとりくみにまなぶ—」『乙訓文化遺産』21号、乙訓の文化遺産を守る会、2016年。
- 坪井主税「平和博物館：その定義と類別化に関する若干の考察」『札幌学院大学人文学会紀要』第64号、1998年。
- 坪井主税「ルサーン国際戦争と平和博物館—視覚資料による建物・展示会場および一部展示品の再現—」『札幌学院大学人文学会紀要』第67号、2008年。
- 土場学「公共性と共同性のあいだ—公共性の社会学の可能性—」『応用社会学研究』No.48、立教大学社会学部・社会学研究科、2006年。
- 富永佐登美・葉柳和則「非体験者にとっての継承活動の現状—長崎・元平和案内人への聞き取りからの考察—」『長崎大学総合環境研究』第12巻第1号、2010年。
- 富永佐登美「非体験者による被爆をめぐる語りの課題と可能性—平和案内人の実践を手がかりに」『文化環境研究』第6号、2012年。
- 富永佐登美「非体験者による被爆をめぐる新しい語り—ピースバトンナガサキの実践を手がかりに—」『文化環境研究』第7号、2014年。
- 豊川海軍工廠跡地保存をすすめる会『「豊川海軍工廠跡地保存をすすめる会」会報けやき』創刊号、1996年7月8日。
- 豊川海軍工廠跡地保存をすすめる会編著『学び・調べ・考えようフィールドワーク豊川海軍工廠』平和文化、2015年。
- 豊川市教育委員会『豊川海軍工廠平和公園内残存遺構保存整備事業報告書』2019年。
- 長崎市被爆継承課『平成28年度 青少年ピースボランティア報告書』2017年。
- 永田香織「博物館におけるボランティア活動の展開と課題」『東風西声 九州国立博物館紀要』第4号、2008年。
- 永田香織「みんなでつくるボランティア活動—九州国立博物館ボランティアの実践より—」『月刊社会教育』No.649、2009年11月。
- 並木美砂子「来館者研究における『コミュニケーション論』の検討」『博物館学雑誌』第26巻第1号、2000年。
- 檜崎修一郎『骨が語る兵士の最期—太平洋戦争・戦没者遺骨収集の真実—』筑摩書房、2018年。
- 二宮宏之「戦後歴史学と社会史」歴史学研究会編『戦後歴史学再考—「国民史」を越えて—』青木書店、2000年。
- 庭田杏珠・渡邊英徳『AIとカラー化した写真でよみがえる戦前・戦争』光文社、2020年。
- 橋本明子(山岡由美訳)『日本の長い戦後—敗戦の記憶・トラウマはどう語り継がれているか—』(原著英文)みすず書房、2017年。
- 長谷川貴彦編『エゴ・ドキュメントの歴史学』岩波書店、2020年。
- 波田永実「戦争博物館に望まれるもの」荒井信一編『戦争博物館』岩波書店、1994年。
- 八七会の豊川海軍工廠被爆50周年記念出版委員会編『豊川海軍工廠の記録—陸に沈んだ兵器工

- 場一』これから出版、1995年。
- 浜口哲一『放課後博物館へようこそ—地域と市民を結ぶ博物館—』地人書館、2000年。
- 浜田弘明『博物館の新潮流と学芸員』御茶の水書房、2012年。
- 濱田武士「戦争遺産の保存と平和空間の生産—原爆ドームの保存過程を通じて—」『歴史評論』No.772、2014年8月。
- 早瀬晋三『戦争の記憶を歩く東南アジアのいま』岩波書店、2007年。
- ハンス・ケルゼン（長尾龍一・植田俊太郎訳）『民主主義の本質と価値他一篇』岩波書店、2015年。
- ハンナ・アレント（志水速雄訳）『人間の条件』筑摩書房、1994年。
- ピーター・ジャーヴィス（渡邊洋子・犬塚典子監訳）『成人教育・生涯学習ハンドのブック—理論と実践』明石書店、2020年。
- ピーター・センゲ（Peter M Senge）枝廣淳子・小田理一郎・中小路佳代子訳『学習する組織—システム思考で未来を創造する—』英治出版、2011年。
- ピエール・ノラ編（谷川稔監訳）『記憶の場—フランス国民意識の文化=社会史—』岩波書店、2002年、30頁。
- 比江島大和「東京大空襲・戦災資料センター—人びとの空襲体験を受け継ぐ展示へ—」『博物館研究』Vol.55No.9、通巻628号、日本博物館協会、2020年。
- 東自由里「戦争博物館にみる『場所性』と『政治性』」『博物館研究』第51巻第11号、2016年。
- 彦坂実「『八七会』と歩んだ六十年」『「豊川海軍工廠跡地保存をすすめる会」会報けやき』第22号、2005年7月1日。
- 広島市立大学広島平和研究所編『平和と安全保障を考える事典』法律文化社、2016年。
- 広島平和記念資料館学芸課「相互の協力を確認 日本平和博物館会議が開催されました」『平和文化』No.182、広島平和記念センター、2012年。
- 広田照幸『教育は何をなすべきか』岩波書店、2015年。
- 深谷直弘『原爆の記憶を継承する実践—長崎の被爆遺構保存と平和活動の社会的考察—』新曜社、2018年。
- 福井雅英「地域と結ぶ総合学習の実践を検討し、<課題学習としての総合学習>の構想を考える」『地域民主教育全国交流研究会滋賀の会機関紙 いまを生きる—子ども・学校・地域—』創刊号、地域民主教育全国交流研究会滋賀の会、2020年。
- 福井庸子「NPO 博物館の活動にみる『学び』の意義—NPO 法人高麗博物館の取り組みを中心に—」日本社会教育学会編『NPO と社会教育』東洋館出版社、2007年。
- 福島在行「『フォーラム』としての平和博物館は可能か？～吉田憲司の提言から考える～」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第7号、立命館大学国際平和ミュージアム、2006年。
- 福島在行「平和博物館と／の来歴の問い方—立命館大学国際平和ミュージアムが背負い込んだも

- の一」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第8号、2007年。
- 福島在行・岩間優希「<平和博物館研究>に向けて—日本における平和博物館研究史とこれから—」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』別冊、2009年。
- 福島在行「現代日本の平和博物館の現状と諸課題に関する考察—平和博物館の課題と歴史教育・歴史学との交点—」京都府立大学大学院文学研究科史学専攻博士論文、2011年。
- 福島在行「平和博物館の<再発見>に向けて—現代日本という場で考える／試みる」『平和の人類学』法律文化社、2014年。
- 福西加代子「戦争と平和を語り継ぐ—立命館大学国際平和ミュージアムのボランティアガイドの実践を事例に」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第13号、2012年。
- 福林徹「戦争遺跡を平和の語り部に」『人権と部落問題』No.866、部落問題研究所、2015年1月。
- 福間良明『「聖戦」の残像—知とメディアの歴史社会学』人文書院、2015年。
- 福間良明『『戦跡』の戦後史—せめぎあう遺構とモニュメント—』岩波書店、2015年。
- 福間良明・山口誠偏『『知覧』の誕生—特攻の記憶はいかに創られてきたか』柏書房、2015年。
- 福山政一「豊川海軍工廠跡地の転換と市の将来」『新都市』第5巻第10号、都市計画協会、1951年10月号。
- 藤田秀雄編『平和学習入門』国土社、1988年。
- 藤田秀雄「平和博物館の方向」『平和のための博物館市民ネットワーク通信「ミュージズ」』No.10、平和のための博物館市民ネットワーク、2003年。
- 藤田秀雄「平和の文化と平和システム」『日本の科学者』Vol.39No.4、日本科学者会議編、2004年。
- 藤田秀雄「21世紀の平和・人権学習」『現代的人権と社会教育の価値』東洋館出版社、2004年。
- 藤田秀雄「行動する人間こそ—平和博物館の課題—」『軍縮問題資料』No.305、軍縮市民の会・軍縮研究室、2006年。
- 藤田秀雄『平和学習—いのちの権利から考える—』平和のための学習・文化活動研究会、2017年。
- 普天間朝佳「ひめゆり平和祈念資料館開館20周年—ひめゆり同窓会の平和運動の軌跡と次世代への継承の取り組み」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要』第10号、2009年。
- 平和友の会『平和をつむいで20年—平和友の会20周年記念誌—』2013年。
- ベティ・リアドン アリシア・カブスード（藤田秀雄・浅川和也監訳）『戦争をなくすための平和と教育—「暴力の文化」から「平和の文化」へ』明石書店、2005年。
- ベネディクト・アンダーソン（白石隆・白石さや訳）『定本想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行—』書籍工房早山、2007年。
- 編集小委員会「博物館特集のねらい」『月刊社会教育』No.762、2019年11月。

- ポール・コナトン(芦刈美紀子訳)『社会はいかに記憶するか—個人と社会の関係—』新曜社、2011年。
- ポール・リクール(久米博訳)『記憶・歴史・忘却<上>』新曜社、2004年。
- 保阪正康『保阪正康 歴史を見つめて』北海道新聞社、2018年。
- 本田稔「過去の克服とフリッツ・バウアー」『立命館法学』369号、370号、立命館大学法学部、2016年。
- 本田稔(訳)「刑法によるナチの過去の克服に関する3つの論考—ヨアヒム・ペレリス、ミヒャエル・グレーヴェ、トム・セゲフ—」『立命館法学』379号、2018年。
- 松浦総三『天皇裕仁と地方都市空襲』大月書店、1995年。
- 松岡敬二「自然史系博物館の現状」『地学雑誌』107(6)、1998年。
- 松崎相「野外平和博物館としての戦争遺跡の意義—掩体壕の活用を通して—」『博物館学雑誌』第33巻第1号、全日本博物館学会、2007年。
- 松元雅和『平和主義とは何か—政治哲学で考える戦争と平和—』中央公論社、2013年。
- マリタ・スターケン『アメリカという記憶—ベトナム戦争、エイズ、記念碑的表象—』未来社、2004年。
- 宮内洋・好井裕明編著『<当事者>をめぐる社会学—調査での出会いを通して—』北大路書房、2010年。
- 宮坂広作『生涯学習と主体形成』明石書店、1992年。
- 宮地尚子『環状島=トラウマの地政学』みすず書房、2007年。
- 宮地尚子『トラウマ』岩波書店、2013年。
- 宮原誠一「平和のための教育活動」『宮原誠一教育論集』国土社、1976年。
- 村上登司文「平和博物館と軍事博物館の比較—比較社会的考察—」『広島平和科学』第25号、2003年。
- 村上登司文「平和形成方法の教育についての考察(その2)—日英中学生の平和意識調査の比較から—」『広島平和科学』29、広島大学平和科学研究センター、2007年。
- 村上登司文『戦後日本の平和教育の社会学的研究』学術出版会、2009年。
- 村上登司文「ドイツの平和教育の考察—ギムナジウムの調査を中心に—」『広島平和科学』35、広島大学平和科学研究センター、2013年。
- 村上登司文「広島学習を行う平和教育の評価—附属桃山小学校の2011年度調査を事例にして—」『京都教育大学紀要』No.122、2013年。
- 村上登司文「平和な社会形成のための教育—いきいき平和学習—」平和教育シリーズNo.4、京都教育大学教育社会学研究室、2014年。
- 村上登司文「戦争体験継承が平和意識の形成に及ぼす影響—中学生に対する平和意識調査の時系列分析—」『広島平和科学』38、2016年。
- 村上登司文「戦争体験継承に対する当事者意識を育てる教育の考察」『京都教育大学教育実践研

- 究紀要』第18号、2018年。
- 村上登司文・井上力省・長岡文音・増田友紀「沖縄の平和教育—平和教育の現代化への課題—」  
『京都教育大学教育実践研究紀要』第16号、2016年。
- 村上有慶「戦跡保存の取り組みと課題」『歴史評論』No.772、2014年8月。
- 室田元美『ルポ土地の記憶—戦争の傷跡は語り続ける—』社会評論社、2018年。
- 森達也『すべての戦争は自衛意識から始まる』ダイヤモンド社、2015年。
- 安島太佳由『日本の戦跡を見る』岩波書店、2003年。
- 安島太佳由『訪ねて見よう！日本の戦争遺跡』角川SSコミュニケーションズ、2009年
- 安田常雄「展示『戦争と平和』の基本的視点」国立歴史民俗博物館編『歴博フォーラム戦争と平和—総合展示第6室〈現代〉の世界1』東京堂出版、2010年。
- 山田朗・渡辺賢二・齋藤一晴『登戸研究所から考える戦争と平和』芙蓉書房出版、2011年。
- 山田正行「地域における博物館活動とボランティアの学習—ポーランド国立オシフェンチム＝ア  
ジェンカ（アウシュヴィッツ＝ビルケノウ）博物館の日本における展示活動に関連させて—」  
『秋田大学教育学部研究紀要 教育科学部門』第52集、1997年。
- 山田正行『希望への扉—心に刻み伝えるアウシュヴィッツ』同時代社、2004年。
- 山中恒『ボクラ少国民』講談社、1989年。
- 山根和代「平和博物館、平和博物館建設運動の現状と課題」『立命館平和研究—立命館大学国際  
平和ミュージアム紀要—』第4号、2003年。
- 山根和代「日本の平和博物館におけるNGOの役割—大阪国際平和センターの場合—」『第6回  
国際平和博物館会議報告集』第6回国際平和博物館会議組織委員会、2009年。
- 山根和代・山辺昌彦編集『世界における平和のための博物館』東京大空襲・戦災資料センター、  
2010年。
- 山根和代「平和博物館における平和教育—広島と長崎への旅—」『立命館国際研究』27(1)、2014  
年。
- 山根和代「平和ミュージアムと平和教育」『住民と自治』自治体問題研究所、2018年8月。
- 山辺昌彦「日本の平和博物館の到達点と課題」歴史教育者協議会編『増補 平和博物館・戦争資  
料館』青木書店、2004年。
- 山辺昌彦「第3回世界平和博物館会議について」『博物館問題研究』No.26、1999年。
- 山辺昌彦「東京大空襲をめぐる研究と運動について」『歴史評論』No.787、2015年11月。
- 山本珠美「コミュニティ・ミュージアム—博物館と参加型文化活動—」『日本社会教育学会紀要』  
No.33、1997年。
- 山本桃子「大学博物館における学習機会の検討—ボランティア活動を事例に—」『早稲田大学大  
学院教育学研究科紀要 別冊』23号2、2016年、57頁。
- 山脇直司『公共哲学からの応答—3.11の衝撃の後で—』筑摩書房、2011年。
- 弓狩匡純『平和のバトン—広島の高校生たちが描いた8月6日の記憶—』くもん出版、2019年。

- ユルゲン・ハーバーマス（細谷貞雄訳）『公共性の構造転換』未来社、1973年。
- 吉池俊子「マレーシア・中国の慰安所跡を訪ねて」『歴史評論』No.772、2014年8月。
- Yoshiko.Tanigawa,The promotion of peace education through guides in peace museums.A case study of kyoto Museum for World Peace, Ritsumeikan University,Journal of Peace Education, vol.12,No.3, 2015.
- 吉田憲司「博物館の営みと歴史—その問題性と可能性」国立歴史民俗博物館編『歴史展示とは何か—歴博フォーラム歴史系博物館の現在・未来』アム・プロモーション、2003年。
- 吉田裕『アジア・太平洋戦争』岩波書店、2007年。
- 吉浜忍「沖縄県における戦争遺跡の保存活用—戦争遺跡の文化財指定を視点に—」『沖縄国際大学社会文化研究』vol.11、No.1、沖縄国際大学、2008年。
- ヨハン・ガルトゥング（高柳先男・塩屋保・酒井由美子訳）『構造的暴力と平和』中央大学出版、1991年。
- 蘭信三・小倉康嗣・今野日出晴編『なぜ戦争体験を継承するのか—ポスト体験時代の歴史認識—』みずき書林、2021年。
- リン・ハント（長谷川貴彦訳）『なぜ歴史を学ぶのか』岩波書店、2019年。
- 歴史学研究会編『事実の検証とオーラル・ヒストリー—澤地久枝の仕事をめぐって—』青木書店、1988年。
- 歴史学研究会編『オーラル・ヒストリーの体験史—本多勝一の仕事をめぐって—』青木書店、1988年。
- 歴史学研究会編『歴史を社会に活かす—楽しむ・学ぶ・伝える・観る—』東京大学出版会、2017年。
- 歴史教育者協議会編『増補 平和博物館・戦争博物館ガイドブック』青木書店、2004年。
- レスターM.サラモン（山内直人訳）『NPO 最前線—岐路に立つアメリカ市民社会』岩波書店、1999年。
- 若尾政希『百姓一揆』岩波書店、2018年。
- 鷺田健太「ポスト第三世代の博物館像—地域博物館の在り方と今後の方向性—」『龍谷大学大学院政策学研究』第7号、2018年。
- 渡辺賢二「陸軍登戸研究所の実相をみつめて—明治大学平和教育登戸研究所資料館設置の意義—」『歴史評論』No.772、2014年8月。
- 渡辺美季「過去の痕跡をどうとらえるのか—歴史学と史料」東京大学教養部歴史学部会編『歴史学の思考法』岩波書店、2020年。
- 渡邊祐子「博物館教育における構成主義的転換に関する考察—欧米における博物館教育の変遷を通じて—」『日本社会教育学会紀要』第52巻第1号、2016年。
- 和田光弘「記念碑の創るアメリカ—最初の殖民地・独立革命・南部—」若尾祐司・羽賀祥二編『記録と記憶の比較文化史—史誌・記念碑・郷土—』名古屋大学出版会、2005年。

## 【資料 1】

### 日本の平和博物館

	平和博物館 (旧施設名)	設立	設置	都道府県	区市町村	主な展示内容
1	長崎原爆資料館 (長崎国際文化会館)	1955	公立	長崎県	長崎市	原爆被害、被爆者の訴え、日中戦争と太平洋戦争、核兵器時代の実物資料、写真、パネル
2	広島平和記念資料館 (原爆資料館)	1955	公立	広島県	広島市	原爆被爆体験、被爆までの軍都広島、核兵器反対のとりくみ紹介。個人がみえる展示
3	沖縄県平和祈念資料館	1975	公立	沖縄県	糸満市	沖縄戦への道、地上戦の体験、捕虜収容所の生活
4	知覧特攻平和会館	1975	公立	鹿児島県	南九州市	特攻隊員の遺影、遺書、知覧飛行場の様子
5	都立第五福竜丸展示館	1976	公立	東京都	江東区	第五福竜丸の被災、乗組員の健康被害、原爆マグロと放射能雨、マーシャル諸島の被曝、ラッセル=アインシュタイン宣言、エンジン
6	創価学会戸田平和記念館	1979	団体	神奈川県	横浜市	原水爆禁止をテーマにしている。無差別爆撃の違法性、核兵器の脅威など、写真・図版パネルがある
7	武富戦争資料館 (兵士・庶民の戦争資料館)	1979	民間	福岡県	小竹町	武富登巳男氏の自宅の一室を改装して作られた。軍服、寄せ書き、日の丸の旗、兵士の遺品。展示数は200点ほど、約2000点近い所蔵品
8	アンネ・フランク資料館	1980	団体	兵庫県	西宮市	アンネとユダヤ人犠牲者の遺品と写真、隠れ家の模型
9	仙台市戦災復興記念館	1981	公立	宮城県	仙台市	仙台市の発展、1945年7月10日の仙台空襲、市民は戦争の被害者であるという視点がある。防空壕の原寸大模型、市庁舎のサイレン。戦災復興など
10	反戦平和資料館 (ヌチドゥタカラの家)	1984	民間	沖縄県	伊江村	阿波根昌鴻が私費で建設。沖縄県伊江島にある。沖縄戦、米軍基地反対運動
11	浦頭引揚記念平和公園・資料館	1986	公立	長崎県	佐世保市	引揚経路模型(検疫所～援護局)、検疫所の消毒器具、引き揚げ当時の着衣、日記、リュックサック、引揚証明書、書籍など。旧検疫所跡地を見下ろす場所にある
12	筑前町立大刀洗平和祈念館(大刀洗平和記念館)	1987	公立	福岡県	筑前町	旧陸軍大刀洗飛行場と人々の生活、大刀洗大空襲と特攻隊、航空技術に関する展示など。2009年新館開館
13	舞鶴引揚記念館	1988	公立	京都府	舞鶴市	引き揚げ者の受入、ソ連・中国での抑留体験
14	浜松復興記念館	1988	公立	静岡県	浜松市	戦時下の日用品、戦災復興に関する展示。1945年12月13日から27回にも及ぶ浜松市の空襲、艦砲射撃による被害。1945年6月18日の浜松大空襲
15	平和祈念館天望庵	1988	民間	長崎県	佐世保市	1988年12月8日開館。軍服、召集令状、米軍のまいた宣伝ビラなど、約2500点を展示している。寄贈品が80%。元中学校教諭・藤原辰雄が夫妻で建設
16	大久野島毒ガス資料館	1988	公立	広島県	竹原市	半官半民で運営。毒ガス製造過程の遺物、毒ガス後遺症に関する資料、日中戦争で実戦使用したことを証明する資料など



17	ひめゆり平和祈念資料館	1989	財団	沖縄県	糸満市	沖縄戦までの経緯、陸軍病院壕、戦下の南部撤退、ひめゆり学徒の遺影と犠牲状況
18	南風原文化センター	1989	公立	沖縄県	南風原町	南風原陸軍病院壕の再現。南風原壕群 20 号の公開。日用品、医療品。学童疎開、移民と戦争など。2009 年新館完成
19	丹波マンガン記念館	1989	民間	京都府	京都市	大砲の砲身や銃身などを作るために使われたマンガンの採掘に、朝鮮人労務者が働かされていた。2014 年 NPO で再開
20	平和資料館・草の家	1989	民間	高知県	高知市	草の根の市民によって運営される。高知空襲、戦時下の新聞・雑誌、環境問題、平和的生存権とは何かと問っている
21	平和資料展示コーナー (旧：中野区平和資料展示室)	1989	公立	東京都	中野区	中野の戦火の展示。慰問袋、ゲートル、防衛食容器ほか。中野区役所 4 階に設置。国民学校の学童疎開先での生活を記録した写真など
22	「少国民の部屋」資料館	1989	民間	長崎県	長崎市	戦時下の子どもがおくった生活関連資料や谷内六郎『週刊新潮』の表紙絵約 1400 点。館主・高浪藤夫のことば「戦争中に生きた人は、みんな個人が戦争資料館・・・」
23	青森空襲資料常設展示室	1990	公立	青森県	青森市	1990 年平和都市宣言をうけて青森市中央市民センターに開室。1945 年 7 月 28 日の青森空襲を伝える約 50 点の写真パネル、生活資料
24	大阪国際平和センター (ピースおおさか)	1991	公立	大阪府	大阪市	大阪大空襲が主な展示で、被害状況や戦時下の生活を伝えている
25	吹田市立平和祈念資料館 (旧：平和祈念資料室)	1992	公立	大阪府	吹田市	吹田の空襲、戦時中の国民生活や軍隊に関する現物資料、1 トン爆弾の破片、写真パネルのほか、生活再現展示
26	川崎市平和館	1992	公立	神奈川県	川崎市	川崎大空襲、戦争中の生活、民族紛争や現代の戦争、国家の暴力、武力紛争とメディアの関わりも紹介している
27	立命館大学国際平和ミュージアム	1992	大学	京都府	京都市	大学立の博物館。学徒出陣、十五年戦争中の加害と被害の歴史など。平和学の成果をとり入れた平和創造の展示
28	静岡平和資料センター	1992	民間	静岡県	静岡市	市民が描いた静岡の空襲体験画 120 点、所蔵資料 3167 点、平和文庫 1500 冊。平和学習
29	ノーモアヒバクシャ会館	1992	社団	北海道	札幌市	1 階北海道被爆者協会、2 階が広島・長崎原爆資料展示室。とけた瓦、ガラス、熱戦で変形したガラス瓶、写真パネルは 100 点余り
30	万世特攻平和祈念館 (旧：加世田市平和祈念館)	1993	公立	鹿児島県	南さつま市	陸軍最後の特攻基地、万世飛行場跡。特攻隊員の遺影（子犬を抱く少年兵の写真など）や遺書、零式三座水上偵察機
31	埼玉県平和資料館（埼玉ピースミュージアム）	1993	公立	埼玉県	東松山市	1920～1940 年代の昭和初期から終戦までを中心に、不況と満蒙開拓、軍国主義、戦時体制の展示がある。体験型施設もある。
32	鳴門市ドイツ館	1993	公立	徳島県	鳴門市	第一次世界大戦中にドイツ兵を収容した板東俘虜収容所の生活、人々の交流を展示。日本で「第九交響曲」初演した場所。1972 年創設

33	堺市平和と人権資料館 (フェニックス・ミュージアム)	1994	公立	大阪府	堺市	自治都市堺、堺大空襲のジオラマ、日本の侵略と加害、人権関係の展示
34	福山市人権平和資料館	1994	公立	広島県	福山市	部落問題などの人権関係、福山空襲に関わる資料展示
35	太平洋戦史館	1995	NPO	岩手県	奥州市	旧戦地で発見した遺留品展示。兵士の名前が刻まれた水筒。出征祝いの日章旗。
36	高松市市民文化センター 平和記念室	1995	公立	香川県	高松市	戦時下の市民生活、高松空襲に関する内容。市民運動と行政の連携。現高松市平和記念館
37	世田谷区立平和資料館 (せたがや未来の平和館)	1995	公立	東京都	世田谷区	当時の新聞、宣戦の詔勅、広島・長崎の被害写真、東京大空襲・浅草付近の写真、世田谷区の学童疎開。1995年開設の「せたがや平和資料室」は、2015年「世田谷平和資料館」として開館
38	岡まさはる記念長崎平和資料館	1995	民間	長崎県	長崎市	日本の戦争加害(朝鮮人被曝、強制連行・強制労働、皇民化教育、中国人強制連行、慰安婦、南京虐殺)、戦後補償
39	ホロコースト記念館	1995	団体	広島県	福山市	アンネ・フランクやアウシュヴィッツ強制収容所関連の遺品
40	朱鞠内・笹の墓標展示館	1995	団体	北海道	幌加内町	旧光顕寺本堂。空知民衆史講座が管理。朱鞠内における日本人や3000人以上の朝鮮人ら強制連行・強制労働の歴史と全国の強制連行に関する写真資料など
41	姫路市平和資料館	1996	公立	兵庫県	姫路市	明治維新からの歴史、戦時下の人々の暮らしの様子、姫路空襲
42	嘉麻市碓井平和祈念館	1996	公立	福岡県	嘉麻市	背囊や三八式歩兵銃など。産炭地であった筑豊にある碓井町は、炭鉱によって戦争と関わった。その歴史的事実や、部落差別など人権問題もテーマにしている
43	佐伯市平和祈念館やわらぎ	1997	公立	大分県	佐伯市	佐伯海軍航空隊の概要と戦争体験者の証言、本当の平和について考えるコーナーなど。佐伯海軍航空隊兵舎の跡地に開館。
44	神戸市立兵庫図書館・ 戦災記念資料室	1997	公立	兵庫県	神戸市	「神戸空襲を記録する会」が収集した資料、召集令状、防空に関するチラシ、罹災証明書などの文書資料、焼夷弾の破片、防空頭巾ほか
45	地球市民神奈川プラザ・ 国際平和展示室	1998	公立	神奈川県	横浜市	過去の戦争、生存を脅かす地球規模の課題(紛争、難民、環境、開発、貧困)、横浜、川崎、平塚、小田原の空襲被害と戦後
46	八重山平和祈念館	1999	公立	沖縄県	石垣市	「戦争マラリア」の実相を後世に正しく伝える。戦争マラリア犠牲者の遺族らが、篠原武夫琉球大学教授を会長に「沖縄戦強制疎開マラリア犠牲者支援会」結成。国家補償を求めて活動から設立
47	杉原千畝記念館	2000	団体	岐阜県	八百津町	ホロコーストの歴史、ユダヤ人迫害、戦争中にユダヤ人を救った杉原千畝の行動
48	戦没した船と海員の資料館	2000	団体	兵庫県	神戸市	太平洋戦争で戦没した船員6万331名、被害船舶1万5518隻の記録の収集と展示。船名、戦没状況、攻撃を受ける商船の写真ほか

49	アウシュビッツ平和博物館	2000	NPO	福島県	白河市	前身は「心に刻むアウシュビッツ展」と「アウシュビッツ平和博物館」(栃木県)、アウシュビッツ収容所、ホロコースト、ユダヤ人への援助者。2003年白河市に移転
50	高麗博物館	2001	NPO	東京都	新宿区	歴史と文化のありようを問ひかけ、朝鮮文化を紹介している。市民がつくる日本と韓国交流の歴史博物館。認定NPO法人で運営
51	平和文化史料館ゆきのした	2001	団体	福井県	丸岡町	福井空襲、全国の空襲戦災資料、戦前のプロレタリア文化運動、戦後の平和民主化運動資料
52	北上平和記念展示館	2002	公立	岩手県	北上市	故高橋峯次郎さんに戦地の教え子から寄せられた郵便や銃、衣服、教科書など戦時資料約400点が展示されている。若い農民兵士の思いがわかる
53	岐阜市平和資料室	2002	公立	岐阜県	岐阜市	岐阜市空襲や岐阜県下の戦災と戦時下の市民生活、大量の戦災遺品、M69収束焼夷弾の複製模型など
54	東京大空襲・戦災資料センター	2002	財団	東京都	江東区	東京大空襲の各種資料や遺品、収束焼夷弾の原寸模型などを展示。平和のための博物館・市民ネットワーク通信(第4号2000年～を掲載)
55	西宮市平和資料館	2002	公立	兵庫県	西宮市	西宮教育文化センター1階にあり、「戦争と家族」「戦時下の暮らし」「戦地にて」のテーマからなる。焼夷弾の破片、防毒マスクなど。5回に及ぶ西宮空襲の記録
56	国立広島原爆死没者追悼平和祈念館	2002	国立	広島県	広島市	原爆死没者の遺影、被爆体験手記を保存、記録
57	対馬丸記念館	2003	財団	沖縄県	那覇市	学童疎開船の対馬丸の米軍魚雷による遭難・犠牲。子供1476人の犠牲を伝える
58	国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館	2003	国立	長崎県	長崎市	原爆死没者の遺影、被爆体験手記を保存、記録
59	ナガサキピースミュージアム	2003	NPO	長崎県	長崎市	「平和文化型ミュージアム」で紛争、飢餓、貧困、環境破壊などの問題を展示。名誉館長は画家の原田泰治、理事長は、さだまさし
60	長岡戦災資料館	2003	公立	新潟県	長岡市	1945年7月20日、8月1日、8月2日の長岡空襲の惨禍を記録・保存し、伝えていくため、長岡戦災資料館を開設
61	女たちの戦争と平和資料館	2005	NPO	東京都	新宿区	常設展として、女性国際戦犯法廷の概要の説明パネル展示。アジア各国の「慰安婦」被害に関する企画展、戦時性暴力など
62	岡山シティミュージアム岡山空襲展示室	2006	公立	岡山県	岡山市	1945年6月29日の岡山空襲の戦災資料。前身は2002年設立の岡山空襲平和資料館[2005年以降、NPO、岡山市勤労者福祉センター内](旧:岡山空襲出石資料館)
63	しょうけい館(戦傷病者史料館)	2006	国立	東京都	千代田区	戦地の生活と受傷、傷病兵の苦勞、復員後の生活。厚生労働省の管轄
64	中帰連平和記念館	2006	NPO	埼玉県	川越市	撫順戦犯管理所での寛大政策、中国帰還者連絡会に関する資料。戦争犯罪に関する資料

65	わだつみのこえ記念館	2006	NPO	東京都	文京区	戦死した学生の遺書や日記、戦場でのスケッチ。文京区本郷にある
66	戦争と平和の資料館 (ピースあいち)	2007	NPO	愛知県	名古屋市	愛知県下の空襲、戦時下の暮らし、現代の戦争と平和。2010年に博物館相当施設
67	山梨平和ミュージアム -石橋湛山記念館	2007	NPO	山梨県	甲府市	甲府空襲の被害と世界の戦略爆撃の歴史、石橋湛山の資料
68	水戸市平和記念館	2009	公立	茨城県	水戸市	防空頭巾、もんぺ、民間人用鉄兜、爆弾（不発弾）焼夷弾の筒、千人針、衣料切符、罹災証明書。水戸空襲、戦災の体験絵画約100点
69	明治大学平和教育登戸 研究所資料館	2010	大学	神奈川県	川崎市	秘密戦を研究していた第九陸軍技術研究所跡にあり、細菌兵器、風船爆弾、偽札など秘密戦にかかわる資料
70	滋賀県平和祈念館	2012	公立	滋賀県	東近江市	満州事変から太平洋戦争までの滋賀県民の戦争体験、八日市空襲、陸軍八日市飛行場、掩体壕に関する資料
71	宇佐市平和資料館	2013	公立	大分県	宇佐市	宇佐海軍航空隊の歴史や宇佐への空襲に関する資料や実物大の零戦21型模型展示。城井1号掩体壕、落下傘整備所や爆弾池など、多数の戦争遺跡を説明
72	満蒙開拓平和記念館	2013	社団	長野県	阿智村	満蒙開拓団と移民関連の地図、写真。山本慈昭と中国残留孤児の歴史
73	花岡平和記念館	2015	NPO	秋田県	大館市	花岡鉱山に強制連行された中国人労働者への弾圧事件（花岡事件）の概要や強制連行の経緯を説明したパネル。拷問の様子をかいた墨絵。大館市
74	豊川市平和交流館	2018	公立	愛知県	豊川市	豊川海軍工廠の歴史や公園内の戦争遺跡について写真、パネル等の資料

（出所）歴史教育者協議会編（2004）『増補 平和博物館・戦争資料館ガイドブック』青木書店などの文献、山根和代・山辺昌彦編（2010）『世界における平和博物館』東京大空襲・資料センター、先行研究、各平和博物館の発行資料とホームページ、聞き取り調査などを参考に筆者作成。

（注1）2018年段階での研究対象とした主な平和博物館である。

（注2）以降の設置状況については「日本国内のため平和のための博物館」共同編集責任者：山根和代・安齋育郎・小島憲太郎『世界における平和のための博物館』第10回国際平和博物館会議・組織委員会、立命館大学国際平和ミュージアム、2020年9月、15-70頁が詳しい。本書は「平和のための博物館」として平和博物館の概念を広くとらえて、日本の「平和のための博物館」84館を含め、世界各国にある「平和のための博物館」303館を紹介している。

## 【資料2】

# 平和博物館と平和ガイドに関する調査

## 調査のお願い

- 本調査は平和博物館と平和ガイドへの意識について調査することを目的としています。
- 回答データは研究目的にのみに使用され、統計的に処理されますので、個人が特定されることはありません。
- 回答したくない質問については、無回答のままでもかまいません。皆さんの思うままの回答をお願いいたします。

本日の年月を記入して下さい。 年（                      ）月

**A 立命館国際平和ミュージアムについて、おたずねします。**

（注1）問1～問3については、あてはまる展示コーナーの番号を1つ選んで下さい。

問1 一番長く見学した展示コーナーはどこですか。 （                      ）

問2 興味がわいた展示コーナーはどこですか。 （                      ）

問3 今後必要だと思うコーナーはどこですか。 （                      ）

- |              |                      |            |
|--------------|----------------------|------------|
| 1. 軍隊と兵士     | 2. 国民総動員（戦時下の暮らし）    | 3. 植民地と占領地 |
| 4. 空襲・沖縄戦・原爆 | 5. 平和への努力（戦争を反対した人々） |            |
| 6. 戦争責任      | 7. 2つの世界大戦と戦争を防ぐ努力   |            |
| 8. 植民地の独立と冷戦 | 9. 冷戦後の戦争            |            |
| 10. 兵器の開発    | 11. 現代の地域紛争          |            |

（注2）問4～問23については、

あなたの考えにもっとも近いものを1～5から選んで、○を一つつけて下さい。

1	2	3	4	5
そう思う	少しそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない

問4 展示物の説明文はわかりやすい。…………… 1 2 3 4 5

問5 博物館学芸員を含む職員の仕事は把握できた。 1 2 3 4 5

問6 「平和と民主主義」の思いが伝わってきた。… 1 2 3 4 5

問7 戦争には侵略戦争と国を守る戦争（正義の戦争）  
がある。…………… 1 2 3 4 5

問8 日本は今後どのような戦争も行うべきではないと  
思う。…………… 1 2 3 4 5

- 問9 他の平和博物館も、見学したい。・・・・・・・・ 1 2 3 4 5
- 問10 見学前より、見学後のほうが平和への関心が  
高まった。・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 3 4 5
- 問11 平和のために何か行動することが必要である。 1 2 3 4 5

**B** 平和ガイドについて、おたずねします。

1	2	3	4	5
そう思う	少しそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない

- 問12 ガイドの説明に興味があった。・・・・・・・・ 1 2 3 4 5
- 問13 客観的事実を説明しようとしていた。・・・・ 1 2 3 4 5
- 問14 イメージやエピソードを交えた説明・・・・・・・・ 1 2 3 4 5  
があった。
- 問15 「ガイドの思いや願い（希望や意見の発信）」  
が伝わってきた。・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 3 4 5
- 問16 ガイドは自分の意見を差し控えていた。・・・ 1 2 3 4 5
- 問17 ガイドは質問や見学者の反応にこたえていた。 1 2 3 4 5
- 問18 ガイドの説明で、展示物への理解が深まった。 1 2 3 4 5
- 問19 反戦・平和への気持ちを強めることができた。 1 2 3 4 5
- 問20 ガイドによって効率よく見学できる。・・・・ 1 2 3 4 5
- 問21 ガイドの人たちとの交流があった。・・・・・・ 1 2 3 4 5
- 問22 戦争記憶の継承ができる。・・・・・・・・・・・・ 1 2 3 4 5
- 問23 戦争非体験者のガイドも大切だと思う。・・・・ 1 2 3 4 5

**C** 最後に、あなた自身についておたずねします。

問 24 あなたの年齢を教えてください。・・・・・・・・・・ ( ) 才

問 25 あなたの性別(自認のもの)について、あてはまる番号に○をつけてください。

1. 男性      2. 女性

問 26 あなたの出身高校の所在地を都道府県名で答えて下さい。

都道府県 ( )

問 27 あなたの所属大学・学部・回生をお書きください。

( ) 大学 ( ) 学部 ( ) 回生

問 28 第二次世界大戦やアジア・太平洋戦争の話を誰から聞きましたか。

あてはまるものすべてに、○をつけてください。

1. テレビ    2. 先生    3. 祖父母(曾祖父母を含む)    4. インターネット  
5. 戦争体験者    6. 新聞    7. 父や母    8. その他

( )

問 29 学校で平和学習を経験しましたか(複数回答可)。あてはまるものを1～4から選び、○をつけてください。

1. 小学校のとき    2. 中学校のとき    3. 高校のとき    4. 経験なし

問 30 初めて平和博物館を見学したのはいつですか。あてはまるものを1～4から選び、○をつけてください。

1. 小学校    2. 中学校    3. 高校    4. 大学    5. 今回初めて

問 31 平和博物館を見学して、感じたこと思ったことを自由に書いて下さい。

ご協力ありがとうございました